

# 廣島市報

No. 34

昭和二十四年  
一月十七日  
發行  
(月曜日)

發行人所  
**廣島市役所**  
廣島市國泰寺町三九

電話  
中二二二、三五五番(市役所)  
中二二二、六五六番(市會事務局長)  
中二二二、六五八番(市秘書課)  
中二二二、六五八番(市金庫)

昭和二十三年十二月二十五日  
廣島市長 濱井信三

廣島市議會の議決を経て廣島市下水道條例を次のように定める  
昭和二十三年十二月二十五日  
廣島市長 濱井信三

## 【目次】

### 廣島市光の園條例

廣島市光の園條例制定  
廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例制定  
廣島市警察職員並びに消防職員の給與等に關する條例一部改正

### 廣島市危險物取締條例施行規則制定

廣島市危險物取締條例施行規則制定  
廣島市危險物取締條例施行規則制定  
廣島市危險物取締條例施行規則制定

### 廣島市選舉法施行令第八十一條の三第二項の規

廣島市選舉法施行令第八十一條の三第二項の規  
廣島市選舉法施行令第八十一條の三第二項の規  
廣島市選舉法施行令第八十一條の三第二項の規

### 廣島市特別會計職災復興費歳入出豫

廣島市特別會計職災復興費歳入出豫  
廣島市特別會計職災復興費歳入出豫  
廣島市特別會計職災復興費歳入出豫

### 廣島市公安委員會告示

廣島市公安委員會告示  
廣島市公安委員會告示  
廣島市公安委員會告示

### 廣島市傳染病者發生(死亡)一覽表

廣島市傳染病者發生(死亡)一覽表  
廣島市傳染病者發生(死亡)一覽表  
廣島市傳染病者發生(死亡)一覽表

### 廣島市條例第六十三號

廣島市條例第六十三號  
廣島市條例第六十三號  
廣島市條例第六十三號

### 廣島市光の園條例

第一條 目的及び設置  
光の園を設け、その他一般孤兒の保護育成を圖るため、光の園を設置する。

### 第二條 園の位置

光の園は廣島市基町一番地に置く。

### 第三條 園の目的

本園は第一條の目的を達成するため、孤兒を常時收容する。

### 第四條 職員

本園に次の職員を置く。

### 第五條 園長

園長は、若千名の命を受け、園務を掌理し、所屬員を指揮監督する。若千名の命を受け、園務を掌理し、所屬員を指揮監督する。

### 第六條 園長の手続

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第七條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第八條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第九條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十一條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十二條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十三條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十四條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十五條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 第十六條 園長の職權

園長は、園務の進行に必要と認めるときは、園務員を任用し、その任用の承認を受けなければならない。

### 廣島市下水道條例

第一章 總則

### 第一條 目的

本市下水道の管理及び使用に關しては、法令その他別段の定めがあるものを除く外、この條例の定めるところによる。

### 第二條 用語

この條例で私設下水道とは、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第三條 下水道の施設

下水道の施設は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第四條 下水道の管理

下水道の管理は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第五條 下水道の停止

下水道の停止は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第六條 下水道の改築

下水道の改築は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第七條 下水道の修繕

下水道の修繕は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第八條 下水道の清掃

下水道の清掃は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第九條 下水道の汚染防止

下水道の汚染防止は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第十條 下水道の排水

下水道の排水は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第十一條 下水道の漏水

下水道の漏水は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第十二條 下水道の閉鎖

下水道の閉鎖は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第十三條 下水道の掘削

下水道の掘削は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第十四條 下水道の埋設

下水道の埋設は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

### 第十五條 下水道の撤去

下水道の撤去は、下水道法第三條の施設で公道以外に屬する部分を用いるものをいう。

第八條 市長は下水道用地をその効用を妨げない限度において、これが使用を許可することができる。
第三章 私設下水道及び工事
第九條 私設下水道は、下水道工事完了区域の告示をした日から三ヶ月以内に築造しなければならない。
第一條 第一章 職制
第二條 市長は、職制を定める。
第二條 市長は、職制を定める。

第六條 市防衛局は、市長の定める文書簿冊を備え、これを管理し、おこななければならない。
第七條 市防衛局長は、この條例に基き、昭和二十三年七月二十四日からこれを施行し、昭和二十三年九月一日からこれを適用する。
別表
第一節 年手當定限
一、〇〇〇〇圓
副支部長 一、〇〇〇圓
出務手當 三〇圓
出務一日に付 三〇圓
物品 貸與被服
制子 一個
地下足袋 一組

第一號様式  
 第二號様式  
 第三號様式  
 第四號様式  
 第五號様式  
 第六號様式  
 第七號様式  
 第八號様式  
 第九號様式  
 第十號様式  
 第十一號様式  
 第十二號様式  
 第十三號様式  
 第十四號様式  
 第十五號様式  
 第十六號様式  
 第十七號様式  
 第十八號様式  
 第十九號様式  
 第二十號様式

昭和十四年一月七日  
 第五號様式  
 廣島市消防局長殿  
 一、品名  
 二、品名  
 三、品名  
 四、品名  
 五、品名  
 六、品名  
 七、品名

日七十月一年四十二和昭  
 報市島廣  
 廣島市消防局長殿  
 一、品名  
 二、品名  
 三、品名  
 四、品名  
 五、品名  
 六、品名  
 七、品名  
 八、品名  
 九、品名  
 十、品名

廣島市消防局長殿  
 昭和十四年一月七日  
 第四號様式  
 廣島市消防局長殿  
 一、品名  
 二、品名  
 三、品名  
 四、品名  
 五、品名  
 六、品名  
 七、品名

第五號様式		第六號様式		第七號様式		第八號様式		第九號様式		第十號様式	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量

第十一號様式		第十二號様式		第十三號様式		第十四號様式		第十五號様式	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量

第十六號様式		第十七號様式		第十八號様式		第十九號様式		第二十號様式	
品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量	品名	数量

Table with columns for school names (e.g., 廣島市立荒神小学校), room types (e.g., 普通教室), and quantities. Includes a section for '三、聴衆席' (Audience Seats).

廣島市告示第百五十六號の二
規定を（含む）の施行令第百八十一條の三の二項を左の様に定め次の選舉からこれを施行する
昭和二十三年十一月十七日
廣島市長 濱井信三

Table with columns for school names, room types, and quantities. Includes a section for '別表一、照表' (Table 1, Lighting Table).

Table with columns for school names and room types, continuing the list from the previous table.

廣島市規則第六十三號
左の規程は昭和二十三年十二月二十日限り、これを廢止する。
昭和二十三年十二月二十七日
廣島市長 濱井信三
廣島市規則第六十四號
一、選舉運動のために個人演說會開催のために必要な設備の程度等に関する規則中一部を次のように改正する。
昭和二十四年一月十一日
廣島市長 濱井信三

Table with columns for school names, room types, and quantities, including lighting specifications and notes.

Table with columns for school names, room types, and quantities, continuing the list from the previous table.

Forms for '廣島市指合消第 號' (City Fire Insurance) and '廣島市消防局長' (Fire Chief). Includes fields for date, name, and signature.

廣島市告示甲第六十五號  
出稼算追加の要領は左の通り  
昭和二十三年十二月二十四日  
廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第六十六號  
廣島特別會計戰災復興費歳入出稼算追加に要領は左の通り  
昭和二十三年十二月二十四日  
廣島市長 濱井信三

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

廣島市告示甲第六十七號  
廣島特別會計戰災復興費歳入出稼算追加に要領は左の通り  
昭和二十三年十二月二十四日  
廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第六十八號  
廣島特別會計戰災復興費歳入出稼算追加に要領は左の通り  
昭和二十三年十二月二十四日  
廣島市長 濱井信三

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

Table with 2 columns: 歳入 (Income) and 歳出 (Expenditure). Items include 昭和三十二年度廣島市歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加, 昭和三十二年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出稼算追加.

監査報告第四號

地方自治法第九十九條による監査の結果公表  
昭和三十二年十二月二十二日  
廣島市監査委員 中 鈴 木 元 貞

四箇所  
道路標識製作並設置工事  
六、七〇〇坪  
六、二五〇坪  
六、九、六九〇坪

昭和三十二年十二月二十二日  
廣島市監査委員 中 鈴 木 元 貞

昭和三十二年十二月二十二日  
廣島市監査委員 中 鈴 木 元 貞

昭和三十二年十二月二十二日  
廣島市監査委員 中 鈴 木 元 貞



計	種別												計	病名																							
	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一		十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一												
3,84	9757	442	312	315	364	283	283	304	228	235	171	155	廣島市立衛生試驗所利用狀況	五	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	腸チフス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
358	24	18	40	49	45	32	55	22	12	17	29	15	血液	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	チバ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
118	7	13	10	12	9	15	19	1	10	11	2	9	便尿	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	スラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
60	5	3	4	7	3	4	12	13	2		4	3	赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	赤痢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
13	2				6		1		2	1	1		嘔吐	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	チリ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
18	2		2	3		1	3	5	1			1	食物細菌	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	ヤフ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
					1		1	2		1			水質	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	猩紅熱	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
11			1	4					1	2	2	1	藥品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	流腦炎	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
4,432	797	476	369	390	428	335	373	346	258	266	210	184	手數料	四	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	チフス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	三、五六	三、四〇	三、四四	一〇、一三〇	一〇、〇八〇	二、八五五	八、七五五	八、七五〇	一〇、三九〇	七、五七〇	七、七六〇	六、〇〇〇	廣島市立市民病院利用狀況	六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	コレラ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
													(昭和二十三年中)												痘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
													診療人員	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	痘日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
													使用料手數料	一〇九人	八九	八一	一四三	一三二	八九	一四三	一四二	一四二	一四二	一四二	一四二	本疫	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
													入	四、八〇六円	三、六四七	六、一六八	一四、一二九	六、九七五	四、〇七六	七、四二四	七、一〇二	八、二〇七	六、九二四	六、五四三	八、〇四五	痢	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
														八四、〇四六	八、〇四五	六、五四三	六、九二四	八、二〇七	七、一〇二	七、四二四	七、一〇二	八、二〇七	六、九二四	六、五四三	八、〇四五	計	三三	六八	一八	七四	八三	六七	二二	三			

廣島市報 (昭和二十三年中)

計	3,849
	358
	118
	60
	13
	18
	11
	4,432
	三、五六



No. 35

昭和二十四年  
二月二十一日 發行  
(月曜日)

發行人所 廣島市役所  
廣島市國泰寺町三九

電話  
中二、三五二番(市會事務局)  
中一、六五六番(市會事務局)  
六五七番(會計課)  
六五八番(會計課)

【目次】

- 廣島市船入病院條例制定……………一
- 廣島市保嬰院條例等の一部を改正する條例制定……………二
- 廣島市水道使用條例一部改正……………三
- 廣島市警察職員分限條例制定……………四
- 廣島市議會の議決又は一般投票に付すべき財産營造物又は議會の議決に付すべき契約に関する條例制定……………五
- 廣島市有財産取得管理處分條例制定……………六
- 廣島市役所事務分掌條例一部改正……………七

◆規則

- 廣島市隣保館條例施行細則制定……………八
- 廣島市民生委員事務所設置規程制定……………九
- 廣島市文書取扱規程一部改正……………一〇
- 廣島市CIE圖書館規則等の一部を改正する規則制定……………一一
- 廣島市役所事務決裁規程一部改正……………一二
- 廣島市港灣施設使用料例施行細則一部改正……………一三
- 廣島市事務改善委員會規程制定……………一四
- 廣島市文書取扱規程一部改正……………一五

◆告示

第三回換地豫定地指定(其の四)換地豫定地變更(第三回)並びに未指定地補充換地豫定地指定(第三回)及び第四回特別換地豫定地指定の發表  
第三回換地豫定地指定(其の五)第五回特別換地豫定地指定及び第一回特別換地豫定地一部の変更換地指定の發表  
昭和二十三年年度廣島市歳入出豫算追加  
廣島市立衛生試驗所手続料條例施行細則一部改正  
臨時廣島市議會議長當選の公告  
廣島市風俗營業者聽聞規程  
職員給與狀態の監査結果について

◆辭令

臨時市會議決事件について  
廣島市における社會施設一覽表  
出張所管區域別人口、世帯状況表  
傳染病患者發生(死亡)一覽表

條例

廣島市條例第六十七號

廣島市議會の議決を経て廣島市船入病院條例を次のように定める。  
昭和二十四年二月三日

廣島市長 濱井信三

(目的並びに設置)  
第一條 傳染病豫防法により、傳染病患者を隔離收容し、その治療を行うために廣島市船入病院を設置する。

(位置)  
第二條 廣島市船入病院は、廣島市船入幸町六五〇番地に置く。

(職員)  
第三條 本院に左の職員を置く。

院長  
副院長  
事務長  
職員 若干名

院長、副院長及び事務長は技術史員を以てこれに充て、事務長は事務史員を以てこれに充てる。(職務)



第四條 院長は上司の命を受け、業務を掌理し所属員を指揮監督する。

第五條 本院の執務時間及び休日等は本廳の例による。但し治療上特別の事情があるときは、この限りでない。

第六條 入院患者に必要な費用及び病院に於て特に命じた附添人の費用はすべて市費を以てこれを支拂する。但し患者又は附添人等の請求によるものは、請求者の負擔とする。

第七條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

廣島市條例第六十八號

廣島市議會の議決を経て廣島市保養院條例等の一部を改正する條例を次のように定める。

第一條 廣島市保養院條例中、第六條の診療時間を次の通り改める。

第二條 廣島市診療所條例中、第六條の診療時間を次の通り改める。

第三條 廣島市野野圖書館條例中、第五條の圖書閱覽時間を次の通り改める。

第六條の「祝祭日」を「國民祝日」に、「十二月二十八日」を「十二月二十九日」に改める。

廣島市條例第六十九號

廣島市議會の議決を経て廣島市水道使用條例の一部を次のように改正する。

第四十一條第一項中、「三十日以内において給水を停止する」とを「三十日以内において給水を停止する外、一万圓以下の罰金又は料料に處し、損害のあるときは、これを賠償させることができる。」に改める。

同條第二項の次に左の一項を加える。

第一項第四號に規定する工事を行った者に對しても、第一項の罰金又は料料に處する。

廣島市條例第七十號

廣島市議會の議決を経て廣島市警察職員分限條例を次のように定める。

第一條 本市警察職員は、別に規定があるものの外この條例によらなければ、兼任され、休職され、又は免職されることはない。

第二條 この條例で警察職員（以下職員という）とは、警察吏員及び警察に勤務するその他の職員をいう。

第三條 職員が國家公務員法第三十八條第一號、第三號及び第五號に該當するときは、これを免職する。

第四條 職員が左の各號の一に該當する場合は、その意に反してこれを降任し、又は免職することができる。

の意に反してこれを休職することができる。

第六條 前條第一號及び第二號の休職者で、休職期間が満了したとき、又は同條第三號の休職者で、有罪の判決が確定したときは、當然、退職者とする。

第七條 休職者は、職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

第八條 職員分限を審査するため、廣島市警察職員分限審査委員會（以下委員會という）を置く。

第九條 この條例施行に關し、必要な事項は、規則でこれを定める。

第十一條 廣島市警察職員分限審査委員會の任免、服務等に関する條例の一部を次のように改正する。

第四條中「一任用」を「一任用」に改め、「一分割」を削る。

廣島市條例第七十一號

廣島市議會の議決又は住民の一般投票に付すべき財産營造物又は議決に付すべき契約に關する條例を次のように定める。

第一條 議會の議決を経べき財産の取得又は處分、營造物の設置又は處分及び契約の締結並びに住民の一般投票に付すべき負荷及び營造物の處分又は使用の許可に關してはこの條例の定めるところによる。

第二條 地方自治法（以下法という）第九十六條第一項第七號の規定により、左の財産及び營造物を取得、又は設置、若しくは處分する場合はあらかじめ市議會の議決を経なければならない。

取得又は設置する場合

- 一 公園
二 運動場
三 水道施設
四 下水道施設
五 ガス事業施設
六 自動車事業施設

- 七 港灣施設
八 學校
九 試驗場
一〇 圖書館
一一 美術館
一二 物品陳列館
一三 公會堂
一四 劇場
一五 音樂堂
一六 病院
一七 療養所
一八 產院
一九 住宅施設
二〇 宿泊所
二一 浴場
二二 授産場
二三 託兒所
二四 居場所
二五 じんかい處理場
二六 火葬場
二七 葬地
二八 中央卸賣市場
二九 競馬場
三〇 一件千坪以上の土地處分する場合

- 一 公園
二 水道施設
三 下水道施設
四 港灣施設
五 學校

- 六 工業指導所
- 七 圖書院
- 八 病室
- 九 住宅施設
- 一〇 質屋
- 一一 託児所
- 一二 屠場
- 一三 火葬場
- 一四 墓地
- 一五 畜市場
- 一六 製塩所
- 一七 一件千坪以上の土地

第三條 法第九十六條第十一項第九號の規定により左の契約を締結する場合はあらかじめ市議会の議決を経なければならぬ。

法第二百四十三條第一項本分の場合（一般競争入札の場合）

- 一、豫定價格百万圓乃至二百万圓の不動産又は豫定價格三十万圓乃至六十万圓の動産を貸却するとき。
- 二、豫定貨賃料年額三百万圓乃至六百万圓の財産を貸與するとき
- 三、豫定價格五百万圓乃至一千万圓の工事、その他の請負契約を締結するとき
- 四、豫定價格三百万圓乃至六百万圓の物件、勞力その他の供給契約を締結するとき

法第二百四十三條第一項但書の場合（一般競争入札以外による場合）

- 一、予定價格五十万圓乃至百万圓の不動産又は予定價格二十万圓乃至五十万圓の動産を賣却する

二、予定貨賃料年額百万圓乃至二百万圓の財産を貸與するとき

三、予定價格三百万圓乃至六百万圓の工事その他の請負契約を締結するとき

四、予定價格百万圓乃至二百万圓の物件、勞力、その他の供給契約を締結するとき

予定貨賃料年額五十万圓を超える財産の賃借契約の締結又は予定價格五十万圓を超える不動産又は豫定價格二十万圓を超える動産を購入、芳しくは譲渡、又は報償契約、その他の契約で市議会の議決を経る必要があると認められるものについては、前項の例による。

第四條 法第二百四十三條第二項の規定により左の契約を締結する場合は、あらかじめ市議会において、出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならぬ。

法第二百四十三條第一項本文の場合（一般競争入札による場合）

- 一、豫定價格二百万圓を超える不動産又は豫定價格六十万圓を超える動産を賣却若しくは譲渡するとき。
- 二、豫定貨賃料年額六百万圓を超える財産を貸與するとき
- 三、豫定價格一千万圓を超える工事、その他の請負契約を締結するとき
- 四、豫定價格六百万圓を超える物件、勞力、その他の供給契約を締結するとき

法第二百四十三條第一項但書の場合（一般競争入札以外による場合）

- 一、豫定價格百万圓を超える不動産又は豫定價格

五十万圓を超える動産を賣却、若しくは譲渡するとき。

二、豫定貨賃料二百万圓を超える財産を貸與するとき

三、豫定價格六百万圓を超える工事、その他の請負契約を締結するとき

四、豫定價格二百万圓を超える物件、勞力、その他の供給契約を締結するとき

第五條 前二條に掲げる契約を締結しようとするときは、市長は市議会の同意を得たときに、當該契約が成立する旨を、落札人又は相手方に告げ且つその旨を記載した假契約書を、これらの者に交付するものとする。市長は前項の規定による契約に關する事件については、次の議會の期の始めに、これを議會に提案しなければならない。

議長は前項の規定による提案を受理したるときは速やかに、これを議會に付議しなければならぬ。前項の規定による議會の議決があつたときは、議長は直ちに、その結果を市長に通知しなければならぬ。

第六條 第三條に掲げる契約で、急施を要するものがあるとき認めるとき、市長は第三條及び前條の規定にかかわらず、議會の議決を、經いてこれを締結することができる。

前項の規定による處置については、市長は、次の會議において、これを議會に報告し、その承認を求めなければならない。

第七條 財産又は營造物の獨点的な利益を與えるよう處分、又は十年を超える期間にわたる使用の許可で、法第二百四十三條第二項の規定により、選挙人の投票において、その過半数の同意を得なければ

ばならないものは、左の通りとする。

一、水道事業施設

二、下水道事業施設

前項の處分、又は使用の許可については、法第九十六條第二項の規定により、あらかじめ議會の同意を得なければならない。

第八條 法第二百四十三條の規定により左の財産、及び營造物の獨点的な利益を與えるような處分、又は十年を超える期間にわたる獨点的な使用の許可をなす場合においては、あらかじめ市議会において、出席議員の三分の二以上の者の、同意を得なければならぬ。

廣島市有財産取得管理處分條例を次のように定める

昭和二十四年二月二十一日

廣島市長 濱井 信三

第一章 總則

（目的）

第一條 市有財産の取得管理及び處分は、法令その他別段の定めがある場合の外、この條例の定めるところによる。

（市有財産の定義）

第二條 この條例において市有財産とは、本市の經濟に屬する動産、不動産及びその他の財産権をいう。

（取得管理處分の方法）

第三條 市有財産の取得管理及び處分は、購入、賣却、寄託、貸付贈與、交換その他の方法によるものとする。

第四條 行政財産はその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く外、これを貸し付け、交換し、貸り拂い、譲與し若しくは出資の目的とし、又これは私権を設定することができなす。

第二章 取得

（購入による取得）

第五條 市有財産の購入は、一般競争入札、たよるものとする。但し左の場合には、指名競争入札又は隨意契約によることができる。

- 一、國、都道府縣、市町村その他の公共団体より購入するとき。
- 二、法令により配給統制を受け又は法令の定めるところにより、價格統制を受ける財産を購入するとき。

三、不動産を購入するとき。

四、見積價格が十萬圓未満の財産を購入するとき

五、一般競争入札に付するも、入札者のないとき、又は再入札に付するも豫定價格を超えるとき。

六、財産の性質その他の事情により、市長において一般競争入札に付することを不測又は不適當と認めたととき。

（入札の規定）

第六條 財産の性質その他の事情により、市長が必要と認めたとときは特に入札者の資格を定めることができる。

市長において必要と認めたとときは、入札人又は契約人から保證金を提出させることができる。

（取得前の措置）

第七條 購入、交換、寄附その他により財産を取得する場合は、豫め當該財産について、必要な調査をなし、權利の設定その他特殊な義務があるときは、所有者若しくは當該權利者をして、これを消滅せしめ、又これに關し必要な措置を講じなければならぬ。

（登記及び登録）

第八條 不動産又は船舶に關する權利を取得したときは、直ちに登録をしなければならぬ。登録を要する權利を取得したとき、その登録についても同様とする。

（登記登録前の支拂禁止）

第九條 登記又は登録を要する財産を取得したときは、その登記又は登録を完了した後でなければ、その代金を支拂うことはできない。

但し市長において特に必要と認めたとときは、この

この條例は公布の日から施行する。

附則

廣島市條例第七十二號

- 一、公園
- 二、港灣施設
- 三、學校
- 四、工業指導所
- 五、圖書館
- 六、病院
- 七、住宅施設
- 八、託児所
- 九、屠場
- 一〇、火葬場
- 一一、墓地
- 一二、畜市場
- 一三、一件千坪以上の土地

第九條 この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

廣島市報 復活第三十五號

限りでない。

### 第三章 管 理

#### (現金及び有價証券の管理)

第十條 現金は郵便官署又は、確實な銀行等に預金し、必要があるときは嚴重な方法により保管し、又は確實な有價証券に換えることができる。

有價証券は嚴重な方法によりこれを保管し又は確實な銀行に保護預りとしなければならない。

前項の有價証券は、市長において必要と認めるときは、時價で現金に換えることができる。

#### (貸付)

第十一條 市有財産は、左の区分によりこれを貸付けることができる。

- 一、土地建物 五年以内
- 二、その他 二年以内

貸付期間は、これを更新することができる。この場合においては、更新の時から、前項の期間を超えることができない。

#### (貸付料)

第十二條 前條の貸付については、市長の定める、貸付料を徴収する、但し左の場合はこれを減免することができる。

- 一、公用、公共用又は公益上の必要により貸付をするとき。
- 二、その他市長において特別の事情があると認めるとき。

#### (貸付料の納期)

第十三條 財産の貸付料は、これを前納せしめなければならぬ。但し貸付期間の長期にわたるものについては、毎年定期にこれを納付せしめること

ができる。

#### (貸付方法)

第十四條 市有財産の貸付は一般競争入札によるものとする。但し左の場合は指名競争入札又は隨意契約によるることができる。

- 一、一年以内の貸付をするとき
- 二、借地内にある、工作物の全部又は一部の所有権を有する者に對して貸付をするとき
- 三、公用、公共用又は公益上の必要により貸付をするとき

第十五條 市有財産の貸付に關し、市長において必要と認めるときは相當の擔保を提供させ、又は保證人を立てさせることができる。

#### (財産台帳)

第十六條 市長は財産台帳を調製し、市有財産の種類、所屬價額等必要事項を記載しなければならぬ。

市有財産の取得管理處分による變動があつた場合は、直ちにこれを財産台帳に記載しなければならぬ。

#### (出賃の目的)

第十七條 市有財産は、必要があるときは、これを出賃の目的とすることができる。

#### (給與)

第十八條 市有財産は左の場合に限り、これを讓與することができる。

- 一、公用又は公共用に供するため國、都道府縣その

#### 第四章 處 分

##### (出賃の目的)

第十七條 市有財産は、必要があるときは、これを出賃の目的とすることができる。

##### (給與)

第十八條 市有財産は左の場合に限り、これを讓與することができる。

- 一、公用又は公共用に供するため國、都道府縣その

##### (交換)

第十九條 公用又は公共用以外の土地又は土地の定着物、都道府縣、市町村その他の公共團體又は私人において、公用、公共用又は公益事業に供するため必要があるときは、これを他の土地又は土地の定着物と交換することができる。

市において施行する事業のため必要があるときは、公用又は公共用以外の土地又は土地の定着物はこれをその事業の必要とする他の土地又は土地の定着物と交換することができる。

前二項の交換をする場合において、その價格が等しくなるときは金錢を以て補足する。

前項の評定價格の差がその高價なるものの四分の一を超えるときは交換することができない。

##### (賣却)

第二十條 市有財産の賣却は一般競争入札によるものとする。但し、左の場合は、指名競争入札又は隨意契約によることができる。

- 一、公用、公共用又は公益事業に従事に供するた

### 廣島市規則第五十二號之三

廣島市隣保館條例施行細則を次のように定める

昭和二十三年十二月二十六日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市隣保館條例施行細則

廣島市隣保館保育所に選託する定数は次の通りとする。但し時宜により増減することができる。

名 稱 受 託 數

東隣保館保育所 一一〇

西隣保館保育所 一五〇

附 則

この細則は條例施行の日からこれを施行する。

昭和三年六月告示甲第四十五號廣島市隣保館託兒規則はこれを廢止する。

### 廣島市規則第六十五號

廣島市民生委員事務所設置規程を次のように定める

昭和二十四年一月二十日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市民生委員事務所設置規程

第一條 民生委員法により、民生委員協議會の事務を處理するにともなひ保護を要する者の便宜を圖り、民生事業を推進するため本市に廣島市民生委員事務所(以下單に事務所とす)を設置する。

事務所以下單に事務所というを設置する。

第二條 事務所の名稱、位置及び所管區域を別表のよう

に定める。

第三條 第一條の目的を達成するため本事務所において取扱事務は次の通りとする。

- 一、民生委員が職務を遂行するに必要事項の處理をすること。
- 一、生活保護を要する者の調査並びに保護に關する

め賣却するとき。

二、見積價格十萬圓未満の財産を賣却するとき

第五條 第一號第五及び第六號並びに第六條の規定は、前項の場合にこれを準用する

(代金等の納付)

第二十一條 市有財産を賣却し、又は交換したときは市長において特に必要と認められた場合の外その引渡又は移轉の登記若しくは登録前にその代金又は交換差金を完納させなければならない。但し、國、都道府縣、市町村その他の公共團體に對しては、延納又は分割納付を認めることができる。

第三、章 補 則

(財産區)

第二十二條 財産區の財産の管理取得處分については、この條例の定めるところによる。

(市長規定事項)

第二十三條 この條例が施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則

この條例は、公布の日からこれを施行する。

この條例施行の際貸付中のものは、この條例により契約したものとみなす。

大正五年一月規則第一號市有十種建物貸渡規程は、これを廢止する。

廣島市條例第七十三號

廣島市議會の議決を経て昭和二十二年七月廣島市條例第六號廣島市役所事務條例の一部を次のよう

に改正する

昭和二十四年二月二十一日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條中「局課及び東部復興事務所を一局、局、課及び東部復興事務所に改め、二會社課の前に「市

及室を社會教育課の次に「育成課」を加える。

第二條中「局長」の次に「室長」を加える

第三條中「所長」の次に「室長」を加える。

第四條中第二項中「課長」を「室長、課長」に「課」を「室又は課」に改める。

第五條の一部を次のように改める

「事項を」とに、「局、課及び東部復興事務所」を「局、室、課及び東部復興事務所」に改め、會計課の分掌事務の前に、次のように加える。

市 長 室

- 一、綜合企画に關すること。
- 二、連絡情報に關すること。
- 三、その他市長の特命に關すること。

秘書課の分掌事務中第四號を削る。

社會教育課の分掌事務中第三號及び第四號を削り、第五號以下の各號を順次繰り上げる。

社會教育課の分掌事務の次に次のように加える、

育 成 課

- 一、青少年の育成指導に關すること。
- 二、市民体育に關すること。

商工課の分掌事務中、第六號及び第八號を次のように改める。

六、食糧、燃料及び家庭用雜貨の配給に關すること。

八、漁業に關すること。

倉庫課の分掌事務中、第五號を削る。

土木課の分掌事務第二號中「浜瀨、棧橋」を削る。

附 則

この條例は、公布の日から、これを施行する

廣島市規則第六十五號

廣島市民生委員事務所設置規程を次のように定める

昭和二十四年一月二十日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市民生委員事務所設置規程

第一條 民生委員法により、民生委員協議會の事務を處理するにともなひ保護を要する者の便宜を圖り、民生事業を推進するため本市に廣島市民生委員事務所(以下單に事務所とす)を設置する。

事務所以下單に事務所というを設置する。

第二條 事務所の名稱、位置及び所管區域を別表のよう

に定める。

第三條 第一條の目的を達成するため本事務所において取扱事務は次の通りとする。

一、民生委員が職務を遂行するに必要事項の處理をすること。

一、生活保護を要する者の調査並びに保護に關する

一、その他民生、児童福祉事業に必要なこと。  
第四條 事務所に次の職員を置く。  
所長 一人  
所員 若干名

第五條 所長は上司の命を受け所務を掌理し所屬員を指揮監督する。  
第六條 所長及び所員の職務並びに事務の處理に關しては本職職員例による。  
附則  
この規程は公布の日からこれを施行する。

名	稱	位置	所管區域
廣島市	第一民生委員事務所	東隣保館内	尾長民生區 向洋民生區 荒神民生區 牛田民生區
廣島市	第二民生委員事務所	宇品學園内	比治山民生區 宇品民生區 仁保民生區
廣島市	第三民生委員事務所	廣島市國泰寺町三九番地 市役所社會課内	白島民生區 磯町民生區

廣島市規則第六十六號  
廣島市文書取扱規程の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月二十五日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第六十七號  
廣島市C、I、E圖書館規則等の一部を改正する規則を次のように定める。  
昭和二十四年二月二日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第六十八號  
廣島市役所事務決裁規程の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月二日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十號  
廣島市事務改善委員會規程を次のように定める。  
昭和二十四年二月七日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十一號  
廣島市文書取扱規程の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月七日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十二號  
廣島市文書取扱規程の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月七日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第七十三號  
廣島市文書取扱規程の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月七日  
廣島市長 濱井信三

「食糧課長」の代決事項の第四號中「屠場」を削る。  
「保健課長」の代決事項の第五號の次に六屠場の運営に關することを加える。標題「經理課長」を「庶務課長」に改める。  
附則この規程は、昭和二十三年八月二十日から、これを適用する。  
廣島市規則第六十九號  
昭和二十三年九月廣島市規則第十一號の二廣島市港灣施設使用料條例施行細則の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月二日  
廣島市長 濱井信三  
廣島市規則第七十號  
廣島市事務改善委員會規程を次のように定める。  
昭和二十四年二月七日  
廣島市長 濱井信三

委員會の事務を處理せしめる爲、委員會に幹事若干名を置き職員課員を以てこれに充てる。  
第四條 委員會は審議事項に關係ある、市職員の出席を求めその意見を聞くことができる。  
第五條 委員會の議事その他の運営に關しては委員會がこれを定める。  
附則  
この規程は公布の日からこれを施行する。  
廣島市規則第七十一號  
廣島市文書取扱規程の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年二月七日  
廣島市長 濱井信三

第三種 五年保存  
第四種 三年保存  
第五種 一年保存  
第二十二條 第一種に屬するものは、次の通りである。  
一、條例規則、その他例規の原議文書。  
二、重要な事業計畫及びその實施に關する書類。  
三、市の資料となる重要書類。  
四、議會の會議録、議決書等重要書類。  
五、所轄行政廳の令達、通牒その他往復文書で重要な書類。  
六、訴訟、訴訟及び異議申立に關する書類。  
七、重要な統計表。  
八、重要な契約書。  
九、任免、賞罰に關する重要書類。  
十、財産營造物及び市債に關する重要書類。  
十一、隣接町村との分合に關する書類。  
十二、學校その他重要な機關の設置廢止に關する書類。  
十三、事務引繼に關する書類。  
十四、金銭出納に關し、特に後日の證明上重要な書類。  
十五、その他重要にして、永久保存の必要があると認める書類。  
第二十三條 第二種に屬するものは次の通りである。  
一、法規により處分したもので主な書類。  
二、租税その他各種公課に關する書類。  
三、決算の認定を終つた金銭物品に關する主な書類。  
四、學齡兒童に關する書類。  
五、その他十年間保存の必要があると認める書類。

第八號様式

順番	件名	備考

第九號様式

簿冊番号	簿冊名	冊数	備考

簿冊引継目録(課名)

注1 簿冊番号は各種別毎に一連番號とし、總務課に於て記入する。

注2 同年度に属する同種類の簿冊が二以上あるときは(何冊の)の例に従い記入する。

注3 (何年度第何種簿冊)を簿冊名とする。

簿冊番号	簿冊名	冊数	備考

第十一號様式

簿冊番号	簿冊名	冊数	備考

注1 保存種別毎に作成する。

注2 保存満期年月の欄は、第一種の簿冊においては設けず、第二種は、その年月日事由を備考欄に記載し、朱線を施す。

注3 保存年月を延長したときは、その年限事由を備考欄に記載する。

告示

廣島市告示甲第七十號

昭和二十四年一月二十九日

廣島市長 濱井信三

告示

第三回換地豫定地指定(其の四)換地豫定地變更(第三回)並びに未指定地、補正換地豫定地指定(第三回)及び第四回特別換地豫定地指定の發表について、廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の土地は換地豫定地が區劃整理委員会の諮問を経て決定致しましたから關係者は東部復興事務所にて詳細御承知下さい。

二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は土地所有届を提出して居られるのみ送達します。なお土地を未だ提出して居ない人は至急届出で願ひ所有届ます。

三、今回發表地區の土地を賣買又は譲渡せられる時は事前に必ず當事務所の協議の上御取返願ひ願ひます。萬一連絡無き場合は決定した換地を取消すことに立至る事もありますから是非連絡方實行して下さい。

四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利に付ては追つて指定します。

區域

尾長町の一部、愛宕町の一部、若草町の一部、段原町の一部、段原大畑町の一部、桐木町の一部、松川町の一部、的場町の一部、金屋町の一部、比治山町の一部、稻荷町の一部、土手町の一部、寶町

類。

第二十四條 第三種に屬するものは次の通りである。

一、往復文書、簡書等で五箇年保存の必要があるもの。

第二十五條 第四種に屬するものは次の通りである。

一、一時の處理にかゝる願、届書、通牒等で三箇年保存の必要があるもの。

第二十六條 第五種に屬するものは次の通りである。

一、輕易な照會、回答、願、伺、回書等の文書。

第二十七條 文書(保存期限は、定、完結の翌年四月一日から計算する)。

第二十八條 主務課において編集を終つた簿冊は、第五種に屬するもの及び當時使用の必要があるものを除き簿冊引継目録(第十號様式)を付して毎年十月三十一日までに總務課に引き寄せなければならぬ。

第二十九條 總務課において、簿冊の引継を受けたときは、取向上支障のないよう保存しなければならぬ。簿冊引継(第十一號様式)に記載し、見出票を付して

第三十條 保存の簿冊を閲覧しようとするものは、保存簿冊、貸出簿(第十二號様式)により總務課長の承認を得なければならぬ。

第三十一條 總務課長は毎年一回保存期限の経過した文書を精査して關係課に合議の上廢棄の手續をなすものとする。但し第五種に屬するものは主務課長において廢棄の手續を行う。

第三十二條 廢棄する文書で他見を避ける文書は燒却しなければならぬ。

附 則

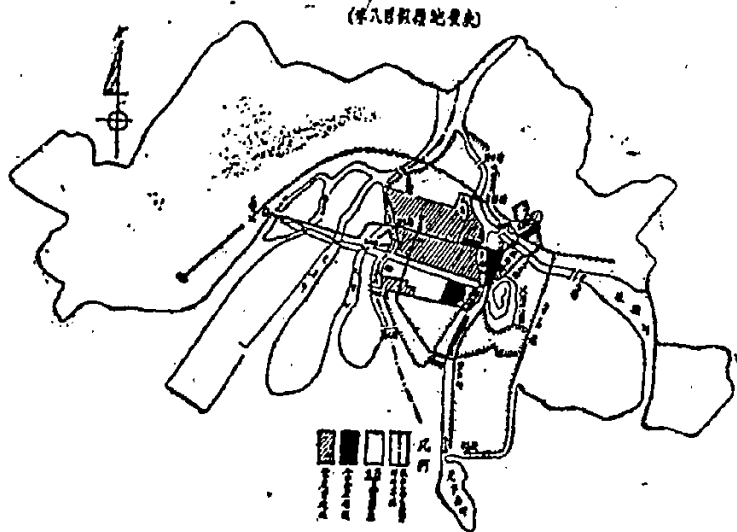
この規程は、公布の日から、これを施行する。

の一部分、石見屋町の一部、山口町の一部、橋本町の一部、下柳町の一部、磯町の一部、上流川町の一部、鐵砲町の一部、八丁堀の一部、皆賀町一丁目、二丁目、京橋町の一部、平塚町の一部、田中町の一部、昭和町の一部、富士見町の一部、鶴見町の一部

大手町七丁目外來指定地補充換地、八丁堀外換地、豫定變更東千田町外特別換地(専賣局竹尾小學校の一部)

關係圖書發覽場所

廣島市基町 廣島市東部復興事務所



廣島市告示甲第七十四號

昭和二十四年二月十七日

廣島市長 濱井信三

告示

第三回換地豫定地指定(其の五)第五回特別換地豫定地指定及び第一回特別換地豫定地一部の變更換地指定の發表について

一、廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の土地は區劃整理委員会の諮問を経て換地豫定地が決定したから關係者は東部復興事務所にて詳細御承知下さい。

二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は土地所有届を提出済みのみ送達するなお土地所有者届を未だ提出なき人は至急届出下さい。

三、今回發表地區の土地を賣買又は譲渡する時は事前に必ず當事務所の協議の上取返願ひ願ひたい。万一連絡無き場合は決定した換地を取消すことに立至る事もあるから是非連絡方實行されたい。

四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利に付ては追つて指定する。

區域

尾道町の一部、大手町五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、小町の一部、國泰寺の一部、雜魚場町の一部、皆賀町一丁目、二丁目、比治山本町外特別換地(廣島専賣局、大蔵省)(電報信務)

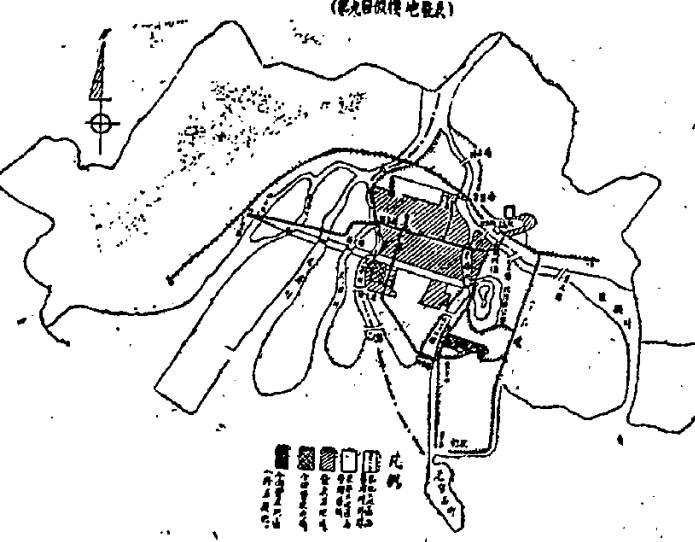
三、小町外第一回特別換地豫定地一部變更(中國配電株式會社)

關係圖書發覽場所

廣島市告示甲第十一號

昭和二十三年二月五日

廣島市長 濱井信三



廣島市告示甲第十一號

本月二日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十四年二月五日

廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加

歳入

四、國庫支出金 金五拾萬圓

一、補助金 金五拾萬圓  
 五、縣支出金 金百五萬六千九百圓  
 二、補助金 金百五萬六千九百圓  
 八、繰越金 金百九拾貳萬五千參百五拾參圓  
 一、前年度繰越金 金百九拾貳萬五千參百五拾參圓  
 一〇、市債 金百五拾萬圓  
 一、市債 金百五拾萬圓  
 歳入合計 金四百九拾八萬貳千貳百五拾參圓

歳出  
 二、役所費 金五拾壹萬五千四百貳拾圓  
 一、役所費 金五拾壹萬五千四百貳拾圓  
 三、警察警防費 金四拾四萬六千九百參拾七圓  
 一、警察費 金四拾四萬六千九百參拾七圓  
 六、社會勞働施設費 金五萬六千九百圓  
 一、生活保護費 金五萬六千九百圓  
 七、保健衛生費 金參百參萬圓  
 一六、健民費 金參萬圓  
 一九、保健所建設費 金參百萬圓  
 一五、諸支出金 金九拾參萬貳千九百九拾六圓  
 一、過年度支出金 參拾參萬貳千九百九拾六圓  
 二〇、廣島建設委員會費 金六拾萬圓  
 歳出合計 金四百九拾八萬貳千貳百五拾參圓  
 歳入出差引殘金なし

**廣島市告示第七十二號**  
 廣島市立衛生試驗所手数料條例施行細則改正について  
 大正十五年十一月告示甲第一〇一號廣島市立衛生試驗所手数料條例施行細則の一部を次のように改める  
 昭和二十四年二月十一日  
 廣島市長 濱井信三

第一條第三號中「金五圓」を「金十圓」に「金三十圓」を「金五十圓」に、「金十圓」を「金二十圓」同條に改める。第四號中「金五圓」を「金十圓」同條に改める。第八號中「金五圓」を「金十圓」に改める。

附則  
 この細則は公布の日からこれを施行し、昭和二十四年二月一日からこれを適用する。  
 廣島市長 濱井信三  
 昭和二十四年二月十五日  
**廣島市告示第七十三號**

左記の者は昭和二十四年二月二日臨時廣島市議會において市議會議長に當選した  
 任都 栗司

**公安委員會告示**

**廣公告示第六號**  
 風俗營業取締法に基く行政處分のため行ふ風俗營業者聽聞規程を次のように定める。  
 昭和二十四年一月十九日  
 廣島市公安委員會

第一條 廣島市公安委員會（以下公安委員會という）は風俗營業取締法（以下法という）第四條全附則第四項の行政處分の理由となる事實の報告を受けるときは法第五條により違反行為並びに聽聞の期日及び場所を記載した通告書（別紙第一號様式）を以て聽聞の期日より一週間前までに當該營業者又はその代理人（以下營業者という）に通告する

と共に聽聞の期日及び場所を記載した文書（別紙第二號様式）で廣島市警察局長及び聽聞を受ける營業所所轄警察署の揭示場に公示する。  
 第二條 前條一週間の期日は通告書到達の日から起算する。  
 第三條 通告を受けた營業者は聽聞の期日及び場所自ら出頭するか又は代理人を出頭せしめなければならぬ。  
 但し代理人を出頭せしめるときは委任狀を提出しなければならぬ。  
 第四條 聽聞會は二名以上の公安委員當該處分に關係ある警察吏員（以下立會警察吏員という）及び營業者又はその代理人が出席しなければ開くことができない。  
 第五條 通告を受けた營業者が正當の事由なく聽聞の期日及び場所に出頭しないときは前條の規定にかかわらず聽聞の機會を放棄したものとみなして欠席のまま審理を行う。  
 第六條 聽聞を受ける營業者は自己の自由な意志により聽聞の機會を利用する權利を放棄することができ。但しこの場合は聽聞の期日までに書面を以て公安委員會に届出なければならぬ。  
 公安委員會聽聞の機會放棄の届出を受けたときは書面審議を行う。  
 第七條 聽聞會の場所（聽聞會場という）は廣島警察局長とする。  
 第八條 聽聞は公安委員會の主宰により公開の場所で行い傍聴者は發言することができない傍聴者が多

敷あるとき又は聽聞會場の秩序を紊す虞があるとときは公安委員會は秩序維持のため必要な措置をとることができる。

第九條 聽聞を受ける立會警察吏員營業者は自己に有利な證人又は辯護人を聽聞の期日及び場所に自ら同伴することができる。  
 辯護人又は證人を同伴したときは聽聞開始に先立ちその住所職業氏名年令を公安委員會に届出なければならぬ。

第十條 公安委員會は立會警察吏員營業者又は證人の中必要と認める者に付き聽聞する。  
 第十一條 立會警察吏員營業者辯護人並びに證人は公安委員會の許しを受け發言することができる。  
 第十二條 立會警察吏員營業者は當該處分に關する申立又は辯明をするに當つて必要な證據を提出若しくは呈示することができる。  
 第十三條 公安委員會は聽聞を受ける營業者が聽聞に答えず又は正當なる由なく自ら退出したときは書面により審理を行う。  
 第十四條 公安委員會は審理の結果處分を決定し指令書（別紙第三號様式）を交付し又は送付する。

附則  
 この告示は公布の日からこれを施行する

第一號様式  
 聽聞通告書  
 貴殿に係る法令違反事件につき左記により聽聞を行うから出頭せられたい。  
 右通告する  
 追て出頭の節は本書を持参せられたい代理人を出頭せしめるときは委任狀を狀添付させること。

聽聞を希望しないとき又は病氣その他の理由により出席できないときはその旨聽聞の期日までに届出られたい。なお聽聞を希望しないとき又は正當の理由なく出頭しないときは缺席のまま書面により審理する

記  
 一、聽聞の期日 昭和 年 月 日 時  
 二、聽聞の場所 廣島市警察局長  
 三、法令違反行為 風俗營業取締法 第 條 第 項  
 昭和 年 月 日  
 廣島市公安委員會 印

住所 氏名 宛  
 氏名 宛  
 公 示  
 被聽聞者の住所 氏 名  
 右者に對する風俗營業取締法（施行條例）第 條 違反事件につき左記により聽聞を行う

記  
 一、日 時 昭和 年 月 日 時  
 二、場 所 昭和 年 月 日 時  
 廣島市公安委員會 印

第三號様式（行政處分指令様式）  
 廣公第 號  
 營業所の位置  
 營業の種類屋號

風俗營業取締法第四條により本令交付の日からの營業の許可を取消す  
 （又は向う 日間その營業を停止す）  
 昭和 年 月 日  
 廣島市公安委員會 印

**監 查 公 表**

**監查報告第五號**  
 地方自治法第九十九條による監查報告  
 一月十二日より監查した職員給與の狀態を別紙の通り報告する  
 昭和二十四年一月二十五日  
 廣島市監查委員 鈴木 元 貢  
 同 中 邑 元

本市各施設所屬の職員に對する給與狀態は一月一日現在の一人當り給與平均月額が別紙表記の通りである。職員給與の待遇の向上は現下の社會の情勢に鑑み極めて重要な問題であり且同一所管において給與が公正妥當なる均衡を奪つたことは勤勞意欲をたかめ服務に對する道義責任の觀念を強くし能率増進に及ぼす影響が多である。而して給與の公正妥當は單に給與金額のみに依りて判定し難く本人の任務、技能、技術性格、學歷、令年、勤続年數等の諸條件を考察して決定せられるべきは勿論である。

職分	人員	本俸	家族手当	勤務地手当	合計額	家族数	年令	年勤数	備考
市役所	一、三七二	三、七四二	四三六	八三五	五、〇一三	一、九三六	一年	五、二	
警察	六四〇	四、二三一	四〇五	九二七	五、五六三	一、六	三〇、一五	一〇	
消防	二〇九	四、〇六一	四一七	八九五	五、三七三	一、六	三一、〇	二、二	
工務	四二八	九、二七	四六八	八七九	一〇、七四	一、五	三四、二	五、一	
高等	一七二	九、九四	五四三	一〇七六	六、四四	二、三	三四、〇	九、八	
中	一九四	〇、六三	四四〇	八九九	五、四〇三	〇、二	三三、二	一、七	九縣費支辨の
小	六二四	三、〇三	四二〇	五六三	三、六六	〇、九	三三、二	二、一	〇教員除外
小	一四二	六、五一	四〇〇	九四〇	六、四三	一、四	三三、三	二、八	七教員除外

### 職令

二四、一、一七 事務吏員 矢吹 滋道  
 秘書課勤務を命ずる  
 二四、一、一七 事務吏員 堀池 良雄  
 主事に補する  
 民生局社会教育課長を命ずる  
 二四、一、二二 事務吏員 仲谷 保  
 第二民生委員事務所長を命ずる  
 第三民生委員事務所長を命ずる 辻 貞次郎  
 第四民生委員事務所長を命ずる 佐伯 武範  
 第一民生委員事務所長を命ずる 綿井 忠男  
 第五民生委員事務所長を命ずる 岩原 和一  
 技術師に補する

二四、一、二九 事務吏員 山野 忠治  
 局長局財務課勤務を命ずる  
 二四、一、三一 助役 大島 六七男  
 復興局東部復興事務所長事務取扱を命ずる  
 二四、一、三一 技術吏員 佐藤 雄太郎  
 復興局東部復興事務所長事務取扱を命ずる  
 二四、一、三一 事務吏員 福本 徹夫  
 土地評價委員を命ずる  
 二四、一、三一 事務吏員 武岡 四郎  
 土地評價委員を命ずる 向井 三郎  
 二四、一、三一 事務吏員 武岡 四郎  
 復興局庶務課勤務を命ずる 武岡 四郎  
 二四、一、二二、 森 敏太郎  
 廣島市技術吏員に任命する

### 離報

廣島市事務改善委員會議事を命ずる  
 二四、二、二七 事務吏員 瀧本 倉康  
 廣島市事務改善委員會議事を命ずる  
 廣島市事務改善委員會議事を命ずる  
 一月二十六日召集した臨時廣島市議會は二月二日開會した。議決事件は次の通りである。  
 一月二十六日議決  
 一、發議(可部線宇品線直通連絡實施に關する件)決定  
 一、發議(海苔養殖事業救済に關する件)  
 一、請願(廣島市立第四中學校敷地決定校舍新築促進の件)採擇  
 一、請願(國立廣島総合大學に夜間部を設置の件)委員報告決定  
 一月二十八日議決  
 一、日の丸愛國運動について決定  
 一、第九十九議案廣島市船人病院條例制定について原案可決

### 廣島市における社会施設一覽表(昭和二十四、二、一現在)

施設種類	施設名	経営主体	事業種別	認可認定年月日	所在地
施設根拠 種別法令	常時保育所	廣島市	保育	昭和二三、七、一	廣島市向洋町堀越
	淵崎	廣島市	保育	昭和二三、七、一	東豊町仁保小學校内
	補那	廣島市	保育	昭和二三、七、一	仁保町丹那
	大河	廣島市	保育	昭和二三、七、一	旭町大河小學校内
	海上	廣島市	保育	昭和二三、七、一	元字品町一一〇
	南観音	廣島市	保育	昭和二三、七、一	南観音三ノ七四八
	白島	廣島市	保育	昭和二三、七、一	白島小學校内
	己斐	廣島市	保育	昭和二三、七、一	己斐上町己斐小學校内
	草津	廣島市	保育	昭和二三、七、一	草津東町
	江波	廣島市	保育	昭和二三、七、一	江波南町
施設根拠 種別法令	東隣保館	廣島市	保育	昭和二三、七、一	尾長町四〇三
	西	廣島市	保育	昭和二三、七、一	福島町四〇〇ノ一
	母子寮	廣島市	保育	昭和二三、七、一	基町
	さくら寮	廣島市	保育	昭和二三、七、一	草津東町
	濟生母子寮	廣島市	保育	昭和二三、七、一	牛田町水源地公園内
	廣島曙光園	廣島市	保育	昭和二三、七、一	曙町
	宇品學園	廣島市	保育	昭和二三、七、一	宇品町三二二
	小百合園	廣島市	保育	昭和二三、七、一	楠木町
	若葉保育所	廣島市	保育	昭和二三、七、一	東観音町二
	ひかり保育園	廣島市	保育	昭和二三、七、一	西観音町一ノ三三〇〇
三立山	廣島市	保育	昭和二三、七、一	牛田町一四二五	
ときほ保育所	廣島市	保育	昭和二三、七、一	牛田町四五〇	

一、第九十八號議案廣島市二十三年度廣島市歳入出豫算追加、原案可決  
 一、廣島市會假議長選挙の件池永清眞當選  
 一、廣島市會假議長辞任許可の件許可  
 一、廣島市會假議長選挙の件任都賀可當選  
 一、第九十三號議案廣島市事務分限條例中改正について原案可決

一、第六十五號議案廣島市有財産取得管理處分條例制定について、委員長報告 全 決定  
 一月三十一日議決  
 一、發議(課税問題に關する件) 決定  
 二月一日議決  
 一、請願(廣島児童文化會館交付金に關する件) 委員報告付託  
 一、發議(八月六日を平和の日として國民祭日に加えられる機要案の件)決定  
 二月二日議決  
 一、第九十八號議案昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加、原案可決  
 一、廣島市會假議長選挙の件池永清眞當選  
 一、廣島市會假議長辞任許可の件許可  
 一、廣島市會假議長選挙の件任都賀可當選  
 一、第九十三號議案廣島市事務分限條例中改正について原案可決

廣島市報 復活第三十五號

廣島市報 復活第三十五號

出張所々管區域別人口世帯状況表 (昭和二十四年二月一日現在)

出張所名	人口	前月分と比較△印は減	出張所名	世帯数	前月分と比較△印は減
牛尾長崎	八、九〇四	△一二六	牛尾長崎	二、三六二	△一六
尾崎	二、七四八	△一二六	尾崎	二、九二三	
比治山	九、八一四	△一二六	比治山	二、一九〇	
荒瀬	一七、八八五	△一二六	荒瀬	四、六九六	
大仁	一五、九四二	△一二六	大仁	三、八四四	
皆大	五、四二二	△一二六	皆大	一、三二二	
宇皆	一〇、四七三	△一二六	宇皆	二、四八四	
似宇	一三、五三三	△一二六	似宇	三、六七四	
小基	二〇、九三七	△一二六	小基	五、五二三	
舟小	二〇、二九八	△一二六	舟小	五、〇四	
親舟	二〇、五八五	△一二六	親舟	五、四六一	
己親	一六、四九五	△一二六	己親	四、三四九	
三己	一〇、六三三	△一二六	三己	二、六六四	
中草	一六、六七六	△一二六	中草	四、〇六一	
計	一七、四五八	△一二六	計	四、四一九	
	一〇、九七九	△一二六		三、八七七	
	二八、〇一一	△一二六		七、二七七	
	二五四、五〇〇	△一二六		六四、三六一	

施設名	経営主体	事業種別	認可年月日	所在地
さくら診療所	〃	〃	〃	草津東町
どうまゐん	〃	生活必需品頒布所	〃	立町三六
財団法人廣島會	廣島會	縫製	〃	上柳町
山陽木工授産場	同胞授産會廣島支部	木工	〃	宇品町七丁目
鯉城自動車舟入授産場	私立	自動車修理	〃	舟入町

施設名	経営主体	事業種別	認可年月日	所在地
おなみ愛児園	私立	保育	昭一、一、五	廣島市皆實町三ノ一〇一〇
まごご保育園	皆實町公民設置管理部	〃	〃	皆實町三丁目
知恩會保育園	私立	〃	〃	猫屋町一
似島學園	廣島縣社會事業協會	戰災兒育成	昭三、一、一	廣島市似島町
廣島新生學園	同胞授産會廣島支部	引揚孤兒育成	〃	基町
廣島修道院	私立	虛弱兒育成	〃	若草町九八二ノ三
光の園	光の使徒修道會	一般孤兒育成	〃	基町
六方學園	私立	異落兒育成	〃	古田町
日出寮	同胞授産會廣島支部	引揚民一時宿泊	昭三、一、〇、一	廣島市宇品町六ノ四一
保養院	廣島市	孤獨者診療行路病人收容 行路病人、行路死亡人 孤獨者收容	〃	宇品町一〇、〇〇一
比治山病院	私立	木工授産	昭三、三、三、一	東雲町
第一綜合授産場	同胞授産會廣島支部	木工授産	昭三、七、一、一	廣島市基町
廣島授産場組合	廣島市民生事業協會	鼻緒授産	〃	仁保町淵崎
中廣授産場	〃	靴製	昭三、一、一、七	中廣本町九〇二ノ一
福島町民一致協會製靴 共同授産場	町民一致協會	〃	〃	福島北町
廣島市尾長町協和會授 産場	協和會	木工	〃	尾長町四〇三
廣島木工授産場	同胞授産會廣島支部	木工	〃	南千田町
宇品授産場	〃	〃	〃	宇品町
草津海産物加工授産 場	私立	食料品工業	〃	草津東町
廣島縣江波製菓授産場	江波製菓授産場	〃	〃	江波東町
鷹の橋浴場	同胞授産會廣島支部	困難者浴場	〃	鷹の橋
基町	〃	〃	〃	基町



傳染病患者發生(死亡)一覽表

區分	病名	昭和二十四年度			前年同月分		
		一月分	自一至	果計	一月分	自一至	果計
赤痢	赤痢	(1)	(1)	(1)	二	二	二
傷寒	傷寒	二	二	二	一	一	一
流行性	流行性	四	四	四	三	三	三
日本	日本						
コレラ	コレラ						
マラリア	マラリア						
計	計	一七	一七	一七	六	六	六

廣島市規則第七十二號

廣島市稅條例施行細則を次のように改正する  
昭和二十四年一月十四日  
廣島市長 濱井信三

廣島市稅條例施行細則

第一章 總則

第一條 この細則は廣島市稅條例以下條例という第五十八條の規定により必要な事項を定めるものとする。

第二條 市稅に關係ある書類、屆書、その他の様式は別に定めるものの外別記第一號様式乃至第七十六號様式による。

第二章 賦課

第三條 市稅台帳及び免稅台帳は(一時稅を除く)各

稅目別に且つ物件の種類毎に區分しなければならぬ。但し市稅台帳は市稅調查票をもつてこれに替へることができる。

第四條 條例に規定する屆書を受理したときは市稅台帳及び免稅台帳を整理し屆書は受理した年度から翌年度から台帳は除去した。年度の翌年度から各々五ヶ年間保存しなければならない。

第五條 市民稅の調査は市民稅に關する申告書を資料として市民稅調査票により左の事項を調査する

- 1、納稅義務者の住所氏名、法人にあつては本店の所在地名稱又は稱號、及び事務所の所在地代表者の氏名、
- 2、納稅義務者の所得、資産の状況、扶養親族數、法人にあつては公稱資本金額又は出資金額、

額、資産の状況、その他參考になる事項

第六條 賦課額の増額又は減額、並びに過誤納金は増減額還付整理法により整理しなければならない

第七條 條例第五十條の規定により過誤納金を爾後の納期に徴收すべき稅金に充當した場合は左の各號により整理しなければならない。

- 1、調定額及び收入額を減じ爾後の納期分の稅目に替振えをすること
- 2、過誤納額還付整理法及び徴收完済を整理し納稅者にその旨を通知すること

第八條 鑑札の交付は鑑札交付簿によるものとする既に交付した鑑札の返納を受け若しくは異動の届出があつたときはそれぞれ鑑札法を整理しなければならない

第九條 各條例第二十五條に掲げる余裕住宅稅の課稅標準及び賦課額は次の各項により算定する。

第一條 余裕住宅(居室の總數の合計が三十室を超え、その總數の合計數から居住人員が六人以上の場合にあつては三十室を控除したもの)

第二條 その居住人員が七人以上のときは總數の合計數から五室に居住人員を乗じた數を控除したものとす

第三條 同一住宅を二世帯以上で使用している場合は各々の世帯につき一住宅と見做して算定する。但し使用區分の判明しないときはその住宅について算定せられた稅率を各世帯に等分した額とする

第三章 検査

第十條 第三十九條第一項の規定による課稅標準の査定は帳簿、現物その他参考となる資料により又は價値を參照しこれを決定する

第十一條 吏員が差附者を發見したときは差附書を作成して差附しなければならぬ

第十二條 條例第三十九條第二項の規定によつて再審査の請求があつたときは實狀を精査してその結果を納稅義務者に通知しなければならない

第十三條 検査に従事したときに檢稅後命書を提出しなければならない

第十四條 稅務課長は毎月十日までに前月分の直稅について検査成績表を作成しなければならない

第十四條 徵稅令書は徵收元簿によりこれを作成し特別の事情がある場合の外定期に賦課するものは納期限前十日までに隨時に賦課するものはその月二十までに發付しなければならぬ。但し隨時にかかるもので急を要するものはこの限りでない

第十六條 稅金を調定するときは調定票簿に登記しなければならない

第十七條 徵稅令書を交付した後その訂正を要するときは正當な徵稅令書を作成して前に交付したものと引き替え交付しなければならない

第十八條 條例第四十三條の規定により繰り上げ徴收をした場合において納稅義務者が納期限までに稅金を完納しないときは督促狀を發付しないで直ちに滞納處分を執行するものとする

第十九條 督促狀の指定期限までに稅金及び督促手摺料を完納しない者に對しては稅務課長は滞納處分命令書を作成し滞納處分命令書により擔當吏員に交付し滞納處分に着手せしめなければならない

第二十條 滞納處分に従事するものは市稅及び市收入金滞納者財産差押證書を換附しなければならない

第二十一條 納稅権限にあつて納稅者から稅金拂込の委託を受けたときは假領收證を交付し後日納稅者から本領收證の請求があつたときは引き替え交付しなければならない

第二十二條 滞納處分の嘱託を受けたときは滞納處分受託整理簿により處理しなければならぬ。この場合滞納處分着手の期間は受託の日から起算するものとする

第二十三條 滞納處分の嘱託をしようときは滞納處分屬託簿に登記の上徵收屬託書を發しなければならぬ

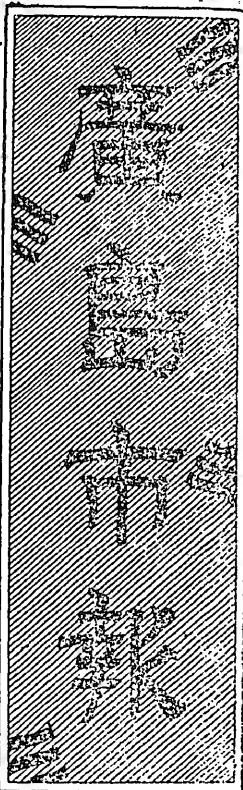
第二十四條 滞納處分を終了したときは計算書を作成し滞納者に交付しなければならない

第二十五條 差押證書並びに假領收證を徵稅吏員に交付するときは受拂簿によりこれを交付しなければならぬ

この細則は昭和二十三年度分からこれを適用する但し接客人稅特別徵收義務者の行う事務については昭和二十三年十一月一日からこれを適用する昭和十七年四月一日遡甲第十五號廣島市稅條例施行細則はこれを廢止する

附 即

- 1 接客人稅徵收整理簿により毎月徴收した稅金額及び徴收年月日を記入整理しなければならない
- 2 毎月十日までに接客人稅徵收に關する申告書を作成しなければならない
- 3 市長より稅金拂込命令書の交付を受けないときは指定の期日までに稅金を納付しなければならぬ



No. 36  
 昭和二十四年  
 三月二十二日  
 (火曜日)

發行人所

廣島市役所  
 廣島市國泰寺町三九

電話  
 〇〇〇中  
 一、三五一番  
 二、三五五番  
 三、六五七番  
 四、六五七番  
 五、七八八番  
 (市會事務局)  
 (秘書課)  
 (會計課)

【目次】

- 廣島市警察設置條例一部改正……………一
- 廣島市警察分限條例一部改正……………二
- 廣島市警察臨時家族手当支給條例一部改正……………三
- 廣島市職工給料手當支給條例一部改正……………四
- 家屋臺帳法第十一條による告示について……………五
- 第三回地換地定地指定（第四回）換……………六
- 定地指定（第四回）並びに換地定地指定（第四回）換……………七
- 歳入出豫算追加更正……………八
- 水道事業費歳入出豫算追加更正……………九
- 都市計費歳入出豫算追加更正……………一〇
- 歳入出豫算追加更正……………一一
- 歳入出豫算追加更正……………一二
- 廣島市立各學校の備品保管その他に關する……………一三
- 廣島市警察監査の結果に關する……………一四
- 定例廣島市警察監査の結果に關する……………一五
- 戸籍統計一覽表……………一六
- 出張所々々管區域別人口及び世帯狀況表……………一七

廣島市警察設置條例一部改正……………一  
 廣島市警察分限條例一部改正……………二  
 廣島市警察臨時家族手当支給條例一部改正……………三  
 廣島市職工給料手當支給條例一部改正……………四  
 家屋臺帳法第十一條による告示について……………五  
 第三回地換地定地指定（第四回）換……………六  
 定地指定（第四回）並びに換地定地指定（第四回）換……………七  
 歳入出豫算追加更正……………八  
 水道事業費歳入出豫算追加更正……………九  
 都市計費歳入出豫算追加更正……………一〇  
 歳入出豫算追加更正……………一一  
 歳入出豫算追加更正……………一二  
 廣島市立各學校の備品保管その他に關する……………一三  
 廣島市警察監査の結果に關する……………一四  
 定例廣島市警察監査の結果に關する……………一五  
 戸籍統計一覽表……………一六  
 出張所々々管區域別人口及び世帯狀況表……………一七

廣島市條例第七十四號

廣島市議會の議決を経て廣島市警察設置條例の

廣島市條例第七十五號

一部を次のように改訂する  
 昭和二十四年三月七日  
 第三條に基く別表第一中「警視」「四」を「八」に改訂する  
 「一一」を「一一」に改訂する  
 「一二」を「一二」に改訂する  
 廣島市條例第七十五號  
 廣島市議會の議決を経て廣島市警察分限條例の一部を次のように改訂する  
 昭和二十四年三月七日  
 廣島市長 濱井信三  
 第一條中「廣島市警察分限條例」の次に「並びに消防職員」を加える。  
 第二條を次のように改訂する。  
 この條例で「廣島市警察分限條例」として「廣島市警察分限條例」の職員及び消防職員（以下職員という）とは、警察職員、消防職員及び消防員を指す。  
 第八條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第九條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十一條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十二條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十三條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十四條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十五條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十六條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十七條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十八條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十九條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第二十條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。

廣島市條例第七十六號  
 廣島市議會の議決を経て、廣島市警察消防職員懲戒條例を次のように定める。  
 昭和二十四年三月七日  
 廣島市長 濱井信三  
 第一條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第二條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第三條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第四條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第五條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第六條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第七條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第八條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第九條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十一條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十二條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十三條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十四條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十五條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十六條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十七條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十八條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第十九條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。  
 第二十條中「廣島市警察分限條例」を「廣島市警察分限條例」に改訂する。

廣島市條例第七十七號

この條例は、公布の日からこれを施行する。  
 廣島市條例第七十七號  
 廣島市議會の議決を経て、廣島市立學校授業料並に入學料を次のように改訂する。  
 昭和二十四年三月七日  
 廣島市長 濱井信三  
 第一條中「廣島市立各學校」を「廣島市立各學校」に改訂する。

廣島市條例第七十七號  
 廣島市議會の議決を経て、廣島市立學校授業料並に入學料を次のように改訂する。  
 昭和二十四年三月七日  
 廣島市長 濱井信三  
 第一條中「廣島市立各學校」を「廣島市立各學校」に改訂する。



# 各學校別児童給食實施狀況調

昭和二十三年  
完全給食

學校名	職員数	児童数	給食日数	給食回数		給食回数		給食回数		給食回数		備考
				完全給食	半給食	完全給食	半給食	完全給食	半給食	完全給食	半給食	
牛田	25	92	78	100	100	100	100	100	100	100	100	
荒神	20	73	63	100	100	100	100	100	100	100	100	
尾長	28	102	54	100	100	100	100	100	100	100	100	
大賀	12	22	15	100	100	100	100	100	100	100	100	
高崎	30	112	74	100	100	100	100	100	100	100	100	
傍原	25	103	78	100	100	100	100	100	100	100	100	
比治山	32	118	71	100	100	100	100	100	100	100	100	
菅家	36	104	78	100	100	100	100	100	100	100	100	
仁保	23	67	48	100	100	100	100	100	100	100	100	
大河	21	63	45	100	100	100	100	100	100	100	100	
柄那	13	31	19	100	100	100	100	100	100	100	100	
宇記	33	126	80	100	100	100	100	100	100	100	100	
似島	13	33	24	100	100	100	100	100	100	100	100	
白島	21	81	54	100	100	100	100	100	100	100	100	
柳町	24	115	75	100	100	100	100	100	100	100	100	
萩町	21	84	57	100	100	100	100	100	100	100	100	
十田	30	103	71	100	100	100	100	100	100	100	100	
中島	18	53	35	100	100	100	100	100	100	100	100	
本川	24	99	66	100	100	100	100	100	100	100	100	
舟入	20	88	58	100	100	100	100	100	100	100	100	
江波	23	61	41	100	100	100	100	100	100	100	100	
天満	26	88	58	100	100	100	100	100	100	100	100	
御音	34	126	84	100	100	100	100	100	100	100	100	
大芝	26	93	62	100	100	100	100	100	100	100	100	
三條	24	89	59	100	100	100	100	100	100	100	100	
己斐	28	104	72	100	100	100	100	100	100	100	100	
高田	26	93	62	100	100	100	100	100	100	100	100	
吉津	29	116	77	100	100	100	100	100	100	100	100	
白井	20	70	47	100	100	100	100	100	100	100	100	
元早田	10	30	20	100	100	100	100	100	100	100	100	
前早田	29	119	80	100	100	100	100	100	100	100	100	

完全給食  
半給食  
給食回数

児童数  
職員数

昭和二十三年  
完全給食

千、市 債 五千九百九拾九萬九千圓  
歳入合計 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

一、役所費 七千參百四拾四萬九百四拾五圓  
二、警察費 八千六百參拾四萬八千八百八拾參圓  
三、消防費 五千四百四拾參萬五千九百九拾圓  
四、土木費 參百七拾八萬八千九百九拾圓  
五、教育費 五千參百六拾四萬八千八百八拾九圓  
六、保健費 六千六百參拾四萬八千八百八拾九圓  
七、福利費 六千六百參拾四萬八千八百八拾九圓  
八、公債費 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓  
九、雑費 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

一、國庫支出金 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
二、繰入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
三、雑収入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
四、物品賣拂代 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
五、市債 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
六、歳入合計 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

廣島市告示第八十號  
本府七日市議會議決を類た、昭和二十三年度廣島市特別会計都市計費歳入出豫算追加修正の要領は左の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

廣島市告示第八十二號  
本府七日市議會議決を類た、昭和二十三年度廣島市特別会計都市計費歳入出豫算追加修正の要領は左記の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

廣島市告示第八十一號  
本府七日市議會議決を類た、昭和二十三年度廣島市特別会計都市計費歳入出豫算追加修正の要領は左の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

一、國庫支出金 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
二、繰入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
三、雑収入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
四、物品賣拂代 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
五、市債 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
六、歳入合計 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

一、國庫支出金 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
二、繰入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
三、雑収入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
四、物品賣拂代 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
五、市債 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
六、歳入合計 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

一、國庫支出金 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
二、繰入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
三、雑収入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
四、物品賣拂代 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
五、市債 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
六、歳入合計 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

一、國庫支出金 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
二、繰入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
三、雑収入金 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
四、物品賣拂代 壹千八百四拾參萬八千五百參拾圓  
五、市債 壹億參百參拾七萬參千五百拾九圓  
六、歳入合計 四億七千四百八拾六萬五千八百四拾參圓

昭和二十四年三月九日 廣島市長 濱井信三

昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加修正の要領は左記の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加修正の要領は左記の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加修正の要領は左記の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加修正の要領は左記の通り。但しこの豫算は即日これを施行する。

この條例は公布の日から、施行し、昭和二十四年三月九日

監査報告第六號

監査報告第六號  
地方自治法第九十九條による監査の報告  
二月二十五日より二月二十五日の間に執行した市立學校  
の監査結果を左記の通り報告す

一、會費 參拾六萬九千九百六拾圓  
二、市費 參拾六萬九千九百六拾圓  
三、歳入合計 參拾六萬九千九百六拾圓  
四、歳入合計 參拾六萬九千九百六拾圓  
五、歳入合計 參拾六萬九千九百六拾圓  
六、歳入合計 參拾六萬九千九百六拾圓



戸籍事務統計一覽表 (昭和二十四年二月分)

種別	出生		死亡		奇留届	出寄留	謄本請求	印鑑届	印鑑照査	良分證明	戸籍開覽	備考
	計	男	計	女								
婚姻	二〇八九	一六〇	二〇	一四	一	一	一	一	一	一	一	
離婚	一六三	三五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
出生	二七二四	二二四	二二九	一七	一	一	一	一	一	一	一	
死亡	一一〇	一〇	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	
奇留届	六二	三八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
出寄留	四三五	三六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
謄本請求	六、四一五	四二七	二二四	二六七	一	一	一	一	一	一	一	
印鑑届	九一〇	五六	一五	三七九	一	一	一	一	一	一	一	
印鑑照査	二、五四四	二六一	五七	一〇六〇	一	一	一	一	一	一	一	
良分證明	二七九	二七	五	一一六	一	一	一	一	一	一	一	
戸籍開覽	三七二	三二	一〇	一五五	一	一	一	一	一	一	一	
最大	一一〇	一六〇	二	二	二	二	二	二	二	二	二	
最小	一四	一七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
平均	一七〇	一七三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
前年同期	二二二	一三二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
増減	五八	一三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

各欄左側數字は本市を本籍地とし、本市以外の地域での發生事項の届出を示す

市内に於て出生對死亡に依る増減數  
男二五二人  
女二六一人  
計五一三人  
一日平均  
一八二三人

出張所々管區域別人口及び世帯狀況表 (昭和二十四年三月一日現在)

出張所名	人口	前月分と比較	世帯數	前月分と比較
牛田	八、九七七	増	二、七七八	減
尾長	二、三八〇	増	二、九三三	増
青崎	九、六〇八	増	二、一九七	増
荒神	一八、一三三	増	四、七四三	増
比治山	一五、九〇六	増	三、八五四	増
仁保	五、四五〇	増	一、三二一	増
大河	一〇、三四四	増	二、四八六	増
皆實	一三、三六六	増	三、三六六	増
宇品	一〇、八三五	増	三、五三〇	増
似島	二、二四四	増	五、三三	増
基町	一〇、七五一	増	五、四六七	増
小網町	六、六七七	増	四、三八二	増
舟入	一〇、六四三	増	二、六四	増
觀音	一六、八四三	増	四、一〇〇	増
己斐	一七、四六六	増	四、四四	増
三篠	一五、八四三	増	三、八九	増
草津	一一、〇三三	増	二、七四	増
中央	二八、三三四	増	七、三八	増
計	二五、一六三	増	六、四四	増

昭和二十四年 發行

廣島市役所

事項の届出を示す



No. 37

昭和二十四年 四月十八日 発行 (月曜日)

廣島市役所

電話 中二、三五番一、三五番二、三五番三、六五番(市會事務局) 中一、六五番(秘書課) 中一、六五番(會計課)

【目次】

廣島市有給吏員定數條例一部改正	廣島市出納その他の會計事務委任條例制定	豫定地變更(第六回)換地指定の發表について	二〇
廣島市消防吏員定數條例改正	廣島市議會委員會條例改正	廣島市愛宕町の家屋に對する賃貸價格の設定につ	二一
廣島市報酬並びに費用弁償條例一部改正	廣島市議會會議規則改正	いて	二二
廣島市稅條例一部改正	廣島市議會會議規則制定	昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加更正	二二
廣島市稅外收入金督促手數料徵收條例一部改正	廣島市議會圖書室運營業委員會條例制定	廣島市議會會議規則改正	二二
廣島市立市民病院使用料及び手數料條例一部改正	廣島市議會事務局職員定數條例制定	廣島市議會傍聽人取締規則改正	二二
廣島市證明及び閱覽手數料條例一部改正	廣島市警察職員並びに消防職員の給與等に關する	廣島市役所の執務時間について	二七
廣島市鑑札手數料條例一部改正	條例の一部改正	昭和二十四年度廣島市歳入出豫算	二七
廣島市工業指導所使用料及び手數料條例一部改正	廣島市製鹽所設置規則廢止	昭和二十四年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出	二九
廣島市立學校授業料並びに入風料條例一部改正	廣島市東京出張所設置規則制定	豫算	三〇
廣島市保育料徵收條例一部改正	廣島市水道集金員の任免服務等に關する規則制定	昭和二十四年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫	三〇
廣島市診療所、使用料及び手數料條例一部改正	廣島市水道渠金獎勵手當支給規則制定	算	三〇
廣島市表彰條例制定	廣島市物品會計取扱規則改正	昭和二十四年度廣島市特別會計天滿町外部落有財	三〇
廣島市警察表彰條例制定	昭和三十三年度廣島市歳入出豫算追加	産歳入出豫算	三〇
廣島市消防表彰條例制定	第四回換地豫定地指定、未指定地補充換地豫定地	豫算	三一
廣島市共済組合條例改正	指定(第五回)並びに換地豫定地變更(第五回)	昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費津	三一
廣島市水道使用料條例一部改正	換地指定の發表について	町附近土地區劃整理事業費歳入出豫算	三一
廣島市公益質屋條例一部改正	第五回換地豫定地指定第六回特別換地豫定地指定	昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳	三一
	並びに未指定地補充換地豫定地指定(第六回)換地	入出豫算	三一
		昭和二十四年度廣島市特別會計職費復興費歳入出	三一



豫算  
昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出  
豫算追加……………三二二  
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加……………三二二  
昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出  
豫算追加……………三二二  
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加……………三二二  
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加……………三二二  
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加……………三二二  
廣島市議會副議長當選について……………三二三  
警察局長監査結果について……………三二三

◆ 監査公表  
◆ 辭令  
◆ 雜報

定例廣島市議會議決事件について……………三五  
昭和二十三年廣島市における犯罪發生檢舉狀  
況表……………三八  
昭和二十三年度火災統計表その一(火災損害調)三八  
昭和二十三年度火災統計表その二(火災原因、  
業態別調)……………三九  
出張所管區域別人口及び世帯狀況表……………四〇  
昭和二十三年度病類別死亡統計表……………四一

條例

廣島市條例第一號  
廣島市議會の議決を経て、昭和二十二年七月廣島市  
條例第七號廣島市有給吏員定數條例の一部を次のよ  
うに改正する。

昭和二十四年四月一日  
廣島市長 濱井信三  
第四條の別表を次の通り改める。  
賦課率又は賦課定額の欄

自轉車稅	〔二百圓〕を〔一百五十圓〕に
荷車稅	〔三百圓〕を〔四百五十圓〕に 〔五百圓〕を〔六百五十圓〕に 〔六百圓〕を〔七百五十圓〕に 〔七百圓〕を〔八百五十圓〕に 〔八百圓〕を〔九百五十圓〕に 〔九百圓〕を〔一千〇五十圓〕に 〔一千圓〕を〔一千一百五十圓〕に 〔一千〇圓〕を〔一千〇五十圓〕に
金庫稅	〔二千圓〕を〔三千圓〕に 〔四千圓〕を〔五千圓〕に 〔八千圓〕を〔一萬圓〕に 〔四萬圓〕を〔五萬圓〕に 〔八萬圓〕を〔一〇萬圓〕に
廣告稅	三號中「十圓」を「二十圓」に 四號中「二十圓」を「四十圓」に 五號中「四十圓」を「八十圓」に 映畫館一個につき「四十圓」を「八十圓」に その他の一個につき「八圓」
使用人稅	〔三百圓〕を〔四百五十圓〕に 〔四百圓〕を〔六百五十圓〕に 〔五百圓〕を〔七百五十圓〕に
犬稅	〔三百圓〕を〔四百五十圓〕に
扇風機稅	〔三百圓〕を〔四百五十圓〕に各々改める

附則  
この條例は昭和二十四年度からこれを適用する。  
昭和二十三年度分以前の市稅については、なお従  
前の例による。

廣島市條例第五號

廣島市議會の議決を経て、昭和二十二年九月廣島市

廣島市報 復活第三十七號

昭和二十四年四月一日  
廣島市長 濱井信三  
第一條中  
一、事務吏員「三百五十人」を「三百九十六人」に  
一、技術吏員「二百五十七人」を「二百六十六人」に改  
める。  
附則  
この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市條例第二號

廣島市議會の議決を経て、廣島市消防吏員定數條例  
を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日

第一條 消防組織法第十一條の規定に基き、消防吏  
員定數は左の通りとする。  
消防司令長 一人  
消防司令 二人  
消防司令補 九人  
消防士長 三五人  
消防士 一九三人  
第二條 前條の外必要な職員を置くことができる。  
第三條 消防吏員の配置は局長がこれを定める。  
附則  
この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市條例第三號

廣島市議會の議決を経て、廣島市報酬並びに費用辨  
償條例の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日

條例第二十號廣島市稅外收入金督促手数料徴收條例  
の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井信三  
第二條中「十圓」を「二十圓」に改める。  
附則  
この條例、昭和二十四年一月一日から、これを施行す  
る。

廣島市條例第六號

廣島市議會の議決を経て、廣島市立市民病院使用料  
及び手数料條例の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井信三  
第一條第一項を次の通り改める。  
本院の使用料及び手数料の額は左の範圍内とする  
一、使用料 昭和十八年二月八日厚生省告示第六  
十六號「健康保險法及び船員保險法の規定に  
よる療養に要する費用の額の算定方法」の規  
定する範圍内。  
二、手数料 處方箋料一通につき五圓乃至五十圓  
普通診斷書料 同 五圓乃至五十圓  
特別診斷書料 同 三十圓乃至二百圓  
鑑定料及檢案料 五十圓乃至五百圓  
附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを  
施行する。

廣島市條例第七號

廣島市議會の議決を経て、廣島市證明及び開

廣島市長 濱井信三  
第二條 報酬は左の額を支給する。  
市會 議長 月額 七千圓  
市會 副議長 月額 五千圓  
市會 議員 月額 四千圓  
公安 委員 月額 四千圓  
選舉管理委員長 月額 三千圓  
選舉管理委員 月額 二千圓  
監査 委員 月額 二千圓  
投票管理員 月額 三百圓  
開票管理員 月額 四百圓  
選舉 長 選舉一回につき 五百圓  
投票立會人 日額 五百圓  
開票立會人 日額 五百圓  
選舉立會人 日額 二百圓  
第五條第一項を次の通り改める。  
費用辨償は、左の額を支給する。

市會 議長 月額 八千圓  
市會 副議長 月額 五千圓  
市會 議員 月額 四千圓  
公安 委員 月額 四千圓

附則  
この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和  
二十四年一月一日から適用する。但し第二條の投  
票管理員乃至選舉立會人の報酬は、昭和二十四年  
四月一日から適用する。

廣島市條例第四號

廣島市議會の議決を経て昭和二十二年九月廣島市條  
例第十八號廣島市稅條例の一部を次のように改正す

覽手数料條例の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井信三  
第一條中「印影照査」を「印鑑の登録及び證明」に  
「十圓」を「二十圓」に、「五圓」を「十圓」に  
改める。  
第三條及び第四條中「十圓」を「二十圓」に改める  
附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを  
施行する。

廣島市印鑑條例の一部を次のように改める。  
第二條中「保證人連署して」を「保證人連署し、所  
定の手數料を納付の上」に改める。

廣島市條例第八號

廣島市議會の議決を経て、昭和二十二年九月廣島市  
條例第十九號廣島市鑑札手数料條例の一部を次のよ  
うに改正する。  
昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井信三  
第二條中「十圓」を「二十圓」に、「五圓」を「十  
圓」に改める。  
附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを  
施行する。

廣島市條例第九號

廣島市議會の議決を経て、廣島市工業指導所使用料  
及び手数料條例の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

第二條中の「使用及び手数料」を次の通り改める。

- 1 工作設備使用料 一日一件に付三十圓以上三百圓以下
- 2 傳習料 一期間に付三百圓以下
- 3 材料強度試験 試片一個に付二十圓以上百圓以下
- 4 材料組織検査 試片一個に付五十圓以上二百五十圓以下
- 5 金屬分析試験 一成分又は一片に付五十圓以上三百圓以下
- 6 鑄物砂試験 一件に付四十圓以上二百圓以下
- 7 機器の精度検査 一個又は一臺に付四十圓以上百圓以下
- 8 試片製作 一個に付四十圓以上百圓以下
- 9 意匠圖案の調製 一點又は一件に付三十圓以上二百圓以下
- 10 設計及び製圖 實費
- 11 機器又は工藝品試作 實費
- 12 特別の経費を要する指導及び資料の蒐集 實費
- 13 成績書又は證明の謄本 十圓

附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第十號

廣島市議會の議決を経て、廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

第三條中「二、一六〇圓」を「三、〇〇〇圓」に「一、二六〇圓」を「一、九二〇圓」に改める。

第三條中「五〇圓」を「一〇〇圓」に改める。

附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日からこれを施行する。

廣島市條例第十一號

廣島市議會の議決を経て、昭和二十三年八月廣島市條例第十六號廣島市保育料徴收條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

第二條を次の通り改める。

保育料は兒童福祉法の規定に基く兒童福祉施設最低基準に伴い國が定めた費用の限度にしたがい徴收する。但し市長が必要と認めるときはこれを減免することができる。

附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第十二號

廣島市議會の議決を経て、廣島市診療所使用料及び手数料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

第二條第一號及び第二號をそれぞれ次の通り改める

- 一、使用料 昭和十八年二月八日厚生省告示第六十六號「健康保險法及び船員保險法の規定による療養に要する費用の額の算定方法」に規定する金額の範圍内。
- 二、手数料

診斷書料 一通につき 五圓乃至五十圓  
證明書料 同 五圓乃至三十圓  
検査書料 同 三十圓乃至百圓  
處方箋料 同 五圓乃至三十圓

附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第十三號

廣島市議會の議決を経て、廣島市表彰條例を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

廣島市表彰條例

第一條 市民で左の各號の一に該當するものは、この條例により、これを表彰する。

- 一、本市公益事業について功績顯著な者
- 二、産業、文化その他の分野において、本市の發展に寄與した者
- 三、衆人の模範となる善行をなしたと認める者
- 四、一廉の價格十萬圓以上の金品を本市に寄附した者
- 五、前各號の外、市政に關し切實かつた者

第二條 前條の規定は、功勞があると認められる場合に對してこれを準用する。

廣島市長 濱井 信三

第一條 廣島市警察表彰條例は、この條例の定めるところによる。

第二條 警察職員で右の各號の一について特に功勞があると認められる者に對しては、市長又は公安委員長若しくは警察局長においてこれを表彰する。

廣島市條例第十四號

廣島市議會の議決を経て、廣島市警察表彰條例を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

廣島市警察表彰條例

第一條 廣島市警察表彰は、この條例の定めるところによる。

第二條 警察職員で右の各號の一について特に功勞があると認められる者に對しては、市長又は公安委員長若しくは警察局長においてこれを表彰する。

廣島市條例第十號

廣島市議會の議決を経て、廣島市診療所使用料及び手数料條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井 信三

第一條 犯罪の豫防及び鎮壓

二 犯罪の調査及び被疑者の逮捕

三 水災災其の他の災害事變における警戒防禦又は救護

四 人命の救助又は保護

五 職務に勉勵行狀方正にして警察事務の處理及び執行務の適正

六 其の他治安警備上特に功勞のあつたもの

第三條 前條の規定は功勞があると認められる警察の團體に對してこれを準用する。

第四條 警察職員以外の者で、左の各號の一について特に警察に功勞があると認められる者に對しては、公安委員會又は警察局長において賞状を贈つてこれを行う。

一 犯人の捜査又は逮捕若しくは犯罪の豫防

二 人命の救助又は保護

三 其の他緊急の際警察職員に對してした協力

第五條 第二條の表彰は、警察功勞章、警察功績章、犯罪檢舉章及び賞状とする。

一 警察功勞章は、功勞拔群で一般の模範となる者に對して、市長がこれを授與する。

二 警察功績章は、功勞特に顯著な者に對して、公安委員會がこれを授與する。

三 犯罪檢舉章は、これを三種に區分し、別に定める犯罪檢舉成績採點基準により警察局長がこれを授與する。

四 賞状は第一號乃至第三號に定めるものの外、功勞なる行為又は警察上功勞著しいものに對して警察局長がこれを授與する。

第六條 第三條の團體表彰は、賞状を授與してこれを行う。

廣島市長 濱井 信三

第七條 警察職員にして、滿二十年以上勤続し、行狀方正職務に勉勵し、他の模範となるものに對しては、公安委員會が永年勤続證書を授與して表彰する。

第八條 表彰を受けるものが表彰前に死亡したときは、左の順位に従つてこれを授與する。

- 一 配偶者（内縁關係を含む）
- 二 直系卑屬
- 三 直系尊屬
- 四 兄弟姉妹

第九條 第四條乃至第七條の規定による表彰は、三千圓以内の賞與金を添えてこれを行う。

功績顯著であつて一般の模範となるべき者に對しては、前項の賞與金に代えて五千圓までの特別賞を授與することができる。但し、功勞拔群で特別の必要があると認めるときは、その金額を五萬圓まで上げることができる。

第十條 警察功勞章、警察功績章及び犯罪檢舉章の形狀及び制式は別にこれを定める。

第十一條 表彰を受けた者が、刑罰又は懲戒處分により、その職を免ぜられたときは、これを返納せしめ、免職以外の懲戒處分を受けるに至つたときは懲戒委員會の議を経て、そのは用を停止し、又はこれを返納せしめることがある。

賞状を授與せらるるものが、その面目を汚したときもまた同様とする。

第十二條 警察功勞章、警察功績章及び犯罪檢舉章の適否を審査するため、警察表彰審査委員會（以下委員會とす）を置く。この委員會は、市長がこれを定める。

第十三條 この條例施行に關して必要な事項は、市長がこれを定める。  
附則  
この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市條例第十五號

廣島市議会の議決を経て廣島市消防表彰條例を次のように定める。  
昭和二十四年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市消防表彰條例

第一條 廣島市消防表彰は、この條例の定めるところによる。  
第二條 消防職員（以下職員という）及び消防團員（以下團員という）で、左の各號の一について消防上特に功勞があると認められる者に對しては、市長又は消防局長がこれを表彰する。  
一、水災災その他の災害豫防警戒防ぎよ  
二、人命救助  
三、火災の早期發見  
四、消防機械器具の發明改良  
五、職務に勉勵、行狀方正にして消防事務の處理及び執行務の適正  
六、その他特に消防に寄與した事項  
前項の規定は、消防の團体に對してこれを準用する。  
第三條 職員及び團員以外のもので、左の各號の一について消防上特に功勞があると認められる者に對しては、消防局長において賞狀を贈つてこれを表彰する。

一、火災の早期發見  
二、水災災その他の災害の豫防警戒防ぎよ  
三、その他消防に對してなした協力  
第四條 第二條の表彰は消防功勞章、消防功績章及び賞狀とする。  
一、消防功勞章は、功勞拔群で一般の範かんとするものに對して、市長がこれを授與する  
二、消防功勞章は、功勞が特に顯著なるものに對して、消防局長がこれを授與する  
三、賞狀は、第一號第二號に定めるものの外、勇防なる行為又は消防上の功勞の著しいものに對して、消防局長がこれを授與する  
第五條 第二條第二項の團体表彰は賞狀を授與してこれを行う。  
第六條 職員又は團員で、滿二十年以上勤続し、品行方正、職務に勉勵し、他の模範となるものに對しては、消防局長が永年勤勞證書を授與してこれを表彰する  
第七條 表彰を受けるものが表彰前に死亡したときは、左の順位によつてこれを授與する。  
一、配偶者（内縁關係を含む）  
二、直系尊屬  
三、直系尊屬  
四、兄弟姉妹  
第八條 第三條乃至第六條の規定による表彰は、三千圓以内の賞與金を添えてこれを行う。  
功勞顯著で一般の模範となるべきものに對しては、前項の賞與金に代えて五千圓までの特別賞を授與することができる。但し、功勞拔群で特別の必要があると認めるときは、その金額を五萬圓

まで上げることができる。  
第九條 消防功勞章及び消防功績章の形狀及び形式は別にこれを定める。  
第十條 表彰を受けたものが、刑罰又は懲戒處分によりその職を免ぜられたときはこれを返納せしめ、免職以外の懲戒處分を受けるに至つたときは懲戒委員會の議を経てそのはい用を停止し又は返納せしめることがある。  
賞狀を授與せられた團体がその面目を汚したときもまた同様とする。  
第十一條 消防功勞章及び消防功績章授與の適否を審査するために、廣島市消防表彰審査委員會（委員長會といふ）を置く。  
第十二條 この條例施行に關して必要な事項は、市長がこれを定める。  
附則  
この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市條例第十六號

廣島市議会の議決を経て、廣島市共済組合條例を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市共済組合條例  
第一條 市長、市會議長選挙管理委員長及び監査委員の命免する本市職員並びに共済組合事務員健康保險組合事務員及び社団法人全國市有物件災害共済會事務員は、この條例の定めるところにより相互扶助を目的とする共済組合を組織する。但し任用若しくは雇傭の性質又は服務の關係により不適

當と認めるものは、市長においてこれを組合員にしないことができる。  
第二條 組合はその目的達成のため組合員に對し左の給付を行う。  
一、罹災給付金  
二、脱退一時金  
三、養老年金  
四、特別給付金  
第三條 組合は前條の外、必要な施設をすることが出来る。  
第四條 市は組合の事務並びに事業助成のため、毎年度豫算の範圍内において左の區別による金額を限度として助成金を交付する。  
一、事務費に充てるため五十圓に組合員の員數を乗じて得た金額  
二、事業費に充てるため組合員豫金の二倍に相當する金額  
組合經費に不足を生じたために事業の執行が不可能となつた場合は、前項の規定にかかわらずその金額を増すことができる。  
第五條 組合は組合の事業費に充てるため、組合員より毎月給料月額の千分の二乃至千分の二十二に相當する金額を掛金として徴収する。  
第六條 組合は市長がこれを管理する。  
第七條 市長は市吏員として組合の事務に従事させることができる。  
第八條 この條例施行に關し必要な細則は、市長がこれを定める。  
附則  
この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十四年一月一日から適用する。但し第四條第一

項第一號については昭和二十四年四月一日から、これを適用する。  
廣島市條例第十七號  
廣島市議会の議決を経て、廣島市水道使用條例の一

部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
第三十三條 水道使用料は、種別及び用途に従つて、使用者から一箇月につき左の割合を以てこれを徴収する。

種別	用途	基 本 料		超 過 料	
		金	料	金	料
一、専用	一、家事用	十立方メートルまで	八十圓	一立方メートルにつき	十圓
	二、官公署學校用	二十立方メートルまで	六十圓	一立方メートルにつき	十圓
	三、營業用	二十立方メートルまで	二百五十圓	一立方メートルにつき	十五圓
	四、工場用	五十立方メートルまで	四百圓	一立方メートルにつき	十圓
	五、湯屋營業用	百立方メートルまで	三百二十圓	一立方メートルにつき	五圓
	六、船舶用	一立方メートルにつき	十圓	一立方メートルにつき	三十二圓
	七、原動力工事一時用その他	二十立方メートルまで六	百四十圓	一立方メートルにつき	三十二圓
二、共用	専用	一戸五人まで	八十圓	一戸五人を超え一人を増す毎に	十五圓
	合用	一戸五人まで	六十五圓	一戸五人を超え一人を増す毎に	十五圓

類 別	基 本 料	使 用 料		
		金	料	
計 量	十立方メートルまで	六十五圓	一立方メートルにつき	八圓
	一戸五人まで	四十圓	五人を超え一人を増す毎に	八圓

三、支線料  
一本につき九圓  
第三十五條 水道使用料は毎年度左の六期に分け、毎期末日までにこれを徴収する。但し市の都合により臨時徴収し又は一年度分若しくは數月分を前納することがある。  
第一期 (四月一日から五月三十一日まで)  
第二期 (六月一日から七月三十一日まで)  
第三期 (八月一日から九月三十日まで)  
第四期 (十月一日から十一月三十日まで)  
第五期 (十二月一日から一月三十一日まで)  
第六期 (二月一日から三月三十一日まで)

附則  
この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第十八號

廣島市議會の議決を経て、廣島市公益質屋條例の一部を次ように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

第一條の次に左の通り加える。  
(位置及び名稱)

第一條の二 公益質屋の位置及び名稱は別表の通りとする。

(職員)

第一條の三 廣島市公益質屋に次の職員を置く。

主任

職員 若干人

第四條中「三百六十圓」を「千圓」に、「千八百圓」を「五千圓」に則める。

第八條の次に左の通り加える。

(市長への委任)

第九條 この條例の施行に關し必要な細則は、別に市長がこれを定める。

附則

この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第十九號

廣島市議會の議決を経て、廣島市稅條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

第四條の別表廣告稅の賦課率又は賦課定額の欄、六號中年額「六十圓」を「百二十圓」に改める。

附則

この條例は、昭和二十四年度分から、これを適用する。

廣島市條例第二十號

廣島市議會の議決を経て、廣島市出納その他の會計事務委任條例を次のように定める。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市出納その他の會計事務委任條例  
第一條 地方自治第七十一條第四項の規定により市長は収入役をして、市の事務所又は事業所において、勤務する出納員に對し、その職務上附帶する市の出納その他の會計事務を委任せしめることができる。

第二條 前條の事務所又は事業所の名稱及び委任する事務の範圍、その他この條例施行に關し必要な事項は、市長がこれを定める。

附則

この條例は、昭和二十四年度から、これを施行する。

廣島市條例第二十一號

廣島市議會において、昭和二十四年三月三十一日議決した廣島市議會委員會條例を改正する條例は次の通りである。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市議會委員會條例を改正する條例

第一章 通則

第一條 委員會は常任委員會、特別委員會、及び連合委員會とする。

第二條 常任委員會は、その擔任する事項に關する調査及び議案、請願陳情等を審査する。

第三條 特別委員會は、常任委員會の擔任に屬しない特定の事件を審査又は調査する必要があるとき、議會の議決により、これを置き、その委員會に附託された事件が議會で議決されるまで存続するものとする。

第四條 連合委員會は、二以上の委員會に關係ある議案又は事件につき審査及び調査する必要があるとき、議會の議決により、關係ある委員會の委員をもつて組織する。

第五條 二個以上の委員會の間にその擔任事項につき争があるときは、議長が議會に諮り、これを決める。

第六條 委員會の委員定数は、議長が議會に諮つて定める。

第七條 委員は、議會で選任する。

第八條 委員に選任された者は、正當の事由がなければ、辭任することができない。正當の事由の有無は議長が認定する。

第九條 委員會に、委員長及び副委員長一名を置く。

第十條 委員長及び副委員長は、議會で選任する。但し、議會運営委員會の委員長は議長を以てこれに充てる。

第十一條 常任委員會の委員長(連合委員會、議會運営委員會及び懲罰委員會の委員長を除く)は、他

の委員會の委員となることができない。

2 常任委員會の委員長は他の委員會に出席して、意見を述べることができない。

第七條 委員長及び副委員長が辭職しようとするときは、議會の承認を經なければならぬ。但し閉會中においては、議長がこれを承認することができ

第八條 委員會は議長を經て、審査又は調査のために選舉人その他の關係人の出頭及び證言並びに記録の提出を求め、又市内の団体等に對し、報告記録の提出を求めることができる。

第九條 委員會は、市長、選舉管理委員會の委員長、監査委員、公安委員、並びにその委任又は囑託を受けた者の、出席を求めることができる。

第十條 委員會が、議長の承認を受けた事件について、閉會中も調査したとき、委員長はその調査を次の議會の始に報告しなければならない。

第二章 委員會

第十一條 委員會は、委員長が開會する。

第十二條 常任委員會は左の通りとする。

一 總務委員會

二 文教委員會

三 産業委員會

四 厚生委員會

五 土木委員會

六 治安委員會

七 議會運営委員會

八 懲罰委員會

第十三條 常任委員會の擔任する事項は左の通りとする。

一 總務委員會は、總務、財務、その他、他の委員會に屬しない事項を擔任する。

二 文教委員會は、教育、學藝、体育等に關する事項を擔任する。

三 産業委員會は、産業、經濟に關する事項を擔任する。

四 厚生委員會は、保健衛生、社會福祉に關する事項を擔任する。

五 土木委員會は、土木一般に關する事項を擔任する。

六 治安委員會は、治安一般に關する事項を擔任する。

七 議會運営委員會は、議會の運営、諸規則經費等に關する事項を擔任する。

八 懲罰委員會は、議員の懲罰、その資格決定及び争訟に關する事項を擔任する。

第十四條 議長を除く他の議員は、二個以上の常任委員となる。但し第六條に規定する常任委員會委員長はこの限りでない。

第十五條 常任委員會の委員の任期は、二年とする。但し兼任を妨げない。

第十六條 委員會が審査又は調査のため、委員を派遣しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第十七條 委員會で否決された意見のうち、出席委員の三分の一以上の賛成を得たものは、少数意見として議行に報告することができる。

第十八條 委員會の審査が終了ときは、委員長は委員會の経過並びに結果(公聴會の経過並びに結果を含む)を議會に報告しなければならない。但しこの場合、委員長は副委員長又は他の委員をして代理させることができる。

第三章 公聴會

第十九條 公聴會は、委員會に附託された事件の審査、又は豫備審査のために、委員會の議決により開くことができる。

第二十條 委員會で公聴會を開こうとするときは、豫め議長の承認を受けた後に、その議決をしなければならない。

第二十一條 重要な事件について公聴會を開くことを希望する者は、文書を以てその理由を具し、委員長に申し出ることができる。

第二十二條 公聴會の問題及び公聴會を開く日時、場所は委員會に諮り委員長が定める。

第二十三條 公聴會を開くに決定したときは、委員長はその旨を議長に報告すると共に、公聴會の問題、公聴會開催の日時、場所、参加の申立方法、申立の期限、出席者の決定及びその通知等を公示して周知を計らなければならない。

第二十四條 前項の公示方法は議長がこれを定める。

第二十五條 委員長は、公聴會においてその意見を聴こうとする利害關係者及び學識経験者等の中から公聴會に参加を求める者(これを公聴人という)を定め、その者に對し、豫め、公聴會の問題及び公聴會開催の日時、場所を通知してその参加を求めなければならない。

第二十六條 公聴會に出席して、意見を述べようとする者は、住所、氏名、職業を明らかにして、意見を述べようとする理由及び具体的事項並びに問

題に對する賛否を、文書でその委員長に申し出ることが出来る。

第二十六條 委員長は、前條による中出者の中から出席者を定め、これを本人に通知する。

第二十七條 公述人及び出席者は、委員長の許可を受けて、公聴會の問題につき、その意見を述べることが出来る。この場合公述人は、出席者に優先して意見を述べることが出来る。

第二十八條 公聴會では問題に對する賛成者と、反對者との數及びその發言時間は、公平にこれを定めなければならぬ。

第二十九條 公聴會における發言は、問題の範圍を越えてはならない。

第三十條 發言が問題の範圍を越え、又は不適當な言動があるときは、委員長は、その發言を禁止し又は退場させることができる。

第三十一條 委員は公述人又は出席者に對し質疑することが出来る。但し公述人及び出席者は委員に質疑することばできない。

第三十二條 公聴會では討論及び表決をすることができない。

第三十三條 委員長は、公聴會の傍聴を制限することができる。

第三十四條 各常任委員會に、専屬書記並びに調査員を配屬する。

第三十五條 委員長は専屬書記に命じて、會議録を

調製し、委員會の次第（至聴會の次第を含む）及び出席委員の氏名（公聴會に出席した者の氏名を含む）等を記載させ、二人以上の委員と共に署名しなければならない。

2 前項の會議録は、議長が保管する。

第五節 補 則

第三十六條 本條例に定めるものを除く外、委員會の會議については、廣島市議會の議規則による。

附 則

第一條 この條例は、議員の三分の二以上出席し、その出席議員の過半数の同意を得て、改正することができる。

第二條 この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第二十二號

廣島市議會において昭和二十四年三月三十一日議決した廣島市議會事務局事務分掌條例は次の通りである。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市議會事務局事務分掌條例

第一條 廣島市議會に事務局を置く。

第二條 事務局に左の課を置き、議會に關する事務を處理する。

庶務課

議事課

市政調査課

第三條 事務局に局長、課に課長及び係長を置く。

第四條 課長は理事又は主事、係長は主事を以て充てる。

第五條 局長は議長の命を受けて、局内一切の事務を掌理し、職員を指揮監督する。

課長は局長の命を受けて、その課の事務を分掌し課員を指揮監督する。

係長は課長の命を受けて、その係の事務を分掌し係員を指揮監督する。

第六條 職員は局長がこれを定める。

第七條 局長に事故があるときは各課長がその分掌事務につきこれを代理する。

課長に事故があるときは、各係長がその分掌事務につきこれを代理する。

第八條 課の分掌事務事項は左の通りとする。

庶務課

一 機密人事及び公印の管守に關する事項

一 局の豫算、決算、經理及び局内一般庶務に關する事項

一 儀式及び交際に關する事項

一 議長會議並びに事務協議會に關する事項

一 議員の報酬事務局職員の諸給與に關する事項

人事課

一 文書の收受發送に關する事項

一 議場その他設備取締管理に關する事項

一 他課に屬せない事項

一 市會、委員會、公聴會に關する事項

一 議案、議事日程に關する事項

一 議決處理に關する事項

一 速記、記録に關する事項

一 議員の出席に關する事項

一 請願、陳情等に關する事項

一、その他議事に關する事項

市政調査課

一 市政全般調査に關する事項

一 委員會調査に關する事項

一 団体等の活動調整調査に關する事項

一 請願陳等の調査に關する事項

一 官報、市報に關する事項

一 議會誌に關する事項

一 議會先例集に關する事項

一 議會旬報に關する事項

一 議會圖書室に關する事項

一 その他調査研究に關する事項

附 則

この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市會事務局事務分掌條例はこれを廢止する。

廣島市條例第二十三號

廣島市議會において、昭和二十四年三月三十一日議決した廣島市議會定例條例を改正する條例は次の通りである。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市議會定例條例

廣島市議會の定例會は左の各月にこれを開會する。

二月、四月、六月、八月、十月、十二月

前項二月の定例會は三月に繰下げて開會することができる。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市條例第二十四號

廣島市議會において、昭和二十四年三月三十一日議決した廣島市議會圖書室巡迴委員會條例は次の通りである。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市議會圖書室巡迴委員會條例

第一條 本委員會は、廣島市議會圖書室巡迴委員會（以下委員會と稱する）と稱し、地方自治法第百條第十四項の規定によつて設けられた廣島市議會圖書室の運営について必要な事項を調査審議し、議長に建議し又は諮問に應ずる。

第二條 委員會は、廣島市議會内に置く。

第三條 委員會は、若干名の委員でこれを組織し、市議會議員中より議長がこれを依拠する。

第四條 委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

第五條 委員の任期は、市議會議員の在職期間とする。

補缺により委員となつたものの任期は、前任者の残任期間とする。

第六條 委員會の會議及び議事については、委員長がこれを定める。

第七條 委員會の事務は、廣島市議會事務局員がこれに當る。

附 則

この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

した廣島市議會事務局職員定數條例は次の通りである。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市議會事務局職員定數條例

第一條 地方自治法第百三十八條による職員定數を左の通り定める。

局 長 一 人

理事、主事、書記 二十三人

第二條 議長はその年度の給料豫算額以内で、雇員その他必要な職員を置くことができる。

附 則

この條例は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

廣島市條例第二十六號

廣島市議會の議決を経て、廣島市警察職員並びに消防職員の給與等に關する條例の一部を次のように改正する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱 井 信 三

第二條に左の通り加える。

前項第一號の規定にかかわらず、警察吏員及び消防吏員の給料の額は、別表（一）（二）による。

附 則

この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年一月一日から適用する。

別表一

警察長	月額	一萬五千圓
消防長	月額	一萬二千圓

別表 (二)

職務の級	二 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級	八 級	九 級	十 級	十一 級
一 級	三、五六五	三、六六七	三、七七二	三、八八〇	三、九九一	四、一〇五	四、二二三	四、三三四	四、四六八	四、五九六	四、七二七
二 級	四、四六八	四、七二七	四、八六三	五、〇〇二	五、一四五	五、二九二	五、四四四	五、六〇〇	五、七六〇	五、九二五	六、〇九三
三 級	五、一四五	五、二九二	五、四四四	五、六〇〇	五、七六〇	五、九二五	六、〇九四	六、二六九	六、四四八	六、六三三	六、八一三
四 級	五、九二五	六、二六九	六、六三三	七、〇一八	七、四二六	七、八五七	八、三一一	八、七九六	九、〇四七	九、三〇六	九、五七三
五 級	七、〇一八	七、四二六	七、八五七	八、三一一	八、七九六	九、〇四七	九、三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、一三〇	一〇、四一四
六 級	八、三一一	八、七九六	九、〇四七	九、三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、一三〇	一〇、四一四	一〇、七〇二	一〇、九九一	一一、二八〇
七 級	九、三〇六	九、五七三	九、八四七	一〇、一三〇	一〇、四一四	一〇、七〇二	一〇、九九一	一一、二八〇	一一、五七〇	一一、八六三	一二、一五九
八 級	一〇、四一四	一〇、七〇二	一〇、九九一	一一、二八〇	一一、五七〇	一一、八六三	一二、一五九	一二、四五八	一二、七五九	一三、〇六二	一三、三六七

規 則

廣島市規則第一號

昭和二十二年八月廣島市規則第十號廣島市製鹽所設置規則は、昭和二十四年四月一日限り、これを廢止する。

昭和二十四年四月一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二號

廣島市東京出張所設置規則を次のように定める。

昭和二十四年四月八日

廣島市長 濱井信三

廣島市東京出張所設置規則

第一條 中央官廳との連絡を密にするため、廣島市東京出張所を設置する。

第二條 出張所の位置は、東京都千代田區日比谷公園一番地東京市政會館内とする。

第三條 出張所において、左の事務を處理する。

一、中央官廳との連絡交渉に關すること。

二、情報の蒐集に關すること。

三、出張職員の利用に關すること。

四、その他市長の特命に關すること。

第四條 出張所に左の職員を置く。

所 長

所 員 若干名

第五條 所長は、上司の命を受け、所屬員を指揮監督して所務を掌理し且つ出張所を代表する。

第六條 所長及び所員の服務並びに事務の處理に關しては、廣島市役所職員の例による。

附 則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市規則第三號

廣島市水道集金員の任免服務等に關する規則を次のように定める。

昭和二十四年四月十五日

廣島市長 濱井信三

廣島市水道集金員の任免服務等に關する規則

第一條 水道集金員(以下集金員という)の任免及び服務その他については、別に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

第二條 集金員は事務員とし、左の各號に該當する本市雇員中から市長が銜衡の上これを採用し、廣島市職員分限規則によらなければその職を免ぜられない。

一、年齢滿二十五歳以上五十五歳以下の者

二、本市醫師の身体検査に合格した者

三、禁錮以上の刑に處せられたことのない者

四、破産者若しくは禁産者又は準禁産者でない者

第三條 集金員は、市町村長の身元證明書、戸籍記載事項證明書、及び身元保證人二人連署の誓約書(別紙第一様式)を提出しなければならない。

前項の身元保證人は、廣島市内に居住して確實な

る資産を有し、獨立の生計を営む成年者であつて市長の承認した者でなければならぬ。但し市長において保證人を適當と認めるときは、變更させることがある。

第四條 集金員は、擔當區域の水道の使用料、手数料、工事費及び量水器の集金事務に従事するものとする。但し業務上必要と認めるときは、擔當區域外の集金及び集金以外の業務に従事させることがある。

第五條 集金員の擔當區域は、土地の状況並びに水道使用者の状態を參照し所屬課長がこれを定める

第六條 集金員は、納額告知書兼領收證書(別紙第二様式)により納入者に告知し、現金を徴收しなければならない。

現金領收の際には、納額告知書兼領收證書に領收年月日を記入し、自印を押捺し、證書に不備のないことを確め、現金を確實に受領して領收證を交付しなければならない。

領收證書に使用する自印は、豫め當該出納員に届け出なければならない。

第七條 公金の取扱いは細心の注意を拂い、その日徴收した現金は毎日速かに集計し、集金日報(別紙第三様式)を添え出納員に提出しなければならない。

第八條 徴收金未納のまま轉居したる者があるときは、速かに轉居先を調査し、徴收係に報告し、納額告知書兼領收證書を返付しなければならない。

第九條 領收證、現金その他證券を亡失したときは、直ちに所屬課長に届け出なければならない。

第十條 徴收した現金を亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。

前項の賠償金は一時に納付しなければならない。

但し特別の事由を認めるときは、利子を附してこれを分納させることがある。

第十一條 集金員は、その身分を表示する證明書(別紙第四様式)を常に携帯し、これを納入者に示し、身分を明らかにした上集金しなくてはならない。

第十二條 集金員の勤務時間及び休日は本廳職員の例による。

第十三條 この規則施行に關して必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年四月一日から適用する。

別紙第一様式

誓 約 書

今般廣島市水道集金員に採用されましたので左の事項を遵守することを保證人連署の上誓約いたします

一、職務上の諸規定を厳守し忠實に勤務すること

二、故意又は過失によりて市に損害を及ぼしたときは指示に従つて賠償すること

三、他の業務に従事し又は關係しないこと

四、職務に違背し又は不都合の行為があつたときは何時解雇になつても異議を申し立てないこと

五、退職後在職中の行為によつて市に損害を及ぼす事件の發生したときは必ずその責を負ふこと

昭和 年 月 日

本籍地

現住所

氏 名

年 月 日 生

右何某の行為によつて市に損害を及ぼしました節は保證人連署責任を以て遡及なく一切を賠償します

本籍地

別紙第四様式

現住所	身元保證人 氏 名	年 月 日 生
本籍地	現住所	身元保證人 氏 名
現住所	身元保證人 氏 名	年 月 日 生
現住所	身元保證人 氏 名	年 月 日 生

第 集金員證書

現住所 職氏名 年 月 日 生

右の者廣島市水道集金員たることを證明する

昭和 年 月 日

廣島市長 濱井信三印

(裏面)

集金員の上身寫真貼付の上契印のし

◎注意  
 1 告知書金額を書き加したものは出納員及び集金員の上印がなければ無効です。  
 2 集金員の上印は証明書を保持してありますから御大切に保管して下さい。  
 3 此の領收書は後日の證據書になりますから大切に保管して下さい。

納領告知書兼領收證書

昭和 年 月 日

告知受印

町 番地 納

特別會計 水道使用料 第1期 自4月 至5月 使用料及手数料 使用料

計量給水料 専用給水料 連合給水料 共用給水料

金 万 千 百 拾 圓 拾 錢 也

上記の金額を昭和二十四年五月三日までに納入して下さい  
 昭和 年 月 日  
 廣島市長 濱井信三  
 廣島市役所給水課 出納員領收印 集金員印

上記の金額を領收しました  
 廣島市役所給水課 出納員領收印 集金員印

出納員 集金員印

原符

昭和 年 月 日

町 番地 納

特別會計 水道使用料 第1期 自4月 至5月 使用料及手数料 使用料

計量給水料 専用給水料 連合給水料 共用給水料

金 万 千 百 拾 圓 拾 錢 也

上記の金額を領收しました  
 廣島市役所給水課 出納員領收印 集金員印

出納員 集金員印

別紙第三様式

出納員 係長 係 集金人

移動取消其他事故のものは返納網に未着すること

廣島市規則第四號

廣島水道集金獎勵手當支給規則を次のように定める  
 昭和二十四年四月十五日  
 廣島市長 濱井信三

廣島水道集金獎勵手當支給規則

第一條 水道使用料、手数料、工事費及び量水器費の集金に従事するものには、この規定の定めるところにより集金獎勵手當を支給する。

科目	水道使用料		その他		原符		領收證書返納		現金内訳	
	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	種類	金額
前日累計									100圓	
当期分									10圓	
前期分									5圓	
前々期分									1圓	
前々々期分									50錢	
計									10錢	
累計									5錢	
									1錢	
									金券	
									計	
									約	
									金額	

廣島市規則第五號

この規則は、昭和二十四年四月一日から、これを適用する。

廣島市長 濱井信三

第二條 前條の手當金は、その一箇月の集金濟領收證の枚数に基き、左の各號により算出した額を支給する。

一、千五百枚まで一枚につき金六十錢

二、千五百枚を越えるもの一枚につき金七十錢

三、千五百枚を越えるもの一枚につき金八十錢

第四條 正當の理由がなく事務の處理が遅延したため、自己の擔當に對して他の應援を受けた場合は、その應援を受けた集金員の集金濟領收證の枚数に應じて受けるべき手當金額から、應援者の集金濟領收證一枚につき金五十錢の割で算出した金額を減額する。但し減額する金額は手當支給額の範圍内とする。

第五條 集金を誤つた集金員に對しては、集金濟領收書一枚につき三四圓の割合で手當支給額の中から返納せしめる。

第六條 集金上特別の事由があると認めるときは、市長はこの手當の支給を停止し又は減額し若しくは返納させることがある。

第七條 この規則による手當を受けるものには、他の事務に従事する場合を除いては、市内出張手當超過勤務手當は支給しない。

第八條 この規則の施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

附則

廣島市物品會計取扱規則を次のように改正する。  
 昭和二十四年四月十八日  
 廣島市長 濱井信三

第一章 總則

第一條 市經濟に屬する物品の出納保管に關する取扱については別に定めるものを除く外、この規則による。

第二條 この規則において、物品とは、消耗品、及び動物その他の用品をいう。

第三條 この規則において、長とは、課長、主任、係長をいう。但し長に事故があるとき又は長が缺けてゐるときは、上席の事務代理者とする。

第四條 物品の會計は會計年度を以て區分し、現にその出納をした日を以て年度の所屬を區分する。

第二章 出納機關

第五條 物品の出納保管者は物品會計主任とし、收入役を以てこれに充てる。

第六條 各課長等の所屬物品の受拂及び保管に關する事務を取り扱はるべきため、その課長等物品保管主任を置き、その長を以てこれを充てる。必要がある場合には物品保管主任の下に物品取扱主任を置き、前項の事務を補助させることができる。

物品取扱主任は長がその所屬職員中よりこれを選任する。

物品取扱主任を選任したとき又は異動があつたときは、直ちに物品會計主任に、その旨を通知しなければならぬ。

第七條 物品保管主任が異動したときは、速かに報告及び現品を後任者に引き渡し、その處理の現況

及び年月日を帳簿の末尾に記載し、双方署名押印し、物品會計主任に報告しなければならぬ。

前項の場合において、前任の物品保管主任が死亡その他の事故により自ら引継をすることができなるときは、物品取扱主任は前項の手續をしなければならぬ。

第三章 出納保管

第八條 各自所要の物品は、すべて所屬の物品保管主任に申し出なければならぬ。

第九條 物品保管主任において、物品の交付を請求しようとするときは、物品請求及び受領書(第一號様式)を正副二通調製し物品會計主任に提出しなければならない。

第十條 物品會計主任は前條の請求を受けたとき、その保管物品があるときは、これを交付し保管物品がないときは、購入手續等によつてこれを處理しなければならない。

第十一條 寄附等により物品會計主任を経ないで市の所屬になつた物品は、その都度物品保管主任より、その品目、數量、寄附者の住所氏名、見積價格、受入の事由及び年月日その他必要事項を、物品會計主任に通知しなければならない。

第十二條 物品の出納は、その都度關係帳簿に記載しなければならない。但し、次に掲げる物品で受領書に登記省略の旨を表示したものはこの限りでない。

一、受入後直ちに費消する物品

二、官報、新聞、雜誌、職員録の類

三、贈與又は給與を目的とする物品

四、その他前各號に準ずる物品

第十三條 各自専用の物品は、その専用者にこれを

保管させることができる。

第十四條 備品には課長名等その所屬を明示する記號を附けなければならない。

第十五條 物品保管主任は交付を受けた物品中不用となり又は破損し修理するもその用に堪え難いものがあるときは、物品返納調書(第二號様式)正副二通を調製し、現品とともに物品會計主任に返付しなければならない。但し、左に掲げる物品で購入價格五百圓以下のもは現品の返付を省略することができる。

一、陶磁器

二、硝子製品

三、ぼうろ引製品

四、亞鉛引鐵板又はぶりき製品

五、針金製品

六、ごみ製品

七、木、竹、絹布、紙、棕櫚、麻、藁等の諸製品

第十六條 物品會計主任は、返納の物品についてはその状況に應じ轉用又は棄却の處分をすることができる。

第十七條 物品を亡失し又は破損したときは、物品保管主任は物品會計主任を経て、速かにその旨を市長に具申しなければならない。

前項の具申にはその状況等を詳記し、これを認證することができる書類等を添付しなければならない。

物品會計主任は前項の處置につき意見を申告しなければならない。

第十八條 物品の保管轉換を要するときは、關係の物品保管主任連名を以て物品保管轉換調書(第三號様式)正副二通を調製し物品會計主任に提出し

なければならぬ。  
第十九條 物品保管主任は、第十六條乃至第十八條の場合にあつては物品會計主任の指示によつて關係簿を整理しなければならない。

第四章 責任及び監督

第二十條 貯蔵の物品は物品會計主任、供用物品はその物品保管主任若しくは物品取扱主任、各自専用の物品はその専用者が保管の責に任じなければならない。

第二十一條 前條の責任者が故意又は怠慢により保管物品を亡失し若しくは破損したときはこれを弁償しなければならない。  
第五節 査

第五節 査

第二十二條 物品會計主任は、毎年一回第二十六條の關係帳簿及び證據書類等により現品と照會調査して帳簿の末尾に封印し、その成績を市長に報告しなければならない。

第二十三條 物品保管主任は毎年十月關係帳簿により備品及び圖書の現品を調査し、備品圖書報告書(第四號様式)を物品會計主任に提出しなければならない。

第二十四條 物品保管主任は郵便切手収入印紙並びに乗車船券の受拂については、郵便切手、収入印紙乗車(船)券受拂計算書(第五號様式)を調製し、翌月十日迄に物品會計主任に提出しなければならない。

第六章 帳簿

第二十五條 物品會計主任は左に掲げる帳簿を備えなければならない。

- 一、備品出納簿(第六號様式)
- 二、備品發帳簿(第七號様式)

Table for inventory transfer: 物品保管轉換調査. Includes columns for year/month/day, items, quantities, and amounts.

(注意) 保管轉換整理年月日は物品會計主任の記入する

Table for reporting: 昭和 年九月末備品圖書異動報告. Includes columns for date, items, and quantities.

(第四號様式)

三、圖書原簿(第八號様式)  
二十六條 物品保管主任は左に掲げる帳簿を備え物品の受拂を明確にしなければならない。

- 一、備品保管簿(第九號様式)
- 二、圖書保管簿(第十號様式)
- 三、消耗品受拂簿(第十一號様式)
- 四、原料品受拂簿(第十一號様式)
- 五、動物受拂簿(第十一號様式)

(第一號様式)

Table for inventory request and receipt: 物品請求及び受領書. Includes columns for item name, quantity, and date.

※印に記載しないこと

(第四號様式記載要領)  
一、符號又は番號欄には「アイウエオ」呼稱の順序に記載、圖書においては番號を記載すること。  
二、品目欄には右順序によつて印、椅子、机のようにその名稱を掲記し、圖書においては書籍名を掲記すること。  
三、受入数量の欄には前回報告後の受入数量を掲記すること。  
四、拂出数量の欄には前回報告後の異動即ち返納、棄却、盗難により拂出した數量を掲記すること。  
五、九月末現在欄には前回報告現在高にその後の受入拂出を加減した實際の九月末現在數量を掲記すること。  
六、本表は前年十一月一日より本年九月末までの間に異動があつたものに限り、受入數量、拂出數量の各欄に計上記載し、九月末現在の欄にはその品目の現數を記載すること。  
備考 本表は十月十五日迄に遅滞なく提出すること。

(第五號様式)

Table for postal receipts: 昭和 年 月分 郵便切手(収入印紙)受拂計算書. Includes columns for month, items, and amounts.

(第六號様式)

Table for inventory return: 物品返納調査. Includes columns for year, items, and quantities.

(第二號様式)

Table for return survey: 物品返納調査. Includes columns for date, items, and amounts.

(注意) 物品保管主任は本書の回示を得て保管簿を整理すること ※印は記載しないこと

Table for department inventory: 現在の高. Includes columns for items, quantities, and prices.

備考 在庫品を置かない備品發帳を代用し本簿の記載を省略することができ。



廣島市報 復活第三十七號

廣島市報 復活第三十七號

受入年月日	物品取扱主任印	著者名	圖書名	数量	価額	備考

(第一〇號様式) 圖書保管簿用紙

何々

圖書保管簿

昭和 年度

課名

(第一〇號様式)

年月日	摘要	受入		拂出		現		備考
		数量	價格	数量	價格	供用	貯藏	

備考 1、支出科目の款毎に区分し整理しなければならない。  
但し学校の備品にありては學校毎に別冊となし、供用、貯藏の区分はこれを省略することができる。  
2、品目により口座を設け、その索引を附けなければならない。

(第七號様式)

備品査帳

廣島市役所

(第七號様式)

年月日	摘要	單位名稱	受入數量	交付數量	殘數量	物品取扱主任印	使用者印	備考

備考 1、本簿は各品目毎に口座を設け記入、索引を附けなければならない。  
2、原料品受拂簿及び動物受拂簿は本簿に準じて調製しなければならない。

(第一一號様式)

昭和 年度

消耗品受拂簿

廣島市役所

課名

(第一一號様式)

年月日	名稱	單位	摘要	受入		拂出		現		備考
				番號	數量	價格	番號	數量	價格	

備考 1、支出科目の款毎に区分整理しなければならない。  
2、本簿は圖書出納簿と兼用するものとする。

(第八號様式)

圖書原簿

廣島市役所

(第八號様式)

年月日	摘要	受入枚數	使用枚數	殘數	物品取扱主任印	課長印	備考

備考 本簿は郵便切手の種類毎に口座を設けて記入するものとする。  
そして索引を附けなければならない。

(第一二號様式)

昭和 年度以降

郵便切手(収入印紙)受拂簿

廣島市役所

課名

(第一二號様式)

受入年月日	摘要	數量	物品取扱主任印	供用		返却	備考
				年月日	使用者印		

備考 學校備品保管簿は備品査帳に準じ調製、整理しなければならない。

(第九號様式)

備品保管簿

課名

(第九號様式)

(第一三號様式)

昭和 年度

乗車(船)券受拂簿

廣島市役所

課 名

(第一三號様式)

年月日	課長印	摘要	受 入		交 入		付 入		残 数
			数量	物品	数量	使用	数量	使用	

備考 本簿は乗車券の種類毎に口座、設けて記入するものとする。そして索引を附けなければならない。

地變更(第六回)換地指定の發表に ついて

一、廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の土地は、區劃整理委員會の諮問を経て換地豫定地を決定したから關係者は東部復興事務所において詳細承知されたい。

二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は、土地所有届を提出済の人にかり送達する。なお土地所有届を未だ提出されない人は至急提出されたい。

三、今回發表地區の土地を賣買又は讓渡する時は、事前に必ず東部復興事務所と協議の上取返願いたい。萬一連絡なき場合は、決定した換地を取消すことに立至るともあるから是非連絡方實行されたい。

四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利については、追つて指定する。

記

區域

- 一、二葉の里、大須賀町、松原町、猿猴橋町、荒神町、愛宕町、昭和町、平野町、南竹屋町、千田町一丁目、二丁目、三丁目、東千田町の各一部、廣島電機株式會社、富士見町外飛換地
- 二、東白鳥町外特別換地(白鳥小學校、逓信局、逓信協會、母子寮、光の園、城北高等學校)
- 三、出汐町外未指定地補充換地
- 四、平塚町外換地豫定地變更

關係圖書縦覧場所 廣島市東部復興事務所

廣島市告示甲第八十六號

告 示

廣島市告示甲第八十三號

本月二十三日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市歳入度豫算追加の要領は左の通り

但しこの豫算は即日これを施行する

昭和二十四年三月二十六日

廣島市長 濱 井 信 三

歳 入

- 一、市 税 金拾五万五圓
- 二、地方配付税 金拾五万五圓
- 三、市 債 金六百八十五万參千圓
- 四、市 債 金六百八十五万參千圓
- 五、歳入合計 金七百零九萬參千五圓
- 六、歳 出 金六百八拾五萬參千五圓
- 七、財産管理費 金六圓八拾五萬參千五圓
- 八、諸支出金 金拾五万圓
- 九、二十一私立中學校助成金 金拾五万圓
- 十、歳出合計 金七百零九萬參千五圓
- 十一、歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第八十四號

昭和二十四年三月二十六日

廣島市長 濱 井 信 三

第四回換地豫定地指定地、未指定補充換地豫定地指定(第五回)並びに換地豫定地變更(第五回)換地指定の發表について

廣島市告示甲第八十七號

三月三十一日市議會の議決を経た昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は左の通り

但し、この豫算は即日これを施行する

昭和二十四年三月三十一日

廣島市長 濱 井 信 三

歳 入

- 一、市税 貳億七千八百貳拾四萬八千貳百五拾一圓
- 二、地方配付税 九千五百參拾七萬四千四百參拾八圓
- 三、國庫支出金 六千貳百五拾五萬四千八百六圓
- 四、補助金 六千貳百四拾貳萬八千八百五拾四圓
- 五、縣支出金 參千貳百九拾貳萬壹千四百拾參圓
- 六、補助金 參千五百九拾九萬九千六百七圓
- 七、雑 收入 八百九拾參萬壹千壹百四拾八圓
- 八、雑 入 貳拾參萬四千八百六圓
- 九、市 債 六千六百七拾萬五千圓
- 十、市 債 六千六百七拾萬五千圓
- 十一、歳入合計 四億八千五百七拾五萬五千壹百拾六圓
- 十二、歳 出 七億八拾五萬五千五百四拾六圓

廣島市告示甲第八十八號

廣島市議會において、昭和二十四年三月三十一日議決した廣島市議會會議規則を改正する規則は次の通りである。

昭和二十四年三月三十一日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市議會會議規則

- 第一章 總 則
- 第一條 議長は會議の日時を定め、議員及び市長に通知しなければならない。
- 第二條 議員は召集の期日に、定刻前議事堂に召集し、應招簿に捺印又は署名しなければならない。
- 第三條 議員は會議に出席したときは、出席簿に捺印又は署名しなければならない。

3、議員は公務、病氣又は事故のため、遅参、欠席若しは早退しようとするときは、その旨を議長に届け出なければならぬ。

第三條 議員の議席は議長が定める。

2、議長が必要と認めるときは、議員の議席を変更することができる。

3、議席には、號數及び氏名標を付する。

第二章 會期、閉會、休會、延會及び催告

第四條 會期は、左の通りとする。

一、定例會 七日。但し次年度の歳入歳出豫算案並びに前年度の決算を審議する定例會の會期は三十日。

二、臨時會 五日

議長は、必要と認めるときは、議會の議決により五日以内において、會期を延長することができる。この場合議長は直ちに議員及び市長にその旨通知しなければならない。

第五條 付議事件全部を議したときは、議長は會期にかかわらず閉會することができる。

第六條 休會及びその期間は、議會の議決によらなければならない。

2、休會が定まつたときは、議長は直ちにその旨を議員及び市長に、通知しなければならない。

第七條 出席議員が定足數に充たないときは、議長は延會を宣告する。

會議中定足數を欠いたときもまた同様とする。但し地方自治法第百十三條但書の場合はこの限りでない。

2、延會を宣告したときは、議長はその旨を議員及び市長に通知しなければならない。

第八條 會議が終らないときでも午後五時を過ぎたときは、議長は延會を宣告する。但し豫め會議時間を延長したときは、この限りでない。

第九條 議長が出席を催告するときは、書面で行ななければならない。催告書は、催告開議時刻より二時間以前にこれを議員に届けなければならない。この場合議長は會議の延長をすることができる。

第三章 議案の發議及び撤回

第十條 議員は議案を發議しようとするときは、その案を具え理由を付けてこれを議長に提出しなければならない。

2、議長は前項の議案を印刷して各議員及び市長に配布しなければならない。

第十一條 すでに議題となつた動議及び日程に記載された議案又は市長の提出した議案は、提出者において撤回又は修正することができない。但し議會の許可があつたときはこの限りでない。

第四章 議案の付託

第十二條 議案は議長が會議に付し、説明を要するときは、説明を求め、質疑を終つた後、これを適當の委員會に付託し、又常任委員會の擔任に屬しない特定の事件については、議會に諮り、特別委員會を設けこれに付託する。但し議會に諮り委員會付託を省略することができる。

2、前項の規定は議案以外の付議事件を付託するときにも、これを準用する。

第五章 委員會

第一節 通則

第十三條 委員長は、委員會の開會日時、場所及び付議事件を、委員、議長及び市長に通知しなければならない。

第十四條 委員會は議長の承認を受けたものの外、議會の會議時間中に開くことができない。

第十五條 委員長が討論しようとするときは、委員席に着かなければならない。この場合においてはその事件の表決が終るまで委員長席に着くことができない。

第十六條 委員會はその委員會に付託された事件の外、議長の承認した事件について、閉會中も調査することができる。

2、委員會は議長の承認を求め、その調査しようとする事件の名稱及び調査の目的、方法、期間並びに費用等を明らかにした文書を、議長に提出しなければならない。

3、議長が前項の委員會の調査要求を承認したときは、その旨を議會に報告し、併せて市長に通知しなければならない。

第十七條 委員會は委員でない議員の發言を許可することができる。但し表決の數に加わることとはできない。

第十八條 委員長は、議員から委員會を議録その他參考資料の閲覧を求められたときは、審査又は調査に支障のない限りこれを許さなければならぬ。

2、委員會を議録その他參考資料は何人も議會外に持ち出してはならない。

第十九條 この章及び廣島市議會委員會條例に定めがあるものの外、委員會については議會の場合に準ずる。

第二節 委員會の報告

第二十條 委員會が付託事件について、審査を終つたときは、委員長は報告書を作り、多數意見者の署名を付して、議長に提出しなければならない。

2、委員會の報告書には委員會の決定の理由その他必要な事項を記載しなければならない。

3、承認された事件の調査についても前二項の規定を準用する。

第二十一條 議會は委員會の審査又は調査について期限を付し、その結果を議會に報告させることができる。

第二十二條 議會は必要があるときは委員會において審査又は調査中の事件について、中間報告を求めることができる。

第六章 會 議

第一節 開議、休憩及び散會

第二十三條 會議は午前九時に開き、午後五時に閉じる。但し議長が必要と認められた場合又は議會の議決により、これを變更することができる。

2、開會は、電鈴を以て報知する。但し電板又は電析を以てこれに代へることができる。

第二十四條 議長が開議を宣告するまでは、何人も議事について發言することができない。

第二十五條 議長は會議の始めにおいて諸般の報告をする。但し、緊急事件はいつでも報告することができる。

第二十六條 議長は事件を議題とするときは、その旨を宣告する。

2、開議した事件は議長が必要と認められた場合、又は會議の議決により、一括して議題とすることができる。

第二十七條 開議、休憩、議事の中止、散會及び延會は議長が宣告する。地方自治法第百十四條第二項の場合を除く外、議長はいつでも、會議を中止し又は休憩することができる。

第二節 議事日程

第二十八條 議長は、議會の會議に付する事件及びその順序、並びに開議の日時を、議事日程に記載し、豫め議員及び市長に通知しなければならない。但し緊急を要するものは、この限りでない。

第二十九條 議長が必要と認めるとき、又は議員から動議があつたときは、議長は討論を用いず、會議に諮り、議事日程の順序を變更することができる。

第三十條 緊急事件については、議長が必要と認めるとき、又は議員の動議があつたときは、議長は討論を用いず、會議に諮り、これを議事日程に追加することができる。

第三十一條 議事日程に記載された事件について會議を開くことができなかつたときは、議長はこれを終ることができなかつたときは、議長はこれを最近の議事日程に記載しなければならない。

第三十二條 動議は一人以上の賛成者がなければ議題とならない。

第三十三條 緊急動議及び議事の手續、採決の方法、休憩、議事の中止、散會、休會、質疑又は討論の終結等先決を要する動議は、他の事件に代つて付議する。但し、異議があるときは議會に諮り、討論を用いずその可否を定めなければならない。

第三十四條 議案修正の動議は、三人以上の賛成者がなければ議題とならない。

2、前項の動議は文書を以て提出しなければならない。

第四節 發言

第三十五條 會議において、發言しようとする者は起立して「議長」と呼び、議員は自己の議席を號

を、地方自治法第百二十一條の規定による説明者は自己の職名を告げ、議長の許可を受けた後發言することができる。

2、すべて發言は演壇においてしなければならない。但し簡單な發言は議長の許可を受けたときは、この限りでない。

3、發言については要旨を具し、豫め議長に通告しておくことができる。議長において、發言通告を受理したときは、他に優先して發言を許さなければならない。

第三十六條 議題外の質問をしようとするときは、豫め議長に届け出なければならない。但し、緊急を要するものは、この限りでない。

2、前項の質問の許可は、議會に諮り討論を用いずして定めなければならない。

第三十七條 發言は、その中途において、他の發言によつて妨げられない。

第三十八條 延會、中止又は休憩のため、發言を終らなかつた議員は、更にその議事を始めたときその發言を續けることができる。

第三十九條 議長において、發言が議題外にわたると認めるとき、又は元長にわたると認めるときはこれを制止し、なほ従わなるときは、發言を禁止し又は退場させることができる。

第四十條 委員會に付託された議案及び事件の會議においては、その始めに委員長が委員會の經過並びに結果を報告する。この内容の報告については豫め委員會の承認を経なければならない。

第四十一條 前條の委員會の經過並びに結果を報告するときは、委員長は、これに自己の意見を加えてはならない。

第四十二條 委員會における少数意見は、委員長の報告について少数意見者がこれを報告する。

2、数個の少数意見があるときは、その報告の順序は、議長がこれを定める。

第四十三條 議員は、委員長、前條の規定による少数意見を報告した者、發議者、又は地方自治法第百二十一條の規定による説明者に對し、質疑することが出来る。

第四十四條 議長は必要と認めるときは、質疑又は討論の時間を制限することができる。

第四十五條 議長は、質疑又は討論の終結を宣告する。但し、異議があるときは議會に諮り、討論を用いないで、その可否を定めなければならない。

2、發言者がまだあるときでも議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。この場合議長は議會に諮り、討論を用いないで、可否を定めなければならない。

第四十六條 質疑が終つたとき、又は質疑終了の動議が可決されたときは、討論に入る。

第四十七條 議長が議員として、發言しようとするときは、議長席に着かなければならない。

2、議長が討論したときは、その問題の採決が終るまで、議長席に復することができない。

第五節 修正

第四十八條 議員が三人以上の賛成者を得て提出した修正案は、委員會の提出した修正案より前に採決しなければならない。

第四十九條 委員會の修正は賛成者を恃たないで議題とする。

第五十條 委員會少数意見が修正意見であるときは、三八以上の賛成者がないと修正案として議題とすることができない。

とすることができない。

第五十一條 同一の議題について、数個の修正案が提出されたときは、原案に最も近いものから順次採決に付さなければならない。その區別が明らかでないときは、議長の定めるところによる。

2、議長の處置に三人以上の異議があるときは、議會に諮り討論を用いないで、その順序を定めなければならない。

第五十二條 修正案がすべて否決されたときは、原案について採決する。

第五十三條 すべての修正案及びその原案がともに過半数の賛成者がなかつたときに、議會が廢案にできないと、議決した事件は、適當な委員會に付託して修正案を起させ、その報告を得て會議に付することができる。

第五十四條 議會は修正議決の條項及び字句の整理を議長に委任することができる。

第六節 採決

第五十五條 議長は採決をしようとするときは、採決に付する問題を宣告しなければならない。

2、議長が採決に付する問題を宣告した後は何人も議題について發言することができない。

第五十六條 採決に付した問題について、議長は異議の有無を會議に諮ることが出来る。異議がないと認めるときは、議長は直ちに可決を宣告する。但し、異議の申立があるときは、議長は本節に規定する他の方法により、採決しなければならない。

第五十七條 採決の際、議員は議長席に着いて表決に加わらなければならない。

第五十八條 表決には條件を付け又は更正を求めることができない。

第五十九條 採決の方法は、舉手、起立及び投票とし、議長において、便宜これを用いる。但し、三人以上の異議があるときは、議會に諮り討論を用いないでその方法を定めなければならない。

2、採決の結果は議長が宣告する。

第六十條 舉手又は起立により採決するときは、事件につき、賛成者をこれに諮り、議長が舉手者又は起立者の多少を認定し、可否の結果を宣告する。若し認定し難いとき又は議員が議長の宣告に異議を申立て、三人以上の賛成者があるときは、指名點呼しなければならない。

第六十一條 指名點呼は、議長が書記に議員の議席番號を點呼させ、議員はこれに應えて、可否を表さなければならない。

2、指名點呼の結果は、議長が宣告する。

第六十二條 投票は議長が必要と認められた場合又は議會の議決により、記名投票又は無記名投票とすることが出来る。

2、投票用紙の様式は議長の定めるところによる。

3、投票を行うときは、書記の氏名點呼に應じてこれを行う。

第七節 選舉

第六十三條 議會で行う選舉の投票用紙の様式は、議長の定めるところによる。

第六十四條 議長は三人以上の立會人とともに、投票並びに開票に立會わなければならない。

2、前項の立會人は、議長が議員中からこれを指名する。

第六十五條 開票の點檢が終つたときは、議長は、直ちにその結果を會議に報告しなければならない。

第六十六條 議長は、當該當選人の任期中間投票及び

び關係書類を保存しなければならない。

第八節 秘密會

第六十七條 秘密會を開くときは、議長又は委員長は、一般傍聴人及び議長又は委員長の指定する者以外の者を、議場又は會議室の外に退場させる。

第六十八條 秘密會の議事は洩らしてはならない。

第七章 自由討論

第六十九條 議會は、市政に關し、議員に自由討論の機会を與えるために、二カ月に一回會期中中に自由討論の會議を開く。

第七十條 自由討論の會議を開くときは、議長は議會運営委員會に諮り、豫めその日時を定め、これを各議員及び市長に通知しなければならない。

第七十一條 議長は議會運営委員會に諮り、豫め自由討論の問題を定めることができる。

2、問題を定めた自由討論の會議の討論は、その問題の外にわたつてはならない。

七十二條 問題を定めない自由討論の會議においては、議員は地方自治法第百二十一條の規定による出席者に對し、市の事務及び市長に委任された國、縣他の地方公共團體その他公共團體の事務につき自己の意見を述べ又は質疑することが出来る。

第七十三條 自由討論のための時間及び發言者並びに各發言時間は、議長が、議會運営委員會に諮つて定める。

第七十四條 議長が、豫め定めた時間を超えて、發言する議員があるときは、議長はこれを中止させることができる。

第七十五條 議員は、自由討論の會議における發言者に對し、その意見の根據として舉げた資料につき、質疑することが出来る。この質疑は極めて、

簡明でなければならない。

第七十六條 自由討論の會議における發言について議員が採決を求める動議を提出したときは、議長は討論を用いないで議會に諮り、これを定めなければならない。

第七十七條 問題を定めた自由討論で、その問題について採決を求める動議が可決されたときは、議長は討論を用いないで、採決しなければならない。

2、問題を定めない自由討論で、開陳された意見について採決を求める動議が可決されたときは、議長は討論の後採決しなければならない。

第八章 會議錄

第七十八條 會議錄には、速記法によりすべての記事に記載しなければならない。但し、委員會會議錄は要項筆記を用いることができる。

第七十九條 會議錄には、左の事項を記載しなければならない。

一、出席及び欠席の議員並びに地方自治法第百二十一條の規定による出席者の氏名

一、開議、休憩、議事の中止、延會及び閉會に關する事項

一、議事日程及び諸般の報告

一、議事及び選舉の次第

一、その他議長において必要と認められた事項

第八十條 會議錄には、秘密會の議事及び議長が取消を命じ、又は議員その他發言者が取消を申出た發言も記載しなければならない。但し、秘密に關する記事は、これを公表してはならない。

第八十一條 會議錄の記事について異議があるときは、議長は議會に諮り、討論を用いないで、その可否を決しなければならない。

第八十二條 會議錄に署名する議員は、二人とし、議長が指命する。

第九節 請願

第八十三條 請願は、文書を以て、議長に提出しなければならない。

2、請願書には、請願者の住所（又は居所）氏名、職業、年齢及び紹介議員の氏名を記して各自署名捺印しなければならない。

法人の請願書は、その所在地、名稱を明にし、代表者が署名し、法人の印章を捺印しなければならない。

3、請願者が多数のときは、代表者を定めなければならない。

第八十四條 請願書は、普通の邦文を用いなければならない。やむを得ず、外國語を用いるときは、譯文をつけなければならない。

第八十五條 議長は請願書を受理したときは、これを會議に付議して適當な委員會に付託し、審査させなければならない。但し、議長の意見又は會議の議決により、委員會付託を省略することができる。

第八十六條 委員會は付託された請願書については左の區分により、意見書案を付し、審査の結果を會議に報告しなければならない。

一、採擇すべきもの

二、採擇すべきでないもの

第八十七條 議長は、議會において採擇した請願はその旨を、又採擇しないものはその理由を付し紹介議員を通じて請願の代表者に通知しなければならない。

第八十八條 委員會において、採擇すべきでない

決定した請願の報告について、議員三名以上から會議に付すべき要求がないときは、委員會の決定を確定とする。

第八十九條 市長、選挙管理委員會の委員長、監査委員又は公安委員は、地方自治法第二百五條の規定により、議會より送付された請願の處理の経過及び結果を速かに、議長に報告しなければならない。

第九十條 議長は、陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものがあるときは、これを受理して請願の例により、處理することができる。

第十章 住民及び區域内の団体等との關係

第九十一條 地方自治法第百條により、審査又は調査のため議會に選舉人その他の關係人の出頭、發言又は記録の提出を求め、また市内の団体等に對し報告、記録の提出を求める動議があつたときは議長は會議に諮り、これを定め議長がこれを行う。

第九十二條 議長又は委員長は證人に對し、その出頭前に、豫め證言の要旨を記した書面の提出を求めることができる。

第九十三條 證人は議會の要求があるときは、議會に出頭して、證言をしなければならない。但し、議長においてやむを得ない事由があると認めるときは、文書で證言をさせることができる。

第九十四條 證人が出頭したときは、議長又は委員長は宣誓書により宣誓させて證言させなければならない。

第九十五條 證人の證言は、その證言を求められた

範圍を越えてはならない。

第十一章 紀 律

第九十六條 議員は議會の品位を重んじなければならない。

第九十七條 議場に入るものは帽子、外套、捲巻、傘、杖の類を着用又は携帯してはならない。但し、病氣その他の事由で議長の許可を受けたときはこの限りでない。

第九十八條 議場において私語喫煙し、又は會議中濫りに離席し、若しくは他人の發言を妨げてはならない。

第九十九條 會議中退席しようとする者は議長の許可を受けなければならない。

第一百條 議長が制錘を鳴らしたときは、何人も沈黙しなければならない。

第一百一條 前五條の外、紀律については地方自治法第百二十九條の規定により議長が定める。

第十二章 懲 罰

第一百二條 懲罰は、懲罰委員會の審査の後、議會議決で議長がこれを宣告する。秘密會議で議決したときは、公開の議場で、これを宣告しなければならない。

第一百三條 議長の制止又は發言取消の命令に従はな

い議員があるときは、議長は地方自治法第百二十九條により處分する外、懲罰事犯として、これを懲罰委員會に付託することができる。

第一百四條 懲罰委員會に付託するときは、委員長は、これを議長に報告して、處分を定めることができる。

第一百五條 秘密會議の議事を漏らした者があるときは議長はこれを懲罰事犯として、懲罰委員會に付託することができる。

聞記者は傍聴證の交付を受け、係員の指圖に従つて靜肅に傍聴しなければならない。

第二條 傍聴席はこれを一般席及び新聞記者席に分ける。

第三條 傍聴人は、傍聴券に所定の事項を記入し、係員より要求があつたときは、いつでも傍聴券を提示しなければならない。

第四條 左の事項に該當するものと認めらるる者は、傍聴席に入ることができない。

① 傍聴券を所持しない者  
② 精神錯亂者  
③ 異様の服装をしてゐる者  
④ 旗幟、プラカードその他氣勢を示す慮あるものを持つてゐる者  
⑤ 兇器又は危険の慮ある器物を持つてゐる者  
⑥ 酒氣を帯びた者  
⑦ 引率者なき十二才未満の者

第五條 議長は取締のため必要と認めるときは、傍聴人の數を制限し、又は退場を命ずることができ

る。

第六條 傍聴人は左の事項を守らなければならない  
① 帽子、外套、捲巻の類を着用しないこと。但し議長の許可を受けたときはこの限りでない  
② 私語、飲食、喫煙しないこと  
③ 示威に涉る行為をしないこと  
④ 會議の言論、行為に對し可否を表明し又は批評しないこと  
⑤ その他會議の妨害となる行為をしないこと

第七條 この規則の規定に違背する傍聴人があるときは、議長はこれを制止し、命令に従わな

第一百五條 議員は、三人以上の賛成を以て、懲罰の動議を提出することができる。この動議は、事犯のあつた翌日までに提出しなければならない。

第一百六條 懲罰の動議が提出されたときは、議長は直ちにこれを議會に付さなければならない。散會後提出されたときは、最近の議會で、これを議題としなければならない。

第一百七條 議長は討論を用い

ないで議會に諮り、これを懲罰委員會に付託しなければならない。懲罰委員會は、本人及び關係人を召喚して尋問することができる。

第一百八條 懲罰の場

合、關係人を召喚しようとするときは議長を経なければならぬ。

第一百九條 懲罰のうち、公開の議場における、戒告又は陳謝については、懲罰委員會がこれを起草しその報告と共に、これを議長に提出しなければならない。

第二百條 出席停止の期間は五日を超

えることができない。

第二十一條 出席を停止された議員は、その期間中

は、委員の職務を停止する。

第二十二條 出席を停止された議員が、その停止

合においては、警察吏員に引渡すことができる。

第八條 傍聴者はどんな理由があつても議場に立入

ることはできない。

附 則  
この規則は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

昭和二十四年四月二日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第一號  
廣島市役所の執務時間は、廣島市役所執務時間並びに休日規程に拘らず、夏時刻法による夏時刻の期間當分の間、午前九時より午後五時四十五分までとする。

附 則  
昭和二十四年四月二日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示第二號  
本第一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算の要領は左の通り。  
但し、この豫算は即日これを施行する。  
昭和二十四年四月二日  
廣島市長 濱 井 信 三

一、市税 金貳億參千四百拾五万四千七百貳拾貳圓  
一縣稅附加稅 金貳億九拾參万參千七百八拾九圓  
二、獨 立 稅 金四千七百七拾万九百拾九圓  
三、地方附稅 金七千九百九拾壹万九千參百貳拾六圓  
四、稅法による 金貳百九拾万六千八百八拾八圓  
稅 收 入 金拾五万六千九百貳拾四圓  
二、公企業及財産收入 金拾五万六千九百貳拾四圓

決定した請願の報告について、議員三名以上から會議に付すべき要求がないときは、委員會の決定を確定とする。

第八十九條 市長、選挙管理委員會の委員長、監査委員又は公安委員は、地方自治法第二百五條の規定により、議會より送付された請願の處理の経過及び結果を速かに、議長に報告しなければならない。

第九十條 議長は、陳情書その他のもので、その内容が請願に適合するものがあるときは、これを受理して請願の例により、處理することができる。

第十章 住民及び區域内の団体等との關係

第九十一條 地方自治法第百條により、審査又は調査のため議會に選舉人その他の關係人の出頭、發言又は記録の提出を求め、また市内の団体等に對し報告、記録の提出を求める動議があつたときは議長は會議に諮り、これを定め議長がこれを行う。

第九十二條 議長又は委員長は證人に對し、その出頭前に、豫め證言の要旨を記した書面の提出を求めることができる。

第九十三條 證人は議會の要求があるときは、議會に出頭して、證言をしなければならない。但し、議長においてやむを得ない事由があると認めるときは、文書で證言をさせることができる。

第九十四條 證人が出頭したときは、議長又は委員長は宣誓書により宣誓させて證言させなければならない。

第九十五條 證人の證言は、その證言を求められた

期間中に會議又は委員會に出席したときは、議長又は委員長は直ちに退去させる。その命令に従わな

いときは、議長は更に懲罰委員會に付託することができ

る。

第九十三條 議會を騒がし又は議會の体面を汚し、その情狀が特に悪いものは、出席を停止し又は除名することができる。

第九十四條 懲罰委員會が除名すべきものとして報告した事犯について、地方自治法第百三十五條第二項の同意がなかつたとき、議長は本章に定めた他の懲罰を科することができる。

第九十五條 會議規則の疑義は議長がこれを定める

但し議長は議會に諮りこれを定めることができる

附 則

第一條 この規則を改正しようとするときは議員の三分の二以上が出席し、その出席議員の過半数の同意を得なければならない。

第二條 この規則は昭和二十四年四月一日から施行する。

昭和二十四年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市告示第八十九號  
廣島市議會において昭和二十四年三月三十一日議決した廣島市議會傍聴人取締規則を改正する規則は次の通りである。  
昭和二十四年三月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
廣島市議會傍聴人取締規則  
第一條 會議を傍聴しようとする者は、傍聴券(新

一、基本財產收入	金四萬四千八百八拾八圓	七、雜入	金壹萬貳千八百拾八圓
二、罹災救助基金收入	金貳千九百四圓	八、市債	金八千七百參拾五圓
三、積立金收入	金貳萬八千八百八拾九圓	九、市債	金八千七百參拾五圓
四、財產收入	金八萬九千九百四拾壹圓	一〇、市債	金八千七百參拾五圓
五、財產賣拂代金	金貳圓	一、議會費	金九百八拾萬四千四百貳拾五圓
三、使用材料及手數料	金四萬四千四百四拾九萬參百貳拾參圓	二、役所費	金壹億四千貳拾四萬四千貳百八拾圓
一、使用材料	金參千貳百五十六千六百圓	一、役所費	金壹億貳千七百七拾參萬八千參百參拾四圓
二、手數料	金貳千貳百四拾參萬四千貳百貳拾參圓	二、諸費	金千參百五拾萬五千九百四拾六圓
四、國庫補助金	金壹億八千八百參拾五萬四千八百四拾七圓	三、警察警防費	金壹億貳千參拾七千貳百五拾貳圓
一、國庫補助金	金壹億八千八百參拾五萬四千八百四拾七圓	一、警察費	金七千四百六拾參萬參千八百拾四圓
二、補助金	金四萬五千五百六拾六萬參千九百拾九圓	二、消防費	金貳千八百六拾七萬貳千九百九拾六圓
一、交付金	金貳百壹萬五千七拾圓	三、消防團費	金七百萬四千四拾貳圓
二、補助金	金參千八百五拾貳萬九千九百七拾八圓	四、土木費	金四萬九千八百八拾五萬參千九百拾九圓
六、寄附金	金壹圓	一、道路橋樑費	金四萬五千五百六拾六萬參千九百拾九圓
一、寄附金	金壹圓	二、河川費	金四拾五萬七千圓
七、繰入金	金拾壹萬貳千六百七圓	三、港灣費	金貳百四拾四萬五千圓
一、繰入金	金壹圓	四、諸費	金百貳拾八萬八千圓
八、繰入金	金壹圓	五、教育費	金五千八百九拾貳萬六千參百六圓
一、前年度繰入金	金千貳百七拾四萬九千九拾七圓	一、小學校費	金千八百七拾八萬九千九百六拾六圓
二、納付金	金八拾貳萬六千九百四拾七圓	二、中學校費	金五百貳拾四萬貳千六百七拾六圓
三、物品賣拂代金	金百五拾九萬七千五百九圓	三、高等學校費	金貳千九百九拾九萬參千九百九拾六圓
四、利子	金七拾七萬六千九百貳拾五圓	四、工業專門學校費	金六百貳萬五千八百貳拾五圓
五、市稅延滞金	金五拾參萬七千八百八拾四圓		
六、繰替金戻入	金八百拾六萬九千九百四拾貳圓		

五、圖書館費	金百四拾四萬九千參百拾九圓
六、研究諸費	金百參拾四萬貳百圓
七、孤兒集團教育費	金參百八拾貳萬九百貳拾四圓
八、社會教育費	金貳拾七萬貳千貳百圓
六、社會勞務施設費	金壹億五千四百六拾九萬九千五百貳拾貳圓
一、生活保護費	金七千八百拾四萬參千八百拾五圓
二、民生委員費	金拾萬五千圓
三、民生委員事務所費	金參拾貳萬四千貳百四拾圓
四、隣保館費	金參拾參萬五千八百四拾貳圓
五、保養院費	金百四拾八萬九千五百八拾四圓
六、保育所費	金七百貳拾六萬九千貳百圓
七、罹災救助費	金貳千九百四圓
八、厚生諸費	金四拾貳萬貳千六百六拾八圓
九、公園費	金五拾壹萬九千五百八圓
十、兒童福祉費	金九百九拾參萬六千八百四拾壹圓
十一、母子寮費	金四萬四千貳拾圓
十二、失業應急事業費	金五千六百拾萬圓
七、保健衛生費	金千四百拾七萬七千貳拾圓
一、保健所費	金百參拾四萬六千貳百七拾五圓
二、傳染病豫防費	金貳百八拾參萬七千八百參拾圓
三、鼠疫昆虫驅除費	金八拾八萬九千參百貳拾九圓
四、トラホーム豫防費	金六萬五千圓
五、結核豫防費	金參拾參萬五千五百參拾圓
六、性病豫防費	金六千圓
七、市民病院費	金九萬四千八百九拾四圓

八、船入病院費	金四拾九萬參千八百拾圓	九、財產費	金百九拾萬五千五百八拾四圓
九、衛生試驗所費	金拾四萬四百貳拾圓	一、基本財產造成費	金拾七萬六千七百七拾五圓
十、診療所費	金拾九萬七千貳拾貳圓	二、財產管理費	金百七拾貳萬九千四百九圓
十一、下水道費	金參百五萬八千貳百四拾五圓	一、統計調查費	金五拾六萬四千四百圓
十二、下水道調査費	金五拾壹萬五千參百圓	一、選舉費	金六百參拾七萬四千八百八拾五圓
十三、塵芥蒐集費	金五萬五千九百七拾壹圓	二、公債費	金千四百四拾五萬七千六百四拾圓
十四、糞尿汲取費	金參萬六千六百參拾圓	一、金償還金	金五百九拾壹萬八千八百七拾五圓
十五、船舶運送費	金七萬貳千貳百參拾壹圓	二、利子	金八百五拾參萬八千七百六拾四圓
十六、屠場費	金拾參萬九千八百五拾八圓	三、諸費	金壹圓
十七、火葬場費	金五拾參萬四千四百七圓	一、輸送費	金七拾萬九千四百六拾圓
十八、育成費	金五萬六千五百圓	二、監査委員費	金九拾五萬四千八百七拾七圓
十九、健康指導諸費	金七百八拾九萬五千貳百貳圓	三、監査委員費	金九拾五萬四千八百七拾七圓
一、配給諸費	金拾七萬四千八百九圓	四、一水害復舊費	金千貳百參拾四萬六千六拾七圓
二、商工諸費	金九拾五萬七千七百貳拾壹圓	一、公金取扱費	金參千參拾九萬六千參百貳拾圓
三、農水產諸費	金六拾四萬參千八百七拾貳圓	二、訴訟費	金貳圓
四、度量衡諸費	金參拾貳萬七千四百參拾參圓	三、滯納處分費	金六萬圓
五、物資供給諸費	金貳拾壹萬七千五百參拾八圓	四、特別會計繰出金	金千九百七拾貳萬八千八百五拾五圓
六、農地委員會費	金貳拾六萬貳千貳百貳拾圓	五、繰替金	金八百拾六萬九千貳百四拾貳圓
七、農業調整委員會費	金五拾六萬五千九百參拾貳圓	六、字圖調製費	金貳拾貳萬七千七百九拾圓
八、家畜市場費	金參拾貳萬七千四百參拾參圓	七、過年度支出	金貳拾九萬八千八百八拾圓
九、灌溉所費	金貳拾壹萬七千五百參拾八圓	八、繰支出	金五拾萬圓
十、工業指導所費	金貳拾六萬貳千貳百貳拾圓		
十一、港灣諸費	金五百五拾參萬五千六百貳拾壹圓		
十二、中央卸賣市場費	金千七百七拾貳萬九千九百五拾六圓		

**廣島市告示第三號**

本月一日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算の要領は左の通り但し、この豫算は即日これを施行する。

昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井 信三

一、使用材料及手數料	金六千貳百參拾九萬七千九百參拾八圓
二、給水工事收入	金六千九百九拾壹萬七千九百九拾八圓
一、給水工事收入	金貳百七拾八萬四千四百五拾五圓
二、給水工事收入	金貳百七拾八萬四千四百五拾五圓
三、雜收	金四拾八萬七千四百四拾圓
一、雜收	金貳百六拾九萬貳千貳百拾八圓
二、雜收	金五拾壹萬九千參百拾四圓
三、雜收	金貳百拾七萬貳千九百拾四圓
四、公企業及財產收入	金貳拾萬圓
一、財產賣拂代金	金貳拾萬圓
二、繰入金	金壹圓
一、繰入金	金壹圓

六、國庫支出金 金貳千五百貳拾六萬貳千五百圓  
 一補助金 金貳千五百貳拾六萬貳千五百圓  
 七、市 債 金五千五百五拾八萬七千五百圓  
 一市 債 金五千五百五拾八萬七千五百圓  
 八、繰 越 金 金壹圓  
 一前年度繰越金 金壹圓  
 歳入合計 金壹億四千八百九拾貳萬四千六百貳拾參圓

歳 出  
 一、水道 費 金壹億四千四百參拾六萬五千五百九拾八圓  
 一七水經常費 金參千參百七拾萬七千六百九拾圓  
 二配水管増設費 金百四拾四萬圓  
 三水道事業費 金參百萬圓  
 四水道復舊事業費 金壹千九百貳拾萬圓  
 五水道改良事業費 金五千八百六拾五萬圓  
 六給水經常費 金貳千六百參拾貳萬九千四百參拾壹圓  
 七水栓調査費 金貳百參萬四千四百七拾七圓  
 二、公 債 費 金四百四拾九萬貳拾參圓  
 一元金償還金 金拾八萬四千拾參圓  
 二利 子 金四百參拾萬六千拾圓  
 三、諸支出金 金七萬圓  
 一繰 出 金 金七萬圓  
 四、豫 備 費 金壹圓  
 一豫 備 費 金壹圓  
 歳出合計 金壹億四千八百九拾貳萬四千六百貳拾參圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第四號  
 本月一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計 公益質屋費歳入出豫算

歳 入  
 一、貸付金より生ずる収入 金五拾壹萬八千四百圓  
 一貸付金より生ずる収入 金五拾壹萬八千四百圓  
 二、雜 收 入 金壹圓  
 一雜 收 入 金壹圓  
 三、貸付金戻入 金四百參拾貳萬圓  
 一貸付金戻入 金四百參拾貳萬圓  
 四、繰 入 金 金壹圓  
 一繰 入 金 金壹圓  
 五、前年度繰越金 金壹圓  
 一前年度繰越金 金壹圓  
 歳入合計 金四百八拾參萬八千四百參圓

歳 出  
 一、事 務 費 金五拾壹萬貳千壹百九拾八圓  
 一事務費 金五拾壹萬貳千壹百九拾八圓  
 二、貸 付 金 金四百參拾貳萬圓  
 一貸 付 金 金四百參拾貳萬圓  
 三、公 債 費 金五千貳百四圓  
 一元利償還金 金五千貳百四圓  
 四、諸支出金 金壹圓  
 一雜 支出 金壹圓  
 五、豫 備 費 金壹千圓  
 一豫 備 費 金壹千圓  
 歳出合計 金五百零參千參百五拾五圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第五號  
 本月一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計 獎學資金歳入出豫算

歳 入  
 一、資金收入 金壹千四百參圓  
 一資金收入 金壹千四百參圓  
 歳入合計 金壹千四百參圓

歳 出  
 一、獎 學 費 金壹千四百參圓  
 一獎 學 費 金壹千四百參圓  
 歳出合計 金壹千四百參圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第六號  
 本月一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計天滿町外部落有財産歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計 天滿町外部落有財産歳入出豫算

歳 出  
 一、土 木 費 金七千六百九拾萬九千九百參圓  
 一都市計畫事業費 金七千六百九拾萬九千九百參圓  
 二、公 債 費 金五拾七萬五千五百五拾八圓  
 一元金償還金 金四拾貳萬九千九百貳拾圓  
 二利 子 金拾四萬五千六百參拾八圓  
 三、豫 備 費 金五萬圓  
 一豫 備 費 金五萬圓  
 歳出合計 金七千七百五拾貳萬七千四百六拾壹圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第七號  
 本月一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計 用品調達費歳入出豫算

歳 入  
 一、繰 入 金 金壹百零萬參千參百五拾參圓  
 一繰 入 金 金壹百零萬參千參百五拾參圓  
 二、繰 越 金 金壹圓  
 一繰 越 金 金壹圓  
 三、繰替金戻入 金四百萬圓  
 一繰替金戻入 金四百萬圓  
 四、雜 收 入 金四萬圓  
 一雜 收 入 金四萬圓  
 歳入合計 金五百零萬參千參百五拾五圓

歳 出  
 一、用品調達費 金五百零萬參千參百五拾五圓

廣島市告示甲第八號  
 本月一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業津町附近土地區劃整理事業費歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計 都市計畫事業津町附近土地區劃整理事業費歳入出豫算

歳 入  
 一、國庫支出金 金壹圓  
 一補助金 金壹圓  
 二、區劃整理施行費收入 金壹圓  
 一區劃整理施行費收入 金壹圓  
 三、換地清算徵收金 金壹圓  
 一換地清算徵收金 金壹圓  
 四、雜 收 入 金壹圓  
 一雜 收 入 金壹圓  
 五、繰 越 金 金四拾六萬四千六百七拾四圓  
 一前年度繰越金 金四拾六萬四千六百七拾四圓  
 歳入合計 金四拾六萬四千六百七拾四圓

歳 出  
 一、區劃整理事業費 金四拾六萬四千六百七拾四圓  
 一章津町土地區劃整理事業

廣島市告示甲第九號  
 本月一日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計 都市計畫事業費歳入出豫算

歳 入  
 一、目的 稅 金貳千參百八拾八萬九千九百六拾壹圓  
 一都市計畫稅 金貳千參百參萬貳千參百參拾六圓  
 二舊法による稅收入 金八拾四萬八千六百貳拾五圓  
 二、縣支出金 金貳千七百五拾四萬六千六百圓  
 一縣支出金 金貳千七百五拾四萬六千六百圓  
 三、市 債 金貳千六百拾圓  
 一市 債 金貳千六百拾圓  
 歳入合計 金七千七百五拾貳萬七千四百六拾壹圓

歳 出  
 一、土 木 費 金七千六百九拾萬九千九百參圓  
 一都市計畫事業費 金七千六百九拾萬九千九百參圓  
 二、公 債 費 金五拾七萬五千五百五拾八圓  
 一元金償還金 金四拾貳萬九千九百貳拾圓  
 二利 子 金拾四萬五千六百參拾八圓  
 三、豫 備 費 金五萬圓  
 一豫 備 費 金五萬圓  
 歳出合計 金七千七百五拾貳萬七千四百六拾壹圓  
 歳入出差引殘金なし

廣島市告示第十號

本月一日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井信三 昭和二十四年度廣島市特別會計 戰災復興費歳入出豫算

- 一、國庫支出金 金參億壹千貳百五拾貳萬九千貳百九十七圓
一補助金 金參億壹千貳百五拾貳萬九千貳百九十七圓
二、繰入金 金壹千八百七拾萬八千五百壹圓
一繰入金 金壹千八百七拾萬八千五百壹圓
三、雜收入 金壹圓
一雜收入 金壹圓
四、市債 金參億六千四百萬圓
一市債 金參億六千四百萬圓
五、繰越金 金壹圓也
一前年度繰越金 金壹圓也
歳入合計 金六億九千五百貳拾參萬七千八百壹圓
歳出
一、戰災復興費 金六億七千八百四拾萬六千圓
一區劃整理費 金八千參百拾四萬六千圓
二、道路費 金貳千七百六拾七萬五千圓
三、下水費 金五千五百四拾壹萬八千圓
四、公共空地整備費 金貳千五百九拾七萬九千圓
五、住宅建設費 金貳億四百參拾貳萬五千圓
六、學校營繕費 金貳億參千四百四拾八萬九千圓
七、建設費 金四千四百七拾五萬七千圓
八、死体收葬費 金貳百六拾壹萬七千圓

但し、この豫算は即日これを施行する。昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井信三

昭和二十四年度廣島市特別會計 戰災復興費歳入出豫算追加

- 一、戰災復興費 金貳百參萬貳千四百拾五圓
五、住宅建設費 金四拾萬貳千圓
七、建設費 金百六拾參萬四百拾五圓
歳出合計 金貳百參萬貳千四百拾五圓
歳入出引殘金なし

廣島市告示第十四號

本月一日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井信三 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

- 八、繰越金 金五拾萬圓
一前年度繰越金 金五拾萬圓
歳入合計 金五拾萬圓
歳出
一、諸支出金 金五拾萬圓
八、雜支出 金五拾萬圓

廣島市報 復活第三十七號

- 二、公債費 金壹千六百八拾參萬壹千八百壹圓
一元金償還金 金壹圓
二、利子 金壹千六百八拾參萬壹千八百圓
歳出合計 金六億九千五百貳拾參萬七千八百壹圓
歳入出引殘金なし

廣島市告示第十一號

本月一日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井信三 昭和二十四年度廣島市特別會計 戰災復興費歳入出豫算追加

- 一、國庫支出金 金壹億五千五百四拾萬圓
一補助金 金壹億五千五百四拾萬圓
四、市債 金壹億五千五百四拾萬圓
一市債 金壹億五千五百四拾萬圓
歳入合計 金參億千八拾萬圓
歳出
一、戰災復興費 金參億千八拾萬圓
六、學校營繕費 金參億千八拾萬圓
歳出合計 金參億千八拾萬圓
歳入出引殘金なし

廣島市告示第十二號

本月一日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示第十八號 豫防接種法第六條に基く腸チフス及びパラチフス豫防接種を左の通り施行する。昭和二十四年四月十一日

廣島市長 濱井信三

Table with columns: 實施場所, 實施區域, 第一回, 第二回, 第三回. Rows include 已斐小學校, 草津小學校, 舟入小學校, 江波小學校.

廣島市告示第十九號

本月九日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。但し、この豫算は即日これを施行する。昭和二十四年四月十一日

廣島市長 濱井信三 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

- 八、繰越金 金千六拾五萬參百六拾六圓
一前年度繰越金 金千六拾五萬參百六拾六圓
九、雜收入 金百萬圓
二、辨償金及報償金 金百萬圓
一市債 金四百拾萬圓
歳入合計 金千五百七拾五萬參百六拾六圓
歳出
二、役所費 金拾貳萬圓
一役所費 金拾貳萬圓
三、警察警防費 金貳拾貳萬五千圓
三、消防團費 金貳拾貳萬五千圓
六、社會勞働施設費 金四百拾萬六千九百九拾壹圓
十二、運轉場整備費 金四百拾萬六千九百九拾壹圓
七、保健衛生費 金千圓圓
一保健衛生費 金千圓圓
十三、輸送費 金五萬七千六百六拾八圓
一輸送費 金五萬七千六百六拾八圓
十五、災害土木費 金拾八萬參千六百七圓
一、水害復舊費 金拾八萬參千六百七圓
十六、諸支出金 金百五萬七千七百圓
十一、綠化週間實施費 金五萬七千七百圓
十二、原爆研究所費 金百萬圓
歳出合計 金千五百七拾五萬參百六拾六圓
歳入出引殘金なし

廣島市告示第十三號

本月一日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の要領は左の通り。昭和二十四年四月二日

廣島市長 濱井信三

- 八、繰越金 金參百貳萬五千圓
一前年度繰越金 金參百貳萬五千圓
歳入合計 金參百貳萬五千圓
歳出
五、教育費 金參百貳萬五千圓
二、中學校費 金貳百拾七萬五千圓
三、高等學校費 金八拾五萬圓
歳出合計 金參百貳萬五千圓
歳入出引殘金なし

廣島市告示第二十號

昭和二十四年四月十一日 廣島市長 濱井信三 左記の者は昭和二十四年四月九日緊急臨時廣島市議會において市議會副議長に當選した。記 村上源次郎

監查公表

監查報告第七號

地方自治法第九十九條に依る監查報告 三月八日より執行した警察局長監查の結果を別紙の通り報告する。昭和二十四年三月二十二日

廣島市監查委員 鈴木 賢 中邑 元

警察局長監查の結果 一、職員の設定並びに配置状況 一、本市警察吏員の定員は五百七十八名であるが現



在員は五百七十四名で四名の欠員となつてゐる。これが階級別による局、並びに各署配置の状況は左表の通りである。

Table with columns for Police Bureau (局), Police Station (署), and various ranks (階級別). It lists the number of personnel in each category across different divisions (東, 西, 局).

2 本市條例において警察吏員の定員を警察長一名、警視八名、警部十二名、警部補三十八名、巡查部長百名、巡查四百十九名、合計五百七十八名と定めてあるが、警察吏員の定員は警察法及び同施行令により、最近の官報に公示せられた、當該人口を基準として階級別に各制定せらるべきである。然るに前記の本市定員は法令の基準に比して本部、警視四名、警部二名、東署、巡查部長十二名、西署巡查部長十四名が各々超過してゐる。

3 本市警察吏員中、市外よりの通勤者が現在二十三名ある。その殆んど全員が住宅難によるものであるから職務の特質上非常事態の突發等に對處するため市營住宅の優先的入居又は寮の設置等を考慮する必要がある。

一、出勤簿と願届簿を對照して出勤と休職が合致しないものが五件ある。
二、備品及び圖書保管簿に物品取扱主任者の捺印が全部洩れており保管責任の所在が明確でない。
三、消耗品受拂簿に物品取扱主任者及び使用者の捺印洩れが多數あり又各署に對して交付した物品についてこれが受領印を徴して居らず受拂が明確でない。
四、郵便切手受拂簿、乗車券受拂簿、休暇簿等は正規の簿冊に改められたい。
五、警察業務遂行のため特に緊急を要し前渡金を以て支拂する場合に對處し旅費前渡資金二十五萬圓を保管しその内金十萬千六百七圓を當該旅費として支拂つてゐるがその内容は視察用務にして特に緊急を要する旅行とは認め難い。これが取扱は概算旅費を以て處理することが妥當である。
六、警察吏員の旅費支給については本市の旅費條例を適用すべく規定されているが職階級による支給額について明確を欠いてゐるから旅費支給の適正を期するためこれを明文化せられたい。
七、公安委員が出張する場合囑託として出張しているが囑託の手続を了していない。
八、非常事態の發生、並びに兇悪犯罪の突發に對處すべく警備費として二十三年七月一日食糧費前渡資金三萬圓を支出保管しているがこれを運用してない實狀であつて食糧費としての前渡は適當でなく寧ろ非常警備費として豫算に計上する等考慮すべきであると認める。

警察法施行令による基準定員と本市條例による定員との比較表

Comparison table of standard personnel numbers (基準定員) and actual numbers (現定員) for various police ranks and divisions (東, 西, 局).

辭令

技術吏員 松林 鋪三
難波 巖

廣島市事務吏員に任命する
市長室長を命ずる
北岡 虎之輔

事務吏員 高木 延次郎
有松 喜一
森野 一光
西田 敏夫
吉村 重治
佐伯 寛明
岩崎 七郎
瀨良 一享
渡邊 良一
元風 秋三
松岡 正之
時乘 光夫
土肥 一夫
小辻 昭壯
東本 政夫
西原 松實
菅野 勝郎
廣島市事務吏員に任命する
昭和二十四年三月三十一日(各通)
技術吏員 西川 弘
新入病院院長を命ずる
同 右 住田 治道
同 藥劑長を命ずる

事務長を命ずる 尾 森 唯 男
三月二十三日議決
三月二十三日再開した定例廣島市議會は四月五日閉會した。議決事件は次の通りである。
三月二十三日議決
一、第百二十二號議案 昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加
出豫算追加
原案可決
一、第百二十三號議案 昭和二十三年度廣島市住宅買收費公債方法
同 右
一、自第一號議案 昭和二十四年度廣島市歳入至第四十九號議案 出豫算其他各種議案
委員會付託
一、昭和二十二年廣島市各種歳入出決算全部
委員會付託
三月三十一號議案
一、第百二十四號議案 昭和二十三年度廣島市歳入出豫算追加更正
原案可決
一、第百二十五號議案 昭和二十三年度廣島市水害復舊費公債方法中變更について
同 右
一、第百二十六號議案 昭和二十三年度廣島市物業費公債方法中變更について
同 右
一、第百二十七號議案 昭和二十三年度廣島市道路橋梁特別整備費公債方法中變更について
同 右
一、第百二十八號議案 昭和二十三年度廣島市消防資材整備費公債方法中變更について
同 右
一、第百二十九號議案 昭和二十三年度廣島市保健所建設費公債方法中變更について
同 右

雜報

一、第三百三十號議案 昭和二十三年度廣島市中央卸賣市場建設費公債方法中變更について 原案可決

一、第三百三十一號議案 昭和二十三年度廣島市水道事業費公債方法中變更について 同

一、第三百三十二號議案 昭和二十三年度廣島市戦災復興事業費公債方法中變更について 同

一、廣島市議會委員會條例改正について 同

一、廣島市議會會議規則改正について 同

一、廣島市議會傍聴人取締規則改正について 同

一、廣島市議會事務局事務分掌條例改正について 同

一、廣島市議會事務局職員定數條例改正について 同

一、廣島市議會圖書室規程制定について 同

一、廣島市議會圖書室運営委員會條例制定について 同

一、發議(クロワード中佐に對する感謝決議文贈呈の件) 決

四月一日議決

一、第一號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算 修正可決

一、第二號議案 廣島市有給吏員定數條例改正について 同

一、第三號議案 廣島市消防吏員定數條例改正について 同

一、第四號議案 廣島市報酬並びに費用辨償條例中改正について 原案可決

一、第五號議案 廣島市稅條例中改正について 修正可決

一、第六號議案 廣島市稅外收入金督促手数料徴收條例中改正について 原案可決

一、第七號議案 廣島市立市民病院使用料及び手数料條例中改正について 同

一、第八號議案 廣島市證明及び閲覧手数料條例中改正について 同

一、第九號議案 廣島市鑑札手数料條例中改正について 同

一、第十號議案 廣島市港灣施設使用料條例中改正について 同

一、第十一號議案 廣島市工業指導所使用料及び手数料條例改正について 同

一、第十二號議案 廣島市假設住宅使用條例中改正について 同

一、第十三號議案 廣島市立學校授業料並びに入學考査料條例中改正について 同

一、第十四號議案 廣島市保育料徴收條例中改正について 同

一、第十五號議案 廣島市診療所使用料及び手数料條例中改正について 同

一、第十六號議案 廣島市表彰條例制定について 同

一、第十七號議案 廣島市警察表彰條例制定について 同

一、第十八號議案 廣島市消防表彰條例制定について 同

一、第十九號議案 廣島市共済組合條例中改正について 同

一、第二十號議案 昭和二十四年度廣島市土木費公債方法 同

一、第二十一號議案 昭和二十四年度廣島市橋梁架設負擔金公債方法 原案可決

一、第二十二號議案 昭和二十四年度廣島市中央卸賣市場建設費公債方法 同

一、第二十三號議案 昭和二十四年度廣島市棧橋復舊費公債方法 同

一、第二十四號議案 昭和二十四年度廣島市港灣修築負擔金公債方法 同

一、第二十五號議案 昭和二十四年度廣島市失業應急事業費公債方法 同

一、第二十六號議案 昭和二十四年度廣島市社會勞働施設費公債方法 同

一、第二十七號議案 昭和二十四年度廣島市消防資材整備費公債方法 同

一、第二十八號議案 昭和二十四年度廣島市水害復舊公債方法 同

一、第二十九號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算 同

一、第三十號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計公益質屋費歳入出豫算 同

一、第三十一號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計獎學資金歳入出豫算 同

一、第三十二號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計天滿町外部落有財產歳入出豫算 同

一、第三十三號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計用品調達費歳入出豫算 同

一、第三十四號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業津町附近土地區劃整理事業費歳入出豫算 同

一、第三十五號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算 同

一、第三十六號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算 原案可決

一、第三十七號議案 廣島市水道使用條例中改正について 同

一、第三十八號議案 廣島市公益質屋條例中改正について 同

一、第三十九號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費公債方法 同

一、第四十號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費公債方法 同

一、第四十一號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費公債方法 同

一、第四十二號議案 社団法人全國市有物件災害共済會に本市財産及び營造物の災害共済を委託する同意について 同

一、第四十三號議案 年度内一時借入金について 同

一、第四十四號議案 廣島市稅條例中改正について 同

一、第四十五號議案 廣島市警察職員並びに消防職員の給與等に関する條例中改正について 同

一、第四十六號議案 廣島市製鹽所廢止について 同

一、第四十七號議案 廣島市出納その他の會計事務委任條例制定について 同

一、第四十八號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加 同

一、第四十九號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費公債方法中變更について 同

一、昭和二十二年年度廣島市各種歳入出決算全部承認 (希望條項付)

一、第五十號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加 原案可決

一、第五十一號議案 昭和二十四年度廣島市運動場整備費公債方法 同

一、第五十二號議案 昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加 同

一、第五十三號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加 同

一、第五十四號議案 中學校の設置について 同

一、第五十五號議案 小學校の設置について 同

自第一號議案 希望事項は左の通り

一、新規採用による増員の抑制について

一、事務改善對策について

一、社會教育費の増強

一、育成費の増強

一、商工相談所の設置について

一、市營住宅使用料について

一、廣告稅の賦課率の改正について

四月五日議決

一、請願(宇品出張所擴充の件) 委員會付託

一、請願(廣島市中廣町及び上天滿町地區區劃整理施行延期並びに天滿川及び福島川堤防築造強化の件) 同

一、請願(不動院金堂修理の件) 同

一、第五十二號議案 廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例制定について 同

一、請願(尾長出張所建築に關する件) 採擇

一、發議(猿猴川下流に青崎、草津幹線道路に關し、橋梁を至急架設方要望の件) 委員會付託

一、請願(宇品出張所擴充の件) 採擇

一、發議(猿猴川下流に青崎、草津幹線道路に關し、橋梁を至急架設方要望の件) 決定

四月八日召集した緊急臨時廣島市議會は四月九日閉會した。議決事件は次の通りである。

記

四月九日議決

一、第五十六號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加 原案可決

一、廣島市議會副議長選舉について 村上源次郎當選

原因別	件数	損害額 (圓)	業種別	件数	損害額 (圓)
焚火	八	四二四六六〇〇	官公署	二	一〇〇〇五〇〇
炬燵	八	一四〇〇六〇〇	會社工場	二	六九七九八〇〇
煙突	一	一二四〇六〇〇	山林原野	二	六〇〇〇〇
煙草	二	三一〇五〇〇〇	船舶	四	三〇〇〇〇
ヒイラ過熱	一	九九一〇〇〇	運送業	二	六〇〇〇
ガソリン引火	一	九〇〇〇〇〇	漁業	二	三〇〇〇〇
ストーブ過熱	一	八〇〇〇〇〇	飲食業	二	三〇〇〇〇
電熱器	一	六〇〇〇〇〇	古物商	四	一一二四〇〇〇
電熱器	一	三二一八〇〇〇	士建業	三	五八三二五〇〇
雷	一	九三四五〇〇〇	製材業	一	一五六二五〇〇
落	一	五〇〇〇〇〇	無材業	二	六五〇〇〇
洞	一	六七六三〇〇〇	商店業	二	三五四四〇〇〇
引火	一	〇〇〇〇〇	商店業	八	三二八五二〇〇
油	一	五〇〇〇〇〇	商店業	二	一九二五〇〇〇

火災統計表 その二 (火災原因、業種別調)

月別	合計	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月
火災	四一	五	五	六	九	三	三	一	二	一
小火	四八	五	五	六	五	二	三	一	五	三
山火事	二									
自動車火災	三		一							一
船舶	四			一						
物件	四									
件数	一〇二	一〇	一一	一三	一四	五	七	二	八	五
全焼	六六六	五八九	八	五	八	五	七	四	五	二
半焼	二九六	一一五	一	四	五	二	四	四	三	一
面積	六一九七	二五三五	二四〇	一八	三〇九	一八一	二二三	五三	一〇七	一八
建物損害	八一、六三七、六〇〇	五五、四一六、三〇〇	四、九四〇、〇〇〇	九一二、〇〇〇	二、九一七、四〇〇	一、七〇三、一〇〇	一、六五一、五〇〇	四九〇、五〇〇	七一九、〇〇〇	一一〇、五〇〇
その他の損害	二一〇、七七七、九五〇	一五、八四七、〇〇〇	五、九四五、五〇〇	六三八、〇〇〇	八、二七四、四〇〇	三、七〇〇、一〇〇	二、三五六、五〇〇	四一〇、〇〇〇	五〇〇、六五〇	三二一、五〇〇
總損害額	二九二、四〇八、五五〇	二〇三、二六三、三〇〇	一〇、八八五、五〇〇	一、一五五、〇〇〇	一一、一九一、八〇〇	五、四〇三、二〇〇	四、〇〇八、〇〇〇	九〇〇、五〇〇	一二一、九六五〇	五二四、〇〇〇

昭和二十三年火災統計表 その一 (火災損害調)

月別	火災	小火	山火事	自動車火災	船舶	物件	件数	全焼	半焼	面積	建物損害	その他の損害	總損害額
六月	一	四					六	六	一	二〇四	一、七〇八、六〇〇	四、一五一、五〇〇	五、八六〇、一〇〇
五月	三	三					八	二四	三	一九九二	一、七九三、二〇〇	二九、七一、三〇〇	四、二五〇、五〇〇
四月	二	六	二				一三	三	一	二〇七	二、一八三、五〇〇	二、九一四、五〇〇	五、〇九八、〇〇〇
三月				一			一						
二月							一						
一月							一						
十二月							一						
十一月							一						
十月							一						
九月							二						
八月							五						
七月							二						

註 上段は發生件数、中段は檢舉件数、下段は檢舉人員を示す。

月別	合計	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	合計				
殺人	7	8	8	6	6	8	35	35	64	4	2	2	14	16	21	2	3	3	7	7771	
強盗	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3429
強盗未遂	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2156	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5838	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5353	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	354	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	241	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	253	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	91	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	979	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1037	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	718	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	14934	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	10754	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3132	
強盗強	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	7%	

廣島市報 復活第三十七號

廣島市報 復活第三十七號

昭和二十三年度病類別死亡統計表(乳兒死亡者の部)

(乳兒死亡除く死亡の部)

Table with columns for age (1-21), disease names (e.g., 流行性腦脊髄膜炎, 肺炎), and monthly counts (4月 to 3月計).

Table with columns for age (1-24), disease names (e.g., 腸チフス, 肺炎), and monthly counts (4月 to 3月計).

出張所々管區域別人口及び世帯状況表(昭和二十四年四月一日現在)

Table showing population and household statistics by district (e.g., 牛田, 尾長, 骨崎) and city (e.g., 基町, 小網町).

Table showing various statistics (e.g., 合風呂, 計冠) and their corresponding values.

廣島市報 復活第三十七號

廣島市報 復活第三十七號

戸籍上の市勢について

種別	出生		死亡		離婚	婚姻	種別	件数	最大	最小	平均	前年同期	増減	△減別
	男	女	男	女										
計	1,355	1,311	1,154	1,061	11	11	1,355	1,355	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
男	717	638	584	540	6	6	717	717	584	584	584	584	584	584
女	638	673	570	521	5	5	638	638	593	593	593	593	593	593
計	1,355	1,311	1,154	1,061	11	11	1,355	1,355	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177	1,177
男	717	638	584	540	6	6	717	717	584	584	584	584	584	584
女	638	673	570	521	5	5	638	638	593	593	593	593	593	593

註 左側数字は本市に本籍を有するもの、本市以外の地域での発生事項を示す

77 戦傷死	1
78 不明の診断及不詳原因死	3
79 80 腹膜炎(虫垂炎含む)	1
81 82 流行性脳脊髄膜炎	1
計	141
183	1
160	5
165	4
153	2
142	5
154	2
145	7
449	4
151	6
143	1
187	6
882	1

25 貧血	1
26 白血病その他の血液及造血器の疾患	3
27 アルコール中毒	1
28 その他の中毒	1
29 脳膜炎(結核性を含む)	3
30 瘧疾	1
31 脳出血脳栓塞及脳血栓	14
32 麻痺性痲呆	1
33 早發性痲呆その他の精神病	1
34 てんか	1
35 その他の神経疾患	1
36 眼、耳、及びその附屬器の疾患	1
37 心臓炎	1
38 急性心臓内膜炎	5
39 慢性心臓内膜炎及び心臓弁膜障害	1
40 心筋疾患(心臓の動脈瘤を含む)	1
41 冠狀動脈の疾患及狭心症	1
42 その他の心臓の疾患	3
43 動脈瘤(心臓動脈を除く)	1
44 動脈硬化及び脱疽	2
45 その他の血行器の疾患	1
46 気管支炎(急性)	4
47 肺炎	8
48 助肺炎	5
49 肺膜炎	5
50 その他の呼吸器の疾患(結核性を除く)	3
51 胃及十二指腸の潰瘍	4
52 下痢及腸炎	3
53 下痢腸炎及潰瘍	1
54 脱腸及腸管閉塞	3
55 肝硬變	1
56 その他の肝臓及膽道の疾患(膽石を含む)	6
57 その他の消化器疾患	2
58 腎臓の疾患(腎臓炎、腎臓結核、尿毒症、及輸尿管の疾患(妊娠によるものを除く))	3
59 膀胱の疾患(腫瘍を除く)	5
60 尿道の疾患	1
61 攝護腺の疾患	1
62 生殖器の疾患(花柳病を除く)	2
63 妊娠中の不慮の障礙	1
64 産血	1
65 産による出血	1
66 産褥熱	1
67 妊娠中毒(蛋白尿、子か人等)	1
68 その他の産による疾患	1
69 皮膚及皮下結締組織の疾患	1
70 性及生殖器の疾患(結核性及レウマチス性を除く)	1
71 老衰	14
72 自殺	4
73 他殺	8
74 不慮の障礙	1
75 自殺、他殺、不慮の障礙の別、不明の外原因	1
76	9
77	10
78	13
79	7
80	3
81	1
82	3
計	90

# 廣島市報

No. 38

昭和二十四年  
五月二十四日 發行  
(火曜日)

發行人所 廣島市役所

電話  
廣島市國泰寺町三九  
中中中 中  
一三三三三 三三三三三  
六六六六六 六六六六六  
八八八八八 八八八八八  
(市會事務局)  
(社會部)  
(會計課)

### 【目次】

#### ◎ 條例

廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及  
び死亡給與金條例制定……………一頁  
廣島市稅條例一部改正……………四頁  
廣島市鑑札手数料條例一部改正……………四頁  
廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關す  
る條例一部改正……………五頁  
廣島市中央卸賣市場設置條例制定……………五頁  
廣島市中央卸賣市場業務條例制定……………五頁

#### ◎ 規則

廣島市超過勤務手当支給條例施行細則一部改正……………九頁  
文書の格式及び文體用語等に關する規程一部改正……………九頁  
廣島市保育料徴收條例施行細則全文改正……………一〇頁  
廣島市保育所條例施行細則一部改正……………一〇頁  
廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則一部改正……………一一頁  
廣島市工業指導所使用料及び手数料條例施行細則一部改正……………一一頁  
廣島市衛生事務委任に關する規則一部改正……………一二頁  
廣島市出納その他の會計事務委任條例施行規則制定……………一三頁  
廣島市收入證紙規則一部改正……………一七頁

#### ◎ 告示

昭和二十二年廣島市歳入出決算……………一七頁  
地租減免について……………一七頁  
定例廣島市議會招集について……………一七頁  
換地説明書、確定圖並びに賃貸價格配賦案縦覽について……………一七頁  
歳入出豫算追加更正……………一七頁  
都市計畫事業費歳入出豫算追加……………一七頁  
戰災復興費歳入出豫算追加……………一七頁  
歳入出豫算追加……………一七頁  
歳入出豫算追加……………一七頁  
廣島市役所執務時間の特別廢止……………一七頁  
中學校、小學校の設置について……………一七頁  
市立學校の名稱位置の變更について……………一七頁  
緊急臨時廣島市議會招集について……………一七頁  
緊急臨時廣島市議會に付する事件について……………一七頁  
家屋賃帳法第十一條による告示……………一七頁  
家屋賃帳法第十一條による告示……………一七頁

### 條例

#### 廣島市條例第二十七號

廣島市議會の議決を経て、廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例を次のように定める。

昭和二十四年四月二十八日

廣島市長 濱井信三

遺族扶助料及び死亡給與金條例

#### 第一章 總則

(給與を受ける権利)

第一條 本市吏員及びその遺族は、この條例の定めるところにより、退職料、退職給與金、遺族扶助料又は死亡給與金の給與を受ける権利を有する。

(吏員及び遺族)

第二條 この條例で吏員とは、地方自治法第二百四條に規定する職員又は職員であつたものをいひ、特別職吏員とは、前段に規定する職員の中、その就任について、法律若しくは市條例により選舉又は市議會の同意によることを必要とする職員又は職員であつた者をいう。

遺族とは、吏員と同一戸籍内にあり、又は、その者により、生計を維持していた祖父母、父母、配偶者及び子で、吏員の死亡當時の現在をいう。吏員死亡の當時胎兒であつた子は、現在者とみなす。

(年金及び一時金)

第三條 退職料及び遺族扶助料は年金とし、退職給與金及び死亡給與金は一時金とする。

(年金支給の期間) 第四條 退職料及び遺族扶助料の給與は、これを受ける事由の生じた月の翌日から、これを始め、権利がなくつた月を以て終る。

(年金の支給時期) 第五條 退職料及び遺族扶助料は、その年額を四分し、毎年一月、四月、七月、十月に、その前月分までを支給する。但し死亡又は権利の消滅、若しくは、第十七條第二號、第三號、第四號及び第二十五條第一號による停止の場合、期日にかかわらずこれを支給する。

(單位未滿の計算法) 第六條 年金の年額又は一時金の給與金額の單位未滿は、これを單位に滿たしめる。

(時効) 第七條 この條例に定める給與を受ける権利は、これを給する事由の生じた日から、五年間請求しないときは、時効により消滅する。

(讓渡擔保の禁止) 第八條 この條例に定める給與を受ける権利は、これを讓渡し、又は擔保に供することができない。但し恩給金庫に擔保に供するのは、この限りでない。

(吏員の納金義務) 第九條 吏員は、毎月その給料月額の百分の二に相當する金額を本市に納付しなければならない。

(在職年計算法) 第十條 吏員の在職年は、就職の日から起算し退職又は死亡の月を以て終る。

特別職吏員と特別職吏員を除いたその他の吏員の各々の在職年數及び退職後再就職した吏員の前後の在職年數はこれを各別に計算し、通算しない。但し特別職吏員が引續き再就職した場合はこの限りでない。

(受給資格喪失の原因)

第十一條 吏員在職中、左の各號の一に該當するときは、その引續いた在職につき、この條例に定める給與を受ける資格を失う。

一、懲戒處分により解職せられたとき。  
二、不都合の行爲があつて免職せられたとき。  
三、禁錮以上の刑に處せられたとき。

(遺族の支給順位) 第十二條 この條例に定める遺族の給與は、妻、子、夫、父、母、祖父、祖母の順位により、これを支給する。前項の規定により同順位者が数人あるときは、左の順位による。

一、子については、長幼の順序による。  
二、父母については、養父母を先にし、實父母を後にする。  
三、祖父母については、養父母の父母を先にし、實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、實父母を後にする。

(權利者死亡の際の支給順位) 第十三條 この條例に定める給與を受ける権利を有する者が、その受けるべき生存中の給與を受けないうで死亡したときは、これを吏員の遺族に、前條の順位に従つて支給し、遺族のないときは、死亡者の相續人に支給する。

第二章 退職料

(受給資格及び金額) 第十四條 吏員在職十四年(特別職吏員は九年)以上で退職したときは退職料を支給する。

前項の退職料の年額は在職十四年以上十五年未滿(特別職吏員は九年以上十年未滿)の者には、退職當時の給料年額の百五十分の五十(特別職吏員は百五十分の二十五)に相當する金額とし、前項の年限以上一年を増す毎にその一年につき退職當時の給料年額の百五十分の一(特別職吏員は百五十分の五)に相當する金額を加えた金額とする。

第四節 遺族扶助料 (受給資格) 第二十一條 吏員が左の各號の一に該當するときは、第二十二條に定める順位に従い、その遺族に遺族扶助料を支給する。

一、在職年十四年以上の者で在職中死亡した時。  
二、公務による傷痍疾病のため在職中死亡したとき。  
三、退職料を受ける者が死亡したとき。

(子又は夫である遺族) 第二十二條 遺族である子又は夫は、左の各號の一に該當するときに限り、遺族扶助料を支給する。

一、未成年の子で未だ婚姻しないとき。  
二、成年の子又は夫は、不具廢疾であつて、生活資料を得る途なく、且つこれを扶養する者のないとき。

(金額) 第二十三條 遺族扶助料の年額は、左の各號によりこれを定める。

一、第二十一條第一號の場合においては、その死亡を退職とみなし、第十四條の規定により計算した退職料年額の十分の五に相當する金額。  
二、第二十一條第二號の場合においては、その死亡を退職とみなし、第十五條の規定により計算した退職料年額の十分の五に相當する金額、但しこの場合の第十五條による加算率は十分の七とする。

三、第二十一條第三號の場合においては、退職料年額の十分の五に相當する金額。

(災害による受給資格及び金額)

第十五條 吏員が公務のため、傷痍を受け、又は疾病にかかり、その職に堪えないで退職したときはその在職年數にかかわらず、これに退職料を支給する。但し、その吏員に重大な過失のあつた場合はこの限りでない。

前項の退職料の年額は、在職十四年(特別職吏員は九年)未滿の者にあつては、退職當時の給料年額の百五十分の五十(特別職吏員は百五十分の二十五)に相當する金額に、在職十四年以上の者にあつては、前條の規定により計算した金額に各その傷痍疾病の程度に従い、その年額の十分の一乃至十分の七を加えた金額とする。

(扶養家族がある場合) 第十六條 前條により退職料を受ける者に扶養家族があるときは、二千四百圓に扶養家族の員數を乗じて得た金額を、退職料の年額に加給する。

前項の扶養家族とは、退職料受給者の退職當時から引續いてその者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする祖父母、父母、配偶者及び未成年の子をいう。

(停止原因) 第十七條 退職料を受ける者が、左の各號の一に該當するときは、その間これを停止する。

一、年令四十才に滿ちる月までは、その金額を、四十才に滿ちる月の翌月から四十五才に滿ちる月までは、その十分の五を、四十五才に滿ちる月の翌月から五十才に滿ちる月までは、その十分の三を停止する。但し第十五條の規定により退職料を受ける者及び在職中、公務によらない傷痍疾病のため、退職した者(その事情が止むまで)に對しては、これを停止しない。

二、本市吏員に再就職したときは、その就職の月から、退職の月までこれを停止する。

三、七年以上の懲役若しくは禁錮の刑に處せられたときは、その翌月から、その執行を終り、又

は執行を受けることがなくなつた月までこれを停止する。但し刑の執行猶豫の判決を受けたときは、この限りでない。

四、前號の但書の判決を取消されたときは、前號本文の規定を準用する。

五、退職料年額が一萬五千圓以上で前年に於ける退職料以外の所得の年額が十五萬圓をこえる者については、昭和二十三年法律第九十號恩給法臨時特例第三條の規定に準じ、退職料の一部を停止する。

六、勞働基準法第七十七條の規定による障害補償又は、これに相當する給付であつて、同法第八十四條第一項の規定に該當するものを受けた者については、その補償又は給付を受ける事由の生じた月の翌月から六か年間第十五條及び第十六條の規定は、これを適用しない。

(退職給與金支給による停止原因) 第十八條 退職料を受ける者が、過去に退職給與金を受けた者であつて、その受けた額に相當する金額を本市に返還しない場合は、支給する退職料の額が、その金額に達するまで、退職料の支給を停止する。但し、市長は受給者の申請によつて、五年以内で期間を定め、返還すべき金額を等分し、退職料年額から控除した残額を支給することができ。

(權利の消滅) 第十九條 退職料は、これを受け、又は受けるべき者が、左の各號の一に該當した場合には、これを支給しない。

一、在職中の職務に關する犯罪過失を除くことにより禁錮以上の刑に處せられたとき。  
二、死刑又は無期、若しくは二年を超える懲役、若しくは禁錮の刑に處せられたとき。  
三、死亡したとき、但し第二十一條第三號の權利は消滅しない。

第三章 退職給與金

第二十一條 吏員が左の各號の一に該當するときは、第二十二條に定める順位に従い、その遺族に遺族扶助料を支給する。

一、在職年十四年以上の者で在職中死亡した時。  
二、公務による傷痍疾病のため在職中死亡したとき。  
三、退職料を受ける者が死亡したとき。

(子又は夫である遺族) 第二十二條 遺族である子又は夫は、左の各號の一に該當するときに限り、遺族扶助料を支給する。

一、未成年の子で未だ婚姻しないとき。  
二、成年の子又は夫は、不具廢疾であつて、生活資料を得る途なく、且つこれを扶養する者のないとき。

(金額) 第二十三條 遺族扶助料の年額は、左の各號によりこれを定める。

一、第二十一條第一號の場合においては、その死亡を退職とみなし、第十四條の規定により計算した退職料年額の十分の五に相當する金額。  
二、第二十一條第二號の場合においては、その死亡を退職とみなし、第十五條の規定により計算した退職料年額の十分の五に相當する金額、但しこの場合の第十五條による加算率は十分の七とする。

三、第二十一條第三號の場合においては、退職料年額の十分の五に相當する金額。

第十四條 前條第二號により遺族扶助料を受ける者に、扶養遺族のあるときは、二千四百圓に扶養遺族の員數を乗じて得た金額を、その年額に加給する。

第五章 死亡給與金

(受給資格及び金額)
第二十七條 吏員が在職一年以上十四年未満(特別職員は一年以上九年未満)で在職中死亡したときは、死亡當時の給料月額に相當する金額に、その在職年数を乗じた金額を、死亡給與金として、その遺族に支給する。但し遺族扶助料を給する場合はこの限りでない。
第二十二條の規定は、前項の遺族についても、これを準用する。
(遺族のない場合の受給順位)
第二十八條 死亡給與金を受けるべき者がいないときは、死亡者の葬儀を執行した者に對し、その二分の一に相當する金額を支給する。
第六章 雜則
第二十九條 第十七條第六號及び第二十五條第二號の規定による停止年額が、その者の受けた労働基準法第七十七條若しくは第七十九條の規定による補償又は、これに相當する給付であつて、同法第八十四條の規定に該當するもの金額を、こゝるものについては、その停止年額は、當該補償又は給付の金額の六分の一に相當する金額とする。
第三十條 この條例施行に關し、必要な細則は市長がこれを定める。
附則
第三十一條 この條例は、公布の日から、これを施行し、昭和二十三年七月一日からこれを適用する。但しこの條例公布の日において、現に在職する、特別職吏員を除く、その他の吏員については、第三十二條 昭和十六年六月一日以前から、引續き在職する特別職吏員を除くその他の吏員の退職料又は遺族扶助料の支給年限の計算については、その在職年十二年を以て、在職年十四年とみなす。但し昭和十六年六月一日以後在職年十二年未満で

廣島市報 復活第三十八號

退職した者が再就職し現に特別職吏員を除くその他の吏員である場合は、この限りでない。現に在職する特別職吏員の在職年月數計算については、その者が特別職吏員に就任した月から起算する。
第三十三條 従前の規定により受ける退職料及び遺族扶助料については、これをこの條例により受けるものとみなす。但し第十七條第一號の規定は、これを適用しない。
第三十四條 昭和二十三年六月二十日以前に給與事由を生じた、退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金の昭和二十三年九月分までの支給額の計算については、なお従前の例による。前項の場合においては、昭和二十三年一月一日から、同年六月三十日までで退職し、又は死亡した者の退職又は死亡當時の給料の額は、昭和二十年十二月三十一日における給與に關する規定による本俸の額とする。
第三十五條 前條に規定する退職料、遺族扶助料については、昭和二十三年十月分以降、その年額をその年額計算の基礎となつた給料年額に、それぞれ對應する別表の假定給料年額を、退職又は死亡當時の、俸給年額とみなして、この條例の規定を適用して算出した年額に改定する。
第三十六條 本市に編入せられた町村の有給吏員であつて、引續き本市吏員に任用せられた者の、その町村における在職年月數は、これを本市の在職年月數に通算する。第十一條の規定は、前項の場合につき、これを準用する。
第三十七條 昭和十六年六月一日廣島市條例第三號廣島市有給吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例及び大正十年一月廣島市條例第一號退職料増額に關する條例は、これを廢止する。
表別
退職料及び遺族扶助料年額計算の基礎となつた俸給年額
假定格給
退職料及び遺族扶助料年額計算の基礎となつた俸給年額
假定格給
1,000 1,500 2,000 2,500 3,000 3,500 4,000 4,500 5,000 5,500 6,000 6,500 7,000 7,500 8,000 8,500 9,000 9,500 10,000 10,500 11,000 11,500 12,000 12,500 13,000 13,500 14,000 14,500 15,000 15,500 16,000 16,500 17,000 17,500 18,000 18,500 19,000 19,500 20,000 20,500 21,000 21,500 22,000 22,500 23,000 23,500 24,000 24,500 25,000 25,500 26,000 26,500 27,000 27,500 28,000 28,500 29,000 29,500 30,000 30,500 31,000 31,500 32,000 32,500 33,000 33,500 34,000 34,500 35,000 35,500 36,000 36,500 37,000 37,500 38,000 38,500 39,000 39,500 40,000 40,500 41,000 41,500 42,000 42,500 43,000 43,500 44,000 44,500 45,000 45,500 46,000 46,500 47,000 47,500 48,000 48,500 49,000 49,500 50,000 50,500 51,000 51,500 52,000 52,500 53,000 53,500 54,000 54,500 55,000 55,500 56,000 56,500 57,000 57,500 58,000 58,500 59,000 59,500 60,000 60,500 61,000 61,500 62,000 62,500 63,000 63,500 64,000 64,500 65,000 65,500 66,000 66,500 67,000 67,500 68,000 68,500 69,000 69,500 70,000 70,500 71,000 71,500 72,000 72,500 73,000 73,500 74,000 74,500 75,000 75,500 76,000 76,500 77,000 77,500 78,000 78,500 79,000 79,500 80,000 80,500 81,000 81,500 82,000 82,500 83,000 83,500 84,000 84,500 85,000 85,500 86,000 86,500 87,000 87,500 88,000 88,500 89,000 89,500 90,000 90,500 91,000 91,500 92,000 92,500 93,000 93,500 94,000 94,500 95,000 95,500 96,000 96,500 97,000 97,500 98,000 98,500 99,000 99,500 100,000

廣島市條例第二十八號
廣島市議會の議決を経て、廣島市稅條例の一部を次のように改正する。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場業務條例
第一章 取扱品目、開市及び休業
第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という)においては、魚類、蔬菜、果實、肉類、鳥類及び卵並びにそれらの加工品の卸賣をする。
第二條 取扱品目の部と各部に屬する物品は、左の通りとする。
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場業務條例
第一章 取扱品目、開市及び休業
第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という)においては、魚類、蔬菜、果實、肉類、鳥類及び卵並びにそれらの加工品の卸賣をする。
第二條 取扱品目の部と各部に屬する物品は、左の通りとする。
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第二十九號
廣島市議會の議決を経て、廣島市鑓札手数料條例の一部を次のように改正する。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市條例第三十號
廣島市議會の議決を経て、廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例の一部を次のように改正する。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市條例第三十一號
廣島市議會の議決を経て、廣島市中央卸賣市場設置條例を次のように定める。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場設置條例
第一條 中央卸賣市場法に基き本市における生鮮食品及び乾物類の圓滑な供給調整を圖り以て市民生活の安定に寄與するため廣島市中央卸賣市場(以下市場という)を設置する。
第二條 市場は廣島市水主町にこれを設ける。
第三條 市場に左の職員を置く。
職員 若干名
前項の外顧問囑託員を置くことができる。
市場は上司の命を受け、場務を掌理し、所屬員を指揮監督する。
職員及び囑託員は上司の命を受け、事務又は技術に從事する。
顧問は上司の命を受け、場長の相談に應ずるものとする。
第四條 市場の管理運営に關しては、條例で別これを定める。
第五條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

「自轉車の製造業者又は販賣業者が、商品自轉車の試乗又は運搬のため乗用しようとするときは、毎年市長に申請して商品自轉車鑓札の交付を受けることができる。
前項の商品自轉車鑓札は適宜の鑓札挿入し、商品自轉車のハンドルに附けなければならない。商品自轉車鑓札の交付を受けたものが當該營業を廢止したとき、又は本市外に移轉したときは、直ちに鑓札を返納しなければならない。」
附則
この條例は、昭和二十四年度分から、これを適用する。
廣島市條例第二十九號
廣島市議會の議決を経て、廣島市鑓札手数料條例の一部を次のように改正する。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
第一條に「一、商品自轉車鑓札の交付を受けるるとき」を加え、第一號以下を順次繰下げ、第四號に「(但し商品自轉車鑓札を除く)」を加える。
第二條に「一、商品自轉車鑓札、一箇につき百圓」を加え、第一號以下順次繰下げる。
附則
この條例は、昭和二十四年度分から、これを適用する。

Table with 4 columns: 職名, 年手當, 副分團長, 班長. Rows include 團長, 副團長, 分團長, 副支部長, 出務一日に付, 附則.

附則
この條例の施行の期日は、別に市長がこれを定める
廣島市條例第三十二號
廣島市議會の議決を経て、廣島市中央卸賣市場業務條例を次のように定める。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場業務條例
第一章 取扱品目、開市及び休業
第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という)においては、魚類、蔬菜、果實、肉類、鳥類及び卵並びにそれらの加工品の卸賣をする。
第二條 取扱品目の部と各部に屬する物品は、左の通りとする。
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場業務條例
第一章 取扱品目、開市及び休業
第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という)においては、魚類、蔬菜、果實、肉類、鳥類及び卵並びにそれらの加工品の卸賣をする。
第二條 取扱品目の部と各部に屬する物品は、左の通りとする。
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十號
廣島市議會の議決を経て、廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例の一部を次のように改正する。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市條例第三十一號
廣島市議會の議決を経て、廣島市中央卸賣市場設置條例を次のように定める。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場設置條例
第一條 中央卸賣市場法に基き本市における生鮮食品及び乾物類の圓滑な供給調整を圖り以て市民生活の安定に寄與するため廣島市中央卸賣市場(以下市場という)を設置する。
第二條 市場は廣島市水主町にこれを設ける。
第三條 市場に左の職員を置く。
職員 若干名
前項の外顧問囑託員を置くことができる。
市場は上司の命を受け、場務を掌理し、所屬員を指揮監督する。
職員及び囑託員は上司の命を受け、事務又は技術に從事する。
顧問は上司の命を受け、場長の相談に應ずるものとする。
第四條 市場の管理運営に關しては、條例で別これを定める。
第五條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

Table with 4 columns: 職名, 年手當, 副分團長, 班長. Rows include 團長, 副團長, 分團長, 副支部長, 出務一日に付, 附則.

附則
この條例の施行の期日は、別に市長がこれを定める
廣島市條例第三十二號
廣島市議會の議決を経て、廣島市中央卸賣市場業務條例を次のように定める。
昭和二十四年四月二十八日
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場業務條例
第一章 取扱品目、開市及び休業
第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という)においては、魚類、蔬菜、果實、肉類、鳥類及び卵並びにそれらの加工品の卸賣をする。
第二條 取扱品目の部と各部に屬する物品は、左の通りとする。
廣島市長 濱井信三
廣島市中央卸賣市場業務條例
第一章 取扱品目、開市及び休業
第一條 廣島市中央卸賣市場(以下市場という)においては、魚類、蔬菜、果實、肉類、鳥類及び卵並びにそれらの加工品の卸賣をする。
第二條 取扱品目の部と各部に屬する物品は、左の通りとする。
廣島市長 濱井信三



法による。但し左の各號の一に該當する場合に  
は、入札賣、定價賣、又は相對賣方法によること  
ができる。

一、品種によつてせり賣の方法による販賣が不適  
當であるとき。

二、數量が多過ぎ、又は到着がおくれたため、せ  
り賣の方法による販賣が困難であるとき。

三、せり賣の方法によるときは、不當な値段を生  
ずる虞があるとき。

四、卸賣人でない者が販賣するとき。

五、其他市長において必要であると認められたとき。  
前項各號の場合において、市長は、必要があると  
認められたときは、賣買の方法を指定することができ  
る。

第六條 賣買取引の單位は、重量による。但し、こ  
れと異なる取引慣習があるときは、市長は、重量以  
外の單位を指定することができる。

第七條 賣買取引は、秘密の方法で、これを行つて  
はならない。

第八條 賣買が成立したときは、買受人は、直ちに  
その物品を引取らなければならない。買受人が買  
受物品の引取を怠つたときは、賣渡人は、買受人  
の費用でその物品を保管し、又は催告をしないで  
賣買を解除して再販賣をすることができる。

第九條 買受物品の代金は、物品の引渡を受ける  
同時に、これを支拂わなければならない。

第十條 卸賣人は、正常な事由がなければ、賣渡代  
金の減額をしてはならない。

第十一條 卸賣人は、賣買取引について獎勵金を交  
付しようとするときは、その率及び方法について  
市長の承認を受けなければならない。

第十二條 衛生上有害な物品は、これを市場に搬入  
し、又は賣買の目的を定めて所持してはならない。  
市長は、前項に該當する、物品があると認めたと  
きは、その物品の賣買を差止め、又は撤去を命  
ずることができる。

第十三條 せり賣又は入札賣の場合に該當その他不  
正の行爲があると認められたとき、又は不當な値段を  
生じたとき、若しくは生ずるおそれがあると認め  
たときは、市長は、その賣買を差止め又はせり  
直し若しくは再入札を命ずることができる。

第十四條 左の各號の一に該當する場合において  
市長は卸賣人、仲買人又は買出人に對して賣買を  
差し止めることができる。

一、賣買について不正又は不當な行爲があると認  
めたとき。

二、買受代金の支拂を怠つたとき。

第十五條 この條例において卸賣人とは、中央卸賣  
市場法第十條の規定により市場において卸賣の業  
務を行う者をいう。

第十六條 各部に卸賣人若干名を置く。  
第十七條 卸賣人は、その許可を受けた取扱品目の  
部に属しない物品の卸賣をしてはならない。  
第十八條 卸賣人は、業務許可の通知を受けた日か  
ら十五日以内に、市長の定めた様式による誓約書  
を添えて、保證金を納付しなければならない。  
卸賣人は、保證金を納付した後でなければ、その  
業務を行うことができない。  
第十九條 卸賣人の納付すべき保證金は、次の金額  
の範囲内で、市長が別にこれを定める。  
生鮮水産物部 二十五萬圓  
加工産物部 二十五萬圓  
蔬 菜 部 二十萬圓  
濟 物 部 二十萬圓  
果 實 部 二十萬圓  
肉 類 部 十萬圓

第二十條 保證金について差押、假差押又は假處分  
命令の送達があつたとき、國稅滯納處分又はその  
例による處分があつたとき、その他保證金に不足  
を生じたときは、卸賣人は、市長の指定する期間  
内に、處分された金額又は不足金額に相當する金  
額を追納しなければならない。  
卸賣人は、前項の規定による追納金を完納しない  
場合においては、指定期間經過後その納付を完了  
するまでは、卸賣の業務を行うことができない。

第二十一條 卸賣人が使用料、過怠金その他市場に  
關し本市に對して負擔する金額の納付を怠つた  
ときは、保證金をこれに充てる。

第二十二條 保證金は、卸賣人がその資格を失つた  
日から六十日を経過した後でなければ、これを返  
還しない。

第二十三條 卸賣人は、毎日市場開市時刻までに、  
前開市日の閉市後受領した物品、當日閉市までに  
受領見込の物品及び貯藏物品の種類及び數量を市  
長に報告しなければならない。

第二十四條 卸賣人は、販賣の委託を受けた物品の  
販賣を行うものとする。但し、委託販賣の方法に  
より取扱物品の供給を受けることが困難な場合に  
は、卸賣人は、市場の承認を得て、その取扱物品  
の買付をすることができる。

第二十五條 卸賣人は、委託物品を受領したときは  
委託者に對して、直ちにその物品の種類、數量、  
品質及び受領日時を通知しなければならない。但  
し受領の翌日までに、賣買仕切書を發送する場合  
はこの限りでない。卸賣人は、受託物品の種類、

數量、品質等について異状を認められたときは、市長  
の指定する検査員の検査を受けることができる。  
この場合は、前項の通知書に検査の結果を附記し  
なければならない。

前項の検査を受けなければ、卸賣人は、受託物品  
の異状について、委託者に對抗することができな  
い。

前三項の規定は、市場内渡の買付品にこれを準用  
する。

第二十六條 卸賣人が委託者より收受する販賣手  
料の率は、賣上金額の百分の十以内において、市  
長の承認を得てこれを定めなければならない。市  
長は、必要があると認められたときは、前項の手續料  
の率の変更を命ずることができる。

第二十七條 卸賣人は、受託物品を販賣したときは  
受託者に對して、その販賣をした翌日までに、賣  
買仕切書及び仕切金を送付しなければならない。但  
し、賣買仕切金について特約がある場合はこの  
限りでない。

第二十八條 卸賣人は、その資格を失つたとき、業  
務を停止されたとき、又は賣買を差し止められた  
ときは未販賣の受託物品について、その種類、數  
量及び委託者その他受託に關する事項を市長に報  
告しなければならない。

前項の受託物品については、市長は、他の卸賣人  
を指定して卸賣を行わせ又は市長においてこれを  
販賣することができる。

前項の指定を受けた卸賣人は、正常な事由がなけ  
れば其販賣委託の引受けを拒むことができない。  
前二項の規定は、市場に到着した物品に關し、受  
託卸賣人のない場合、又は不明な場合はこれを準  
用する。

第二十九條 卸賣人は、せり人を使用する時は、其  
者について市長の承認を受けなければならない。  
市長は、前項のせり人を不適當と認められたときは、  
その承認を取消することができる。

第三十條 卸賣人は、市長の請求があつたときは、  
直ちに其業務に關する帳簿、書類又は取扱物品を  
呈示して、その質問に應答しなければならない。

第四章 仲買人、買出人及び附屬營業人  
第三十一條 仲買人を置く部及び員數は、市長が別  
にこれを定める。

第三十二條 仲買の業務を行おうとする者は、市長  
の許可を受けなければならない。  
仲買人は、その業務を行ふに必要な資金技能及び  
信用を有する者でなければならない。  
中央卸賣市場の卸賣人又は卸賣人若しくは仲買人  
である法人(これに準ずる者を含む)の役員及び  
従業員は、仲買人となることができない。

第三十三條 仲買業務の許可は、取扱品目の部ごと  
にこれを行う。  
仲買人は、その許可を受けた取扱品目の部に屬し  
ない物品について、仲買の業務を行つてはなら  
ない。

鳥 卵 部 十萬圓  
乾 物 部 十萬圓  
學 識 部 二十萬圓  
前項の保證金は、有價證券をもつてこれに代用す  
ることができる。

前項の有價證券の種類及び價格は市長がこれを定  
める。

第二十條 保證金について差押、假差押又は假處分  
命令の送達があつたとき、國稅滯納處分又はその  
例による處分があつたとき、その他保證金に不足  
を生じたときは、卸賣人は、市長の指定する期間  
内に、處分された金額又は不足金額に相當する金  
額を追納しなければならない。  
卸賣人は、前項の規定による追納金を完納しない  
場合においては、指定期間經過後その納付を完了  
するまでは、卸賣の業務を行うことができない。

第二十一條 卸賣人が使用料、過怠金その他市場に  
關し本市に對して負擔する金額の納付を怠つた  
ときは、保證金をこれに充てる。

第二十二條 保證金は、卸賣人がその資格を失つた  
日から六十日を経過した後でなければ、これを返  
還しない。

第二十三條 卸賣人は、毎日市場開市時刻までに、  
前開市日の閉市後受領した物品、當日閉市までに  
受領見込の物品及び貯藏物品の種類及び數量を市  
長に報告しなければならない。

第二十四條 卸賣人は、販賣の委託を受けた物品の  
販賣を行うものとする。但し、委託販賣の方法に  
より取扱物品の供給を受けることが困難な場合に  
は、卸賣人は、市場の承認を得て、その取扱物品  
の買付をすることができる。

第二十五條 卸賣人は、委託物品を受領したときは  
委託者に對して、直ちにその物品の種類、數量、  
品質及び受領日時を通知しなければならない。但  
し受領の翌日までに、賣買仕切書を發送する場合  
はこの限りでない。卸賣人は、受託物品の種類、

數量、品質等について異状を認められたときは、市長  
の指定する検査員の検査を受けることができる。  
この場合は、前項の通知書に検査の結果を附記し  
なければならない。

前項の検査を受けなければ、卸賣人は、受託物品  
の異状について、委託者に對抗することができな  
い。

前三項の規定は、市場内渡の買付品にこれを準用  
する。

第二十六條 卸賣人が委託者より收受する販賣手  
料の率は、賣上金額の百分の十以内において、市  
長の承認を得てこれを定めなければならない。市  
長は、必要があると認められたときは、前項の手續料  
の率の変更を命ずることができる。

第二十七條 卸賣人は、受託物品を販賣したときは  
受託者に對して、その販賣をした翌日までに、賣  
買仕切書及び仕切金を送付しなければならない。但  
し、賣買仕切金について特約がある場合はこの  
限りでない。

第二十八條 卸賣人は、その資格を失つたとき、業  
務を停止されたとき、又は賣買を差し止められた  
ときは未販賣の受託物品について、その種類、數  
量及び委託者その他受託に關する事項を市長に報  
告しなければならない。

前項の受託物品については、市長は、他の卸賣人  
を指定して卸賣を行わせ又は市長においてこれを  
販賣することができる。

前項の指定を受けた卸賣人は、正常な事由がなけ  
れば其販賣委託の引受けを拒むことができない。  
前二項の規定は、市場に到着した物品に關し、受  
託卸賣人のない場合、又は不明な場合はこれを準  
用する。

第二十九條 卸賣人は、せり人を使用する時は、其  
者について市長の承認を受けなければならない。  
市長は、前項のせり人を不適當と認められたときは、  
その承認を取消することができる。

第三十條 卸賣人は、市長の請求があつたときは、  
直ちに其業務に關する帳簿、書類又は取扱物品を  
呈示して、その質問に應答しなければならない。

第五章 市場設備の使用  
第三十一條 仲買人を置く部及び員數は、市長が別  
にこれを定める。  
第三十二條 仲買の業務を行おうとする者は、市長  
の許可を受けなければならない。  
仲買人は、その業務を行ふに必要な資金技能及び  
信用を有する者でなければならない。  
中央卸賣市場の卸賣人又は卸賣人若しくは仲買人  
である法人(これに準ずる者を含む)の役員及び  
従業員は、仲買人となることができない。

第四十一條 卸賣人、仲買人、買出人及び附屬營業人が使用する市場の建物又は設備の位置及び面積は、市長がこれを指定する。

市長は、必要があるとき認められた時は、前項以外の者に對してその使用する市場の建物又は設備の位置及び面積を指定することができる。

第四十二條 市場の建物又は設備の使用人は、何等の名義をもつてするかを問はず、その一部若しくは全部の轉貸をし、又はその権利を他人に讓渡してはならない。但し市長の承認を得たときは、この限りでない。

第四十三條 市場の建物又は設備の使用人は、市長の承認を得ないで建物の模様替又は設備の変更をしてはならない。市長は市場の建物又は設備について業務の監督、災害の豫防その他必要があるとき認められたときは適當な措置を命じ又は使用の制限若しくは停止を命ずることができる。

前項の場合に使用者が命令に服しないときは、市長は、自らこれを執行し、その費用を使用者に負擔させることができる。

第一項の規定により模様替又は變更したときは、市長は使用者に對し返還の際原状回復を命じ又はこれに代る費用の償償を命ずることができる。

第四十四條 市場の建物又は設備は、その本來の用途以外の用途に使用してはならない。但し市長の承認を得た場合はこの限りではない。

第四十五條 市長は市場の建物又は設備を損傷した者に對してその補修を命じ又はその費用の辨償を命ずることができる。

第四十六條 市場の使用料は、左の範圍内で市長がこれを定める。

一、卸賣人市場使用料  
卸賣人賣上金額の千分の七

二、卸賣人賣場使用料  
一坪につき 月額 金一〇〇圓

三、仲買人賣場使用料

一坪につき 月額 金二二〇圓

四、賣店使用料  
一坪につき 月額 金三〇〇圓

五、事務室使用料  
一坪につき 月額 金三五〇圓

六、倉庫使用料  
鐵筋一坪につき 月額 金二五〇圓  
木造一坪につき 月額 金一五〇圓

七、冷蔵庫使用料  
一坪につき 月額 金二、〇七九圓

八、酸酵室使用料  
一坪につき 月額 金二八〇圓

九、荷受事務所使用料  
一坪につき 月額 金二二〇圓

十、自動車庫使用料  
一坪につき 月額 金一六〇圓

市場において使用する電灯電力、瓦斯及び水道等の費用で市長の指定するものは、その使用者の負擔とする。

建物又は設備を所定の用途以外に使用する時は、市長は別にその使用料を指定することができる。

建物又は設備の使用人は、使用の有無にかかわらず使用料を納付しなければならない。但し市長が特別の事由があると認められたときはこの限りでない。

既納の使用料はこれを還付しない。但し市長が相當の事由があると認められたときはこの限りでない。

第四十七條 左の各號の一に該當する場合は市長は使用料を、減免することができる。

一、使用者の責に歸することができない事由によつて市場の建物又は設備を使用できないことが三日以上にわたつたとき。

二、第四十三條第二項の規定により使用停止が三日以上にわたつたとき。

三、法令に基く處分を受け營業不能になつたため休業が三日を超えたとき。

四、使用者が官廳又は公共團體であるとき。

第六節 則

第四十八條 市長は第二十三條の規定により報告を受けたときは、當月閉市時刻までにこれを場内に公示し又は卸賣人に公示させる。

第四十九條 賣買値段の公示は、標準品について、産地、等級及び賣買時刻別に當日及び前閉市日における卸賣人の卸賣値段又は仲買人の販賣値段によつてこれを行う。

前項の標準品の種類、等級及び賣買時刻の区分は市長が別にこれを定める。

賣買取引高の公示は、物品の種類別に、前閉市日における卸賣人の賣上高によつて當日の閉市時刻までにこれを行う。

第五十條 左の各號の一に該當するときは、市長は卸賣人に對してその業務を停止し若しくは千圓以下の過怠金を課し、仲買人又は、附屬營業人に對してはその業務の許可を取消し若しくはその業務を停止し、買出人に對してはその入場を停止することができる。

一、使用料その他この條例によつて、本市に對する納付金を納付しないとき。

二、業務に關し不正の行爲があつたとき。

三、賣買仕切金買受代金又は第八條第二項及び第三項の規定による費用及び差損金の支拂をしな

いとき。

四、市場の業務又は市場内における他人の業務を妨害したとき。

五、前各項の外中央卸賣市場に關する法令及び市の諸規程並びにこれにもとづいて行ふ處分に違反し、又は公益を害する行爲があつたとき。

第五十一條 市長は必要があるとき認められたときは市場入場者に對し適當な措置又は入場の制限を行うことができる。

第五十二條 市場の出入、市場の建物又は設備の使用、商品の搬入、搬出及び市場内の運搬については市長の指示に従わなければならない。

附則

この規則は公布の日からこれを施行し、昭和二十四年三月一日から適用する。

廣島市規則第七號  
昭和二十二年八月達甲第二十一號文書の例式及び文體用語等に關する規程の一部を次の様に改正する。  
昭和二十四年四月三十日  
廣島市長 濱井信三

第五條第二號を次のように改める。  
一、制定  
廣島市議會の議決を経(廣島縣知事の許可を得て、何々條例を次のように制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例 條 例  
第一條 何々.....  
第二條 何々.....  
附則  
この條例は、昭和 年 月 日(公布の日)からこれを施行(適用)する。

何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)はこれを廢止する。(新條例制定と同時に舊條例を廢止する場合)  
2、改正  
廣島市議會の議決を経(廣島縣知事の許可を得て、何々條例の一部(何々條例)を改正する條例を次のように制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

廣島市條例第 號  
何々條例( )年 月 日(廣島市條例第 號)の一部(何々條例)を改正する條例を制定する。  
昭和 年 月 日 市長 名

市長は前項の指示に従わない者に對しては、市場の出入、建物又は設備の使用、商品の搬入、搬出及び市場内の運搬を禁止することができる。

第五十三條 同一部類に屬する卸賣人の全部若しくは大部分がその資格を失ひ又はその業務を行わな

い場合は、市長が自らその物品について卸賣を行うことができる。

市長が、委託販賣の引受をしなければ物品の供給を受けることが困難な場合は市長は第一條に規定した物品について卸賣の業務を行う事ができる。

第五十四條 この條例の施行について、必要な事項は別に市長がこれを定める。

附則  
第五十五條 この條例の施行期日は別に市長がこれを定める。

第五十六條 この條例は、臨時物資需給調整法にもとづく命令又は物價統制に關する法令に別段の定めがあるときは、その限りにおいて、これを適用しない。

廣島市規則第六號  
廣島市超過勤務手当支給條例施行細則の一部を次のように改正する。  
昭和二十四年四月三十日  
廣島市長 濱井信三

第四條中「百五十時間」を「二百八時間」に改め(但し七月二十一日から八月三十一日まで午前八時から午後四時までとする)並びに第二號を削る。

第八條を次のように改める。  
條例第五條の勤務一時間當り給與額に四十九錢以下の端数を生じたときは、これを切り捨て五十錢以上一圓未満の端数を生じたときはこれを一圓に切り上げる。

第九條を削り第十條を第九條とする。

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

廣島市報 復活第三十八號

昭和二十三年八月一日廣島市規則第二十七號廣島市保育料徴收條例施行細則を次のように改正する。

附則 この規則は、昭和二十四年五月一日から、これを施行する。

廣島市規則第八號

昭和二十三年八月一日廣島市規則第二十七號廣島市保育料徴收條例施行細則を次のように改正する。

別表 第一號

Table with columns for child name, birth date, guardian name, and fee amount. Includes a section for '加算者' (Additional payers) and '収入控除' (Income tax deduction).

廣島市長 濱井信三 廣島市保育料徴收條例施行細則 第一條 兒童福祉法に基いて市長が人所の措置をとつたもので廣島市保育料徴收條例(以下條例という)第二條但書に該當するものについては、本人又は扶養義務者の負擔能力に應じ相應の保育料を徴收する。

長の承認を受けなければならぬ。 第三條 保育料の徴收は別表(第一號様式)納額告知書により徴收する。 第四條 前條の保育料の納付期日は毎月末日までとし、本人若しくは保護者が最寄の郵便局又は市金庫に納付するものとする。

第一號 保育料徴收簿

Table for '保育料徴收簿' (Child Care Fee Collection Book) with columns for residence, guardian name, birth date, and fee amount.

廣島市規則第九號

昭和二十三年十月四日廣島市規則第三十八號廣島市保育料徴收條例の一部を次のように改正する。

第三條の別表を次のように改める。

Table for '託兒理由' (Reasons for child care) with columns for child name, birth date, guardian name, and residence.

右 保育所に入所させたは御承諾の上は幼児の一人上については一切引受けますからお願い致します

兒童委員調査表並びに意見

Form for '兒童委員調査表並びに意見' (Child Committee Survey Form and Opinions) with various fields for child and guardian information.

右の通り相違がないので入所の必要を認める

附則 この細則は公布の日から、これを施行し、昭和二十四年一月から適用する。

廣島市規則第十號

廣島市診療所使用料及び手数料條例施行細則の一部を次のように改正する。

第一條を次のように改める。 廣島市診療所使用料及び手数料條例第二條による使用料及び手数料を次のように定める。

- List of medical fees: 診察料 一ヶ月 十圓, 内服薬 一日分 十圓, 注射薬 一日分 十圓, 検案書料 一通に付 簡易なもの 二十圓, 複雜なもの 四十圓, 処方箋料 同 簡易なもの 二十圓, 複雜なもの 四十圓.

この細則は、昭和二十四年五月一日から、これを施行する。

廣島市規則第十一號

昭和二十二年二月五日告示甲第十五號廣島市工業指導所使用料及び手数料條例施行細則の一部を次のように改正する。

第八條の「設備」中「工具・フェイス盤」の次に「八呎旋盤」を挿入する。





昭和 年 月分収納 報告書

Table with columns for 昭和 年度 經濟別, 科目, 金額, 前月分, 本月分, 累計, 市金庫, 差引残高, 備考. Includes sub-totals for 小計 and 合計.

上記の通り現金拂込領收證書相添え提出する
昭和 年 月 日
廣島市役所 課長 氏 名 印
廣島市収入役 氏 名 印

第三號様式

納額告知及報 領收 通知 告知 納額 授業料 昭和 年度 No. 學校 科 第 學年 組 氏名

Table with columns for 月分金額, 12月, 11月, 10月, 6月, 5月, 4月, 3月, 2月, 1月, 9月, 8月, 7月. Includes 領出納員印 and 領收納員印.

廣島市収入證紙規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十四年五月二十日

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第十四號
廣島市収入證紙規則の一部を改正する規則
廣島市収入證紙規則(昭和二十三年四月廣島市規則第七號)の一部を次のように改める。

第一條 様式中 拾圓の次に左の通り加える
百五拾圓 拾圓 拾圓 拾圓
赤色 藍色 藍色 赤色

この規則は公布の日からこれを施行する
附 則

廣島市報 復活第三十八號

告 示

廣島市告示第十四號の二
本月二日市議會の認定を経た昭和二十二年廣島市歳入出決算の要領は左の通り
昭和二十四年四月二日 廣島市長 濱 井 信 三

Table with columns for 昭和三十二年廣島市歳入歳出決算, 歳入, 歳出, 繰上, 繰下, 繰越, 繰入, 繰出, 繰合, 繰計. Includes 繰上現額, 決算額, 繰上現額=對スル差.

納額告知書兼領收證書

納額告知書兼領收證書 第 號 昭和 年度 町 番地 告知受印 納 (經濟別) (款) (項) (目) 期分 金額 万 千 百 拾 圓 拾 錢 也 上記の金額を昭和 年 月 日までに納入して下さい 昭和 年 月 日 廣島市長 氏 名 印 上記の金額を領收しました 廣島市役所 課 出納員 氏 名 印 抜者印

注意 1、金額を書直したもので、出納員及び取扱者の印がないものは無効です。 2、取扱者には證明書を持たせてありますから御覽の上御交拂下さい。 3、この領收證書は後日の證據書になりますから大切に保存下さい。

第四號様式

一、輸送費	八七、八一〇〇	六四、三六六	〇	二四、四四四
二、選舉費	七、七、一〇〇	五、七、五〇〇	〇	一、九、六〇〇
三、農地委員會費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
四、大財產費	三、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
五、大、諸費	七、八、一〇一、〇〇〇	四、一、八、五二一、〇〇〇	〇	三、三、二、〇〇〇
六、監査委員費	二、八、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	二、八、〇〇〇、〇〇〇
七、港灣諸費	三、一、七、一〇〇、〇〇〇	三、三、三、七、五〇〇	〇	二、二、六、六〇〇
八、經常部歲出計	五、三、七、七、八、六、〇〇〇	四、七、七、一、三、三、〇〇〇	〇	六、〇、六、六、六〇〇
九、土不費	五、七、七、七、七、〇〇〇	三、三、三、三、三、〇〇〇	〇	二、四、四、四、四〇〇
十、教育費	二、五、四、一、〇一〇、〇〇〇	六、六、九、四、四、八、〇〇〇	〇	四、一、五、三、三、三〇〇
十一、衛生費	二、五、四、一、〇一〇、〇〇〇	三、五、九、九、七、〇〇〇	〇	一、〇、五、八、七〇〇
十二、經濟諸費	一、六、二、一、六、〇〇〇	一、三、八、七、七、九〇〇	〇	二、八、三、八、一〇〇
十三、臨時給與費	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十四、公債費	八、七、一、三、三、〇〇〇	八、七、一、三、三、〇〇〇	〇	〇
十五、附屬費	一、九、六、九、六、〇〇〇	一、九、六、九、六、〇〇〇	〇	〇
十六、會費	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十七、警察費	一、四、七、三、九、〇〇〇	一、四、七、三、九、〇〇〇	〇	〇
十八、水道費	一、四、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	七、五、一、四、四、〇〇〇	〇	六、一、一、四、四〇〇
十九、臨時部計	九、九、七、七、七、七、〇〇〇	八、〇、〇、〇、〇、〇〇〇	〇	一、九、七、七、七〇〇
二十、歲出合計	一、五、三、三、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、一、五、〇、七、〇〇一、〇〇〇	〇	五、一、七、二、二、九、九〇〇
二十一、歲入差引殘金	三、八、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	三、八、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
二十二、歲入合計	一、九、一、三、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三、九、五、七、〇〇一、〇〇〇	〇	五、一、七、二、二、九、九〇〇
二十三、歲出合計	一、九、一、三、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、三、九、五、七、〇〇一、〇〇〇	〇	五、一、七、二、二、九、九〇〇
二十四、歲入差引殘金なし	〇	〇	〇	〇

昭和三十二年廣島市特別會計公用地費歲入歲出決算  
 歲入差引殘金なし

一、貨付金より生ずる収入	六、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	三、〇〇〇、〇〇〇
二、國庫支入金	一、八、二、五、〇〇〇	〇	〇	一、八、二、五、〇〇〇
三、雑収入	三、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	三、〇〇〇、〇〇〇
四、貸付金戻入	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	九、九、七、七、〇〇〇	〇	一、〇、〇、七、四、七〇〇
五、繰越入金	三、五、四、四、〇〇〇	三、五、四、四、〇〇〇	〇	〇
六、繰入金	一、〇〇〇、〇〇〇	三、六、三、三、三、〇〇〇	〇	二、六、三、三、三〇〇
七、歳入合計	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
八、事務費	三、五、四、四、〇〇〇	三、五、四、四、〇〇〇	〇	〇
九、公債	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十、諸費	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十一、歳出合計	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十二、歳入差引殘金	〇	〇	〇	〇
十三、歳入合計	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十四、歳出合計	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	一、〇、〇、〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
十五、歳入差引殘金なし	〇	〇	〇	〇

昭和三十二年廣島市特別會計公益質屋費歲入歲出決算  
 歲入差引殘金なし

一、區畫整理事業費	七、三、四、五、七	〇	〇	七、三、四、五、七
二、換地清算交付金	七、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇	七、〇〇〇、〇〇〇
三、諸費	七、〇〇〇	〇	〇	七、〇〇〇
四、歳入合計	一、四、〇、四、五、七	〇	〇	一、四、〇、四、五、七
五、歳入差引殘金	〇	〇	〇	〇
六、歳入合計	一、四、〇、四、五、七	〇	〇	一、四、〇、四、五、七
七、歳出合計	一、四、〇、四、五、七	〇	〇	一、四、〇、四、五、七
八、歳入差引殘金なし	〇	〇	〇	〇

昭和三十二年廣島市特別會計都市計畫事業費歲入歲出決算  
 歲入差引殘金なし

一、國庫支入金	五、〇、〇、〇、〇〇〇	五、〇、〇、〇、〇〇〇	〇	〇
二、租入	五、八、五、七、七〇〇	七、七、七、七、七〇〇	〇	一、八、八、八、八〇〇
三、市債	五、五、五、五、五〇〇	五、五、五、五、五〇〇	〇	〇
四、雑収入	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	〇
五、歳入合計	一、八、八、八、八、八〇〇	一、八、八、八、八、八〇〇	〇	〇
六、歳入差引殘金	〇	〇	〇	〇
七、歳入合計	一、八、八、八、八、八〇〇	一、八、八、八、八、八〇〇	〇	〇
八、歳出合計	一、八、八、八、八、八〇〇	一、八、八、八、八、八〇〇	〇	〇
九、歳入差引殘金なし	〇	〇	〇	〇

昭和三十二年廣島市特別會計戰災復興費歲入歲出決算  
 歲入差引殘金なし

廣島市告示甲第二十一號

昭和二十四年四月十八日 廣島市長 濱井信三

地租減免について
特別都市計畫法に依り區劃整理地區内の土地で公園道路、官公衙等の豫定地に編入されて使用制限を受け換地の使用開始に至らないものは使用又は収益をしない場合に限り納税者の申請により地租を減免する。

提出期限 昭和二十四年五月二十日迄
提出場所 廣島市基町 廣島市東部復興事務所 廣島市基町 廣島縣廣島復興事務所

廣島市告示甲第二十二號

昭和二十四年四月十九日 廣島市長 濱井信三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。
一、招集日時 昭和二十四年四月二十六日午後一時
一、招集場所 廣島市役所

廣島市告示甲第二十三號

昭和二十四年四月十九日 廣島市長 濱井信三

廣島都市計畫事業庚午町附近土地區劃整理地區換地説明書、確定圖並びに貸賃價格配賦案を左の通り關係土地所有者の縦覧に供する。

日時 自四月二十一日至五月二十日日間(日曜日を除く)

場所 廣島都市計畫事業津町附近土地區劃整理地區事務所(電車宮島線古江停留所下車東南方第七中學校敷地内)

廣島市告示甲第二十四號

本月二十七日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は左の通り。

昭和二十四年四月二十八日 廣島市長 濱井信三

昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正
一、市 歳入 金參億四千參拾六萬七千八百八拾參圓
二、地方交付金 金八千九百八拾參萬貳千四百八拾七圓
三、縣支出金 金四千六百八拾七萬四千九百八拾八圓

一、市 歳入 金九千五百九拾九萬圓
二、市 歳入 金六億七千七百四拾萬六千六拾壹圓

一、役 所 歳入 金壹億四千五百拾四萬四千貳百八拾圓
二、役 所 歳入 金壹億貳千七百七拾參萬八千參百參拾四圓

一、元金償還金 金五千五百六拾參萬七千六百六拾圓
二、元金償還金 金八千七百七拾參萬參千四百拾圓

大、諸支出金 金參千四百七拾參萬五千貳拾壹圓
四、特別會計繰出金 金貳千九拾參萬八千五百拾五圓
七、過年度支出金 金五拾六萬參千八百八拾圓

廣島市告示甲第二十五號

本月二十七日市議會の議決を經た昭和二十四年度特別會計都市計畫事業歳入出豫算追加の要領は左の通り。

昭和二十四年四月二十八日 廣島市長 濱井信三

昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業歳入出豫算追加
一、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓
二、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓

一、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓
二、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓

一、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓
二、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓

一、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓
二、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓

一、市 歳入 金壹千貳百八拾參萬四千四百貳圓

歳入合計 金壹百貳拾萬九千圓
一、職災復興費 金壹百貳拾萬九千圓
七、建設費 金壹百貳拾萬九千圓

廣島市告示甲第二十七號

本月二十七日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。

昭和二十四年四月二十八日 廣島市長 濱井信三

昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加
一、警察防費 金參百九拾四萬七千五百圓
二、警察費 金參百九拾四萬七千五百圓

廣島市告示甲第二十八號

本月二十七日市議會を經た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。

昭和二十四年四月二十八日 廣島市長 濱井信三

昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加
一、前年度繰越金 金拾六萬八千圓
二、前年度繰越金 金拾六萬八千圓

歳入合計 金拾六萬八千圓
歳入出豫算引殘金なし

廣島市告示甲第二十九號

昭和二十四年四月二日廣島市告示甲第一號、廣島市役所執務時間の特例は、昭和二十四年四月三十日限りこれを廢止する。

昭和二十四年四月三十日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第二十九號の二

昭和二十四年四月三十日左の中學校及び小學校を設けし。

昭和二十四年五月一日 廣島市長 濱井信三

一、中學校 廣島市中廣町六七八ノ二番地 廣島市立國泰寺中學校 廣島市立青崎中學校 廣島市立似島中學校 廣島市立觀音小學校

廣島市告示甲第三十號

昭和二十四年五月一日 廣島市長 濱井信三

一、名稱の変更 廣島市立北高等學校 廣島市立東高等學校 廣島市立南觀音小學校

廣島市立梨町中學校 廣島市立第三中學校 廣島市立字品中學校 廣島市立第四中學校 廣島市立第五中學校 廣島市立第六中學校 廣島市立南觀音小學校 廣島市立觀音小學校

廣島市告示甲第三十一號

昭和二十四年五月十六日 廣島市長 濱井信三

左記の通り緊急臨時廣島市議會を招集する。
一、招集日時 昭和二十四年五月十九日午前十一時
招集場所 廣島市役所

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

昭和二十四年五月十八日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。

廣島市告示甲第三十二號
廣島東稅務署より通知のあつた尾長町長谷川正一外千四百拾壹名の家庭に對する貸賃價格の設定については、家屋賃報法第十一條の規定により自五月二十日至六月八日の二十日關係者の縦覧に供する。





産業委員会 山田辰實 宮本敦男  
 厚生委員会 河内勉 横見勳一  
 土木委員会 三宅峰吉 松下男  
 治安委員会 松谷徳一 波多野男  
 消防委員会 地後謙彦 佐佐原計  
 四月二十七日議決  
 一、第五十七號議案  
 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更  
 正  
 一、第六十三號議案  
 昭和二十四年度廣島市中央公民館建設費  
 公債方法  
 一、第五十八號議案  
 廣島市税條例中改正について  
 一、第五十九號議案  
 廣島市鑑札手数料條例中改正について  
 一、第六十一號議案  
 廣島市中央卸賣市場設置條例制定について  
 一、第六十二號議案  
 廣島市中央卸賣市場業務條例制定について  
 一、第六十號議案  
 廣島市消防團の定員、任免、給與、服務  
 に關する條例中改正について  
 一、第六十四號議案  
 昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫  
 事業費歳入出豫算追加  
 一、第六十五號議案  
 契約締結の承認について  
 一、第六十七號議案  
 請負工事契約締結の承認について  
 一、第六十八號議案  
 財産の取得について  
 一、第六十九號議案  
 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

一、第七十號議案  
 高等學校及び中學校名變更について 原案可決  
 一、請願(廣島市中廣町及び上天満町地  
 區々割整理施行延期並びに天満川及び福  
 島川堤防強化の件) 委員會付託  
 一、第五十二號議案  
 廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶  
 助料及び死亡給與金條例制定について 修正可決  
 一、常任委員會委員の選任について 決  
 定  
 委員會名 委員名  
 總務委員會 寺田、村上、地後、砂原、横見、池永、  
 前、杉村、淺尾  
 文教委員會 朝田、岩井、山岡、土岡、吉本(壽)、結  
 城、鈴木、柳坪、地後、田村  
 産業委員會 猪原、朝田、佐々原、松下、吉本(壽)、  
 下迫、川本、前、土岡、松本  
 厚生委員會 吉本(北)、村上、淺尾、伊藤、山本、奥  
 本、寺田、波多野、岩井  
 土木委員會 吉本(北)、森、奥本、山本、杉村、砂原、  
 宮本(正)、上迫、宮本(數)、伊藤  
 治安委員會 森、佐々原、山岡、宮本(正)、結城、鈴  
 木、川本、松本、池永、田村  
 議會運營委 朝田、佐々原、吉本(壽)、村上、砂原、  
 員會 池永  
 懲罰委員會 寺田、村上、池永、朝田、砂原  
 一、議會運營委員會副委員長選任について  
 委員互選に決定  
 一、第七十一號議案  
 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加 原案可決  
 一、連合委員會(文教、産業、土木)正副委員  
 長の選任について 決定  
 委員長 荒木武 副委員長 三宅峰吉  
 出張所所管區域別人口及び世帯状況表  
 (昭和二十四年五月一日現在)

尾長	三、三三	尾長	三、三三
青崎	九、五五	青崎	九、五五
荒山	八、三〇	荒山	八、三〇
比治山	六、一〇	比治山	六、一〇
仁保	五、四三	仁保	五、四三
六河	三、四〇	六河	三、四〇
皆實	三、三三	皆實	三、三三
宇品	三、二七	宇品	三、二七
似島	三、二七	似島	三、二七
基町	三、二五	基町	三、二五
小網町	一、七五	小網町	一、七五
舟入	一、七五	舟入	一、七五
觀音	一、七五	觀音	一、七五
己斐	一、七五	己斐	一、七五
三篠	一、七五	三篠	一、七五
草津	一、七五	草津	一、七五
中央	一、七五	中央	一、七五
計	三、三〇	計	三、三〇

戸籍上の市勢について

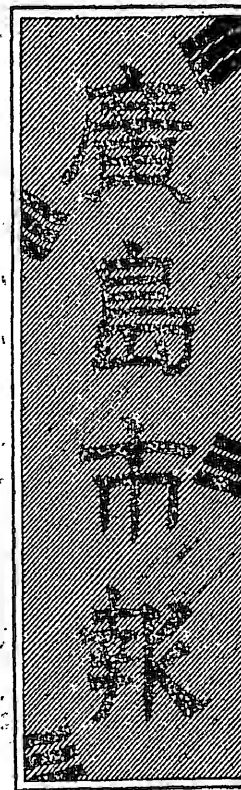
(昭和二十四年四月分)

種類	件数	同上一日分				前年同 期件数	差引 増△減	摘要
		最大	最少	平均	均			
婚姻	二五九	一七	一六	一五	二八五△	二六		
離婚	一六九	一三	一	一	一九	一一		
出生	三三三	二四	一七	一五	二八四	八五		
死亡	二〇一	一四	一	一	二六一	七一		
計	七〇一	一三	一	一	五四五	一五六		
入寄留	一一二	九	一	一	九六	三九		
出寄留	一七四	五	一	一	六六	四七		
抄本請求	八五九	三	一	一	八六		一、市内で発生した出生から死亡を減じた増△減數	
印鑑照査	九三六	四	一	一	計四五〇人	一日平均、一五人	一、前年同上	
身分證明	二七六	一	一	一	男、一八五人	女、一九五人		
戸籍閲覧	三三九	一	一	一	計三八〇人		一日平均一二・七人	

注 一、左側の数字は本市以外の地域で発生した事項を本籍地の本市へ届出を示す  
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分、其の他は二十五日分で計算したものを示す

正誤

昭和二十四年四月十八日付廣島市報第三十七號二頁登載の廣島市消防吏員定数條例第一條  
 中消防士長「三五人」は「四〇人」、消防士「一九三人」は「一八八人」の何れも誤りにつき訂正  
 する。



外 號  
昭和二十四年  
六月一日 發行  
(水曜日)

發行所 廣島市役所  
廣島市國泰寺町三九  
電話  
中二、三五二番(一、三五五番)  
中一、六五六番(市會事務局)  
中一、六五七番(秘書課)  
中一、六五八番(會計課)

廣島市告示第三十四號  
地方自治法第二百四十四條の規定により市の「財政事情」を次のように公表する。  
昭和二十四年五月三十一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市の財政事情  
地方自治法第二百四十四條の規定によつて、市の財政全般の状況をよく知つて戴くために、毎年五月と十一月に市の財政事情を公表することになつていますが、今回發表しますものは昨年十月より本年三月までの分であります。

然し昭和二十三年度分も豫算は本年三月末で決定していただきますので併せて發表致します。

一、昭和二十三年度歳入出状況調

一般會計 歳入

(單位圓)

科 目	當 初 予 算 額	最 終 予 算 額	最終予算總額に對する百分比	自四月至九月 收入額	自十月至三月 收入額	收 入 總 額	最終豫算額に對する收入額の百分比
一、市 稅	七九、四九七、七五九	二七八、四八、五二一	五七	三五、二〇四、九〇八	一九四、〇九五、一五八	二九、三〇〇、〇六六	七九
縣 稅 附 加 稅	四、九四三、七五五	一八、二一九、二一九	二八	九、九〇一、四〇四	八九、〇〇〇、三二五	九、九〇一、四〇四	二八
獨 立 稅	二二、四八七、七	四〇、五〇四、八六五	八	九、九四、五〇五	三三、七三三、八八一	四、七三三、六六六	六
內 地 方 配 付 稅	三三、二二二、五五六	六五、三三三、四三八	三〇	一一、六〇〇、八九三	七九、三三八、一〇八	九、九三九、〇〇〇	六
舊 法 による 稅 收 入	一八七、六六一	四、四四九、八一九	一	一、七〇八、一〇七	一、九四八、九五四	三、六五七、〇六一	一
二、公企業及財産收入	一五三、六六六	一五三、六六六	一	三六、三六一	七四、六七三	一一、〇〇四	七
三、使用料及手数料	一一、六九、〇〇四	一六、四三三、〇五八	三	三、七六六、三六〇	八、二五四、一五三	一一、〇〇四、三三三	七
四、國庫支出金	四、三三七、四四四	六三、五五〇、四八六	一三	八、九七七、四七四	三六、三〇七、八二五	三六、三〇七、八二五	一三
五、縣 支 出 金	六、六六三、七五二	三三、九七九、〇三三	七	二、七七一、六六七	一八、九三三、〇六八	一七、三四三、〇五五	五

科	目	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算總額に對する百分比	自四月至九月 支出額	自十月至三月 支出額	支出總額	最終豫算總額に對する支出總額の百分比
六、寄附金		一	一	100				100
七、繰入金		一三、六五六	一三、六五六	100				100
八、繰越金		二七、七二一	一八、四四一、七九七	4	一八、七三三、五六三		一八、七三三、五六三	100
九、雜收		九、三三三、〇一三	八、九二一、四八八	2	六、〇四八、六三二	三、四三三、三九〇	九、四八二、〇二二	100
十、市債		一、六〇〇、〇〇〇	六、六、七〇五、〇〇〇	14	一〇、七三三、〇〇〇		一〇、七三三、〇〇〇	100
歲入合計		一、六、五〇三、八〇四	四八、五、七五五、一六六	100	七五、八六六、一六三	二、四七七、〇六六、三五六	一〇、三、九二二、四一九	100

科	目	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算總額に對する百分比	自四月至九月 支出額	自十月至三月 支出額	支出總額	最終豫算總額に對する支出總額の百分比
一、會議費		三、三三〇、一四四	八、二二六、五〇六	2	二、〇三八、六六七	五、四〇七、一七六	七、四四五、八六三	90
二、役所費		三、三三三、三〇三	七、三、四〇、九四四	15	一八、七七八、八九二	四七、〇四六、五六七	六五、七五五、四四八	90
三、警察防費		五、〇〇四、九八八	八六、三四〇、八八三	18	二、七一九、〇四三	五五、八二九、一三三	六六、四四八、一五四	77
四、土木費		一、九〇三、二七六	一八、四四〇、五九〇	4	四、七〇四、三五七	九、三三〇、七三〇	一三、九四五、一〇七	74
五、教育費		三、五五〇、〇三三	五、六三三、三八九	12	一五、八三〇、七六六	二七、二八九、九三二	四三、一三〇、七三七	68
六、社會勞働施設費		五、六四一、三九九	七九、九四三、四八八	16	九、三三三、五七〇	四四、三五八、三六六	五三、五九〇、九六六	66
七、保健衛生費		九、七九九、六四四	三九、五三三、三三三	8	八、二二八、五三三	一六、二二六、八八〇	二四、四五五、四一三	62
八、産業經濟費		五、五八三、九八二	五二、六三三、七〇〇	11	五、九四三、九七〇	二五、六九三、四七九	三一、六三五、四四九	60
九、財産費		一、五三三、九三九	八、三三六、九四四	2	九、三三三、〇三三	一四、三三、八九三	一、〇七五、九三三	13
〇、統計調査費		九三三、五四一	二、三三三、八三七	1	五、五六、五七一	一、四九八、八〇七	二、〇五五、三七八	7
一、選舉費		二、一八三、九三七	八、三二一、七〇五	1	一、四九七、三三三	五、三六三、八二一	六、八六一、一〇三	82
二、公債費		七、三〇一、三七七	一〇、〇四三、八七八	2	五、四九九、二二九	四、六〇三、〇七三	一〇、〇四二、二二二	100
三、輸送費		一、一八九、四七三	三、一〇三、五八八	1	九〇〇、七三九	一、六三三、六〇七	二、五三三、三四六	83
四、監査委員費		三〇一、五三〇	六五九、五五二	1	一〇〇、六六五	四三三、八三七	六三三、五〇三	96
五、諸支出金		一一、九七三、四八八	四〇、六四六、九八八	8	九、二二四、七三三	一〇、三六〇、四九三	一九、五八五、二二四	48
六、豫備費		一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	100	五五、九三七、三二六	二四三、〇四六、八四〇	三三七、九七四、〇六六	78
歲出合計		一、六、五〇三、八〇四	四八、五、七五五、一六六	100	四八五、七五五、一六六	二、四三三、〇四六、八四〇	三、三三三、〇四六、八四〇	100

特別會計 戰災復興費 歲入

科	目	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算總額に對する百分比	自四月至九月 收入額	自十月至三月 收入額	收入總額	最終豫算總額に對する收入總額の百分比
一、國庫支出金		一三三、五七七、一四四	一〇一、三三三、〇五九	43	一〇、六五四、二一〇	四八、〇四四、九〇三	五八、七〇九、一三三	56
二、繰入補助金		三三三、五七七、一四四	一〇一、三三三、〇五九	43	一〇、六五四、二一〇	四八、〇四四、九〇三	五八、七〇九、一三三	56
三、繰入金		四、一九八、九六三	一八、四四八、三五三	8		三三三、六四五	一、四七一、六四五	100
四、市債		一、一九八、九六三	一八、四四八、三五三	8		三三三、六四五	一、四七一、六四五	100
五、換地清算徵收金		二、九〇四、〇〇〇	二、九〇四、〇〇〇	100	一、二一八、〇〇〇	一、二一八、〇〇〇	一、二一八、〇〇〇	100
六、繰越金		二、九〇四、〇〇〇	二、九〇四、〇〇〇	100	一、六三六、六六六	一、二六七、三三三	二、九〇四、〇〇〇	100
歲入合計		二、七、九〇三、〇〇〇	三三、四、四一三、〇〇〇	100	三六、〇七六、七八九	一〇一、三三三、〇五九	一三、七、四一〇、〇〇〇	100

科	目	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算總額に對する百分比	自四月至九月 支出額	自十月至三月 支出額	支出總額	最終豫算總額に對する支出總額の百分比
一、國庫支出金		一三三、五七七、一四四	一〇一、三三三、〇五九	43	一〇、六五四、二一〇	四八、〇四四、九〇三	五八、七〇九、一三三	56
二、繰入補助金		三三三、五七七、一四四	一〇一、三三三、〇五九	43	一〇、六五四、二一〇	四八、〇四四、九〇三	五八、七〇九、一三三	56
三、繰入金		四、一九八、九六三	一八、四四八、三五三	8		三三三、六四五	一、四七一、六四五	100
四、市債		一、一九八、九六三	一八、四四八、三五三	8		三三三、六四五	一、四七一、六四五	100
五、換地清算徵收金		二、九〇四、〇〇〇	二、九〇四、〇〇〇	100	一、二一八、〇〇〇	一、二一八、〇〇〇	一、二一八、〇〇〇	100
六、繰越金		二、九〇四、〇〇〇	二、九〇四、〇〇〇	100	一、六三六、六六六	一、二六七、三三三	二、九〇四、〇〇〇	100
歲入合計		二、七、九〇三、〇〇〇	三三、四、四一三、〇〇〇	100	三六、〇七六、七八九	一〇一、三三三、〇五九	一三、七、四一〇、〇〇〇	100

科	目	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算總額に對する百分比	自四月至九月 支出額	自十月至三月 支出額	支出總額	最終豫算總額に對する支出總額の百分比
一、戰災復興費		二、七、九〇三、〇〇〇	三三、四、四一三、〇〇〇	100	六、七三六、三〇〇	六、八八六、六六六	一三、六二二、九六六	100

昭和二十三年四月一日發行

昭和二十三年四月一日發行

區劃整理費	六五、七、〇〇〇	二〇、八五七、七二八	九	三、三〇六、八八七	八、五八六、五八〇	一一、七三三、四六七	五、六
	九、六七四、〇〇〇	二、六四〇、〇〇〇	一	三八、八七一	八、七三二、四	八六六、〇八五	三三
街路費	一〇、六三三、〇〇〇	一三、二九四、八四〇	六	五、六七、九六五	六、〇三三、六八〇	六、五八一、六四五	五〇
	七、三〇三、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	三九、七五〇	三〇七、七六三	三三、七五三	三三
公共空地整備費	一八、〇九、〇〇〇	一八、五〇、五〇〇	七九	二、三〇七、三八〇	八〇、六八三、五三三	八三、九八〇、四〇〇	四四
	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
建設費	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
死体改葬費	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
過年度支出	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
二、公債費	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
	一、一四一、〇〇〇	一、五六六、三三〇	一	六、一五、三三九	三三九、三三三	三三九、三三三	一〇〇
歳出合計	二七五、九〇、〇〇〇	三三四、四一、三〇三	一〇〇	一一、八七五、〇三三	一〇一、四九、九七三	一一三、三三、九六九	四八

その他特別會計 歳入

會計別	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算額に對する百分比	歳入		歳入總額	最終豫算額に對する歳入額の百分比
				自四月至九月 収入額	自十月至三月 収入額		
公益質屋費	四九三、八三三	一、〇四四、三六一	七	三三三、三三三	一、三三三、三三三	一、七六六、六六六	七
獎學資金	一、一四一	一、一四一	一〇〇	一、一四一	一、一四一	二、二八二	一〇〇
天滿町外部落有財産用品調達費	二、三三六、三三六	三、〇〇〇、〇〇〇	一三	一、三三六、三三六	二、三三六、三三六	三、六七二、六七二	九
都市計畫事業草津町附近土地區劃整理地區事業費	三、三三〇、五九九	一、三三六、七六六	四	四八七、三〇一	四四四、五三三	九三一、八三四	三
都市計畫事業費	九、三三七、〇九九	三、三〇八、一三〇	七	七六二、八三三	一、三三三、三三三	二、〇九六、一六六	三
歳入合計	三、三三六、八八〇	二九、九七四、三三七	一〇〇	九、六七五、〇四七	一七、八三三、三三〇	二七、五〇八、三七七	八

歳出

會計別	當初豫算額	最終豫算額	最終豫算額に對する百分比	歳出		歳出總額	最終豫算額に對する歳出額の百分比
				自四月至九月 支出額	自十月至三月 支出額		
公益質屋費	四九三、八三三	一、〇四四、三六一	七	三三三、三三三	一、〇四四、三六一	一、三七七、六六六	六
天滿町外部落有財産用品調達費	二、三三六、三三六	三、〇〇〇、〇〇〇	一三	一、三三六、三三六	一、五一一、三〇九	三、五四一、七四五	九
都市計畫事業草津町附近土地區劃整理地區事業費	三、三三〇、五九九	一、三三六、七六六	四	四八七、三〇一	三〇三、四八八	四、六一三、七八九	三
都市計畫事業費	九、三三七、〇九九	三、三〇八、一三〇	七	七六二、八三三	六、九九二、八四三	八、七五五、六八八	三
歳出合計	一三、三三六、八八〇	二九、九七四、三三七	一〇〇	四、四四一、三三六	九、八八九、六九九	一四、一〇〇、九三三	七

(一)昭和二十三年度一般會計について  
 當初豫算編成當時に於きましては、早晩豫想される税制改正が未決定でありましたため、眞に己むを得ない經費のみを、計上致しました所謂骨格豫算でありましたが、其の後に到りまして税制改正が施行せられ、又一面職員給與ベースの改訂、物件費の増嵩、補助事業等の確定に伴ひまして、昨年十月、全面的な豫算の追加更正を施行致した次第であります。然しながら、地方自治の裏付となるべき財源附與もインフレーションの加速度的進行に従ひ、物價改訂による物件費の増嵩、警察消防の移管等により、充分とは云えない状況でありました。然しながら、このような財政の窮乏は如何にしても切抜けて行かなければなりませんので極力歳出の整理節約を圖ると共に、自主的、財源の獲得に努めてきました。

昭和三十二年市税調定収入状況  
 昭和三十二年三月末の市税収入状況は次の表のとおりであります。然しながら、市税中には國から與えられる地方配付税が二〇%を占めてをりまして、市独自の税額は三七%であります。一方本年三月末の収入、状況についてみますと、最終豫算額に對しまして六八%であります。國庫、縣支出金及び市債の収入状況は良好ではありませんが、これは國及び縣の補助金は相當遅れで收入されるためでありまして、五月末日の出納閉鎖までには殆んど完了する筈であります。尙市債は、その主な借入先であります大藏省預金部資金が未決定のためでありまして、これも五月末日迄には借入完了する豫定であります。

次に昭和二十四年三月末の市税収入状況は次の表のとおりであります。調定額貳億四千貳百七拾貳萬四千五百六拾五圓に對しまして、収入済額は壹億貳千七百參拾六萬壹千六拾六圓で、収入歩合は五三%となつており、調定額も更正決定等により、ある程度の減額は豫想されますが、成績は良好とは申されません。勿論税制の改正が年度の途中で行われ、徴收期が年度の後半に重なつた事等、種々原因がりますが、出納閉鎖期日である五月末日迄には完了しなければなりませんので、市民の皆さんも、窮迫した市財政を御理解下さいまして、御協力を御願ひ致す次第であります。

區分	調定額		収入済額		未納額		収入歩合
	額	率	額	率	額	率	
區稅附加稅	一八三、三七、五五〇	一〇〇%	六六、六一、六六六	三六%	八四、四一、五五〇	四六%	三六%
獨立稅	四、五五、一三三	一〇〇%	二、七三、三三三	六〇%	三、〇三、三三三	六〇%	六〇%
舊法に依る稅收入計	一四、〇四一、八八〇	一〇〇%	三、六五七、〇六一	二六%	一〇、三八四、八八〇	七四%	二六%
計	二四、九七四、五六三	一〇〇%	七、〇五二、〇六六	二八%	一七、九二二、四九七	七二%	二八%

次に歳出に於きましてその主なるものは、警察消防費の總算額に對する一八%、社會労働施設費の一六%、役所費の一五%、教育費及産業經濟費の各一%、保健衛生費の八%であります。

科目別の主なる費途は次の通りであります。

- 一、市議會關係經費 八、三六、五〇六圓
- 二、役所關係經費 七、四〇、九五五
- 三、警察消防關係經費 六、四〇、八三三
- 四、土木關係經費 四、四三、三〇〇
- 五、維持修繕經費 一、八〇、四九〇
- 六、道路橋梁特別整備經費 二、〇九、四八〇
- 七、水害復舊經費 九、九四、九四四
- 八、道路鋪裝費 八、〇〇、〇〇〇
- 九、教育關係經費 五、三六、三六九
- 一〇、小學校經費 一、三三、一八六
- 一一、中學校經費 一、五〇、八五九
- 一二、高等學校經費 五、七九、四四二
- 一三、工業專門學校經費 一、〇七、七三二
- 一四、圖書館經費 六、三六、九〇九
- 一五、孤兒集團教育經費 七、九三、三〇八
- 一六、社會労働施設關係經費 四、八三、八三四
- 一七、生活保護經費 二、六二、四四四
- 一八、保育院經費 二、八〇、〇八六
- 一九、失業應急事業經費 一、七三、八七五
- 二〇、兒童福祉經費 一、六〇、四九〇
- 二一、社會労働施設整備經費 三、六七、三〇〇

- 七、保健衛生關係經費
  - (一) 傳染病豫防經費 三九、五三三、三三〇圓
  - (二) 結核豫防經費 六八三、八八五
  - (三) 舟入病院經費 四、九八、八八一
  - (四) 下水道經費 三、〇五三、一六六
  - (五) 塵芥蒐集經費 四、九三、八八〇
  - (六) 屠場 經費 二、四四八、九八四
  - (七) 火葬場經費 一、三〇、三五四
  - (八) 健民關係經費 一、〇〇、九八〇
  - (九) 保健 所費 一、〇〇、四四五
  - (一〇) 保健所建設經費 三、一八三、三六六
  - (一一) 産業經濟關係經費 一、五〇〇、〇〇〇
  - (一二) 農工關係經費 五、二六三、七三〇
  - (一三) 農水産經費 四、四〇、七三三
  - (一四) 農地委員會議費 一、四八、五九
  - (一五) 工業指導所經費 一、三六、八三三
  - (一六) 港灣關係經費 一、三三、八七三
  - (一七) 農地災害復舊經費 九三、八七〇
  - (一八) 中央卸賣市場建設經費 二、三三、六四〇
  - (一九) 財産管理關係經費 三三、〇〇、〇〇〇
  - (二〇) 選挙關係經費 八、二九、一八五
  - (二一) 公債關係經費 八、二八、七五五
  - (二二) 特別會計繰入關係經費 一〇、〇四、八七八
  - (二三) 特別會計繰入關係經費 三〇、〇六、七五五

(二)特別會計戰災復興費について

皆さんも御承知の通り本市は特殊の戦災を受け、これが復興にも並々ならぬものがあり、多額の経費を必要と致しまして、特別會計を設けて鋭意努めてゐる次第であります。

前回の公表にも申しましたが、この戦災復興費豫算は、殆んど國庫補助金と市債で賄つてゐる譯でありまして、當初豫算に於きましては、一應市の豫定復興計に從ひまして豫算を計上致しますが、後に於きまして、國の認許事業費が決定致しまして、それに基いて豫算を更正致し事業を執行致すのであります。

このような次第でありますので、當初豫算額は、貳億七千五百九拾九萬六千八百八圓でありましたが、最終豫算額は、貳億參千四百參拾四萬壹千貳百參圓に減少致しました。

歳入について申しますと、國庫補助金と市債がその大部分を占めておりまして、總豫算額に對しまして國庫補助金四三%、市債四六%、となつてゐます。

本年三月末収入總額は豫算總額に對しまして五九%となつてゐますが、これは前にも申しましたように國庫補助金未交付のものが相當あり、又市債も大蔵省預金部資金の割當が未決定のため、借入れてゐない結果であります。然し出納閉鎖期日の五月末日迄には収入される筈であります。

豫算額の八%を占めてゐる繰入金が壹千八百四拾參萬八千五百參拾參圓ありますが、この會計は殆んど事業費のみであります關係上、人件費等に不足を生じますので、一般會計豫算より繰入金を以て支辨する次第であります。

尙、これは出納閉鎖迄には一般會計より支出致しますので、三月末では未収入となつてゐる譯であります。

次に歳出であります。最終豫算額貳億參千四百參拾四萬壹千貳百參圓に對しまして、その主なるものは建築費の壹億八千五百五萬四千八拾五圓でありまして、總額の七九%を占めてゐます。この事業の主なるものは、庶民住宅建設、小學校、中學校、及工業專門學校の復舊事業、圖書館、市廳舎、家畜市場屠場等の各復舊事業であります。

次に現在本市復興を注目されてゐる區劃整理事業が貳千八拾五萬七千七百貳拾八圓で總額の九%、本市の特殊地勢上、及區劃整理施行に伴ひ、必然的に實施しなければならぬ下水道事業が壹千參百貳拾九萬四千八百四拾圓で總額の六%を占めてゐます。

一方三月末支出總額は壹億壹千參百拾五萬四千九百九拾九圓で、豫算總額に對し四八%となつてゐますが、これも前に申しましたように、出納閉鎖期日には殆んど支出される筈であります。

二、公營事業の經理の狀況

公營事業に致しましては、本市には水道事業が、昭和三十二年より特別會計として經費して参りましたが、これが収入及び支出の狀況は次の通りであります。

科 目	當 初 豫 算 額	最 終 豫 算 額	最終豫算に對する百分比	自四月至九月 収入額	自十月至三月 収入額	収入總額	最終豫算に對する収入額の百分比
一、使用料及手数料	三、九四〇、九八一	三、四一、九七〇	三三	五、六四、三九八	二四、三三、七三三	二九、九八、一三六	八七
使 用 料	三、九四〇、九八一	三、四一、九七〇	三三	五、六四、三九八	二四、三三、七三三	二九、九八、一三六	八七
手 数 料	三、九四〇、九八一	三、四一、九七〇	三三	五、六四、三九八	二四、三三、七三三	二九、九八、一三六	八七
二、給水工事費收入	九三三、九〇五	一、三三、一八五	二	七〇八、三三五	一、二六、三三三	一、九七四、六八八	一四
給水工事費收入	九三三、九〇五	一、三三、一八五	二	七〇八、三三五	一、二六、三三三	一、九七四、六八八	一四
三、雜 收 入	四九九、四六六	一、七〇、六九三	三	七〇、二八五	六三〇、七三三	一、九三三、〇一八	一四
雜 收 入	四九九、四六六	一、七〇、六九三	三	七〇、二八五	六三〇、七三三	一、九三三、〇一八	一四
四、公企業及財産收入	四七五、二二六	一、〇九、〇六七	三	一七八、〇三〇	三三三、四六一	一、〇五〇、四六一	一〇
辦償金及報償金	四七五、二二六	一、〇九、〇六七	三	一七八、〇三〇	三三三、四六一	一、〇五〇、四六一	一〇
四、公企業及財産收入	四七五、二二六	一、〇九、〇六七	三	一七八、〇三〇	三三三、四六一	一、〇五〇、四六一	一〇
財産質拂代金	—	—	—	—	—	—	—
五、繰 入 金	—	—	—	—	—	—	—
繰 入 金	—	—	—	—	—	—	—
六、國庫支出金	四、三六、八〇〇	二、〇九〇、〇〇〇	六	—	—	—	—
國庫支出金	四、三六、八〇〇	二、〇九〇、〇〇〇	六	—	—	—	—
七、市 債 借 入 金	九、一七、一〇〇	一五、一四〇、〇〇〇	六	—	—	—	—
市 債 借 入 金	九、一七、一〇〇	一五、一四〇、〇〇〇	六	—	—	—	—
歳 入 合 計	六、一三、一〇二	一五、三〇〇、二〇〇	一〇〇	六、五三六、〇九八	二八、三三、一〇一	一五、三六九、一九九	一〇〇

歳出

科 目	當初豫算額	最終豫算額	最終總豫算に對する百分比	自四月至九月	自十月至三月	支出總額	最終總豫算に對する支出額の百分比
一、水道	四、四二、八八〇	五、八四、一〇〇	九七	六、一四、三三三	二九、〇九、七七八	三五、二四、一三一	九七
上水道經常費	一四、三九四、七二二	一九、四二一、三九二	三六	三、七六、六六六	一四、九〇、七二六	一八、六七、四四二	九二
配水管増設費	九、四八〇、八〇〇	九、四八〇、八〇〇	二	三三、五〇〇	二六三、五七八	二九六、〇七八	三〇
水道工事費	一、〇三三、〇〇〇	一、〇三三、〇〇〇	三	—	—	—	—
水道復舊事業費	五、三六八、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	七	五九六、八四三	—	—	—
水道改良事業費	六、四三〇、〇〇〇	二、一〇〇、〇〇〇	四	—	—	—	—
給水經常費	五、二七三、三三三	一三、九六、七三三	四	—	—	—	—
水道應急改良事業費	—	九、九〇〇、〇〇〇	一七	—	—	—	—
水栓調査費	四〇〇、八六三	八〇三、二二五	二	—	—	—	—
徴收原簿調査費	三三三、八二四	四三三、四〇〇	一	—	—	—	—
水道五十週年記念事業	三三三、〇〇〇	四六四、五七〇	一	—	—	—	—
二、公債費	一、四三三、五六	一、九七四、二九六	三	—	—	—	—
元金償還金	一七、一九三	一七、一九三	—	—	—	—	—
諸利子	一、二六五、三三三	一、九七、一〇三	三	—	—	—	—
諸費	—	—	—	—	—	—	—
三、諸支出金	—	九二、〇〇〇	—	—	—	—	—
他會計え繰入金	—	—	—	—	—	—	—
過年度支出	—	九二、九九九	—	—	—	—	—
四、豫備費	二、二七、六七	—	—	—	—	—	—
豫備費	二、二七、六七	—	—	—	—	—	—
費	—	—	—	—	—	—	—
出合計	三六、二七、一〇四	五五、九〇、四〇〇	一〇〇	六、二六、八四五	二九、三九、四七三	三五、五〇、三二七	一〇〇

當初豫算額は千八百拾七萬四千四百圓でありましたが、最終豫算額は、五千四百九拾萬四百圓と約一、四倍になりました。

歳入の主なるものは、使用料及手数料の千四百五拾壹萬七千八百五拾八圓で、豫算總額に對し六三%を占めてゐます。

次は市債の千四百貳拾五萬圓で二六%に達してゐます。

經濟狀勢の變動のため、相次ぐ人件費、物件費の増加に伴ひまして、昨年八月使用料の暫定的増額改正をしますと共に、市民の均等負擔を期し料金算定の適正化を圖り、併せて給水戸數の増加に應ずるため給水工事の普及實施に努めて参りました。

一方収入状況について見ますと、三月末収入總額は千四百八拾壹萬七千七百拾六圓で、豫算總額に對し六三%になつてゐます。

収入の主要な部分を占める使用料の収入状況は、八七%でありますが、皆さんの御理解によりまして、四月以降、相當額収入されつつありまして非常に喜んでゐる次第であります。

市債は前にも申しましたが三月末には収入してありませんが、借入は五月末迄には完了致す筈であります。

歳出に於きまして、その主なるものは、上水道經常費が豫算總額の三七%、給水經常費が二四%、水道應急改良事業一七%であります。

水道事業中國の補助を得て事業を執行する復舊事業、改良事業と、水道工事費があります。

復舊事業は、戦災による水道施設の復舊を目的としたものでありまして、配水管、給水管の撤去整理器具の購入、建物の復舊等を行い、水道工事費は戦災

後、都市計畫法に基き施行致しております。區割整理事業の施行に伴ひ道路の改廢に従ひ既設配水管、給水管の撤去及市設替をするものであります。水道改良事業は本市水道が創設後五拾年を経過致しまして、能力の衰微減退致しますため、これが將來の需要に應じるため、本年度より着手致したもので國の認證した事業のみでは不十分でありますので、應急改良事業として更に九百六拾萬圓の起債の認可を復て、併せて實施するものであります。

本年度は取水場、淨水場關係に、重點を於いて施行致した次第であります。

本市の水道も戦災により非常な損傷を受けましたが鋭意これが復舊改良に努めつつありまして、漏水率も戦前の二〇%に比して、三五%程度に迄回復致して参りました。

何卒市民の皆さんも御協力下さいまして尙一層節水漏水等防止に御援助をお願い致す次第であります。

三、財産公債及一時借入金の現在高

(一) 市有財産は

土地 參拾六萬四千五百六拾八坪九合二勺

建物 六万參千貳拾五坪八合三勺

基金資金の現在高 五拾萬九千貳百拾八圓八拾八錢

(二) 公債

市債は臨時に多額の經費を必要として、その年度に於ては經常收入を以ては賚られない歳出、需要にあてらるものでありまして、市債を起すに當つては法令上種々の制限があり災害復舊その他必要已出を得ない場合限り認められるものであります。

勿論市債は市の負債でありまして將來に對し元利を、支拂わなければなりませんので、出來得る限りこれを避けることが望ましいのであります。

然しながら本市の如く未曾有の戦災を受け財政狀況も又窮迫の狀態に追われてゐるものにとつては復舊事業等は已を得ず、市債を起す必要にせまられるのであります。

これが市債三月末現在高は別表第一表及び第二表の通り壹億貳千五百貳拾七萬五千貳百四拾貳圓四拾錢であります。市民一人當り四百八拾七圓七拾四錢一世帯當り壹千九百四拾四圓八拾壹錢になつてゐます。これが用途別は教育費が壹千六百拾八萬參千四百七拾參圓拾壹錢で、總額の九、四%、普通土木費が壹千七百拾貳萬四千八百拾七圓七拾壹錢で總額の一三、八%、災害土木費が六百五拾六萬參千參百參拾七圓拾四錢で總額の五、二%、保健衛生費が、壹百八拾七千參百六拾貳圓で總額の一、四%、社會事業費が壹百五拾四萬貳千八百七拾五圓九拾四錢で總額の一、二%、戦災復舊費が六千參百貳拾七萬六千圓で總額の一〇、五%、水道事業費が貳百八拾八萬五千八百八拾九圓四拾四錢で總額の二、三%、産業經濟費が參拾四萬四千拾圓參拾七錢で總額の一、〇%、其の他が壹千九百九拾四萬八千五百圓貳拾三錢で一、五、九%であります。又これ等市債の借入先別は大蔵省豫金部より七千七百拾九萬參千五百拾五圓四拾四錢で總額の六一、六%逕付省簡易保險局より七百九拾八萬九千拾圓拾壹錢で總額の一、四%廣島縣より九百七拾壹萬八千七百八拾四圓五錢で總額

の七、八%、其の他一般金融機關より參千參拾七万六千參百參拾貳圓參拾貳錢で總額の二四、二%となつて居ります。  
尙昭和二十三年年度廣島市起債事業は別表第三表の通りであります。

別表第一表 昭和二十四年三月末現在費目別市債現在高調

費目別	昭和二十四年三月末現在額	
	費目別	末現在額
教育費	一、六三三、四三二	一、七三三、八七二
災害土木費	六、五三三、三三三	一、八七、三三三
社會事業費	一、五三三、八五九	六、二七六、〇〇〇
水道事業費	二、八八五、八八四	三、四〇、〇二七
其他	一九、四八、一〇三	一五、二七五、四三三
計		
普通土木費		一、七三三、八七二
保健衛生費		一、八七、三三三
戰災復舊費		六、二七六、〇〇〇
産業經濟費		三、四〇、〇二七
計		一五、二七五、四三三

別表第二表 昭和二十四年三月末現在借入先別市債現在高調

借入先別	昭和二十四年三月末現在額	
	借入先別	現在額
大藏省預金部	七、七、一、二五五	九、七、八、六四〇
逓信省簡易保險局	七、六九、〇〇三	三〇、七、六、三三三
計	一五、二、七、五、二五八	三〇、七、六、三三三
廣島縣		九、七、八、六四〇
其他一般金融機關		三〇、七、六、三三三

別表第三表 昭和二十三年年度廣島市起債事業調

事業名	起債額	備考
戰災復舊區劃整理費	三、〇〇、〇〇〇	
土木事業費	一、四〇〇、〇〇〇	
河川水路費	八〇、〇〇〇	
内譯		
街路事業費	一、三〇、〇〇〇	
下水水道費	一、〇〇、〇〇〇	
下水水道復舊費	一、一〇、〇〇〇	
下水水道増補改良費	二、六四〇、〇〇〇	
公共空地整備及死体改葬費	五、〇〇、〇〇〇	
庶民住宅建設費	四、七九、〇〇〇	
市廳舎其他復舊費	五、二〇、〇〇〇	
家畜市場復舊費	二、〇〇、〇〇〇	
屠場復舊費	一、七〇、〇〇〇	
六三制整備費	三、〇〇、〇〇〇	
戰災中小學校	二、六〇、〇〇〇	
内譯		
水道復舊事業費	二、〇〇、〇〇〇	
水道増補改良費	一、〇〇、〇〇〇	
水道應急改良費	一、六〇、〇〇〇	
産業道路整備費	一、六〇、〇〇〇	
中央卸賣市場建設費	三、〇〇、〇〇〇	
消防資材整備費	一、〇〇、〇〇〇	
水害復舊費	八、〇〇、〇〇〇	
保健所建設費	一〇、〇〇、〇〇〇	
住宅買収費	六、八〇、〇〇〇	
計	一六、七三、〇〇〇	交付公債

(三) 一時借入金

その年度内に於て豫算ありましても、税収入及補助金、等年度の過つて収入されるため、現金に於て不足を生じ、支拂が出来ないため借入れその年度内に支拂う一時借入金は現在本市にはありません。

四、その他財政に關する事項

昭和二十三年度当初豫算編成に當りましては、早晩豫想される警察消防保健所の市移管及び給興ベースの改訂等未決定のため、一應骨格豫算を編成致しました。

年度中途に到りまして、地方財政の自主獨立を圖るため税制改正が實施せられ、始んど根本的に豫算の追加更正を行つた次第であります。これによりまして、一應地方財政は確立せられた譯であります。尙地方團體が獨立して自己財源を以て凡ゆる事業を企畫し實施することは前途遑遑と考へられます。即ち昭和二十三年度最終豫算額についてみますと、本市の主要な部分を占める一般會計戰災復興會計におきまして、市独自の財源である地方配付税を除いた市税及使用料の會計は収入總額に對し僅かに二七%でありまして、地方配付税國及縣補助金市債の合計は収入總額の六三%にも達していません。即ち地方財政は確立されたとは申せ、市の財源の大部分は國に依存している状況であります。尙獨立採算制の水道事業ですら収入總額の六%は國の補助金、二六%は市債で賄つて居る現状でありまして、更に本市最大の問題であります戰災復興面におきましては、國の補助金四三%市債四六%計八九%と殆んどその大部分が市独自の財源ではありません。

今迄中央地方を通じる根本的税制改正をなし、地方に大幅な財源委譲が唱へられて居るのも地方財政に自主性を與えこの行詰りを打開するためと考へられます。先般廣島平和記念都市建設法が國會を通過致し復興の面と並んで平和都市建設のため國の援助も期待出来ると思ひます。市と致しましては財源の獲得に努めていますが、市民の皆さんも困難なる生活状況下御迷惑と思ひますが、市の復興及び將來の發展のため御協力をお願い致す次第であります。



# 廣島市報

No. 39

昭和二十四年  
六月二十七日 發行  
(月曜日)

發行人所 廣島市役所

電話

中	三	二	中
一	三	〇	中
一	三	〇	中
六	六	七	六
五	五	九	〇
八	七	一	六
番	番	番	番
番	番	番	番
番	番	番	番

(市會事務局) 三、七〇五番  
(社會課) 七六一番  
(計課) 三、七〇五番

昭和二十四年六月十三日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十四號 廣島市假設住宅使用條例の一部を改正する條例

廣島市假設住宅使用條例(昭和二十一年四月一日廣島市條例第十六號)の一部を次のように改める。第三條中「四百圓」を「千五百圓」に改める。

附則 この條例は昭和二十四年四月一日からこれを適用する。

## 規則

廣島市收入證紙規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十四年五月二十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十四號

廣島市收入證紙規則(昭和二十三年四月廣島市規則第七號)の一部を次のように改正する。第二條中拾圓の下に「貳拾圓、五拾圓、百圓」を加え「六種」を「九種」に改める。第一號様式中拾圓の次に左の通り加える。  
貳拾圓 (略) 桃色  
五拾圓 (略) 藍色

## 辭令

定例市議會における議決事件について……………一五  
出張所管區域人口及び世帯状況表……………一六  
戸籍上の市勢について……………一六

## 條例

廣島市議會の議決を経て廣島市消防吏員定數條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十一日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十三號 廣島市消防吏員定數條例の一部を改正する條例

廣島市消防吏員定數條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第二十五號)の一部を次のように改める。  
第一條 消防司令長「一人」を「二人」に  
消防司令「二人」を「三人」に  
消防司令補「九人」を「十人」に  
消防士「一八八人」を「一九五人」に改める。

附則 この條例は公布の日からこれを施行する。

廣島市議會の議決を経て廣島市假設住宅使用條例の一部を改正する條例を次のように制定する。

## 目次

廣島市收入證紙規則一部改正……………	一
廣島市假設住宅使用條例一部改正……………	一
廣島市職員工考課表規則制定……………	二
廣島市職員退職手当支給規則一部改正……………	四
廣島市中央卸市場處務規程制定……………	四
廣島市役所係設置規則一部改正……………	四
廣島市假設住宅使用條例施行細則一部改正……………	五
告 示……………	六
廣島市警察職員並びに消防職員の旅費支給區分……………	六
第六回換地豫定地指定、未指定地補充換地豫定地指定……………	六
第七回換地指定の發表について……………	六
定例廣島市議會招集について……………	六
昭和二十四年度廣島市歳入歳出豫算追加更正……………	六
豫防接種法に基く定期種痘について……………	七
行旅死亡人について……………	八
嬰兒遺棄屍體について……………	八
廣島市選舉管理委員會告示……………	八
監査公表……………	八

百圓(略) 赤色  
附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市職員考課表規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十五號

**第一條** 人事管理の適正を期するためこの規則の定めるところにより、職員は考課表を調製する。  
**第二條** この規則で、職員とは次のものをいう。  
一、地方自治法第二百四條に定める市長の補助機関たる職員(助役、収入役を除く)  
二、雇員  
**第三條** 考課表の様式を別紙(第一號表、第二號表)のよりに定める。  
**第四條** 考課表の調製責任者及び保管責任者を別表

別表 考課表調製並びに保管区分表

第二號表	第一號表			調製責任者	保管責任者
	三	二	一		
全職員	第一號及び第二號に掲げる以外の職員	東部復興事務所、保健院、工業指導所、家畜市場、保健所、病院、衛生試験所、屠場、出張所の長(解の課長を含む)を除く職員	課長(解の課長を含む)、東部復興事務所長、病院長、保健院長、保健所長	主管助役	同上
職員課長	各所屬の課長	各所屬の課長の職員課長		同上	同上

のよりに定める。  
**第五條** 考課表の調製、保管及び取扱については特に次の事項に注意しなければならない。  
一、主観を交え、或は情實に流れないようにすること  
二、考課表の調製及び記載事項に關し秘密を洩らさないこと  
三、評點等を附けるにあつては一勤務場所内を標準とせず市全般と照合してこれを行ふこと  
**第六條** 考課表は職員就職の日から三ヶ月以内に一通を調製し保管しなければならない。  
**第七條** 考課表記載事項の追加訂正は次のように行うものとする。

記載事項	記入者	時期
第一號表の記載事項	調製責任者	四月及び十月の二回
第二號表の記載事項	職員課長は第二號表の記入については職員課長を指命して記入させることがある	
その他の記載事項	記入	その他

**第八條** 退職した職員は考課表は保管責任者において退職の日から十年間確實にこれを保管しなければならない。  
**第九條** 考課表調製要領の細部に關しては職員課長がこれを定める。  
**附 則**  
この規則は公布の日からこれを施行する。

職員考課表 (第一號表)

氏名	年 月 日生	所屬	性 格	現在擔任する業務	特 技	學 歴													
<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">性 格</td> <td>學 歴</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> </tr> <tr> <td>適任職</td> <td>職 歴</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> <td>年 月</td> </tr> </table>							性 格	學 歴	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	適任職	職 歴	年 月	年 月	年 月	年 月
性 格	學 歴	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月													
	適任職	職 歴	年 月	年 月	年 月	年 月													

職員、考課表 (第二號表)

所 屬	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	級 別	
辭令年月日	勤務職名	給料	摘要	辭令年月日	勤務職名	給料	摘要	辭令年月日	勤務職名	給料	摘要	辭令年月日	勤務職名	給料	摘要	辭令年月日	勤務職名	給料	摘要	辭令年月日	勤務職名	給料	摘要

考 課	考 課 課											
	責任感	統率性	知 能	勤 勉	協 調 性	精 確	公 正	敏 速	獨 創 力	意 志 力	總 評	健 康
調製者印												

氏 名	功 過 其 他		勤	
	年 月	病 名	休 務	其 他

家庭の状況	家族氏名	籍 柄	年 齢	職 業	健 否	生 計 状 態
-------	------	-----	-----	-----	-----	---------

状 況		区 別	前 半 年	後 半 年	前 半 年	後 半 年	前 半 年	後 半 年	前 半 年	後 半 年
勤 日	無 病									
缺 勤	病 氣	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病
選 考 早 退 回 數	其 他	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病
其 他 考 考 と なる べき 事 項	其 他 考 考 と なる べき 事 項	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病	無 病

備考、勤怠状況の隔中前半とは四月から九月まで後半とは十月から翌年三月までをいう。

廣島市職員退職手當支給規則の一部を改正する規則

廣島市職員退職手當支給規則の一部を改正する規則  
昭和三十二年六月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十六號 廣島市職員退職手當支給規則の一部を改正する規則

廣島市職員退職手當支給規則（昭和二十二年十一月一日廣島市規則第十九號）の一部を次のように改める。  
第一條 本市職員が退職又は死亡したときは、この規則により退職手當を支給する。但し左に掲げる者にはこれを支給しない。  
一、毎月一定の給料の支給を受けない者  
二、常時勤務に服するを本旨としない者  
三、臨時の職員  
四、禁錮以上の刑に確定した者  
五、懲戒又はこれに準ずべき事由によつて退職を命ぜられた者  
六、資格を変更した場合であつても引續き在職する者又は退職の日若しくはその翌日再就職した者  
第一條の二 この規則において職員とは、左に掲げる者をさす。  
一、地方自治法第二百四條に規定する職員（市長、助役、収入役及び監査委員を除く）  
二、警察職員及び消防職員  
三、嘱託員、雇員及びこれに準ずる者  
附則  
この規則は昭和二十三年三月七日からこれを適用する。警察職員及び消防職員の在職期間には、昭和二十三年三月六日以前の勤務を含まないものとする。  
廣島市中央卸賣市場處務規程を次のように制定する。  
昭和二十四年六月三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十七號 廣島市中央卸賣市場處務規程

廣島市中央卸賣市場處務規程を次のように制定する。  
昭和三十二年六月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十八號 廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則

廣島市役所係設置規則（昭和二十二年七月規則第九號）の一部を次のように改める。  
第一條の二 この規則の一部を次のように改める。  
「各課」の前に「室及び」を加え、次の但書を加える。  
「但し、必要に應じ係を置かないことがある。」  
「會計課」の前に「市長室」を加え、秘書課の「秘書係」「連絡係」を削る。  
社會教育課の「青少年係、體育係」を削り、「文化係」を加える。  
「社會教育課」の次に左の通り加える。  
育成課 體育係、青少年係  
商工課の「觀光係」の次に「港灣係、配給係」を加える。  
食糧課の「食品係」を削り「市場係」を加える。  
第一條の一部を次のように改める。  
會計課の分掌事務の前に左の通り加える。

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則（昭和二十一年六月一日告示第六十一號）の一部を次のように改める。  
第四條別表を次の通り改める。  
附則  
この規則は公布の日からこれを施行する。  
廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市中央卸賣市場（以下市場という）に左の職員を置く。

第一條 廣島市中央卸賣市場（以下市場という）に左の職員を置く。  
場長  
係長  
係員

前項の外顧問嘱託を置くことができる。

場長は上司の命を受けて場務を掌理し所屬員を指揮監督する。場長に事故があるときは、第二條に掲げる順序により課長及び係長は上司の命を受けて所管事務を處理し所屬員を指揮監督する。課長に事故があるときは、所管係長、係長に事故があるときは、上席係員がその職務を代理する。係員は上司の命を受けて場務に従事する。

第二條 市場に次の課及び係を置く。

管理課  
庶務課  
經理課  
業務課  
農産係  
加工品係

第三條 課の分掌事務は次の通りとする。

管理課  
一、市場に屬する庶務に關すること  
二、使用料、保證金並びに金銭出納に關すること  
三、營業者の經理事務の指導、監督に關すること  
四、營業成績考査に關すること  
五、營業者の身元調査に關すること  
六、市場經營に關する金査並びに調査に關すること  
七、市場設備及び構内地に關すること  
八、市場内の衛生並びに整備に關すること  
九、その他業務に關すること  
業務課  
一、取扱物品の集荷、分荷及び配給に關すること  
二、營業者の許可とその取消に關すること  
三、關係營業者の指導監督に關すること  
四、環繞検査並びにその證明に關すること

第四條 環繞検査並びにその證明に關すること

一、取扱物品の集荷、分荷及び配給に關すること  
二、營業者の許可とその取消に關すること  
三、關係營業者の指導監督に關すること  
四、環繞検査並びにその證明に關すること

第五條 場長は常に場内の衛生及び整備に關する施設を整備しておかなければならない。

第六條 前各條に定めるものの外、職員の仕事並びに事務處理に關しては、市役所職員例による。  
第七條 この規程施行に關する事項は別に場長がこれを定める。  
附則  
この規程は公布の日からこれを施行する。  
廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月七日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十八號 廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則

廣島市役所係設置規則（昭和二十二年七月規則第九號）の一部を次のように改める。  
第一條の二 この規則の一部を次のように改める。  
「各課」の前に「室及び」を加え、次の但書を加える。  
「但し、必要に應じ係を置かないことがある。」  
「會計課」の前に「市長室」を加え、秘書課の「秘書係」「連絡係」を削る。  
社會教育課の「青少年係、體育係」を削り、「文化係」を加える。  
「社會教育課」の次に左の通り加える。  
育成課 體育係、青少年係  
商工課の「觀光係」の次に「港灣係、配給係」を加える。  
食糧課の「食品係」を削り「市場係」を加える。  
第一條の一部を次のように改める。  
會計課の分掌事務の前に左の通り加える。

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則（昭和二十一年六月一日告示第六十一號）の一部を次のように改める。  
第四條別表を次の通り改める。  
附則  
この規則は公布の日からこれを施行する。  
廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第十九號 廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

廣島市假設住宅使用條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱井信三

Table with columns for address (e.g., 舟入町住宅), house number (e.g., 自一〇〇號), and usage (e.g., 使用料 一〇〇圓)

**廣島市告示乙第一號**

廣島市警察職員並びに消防職員の旅費の、廣島市旅費條例別表による支給區分を次のように定める。但しこの支給區分は昭和二十三年八月一日から適用する。

住所	支給區分	金額
若草町住宅	自一號至三號	五五〇
基町共住宅	自三ノ一號至三ノ一〇	二五〇
基町住宅	自一號至六號	一〇〇〇
城前住宅	自七の一號至一五の三號	一〇〇〇
朝日住宅	自一號至八號	二五〇
尾長町住宅	自一號至四號	二〇〇
基町住宅	自一號至六號	三〇〇
大手前住宅	自一號至四號	二五〇
小姓町住宅	自一號至一號	二五〇
廣島大濱町店舖住宅		二〇〇
昭利町アパート	一階 二階 四階	九五〇〇
福島町住宅		二〇〇
陸前町住宅		二五〇
似島町住宅		四〇〇
基町東區住宅		五五〇
第二區住宅		五五〇
江波町住宅		五五〇
庚午大濱町住宅		四五〇
河原町住宅		二五〇
千田町住宅	(一八坪)	〇〇〇
千田町住宅	(一五坪)	八五〇
千田町住宅	(一〇坪)	五五〇
千田町住宅	(一〇坪)	五五〇
千田町住宅	(一〇坪)	五五〇

**廣島市告示乙第二號**

廣島市警察職員並びに消防職員の旅費の、廣島市旅費條例別表による支給區分を次のように定める。但しこの支給區分は昭和二十三年八月一日から適用する。

項目	金額
一、議會費	金壹千八百拾參萬千參百七拾五圓
二、消防費	金八千八百七拾九萬參千七百六拾四圓
三、警察費	金壹千五百拾參萬千參百七拾五圓
四、土木費	金五千七拾九萬九千八拾五圓
五、教育費	金五千七百九拾九萬七千四拾五圓
六、社會福利施設費	金壹千八百七拾八萬參千六百六拾六圓
七、保健衛生費	金七千八百四拾四萬參千八百拾五圓
八、産業經濟費	金六拾壹萬八千九百四拾貳圓
九、臨時費	金六圓
十、諸支出金	金參千六百七拾參萬九千七拾貳圓
十一、選舉費	金九百拾參萬參千七百參圓
十二、廣島平和紀念都市建設費	金六拾參萬貳千參百拾八圓
十三、過年度支出	金七拾七萬八千八拾四圓
十四、平和紀念都市建設普及費	金四拾七萬五千八百圓
十五、平和紀念都市建設普及費	金四拾七萬五千八百圓
歳出合計	金六億九千九百九拾五萬千六百六拾四圓
歳入出納引殘金なし	

**廣島市告示甲第三十五號**

昭和三十四年六月一日

一、警察長及び消防長 廣島市長 濱井信三  
市長、助役、収入役、委員に選ずる。

二、警視乃至巡查、主事、書記及び技手 一般吏員、書記長、司令長乃至消防士及び書記 書記に選ずる。 雇員に選ずる。

**廣島市告示甲第三十六號**

昭和三十四年六月二日

廣島市長 濱井信三

左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一、招集日時 昭和三十四年六月九日午後一時

一、招集場所 廣島市役所

**廣島市告示甲第三十八號**

昭和三十二年法律第六八號豫防接種法に基く定期(第二期)種痘を左記の通り施行する。

昭和三十四年六月九日

廣島市長 濱井信三

一、種痘豫防接種の期日及び場所は別表の通りである。

二、種痘を受けるべき者は左の通りである。

班	種痘日	検査日	時間	場所	区域
第一班	六月二十日(月)	六月二十八日(火)	午後一時より五時まで	青崎小学校	通學關係各町
第二班	六月二十一日(火)	二十九日	"	矢野小学校	"
第三班	六月二十二日(水)	三十日	"	尾長小学校	"
第四班	六月二十三日(木)	七月一日	"	荒瀬小学校	"
第五班	六月二十四日(金)	二日	"	大田小学校	"
第六班	六月二十五日(土)	三日	"	袋町小学校	"
第七班	六月二十六日(日)	四日	"	己斐小学校	"
第八班	六月二十七日(月)	五日	"	三篠小学校	"
第九班	六月二十八日(火)	六日	"	天満小学校	"
第十班	六月二十九日(水)	七日	"	江波小学校	"
第十一班	六月三十日(木)	八日	"	舟入小学校	"
第十二班	七月一日(金)	九日	"	中島小学校	"
第十三班	七月二日(土)	十日	"	仁保小学校	"
第十四班	七月三日(日)	十一日	"	比治山小学校	"
第十五班	七月四日(月)	十二日	"	竹貴小学校	"
第十六班	七月五日(火)	十三日	"	千田小学校	"
第十七班	七月六日(水)	十四日	"	大芝小学校	"
第十八班	七月七日(木)	十五日	"		"
第十九班	七月八日(金)	十六日	"		"
第二十班	七月九日(土)	十七日	"		"
第二十一班	七月十日(日)	十八日	"		"

**廣島市告示甲第三十七號**

本月十日市議會の議決を経た昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は左の通り。

昭和三十四年六月九日

廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正

項目	金額
一、國庫補助金	金壹億參千八百貳拾七萬參千貳百拾五圓
二、交付金	金壹百萬圓
三、縣支助金	金四千七拾七萬七千四拾八圓
四、補助金	金參千八百六拾九萬九千九百七拾八圓
五、繰越金	金參千六百五拾貳萬七千參百六拾七圓
六、前年度繰越金	金參千六百五拾貳萬七千參百六拾七圓
七、雑收入	金壹千參百五拾壹萬九千九百貳拾四圓
八、過年度収入	金四拾四萬五千貳拾七圓
九、市債	金九千七百四拾萬圓
十、市債	金九千七百四拾萬圓
歳入合計	金六億九千九百九拾五萬千六百六拾四圓

廣島市報 復活第三十九號

二十一日	二十九日	午後一時より 五時まで	牛田小學校
二十二日	三十日	午後一時より 五時まで	白鳥小學校
二十三日	七月一日	午後一時より 五時まで	織町小學校
二十四日	二日	午後一時より 五時まで	三妻社宅係事務所
二十五日	三日	午後一時より 五時まで	基町母子寮
二十七日(月)	四日(日)	午後一時より 五時まで	本川小學校
▲第五班	五日(日)	午後一時より 五時まで	通學關係各町
六月二十日(月)	六月二十八日(火)	午後一時より 五時まで	似島小學校
二十一日	二十九日	午後一時より 五時まで	古田小學校
二十二日	三十日	午後一時より 五時まで	草津小學校
二十三日	七月一日	午後一時より 五時まで	觀音小學校

廣島市告示甲第三十九號  
昭和二十四年六月十五日  
廣島市長 濱井信三

本市二葉山山頂にて發見した行旅死亡人を左記の通り取扱つたから心當りの向は社會課迄出頭された。

- 記
- 一、本籍地及び住所 不詳
  - 一、氏名及び職業 不詳
  - 一、扶養義務者 不明
  - 一、旅行經歷 不詳
  - 一、人 相 丈五尺二寸五分位にして長髪
  - 一、年 齡 推定二十七、八歳と思われ
  - 一、所持品又は遺留品 焦茶色背廣、白ワイシャツ、薄茶のホームスパンズボン、軍隊用バンド、靴をはいていたものと思料されるが判明しない。
- 現金二百圓、ハッピー四本、マツチ箱一ヶ、マツチ三本、アドルム鏡(鏡紙)十ヶ入空箱一ヶ

廣島市告示甲第四十號  
昭和二十四年六月十五日  
廣島市長 濱井信三

本市上大河驛共同便所に嬰兒遺棄屍體を發見左記の通り取扱つたから心當りの向は社會課まで出頭された。

- 記
- 一、遺 音 なし
  - 一、取扱の顛末 昭和二十四年六月五日午後一時四十分本市二葉山山頂元高射砲陣地下方約十米位の松林の中に發見者ある旨通知に接し同日午後五時警察部補派出所見房巡查部長以下三名の巡查及び三川町香川貞二博士が現場に急行死體檢案を行つた處右記の如く判明すると共に檢案をなした日より一週間前死亡せるものと推定された。
  - 尚身柄の收容を申出るものもないので行旅死亡人として同日比治出病院に假埋葬した。

廣島市選舉管理委員會告示  
廣選管告示甲第九號  
昭和二十三年十二月廣選管告示甲第三十八號中廣島市の開票區を別紙の通り改め、次の各種選舉より施行する。  
昭和二十四年六月十七日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 憲太郎

開票所、投票所、關係區域一覽表

開票區	投票區名	投票所	關係區域
東部	矢賀	矢賀小學校	矢賀新町一丁目、矢賀新町二丁目、矢賀新町三丁目、矢賀新町四丁目、矢賀新町五丁目、矢賀新町六丁目、矢賀新町七丁目、矢賀新町八丁目、矢賀新町九丁目、矢賀新町十丁目、矢賀新町十一丁目、矢賀新町十二丁目、矢賀新町十三丁目、矢賀新町十四丁目、矢賀新町十五丁目、矢賀新町十六丁目、矢賀新町十七丁目、矢賀新町十八丁目、矢賀新町十九丁目、矢賀新町二十丁目
東部	尾長	尾長小學校	尾長町一丁目、尾長町二丁目、尾長町三丁目、尾長町四丁目、尾長町五丁目、尾長町六丁目、尾長町七丁目、尾長町八丁目、尾長町九丁目、尾長町十丁目、尾長町十一丁目、尾長町十二丁目、尾長町十三丁目、尾長町十四丁目、尾長町十五丁目、尾長町十六丁目、尾長町十七丁目、尾長町十八丁目、尾長町十九丁目、尾長町二十丁目
東部	荒神	荒神小學校	荒神町一丁目、荒神町二丁目、荒神町三丁目、荒神町四丁目、荒神町五丁目、荒神町六丁目、荒神町七丁目、荒神町八丁目、荒神町九丁目、荒神町十丁目、荒神町十一丁目、荒神町十二丁目、荒神町十三丁目、荒神町十四丁目、荒神町十五丁目、荒神町十六丁目、荒神町十七丁目、荒神町十八丁目、荒神町十九丁目、荒神町二十丁目
東部	青崎	青崎小學校	青崎町一丁目、青崎町二丁目、青崎町三丁目、青崎町四丁目、青崎町五丁目、青崎町六丁目、青崎町七丁目、青崎町八丁目、青崎町九丁目、青崎町十丁目、青崎町十一丁目、青崎町十二丁目、青崎町十三丁目、青崎町十四丁目、青崎町十五丁目、青崎町十六丁目、青崎町十七丁目、青崎町十八丁目、青崎町十九丁目、青崎町二十丁目
東部	仁保	仁保小學校	仁保町一丁目、仁保町二丁目、仁保町三丁目、仁保町四丁目、仁保町五丁目、仁保町六丁目、仁保町七丁目、仁保町八丁目、仁保町九丁目、仁保町十丁目、仁保町十一丁目、仁保町十二丁目、仁保町十三丁目、仁保町十四丁目、仁保町十五丁目、仁保町十六丁目、仁保町十七丁目、仁保町十八丁目、仁保町十九丁目、仁保町二十丁目
東部	楠那	楠那小學校	楠那町一丁目、楠那町二丁目、楠那町三丁目、楠那町四丁目、楠那町五丁目、楠那町六丁目、楠那町七丁目、楠那町八丁目、楠那町九丁目、楠那町十丁目、楠那町十一丁目、楠那町十二丁目、楠那町十三丁目、楠那町十四丁目、楠那町十五丁目、楠那町十六丁目、楠那町十七丁目、楠那町十八丁目、楠那町十九丁目、楠那町二十丁目
東部	大河	大河小學校	大河町一丁目、大河町二丁目、大河町三丁目、大河町四丁目、大河町五丁目、大河町六丁目、大河町七丁目、大河町八丁目、大河町九丁目、大河町十丁目、大河町十一丁目、大河町十二丁目、大河町十三丁目、大河町十四丁目、大河町十五丁目、大河町十六丁目、大河町十七丁目、大河町十八丁目、大河町十九丁目、大河町二十丁目
東部	段原第一	段原中學校	段原町一丁目、段原町二丁目、段原町三丁目、段原町四丁目、段原町五丁目、段原町六丁目、段原町七丁目、段原町八丁目、段原町九丁目、段原町十丁目、段原町十一丁目、段原町十二丁目、段原町十三丁目、段原町十四丁目、段原町十五丁目、段原町十六丁目、段原町十七丁目、段原町十八丁目、段原町十九丁目、段原町二十丁目
東部	段原第二	段原小學校	段原町一丁目、段原町二丁目、段原町三丁目、段原町四丁目、段原町五丁目、段原町六丁目、段原町七丁目、段原町八丁目、段原町九丁目、段原町十丁目、段原町十一丁目、段原町十二丁目、段原町十三丁目、段原町十四丁目、段原町十五丁目、段原町十六丁目、段原町十七丁目、段原町十八丁目、段原町十九丁目、段原町二十丁目
東部	牛田	牛田小學校	牛田町一丁目、牛田町二丁目、牛田町三丁目、牛田町四丁目、牛田町五丁目、牛田町六丁目、牛田町七丁目、牛田町八丁目、牛田町九丁目、牛田町十丁目、牛田町十一丁目、牛田町十二丁目、牛田町十三丁目、牛田町十四丁目、牛田町十五丁目、牛田町十六丁目、牛田町十七丁目、牛田町十八丁目、牛田町十九丁目、牛田町二十丁目
東部	白鳥	白鳥小學校	白鳥町一丁目、白鳥町二丁目、白鳥町三丁目、白鳥町四丁目、白鳥町五丁目、白鳥町六丁目、白鳥町七丁目、白鳥町八丁目、白鳥町九丁目、白鳥町十丁目、白鳥町十一丁目、白鳥町十二丁目、白鳥町十三丁目、白鳥町十四丁目、白鳥町十五丁目、白鳥町十六丁目、白鳥町十七丁目、白鳥町十八丁目、白鳥町十九丁目、白鳥町二十丁目
東部	織町	織町小學校	織町一丁目、織町二丁目、織町三丁目、織町四丁目、織町五丁目、織町六丁目、織町七丁目、織町八丁目、織町九丁目、織町十丁目、織町十一丁目、織町十二丁目、織町十三丁目、織町十四丁目、織町十五丁目、織町十六丁目、織町十七丁目、織町十八丁目、織町十九丁目、織町二十丁目
東部	竹屋	竹屋小學校	竹屋町一丁目、竹屋町二丁目、竹屋町三丁目、竹屋町四丁目、竹屋町五丁目、竹屋町六丁目、竹屋町七丁目、竹屋町八丁目、竹屋町九丁目、竹屋町十丁目、竹屋町十一丁目、竹屋町十二丁目、竹屋町十三丁目、竹屋町十四丁目、竹屋町十五丁目、竹屋町十六丁目、竹屋町十七丁目、竹屋町十八丁目、竹屋町十九丁目、竹屋町二十丁目
東部	竹實	竹實小學校	竹實町一丁目、竹實町二丁目、竹實町三丁目、竹實町四丁目、竹實町五丁目、竹實町六丁目、竹實町七丁目、竹實町八丁目、竹實町九丁目、竹實町十丁目、竹實町十一丁目、竹實町十二丁目、竹實町十三丁目、竹實町十四丁目、竹實町十五丁目、竹實町十六丁目、竹實町十七丁目、竹實町十八丁目、竹實町十九丁目、竹實町二十丁目
東部	竹實第一	鐵道局音樂堂	竹實町一丁目、竹實町二丁目、竹實町三丁目、竹實町四丁目、竹實町五丁目、竹實町六丁目、竹實町七丁目、竹實町八丁目、竹實町九丁目、竹實町十丁目、竹實町十一丁目、竹實町十二丁目、竹實町十三丁目、竹實町十四丁目、竹實町十五丁目、竹實町十六丁目、竹實町十七丁目、竹實町十八丁目、竹實町十九丁目、竹實町二十丁目
東部	竹實第二	宇品小學校	竹實町一丁目、竹實町二丁目、竹實町三丁目、竹實町四丁目、竹實町五丁目、竹實町六丁目、竹實町七丁目、竹實町八丁目、竹實町九丁目、竹實町十丁目、竹實町十一丁目、竹實町十二丁目、竹實町十三丁目、竹實町十四丁目、竹實町十五丁目、竹實町十六丁目、竹實町十七丁目、竹實町十八丁目、竹實町十九丁目、竹實町二十丁目
東部	宇品第三	宇品中學校	竹實町一丁目、竹實町二丁目、竹實町三丁目、竹實町四丁目、竹實町五丁目、竹實町六丁目、竹實町七丁目、竹實町八丁目、竹實町九丁目、竹實町十丁目、竹實町十一丁目、竹實町十二丁目、竹實町十三丁目、竹實町十四丁目、竹實町十五丁目、竹實町十六丁目、竹實町十七丁目、竹實町十八丁目、竹實町十九丁目、竹實町二十丁目
東部	似島	似島小學校	似島町一丁目、似島町二丁目、似島町三丁目、似島町四丁目、似島町五丁目、似島町六丁目、似島町七丁目、似島町八丁目、似島町九丁目、似島町十丁目、似島町十一丁目、似島町十二丁目、似島町十三丁目、似島町十四丁目、似島町十五丁目、似島町十六丁目、似島町十七丁目、似島町十八丁目、似島町十九丁目、似島町二十丁目

西 部 開 票 區

開票區	投票區名	投票所	關係區域
西部	袋町	袋町小學校	袋町一丁目、袋町二丁目、袋町三丁目、袋町四丁目、袋町五丁目、袋町六丁目、袋町七丁目、袋町八丁目、袋町九丁目、袋町十丁目、袋町十一丁目、袋町十二丁目、袋町十三丁目、袋町十四丁目、袋町十五丁目、袋町十六丁目、袋町十七丁目、袋町十八丁目、袋町十九丁目、袋町二十丁目
西部	千川	千川小學校	千川町一丁目、千川町二丁目、千川町三丁目、千川町四丁目、千川町五丁目、千川町六丁目、千川町七丁目、千川町八丁目、千川町九丁目、千川町十丁目、千川町十一丁目、千川町十二丁目、千川町十三丁目、千川町十四丁目、千川町十五丁目、千川町十六丁目、千川町十七丁目、千川町十八丁目、千川町十九丁目、千川町二十丁目
西部	中島	中島小學校	中島町一丁目、中島町二丁目、中島町三丁目、中島町四丁目、中島町五丁目、中島町六丁目、中島町七丁目、中島町八丁目、中島町九丁目、中島町十丁目、中島町十一丁目、中島町十二丁目、中島町十三丁目、中島町十四丁目、中島町十五丁目、中島町十六丁目、中島町十七丁目、中島町十八丁目、中島町十九丁目、中島町二十丁目
西部	本川	本川小學校	本川町一丁目、本川町二丁目、本川町三丁目、本川町四丁目、本川町五丁目、本川町六丁目、本川町七丁目、本川町八丁目、本川町九丁目、本川町十丁目、本川町十一丁目、本川町十二丁目、本川町十三丁目、本川町十四丁目、本川町十五丁目、本川町十六丁目、本川町十七丁目、本川町十八丁目、本川町十九丁目、本川町二十丁目
西部	舟入	舟入高等學校	舟入町一丁目、舟入町二丁目、舟入町三丁目、舟入町四丁目、舟入町五丁目、舟入町六丁目、舟入町七丁目、舟入町八丁目、舟入町九丁目、舟入町十丁目、舟入町十一丁目、舟入町十二丁目、舟入町十三丁目、舟入町十四丁目、舟入町十五丁目、舟入町十六丁目、舟入町十七丁目、舟入町十八丁目、舟入町十九丁目、舟入町二十丁目
西部	江波	江波小學校	江波町一丁目、江波町二丁目、江波町三丁目、江波町四丁目、江波町五丁目、江波町六丁目、江波町七丁目、江波町八丁目、江波町九丁目、江波町十丁目、江波町十一丁目、江波町十二丁目、江波町十三丁目、江波町十四丁目、江波町十五丁目、江波町十六丁目、江波町十七丁目、江波町十八丁目、江波町十九丁目、江波町二十丁目
西部	天満	天満小學校	天満町一丁目、天満町二丁目、天満町三丁目、天満町四丁目、天満町五丁目、天満町六丁目、天満町七丁目、天満町八丁目、天満町九丁目、天満町十丁目、天満町十一丁目、天満町十二丁目、天満町十三丁目、天満町十四丁目、天満町十五丁目、天満町十六丁目、天満町十七丁目、天満町十八丁目、天満町十九丁目、天満町二十丁目
西部	觀音	觀音高等學校	觀音町一丁目、觀音町二丁目、觀音町三丁目、觀音町四丁目、觀音町五丁目、觀音町六丁目、觀音町七丁目、觀音町八丁目、觀音町九丁目、觀音町十丁目、觀音町十一丁目、觀音町十二丁目、觀音町十三丁目、觀音町十四丁目、觀音町十五丁目、觀音町十六丁目、觀音町十七丁目、觀音町十八丁目、觀音町十九丁目、觀音町二十丁目
西部	南觀音	南觀音小學校	南觀音町一丁目、南觀音町二丁目、南觀音町三丁目、南觀音町四丁目、南觀音町五丁目、南觀音町六丁目、南觀音町七丁目、南觀音町八丁目、南觀音町九丁目、南觀音町十丁目、南觀音町十一丁目、南觀音町十二丁目、南觀音町十三丁目、南觀音町十四丁目、南觀音町十五丁目、南觀音町十六丁目、南觀音町十七丁目、南觀音町十八丁目、南觀音町十九丁目、南觀音町二十丁目
西部	大芝	大芝小學校	大芝町一丁目、大芝町二丁目、大芝町三丁目、大芝町四丁目、大芝町五丁目、大芝町六丁目、大芝町七丁目、大芝町八丁目、大芝町九丁目、大芝町十丁目、大芝町十一丁目、大芝町十二丁目、大芝町十三丁目、大芝町十四丁目、大芝町十五丁目、大芝町十六丁目、大芝町十七丁目、大芝町十八丁目、大芝町十九丁目、大芝町二十丁目
西部	三條	三條小學校	三條町一丁目、三條町二丁目、三條町三丁目、三條町四丁目、三條町五丁目、三條町六丁目、三條町七丁目、三條町八丁目、三條町九丁目、三條町十丁目、三條町十一丁目、三條町十二丁目、三條町十三丁目、三條町十四丁目、三條町十五丁目、三條町十六丁目、三條町十七丁目、三條町十八丁目、三條町十九丁目、三條町二十丁目
西部	西條	西條保衛	西條町一丁目、西條町二丁目、西條町三丁目、西條町四丁目、西條町五丁目、西條町六丁目、西條町七丁目、西條町八丁目、西條町九丁目、西條町十丁目、西條町十一丁目、西條町十二丁目、西條町十三丁目、西條町十四丁目、西條町十五丁目、西條町十六丁目、西條町十七丁目、西條町十八丁目、西條町十九丁目、西條町二十丁目
西部	已斐	已斐小學校	已斐町一丁目、已斐町二丁目、已斐町三丁目、已斐町四丁目、已斐町五丁目、已斐町六丁目、已斐町七丁目、已斐町八丁目、已斐町九丁目、已斐町十丁目、已斐町十一丁目、已斐町十二丁目、已斐町十三丁目、已斐町十四丁目、已斐町十五丁目、已斐町十六丁目、已斐町十七丁目、已斐町十八丁目、已斐町十九丁目、已斐町二十丁目
西部	古田	古田小學校	古田町一丁目、古田町二丁目、古田町三丁目、古田町四丁目、古田町五丁目、古田町六丁目、古田町七丁目、古田町八丁目、古田町九丁目、古田町十丁目、古田町十一丁目、古田町十二丁目、古田町十三丁目、古田町十四丁目、古田町十五丁目、古田町十六丁目、古田町十七丁目、古田町十八丁目、古田町十九丁目、古田町二十丁目
西部	草津	草津小學校	草津町一丁目、草津町二丁目、草津町三丁目、草津町四丁目、草津町五丁目、草津町六丁目、草津町七丁目、草津町八丁目、草津町九丁目、草津町十丁目、草津町十一丁目、草津町十二丁目、草津町十三丁目、草津町十四丁目、草津町十五丁目、草津町十六丁目、草津町十七丁目、草津町十八丁目、草津町十九丁目、草津町二十丁目

### 廣選管告示甲第十號

廣島平和記念都市建設法制定の賛否投票を行う日時等を左の通り定める。

昭和二十四年六月十七日

廣島市選挙管理委員会

委員長 平井 憲太郎

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

一、投票を行う日時 昭和二十四年七月七日午前七時より午後六時まで

二、廣島平和記念都市建設法及びその宗旨(別紙の通り)

(別紙) 廣島平和記念都市建設法

建設大臣にその進捗状況を報告しなければならない

内閣總理大臣は、毎年一回國會に對し平和記念都市建設事業の状況を報告しなければならない

(廣島市長の責務)

第六條 廣島市の市長は、その住民の協力及び關係諸機關の援助により、廣島平和記念都市を完成することについて、不斷の活動をしなければならぬ

(法律の適用)

第七條 平和記念都市建設法及び平和記念都市建設事業については、この法律に特別の定めがある場合を除く外、特別都市計画法(昭和二十一年法律第十九號)及び都市計画法の適用があるものとする

附則

一 この法律は、公布の日から施行する

二 この法律施行の際現に執行中の廣島特別都市計画法は、これを平和記念都市建設事業とし、第二條第二項の趣旨に合致するように都市計画法第三條の規定による手續を経てこれを變更しなければならない

廣島平和記念都市建設法の要旨

この法律は、恒久の平和を誠實に實現しようとする國民の理想の象徴たるべく、廣島市を平和記念都市として建設する目的を制定するものであり次に掲げような事項を規定してゐる

一、廣島市を平和記念都市として建設するために、國又は地方公共團體は、特別の援助をしなければならないこと

二、廣島市長は住民の協力及び關係諸機關の援助により建設事業を完成するために努力するとともに政府に逐次その状況を報告し政府は國會にこれを報告しなければならないこと

三、これまでの戦災都市としての特別都市計画法はこの法律に定める平和記念都市建設事業に適合するように變更されるものであること

なお、この法律が廣島市民の賛成を得て公布されるものと日から効力を有するものである

廣島市選挙管理委員会告示

昭和二十四年六月十七日

廣島市選挙管理委員会

委員長 平井 憲太郎

投票用紙

一、廣島平和記念都市建設法の制定に賛成の人は賛成と書き反対の人は反対と書くこと。

二、他のことは書かないこと。

特別投票用封筒

投票年月日 昭和 年 月 日

投票記載場所 廣島市 廣島市 投票用紙

投票人 代理記載人

廣選管告示甲第十一號

廣島平和記念都市建設法制定の賛否投票を行うべき投票用紙等の様式を左の通り定める。

廣島市選挙管理委員会告示

特別投票用封筒

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所 廣島市 廣島市 投票用紙

投票人 代理記載人

廣選管告示甲第十二號

昭和二十四年七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定の賛否投票に於ける投票管理者同代理者及び開票管理者、同代理者並びに選挙長同代理者を左の通り選任した。

昭和二十四年六月十七日

廣島市選挙管理委員会

委員長 平井 憲太郎

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所 廣島市 廣島市 投票用紙

投票人 代理記載人

特別投票用封筒

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所 廣島市 廣島市 投票用紙

投票人 代理記載人

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所 廣島市 廣島市 投票用紙

投票人 代理記載人

選挙長		同代理者	
選挙所	住 氏 名	選挙所	住 氏 名
古田町	平井 憲太郎	己斐町	委員 政一
開票管理者		同代理者	
選挙所	住 氏 名	選挙所	住 氏 名
東部	山口町 委員 政一	東部	山口町 委員 政一
中部	土平町 委員 政一	中部	土平町 委員 政一
西部	舟入木町 委員 政一	西部	舟入木町 委員 政一

投票所		住 氏 名		住 氏 名	
投票所	住 氏 名	投票所	住 氏 名	投票所	住 氏 名
矢賀	矢賀町 土木課	尾長	尾長町 下水課	尾長	尾長町 下水課
荒神	西原屋町 會計課	荒神	西原屋町 會計課	荒神	西原屋町 會計課
音時	矢賀町 社會課	音時	矢賀町 社會課	音時	矢賀町 社會課
仁保	仁保町 調査課	仁保	仁保町 調査課	仁保	仁保町 調査課
楠那	仁保町 會計課	楠那	仁保町 會計課	楠那	仁保町 會計課
竹實	仁保町 社會課	竹實	仁保町 社會課	竹實	仁保町 社會課
大河	旭町 有成課	大河	旭町 有成課	大河	旭町 有成課
段原第一	土木課	段原第一	土木課	段原第一	土木課
段原第二	土木課	段原第二	土木課	段原第二	土木課

宇品第一	宇品町	下水課	技師	羽野賢魚	宇品町	下水課	技師	大井博利
宇品第二	宇品町	事務課	主事	山田豊	宇品町	事務課	主事	小田村定雄
宇品第三	宇品町	調査課	主事	山田益雄	宇品町	調査課	主事	小里末喜
竹屋	藤町	上水課	主事	桑原茂	藤町	調査課	主事	竹升源
磯町	藤町	熱務課	主事	國安榮	藤町	職員課	主事	澤本照
白鳥	基町	保建課	主事	江口松芳	白鳥	調査課	主事	土屋大作
半田	牛田町	庶務課	主事	向井一貫	半田	市會	主事	高槻紀美雄
似島	比治山	稅務課	主事	登次郎	似島	稅務課	主事	中村伴一
袋町	本町	總務課	主事	竹内多一	袋町	稅務課	主事	原一法
千田	皆賀町	社會課	主事	山根力男	千田	社會課	主事	川上原
中島	吉島本町	教育課	主事	井淳三	中島	社會課	主事	石井武夫
本川	舟入本町	總務課	主事	伊藤勇基	本川	財務課	主事	小林整

廣選管告示甲第十三號

昭和二十四年七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定の暫定投票に關し、地方自治法施行令第八十四條の規定により準用する第三十六條並びに第四十條の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求及び投票は六月十七日より毎日午前九時より午後五時まで廣島市選挙管理委員会に於てこれを取扱

昭和二十四年六月十七日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

廣選管告示甲第十四號

昭和二十四年七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定の暫定投票に關し、地方自治法施行令第八十四條の規定により準用する第三十七條の規定による場合の證明書の交付は六月十七日より毎日午前九時より午後五時までこれを取扱

昭和二十四年六月十八日  
廣島市選挙委員  
鈴木 貞 元

監査公表

地方自治法第九十九條による  
監査の結果公表  
三月二十二日より執行した民生局監査の結果を別紙の通り公表する。  
昭和二十四年六月八日  
廣島市監査委員 鈴木 貞 元

一、事務の處理狀況  
1、事務の處理に注意改善を要するものがある。郵便切

學務課監査の結果

一、事務の處理狀況  
事務の處理狀況は概ね良好であるが取扱書類で決裁區分の不備又は決裁印洩れ等不備のものが多いとあり、又收受文書が殆んど扱者のみに止めて供覧に附していない。是等文書の處理は注意して適正を期せられたい。  
1、市内出張命令簿、乗車券受拂簿、受付簿等は規定の様式でないから正規の簿冊に改める必要がある。尙乗車券を視學用として一括交付し又縣廳へ出頭するに備車乗券を三枚交付している等は不備でその都度必要枚数を交付し又乗車券を備付て處理すべきである。受付簿についても處理要領が全く記載してなく、未だ不明であるからこれ等は共に改善すべきである。  
2、學校長及び教授の人事異動は市長、その他の教官は第二助役の決議を受ける規程であるがこれが殆んど校長のみで處理している。尙學校關係雇傭人の進退についても尙課のみで取扱處理しているが、これは職員課長に合議すべきで、いずれも決裁區分を厳守して處理する必要がある。  
3、新制高等學校八校に於ける授業料の滞納額は昭和二十二年度七萬六千三百三十五圓、昭和二十三年度二十三萬六千四百七十五圓合計三十一萬二千八百十圓となつてゐる。これは既に納付期日も経過し今日に至つては地域側の關係で轉載して徴収は相當困難を來たしてゐる貸状であるから納入の奨励と滞納金の徴収に一段と努力を拂ふ必要がある。  
4、出張職員の出張報告書が未提出になつてゐる時に前派表金三萬圓を受けて十一月十五日より二十日までの間、附子配給の諸額に上乗しその積算に於て三萬六千二百六十五圓九千九百五十五圓を使用して追加額六千二百六十五圓を受領してゐるが、前派金受領の吏員には前派表金三萬圓の範囲内における支拂のみの権限を認められてゐるのであつて、それ以上の支拂は出張先に於ける職員の出張報告書の了すべきである。尙資金前派の積算支拂受領書に取引高を記載して貼付してゐないものがあつたが、用務の概要報告も了すであるから將來前派資金の取扱には充分の注意を要する。  
5、學校衛生に就いては積極的方針が樹てられていな

社會課監査の結果

一、事務の處理狀況  
事務の處理狀況は概ね良好であるが、書類の整理編纂は充分でなく、決裁區分を明示せず或は決裁印洩れ收受文書の供覧洩れ等が多数あるからこれ等は共に整理を要する。尙特に改善又は留意せられたいと認める事項を左に列記する。  
1、病氣氣動七日以上に亘るも醫師の診断書を提出してないものが三件あるから注意を要する。  
2、電車乗車券を一枚一括交付したものが相當あるがこれは必要枚数をその都度交付すべきであり且つ用務及び使用區域等の記入もれが多々あるから適正に處理すべきである。  
3、委任状に二回の収入印紙を貼付すべき處一圓不足したものが三件ある。尙委任者の捺印洩れ代理人の氏名記入洩れ等があるから整理を要する。  
4、ラジオ物資及び引揚者用物資に對して受配者の受領印を徴していないものが相當あり且つ出納簿等の備付けがなく受配狀況が明確でないから出納簿等を整備して物資受領の明確を期すべきである。  
5、證明書類に對し手数料未徴収のものが二件ある。又手数料未徴収すべき處三圓に止めたものが一件ある。  
6、生活保護法による障痲保護者の昭和二十三年度中の取扱は七千七百七十人でこれが障痲者は二千六百九十九人、七百四十七人取扱つてゐる。尙未支給が二千二百四十七人あつてこれが全部を支拂うときは相當な金額に外れることが豫想せられるがこれは殆んど障痲及び初級

戶籍課監査の結果

一、事務の處理狀況  
1、事務の處理狀況は概ね良好であるが、書類の編纂が不十分であり又消耗品受拂簿によつて乗車券の受拂をしてゐるが規定様式による乗車券受拂簿を整備して處理すべきである。  
2、諸證明書類に貼付した収入印紙の消印洩れ、受付年月日の記載洩れ等が相當あるから注意を要する。  
3、戶籍事務は國家の委任事務で戸籍の諸事項は常に有事の際を考慮してこれが保管に萬全を期するため保管倉庫等の整備が要であると認める。  
二、戶籍課監査の結果  
一、事務の處理狀況  
1、事務の處理狀況は概ね良好であるが、書類の編纂が不十分であり又消耗品受拂簿によつて乗車券の受拂をしてゐるが規定様式による乗車券受拂簿を整備して處理すべきである。  
2、諸證明書類に貼付した収入印紙の消印洩れ、受付年月日の記載洩れ等が相當あるから注意を要する。  
3、戶籍事務は國家の委任事務で戸籍の諸事項は常に有事の際を考慮してこれが保管に萬全を期するため保管倉庫等の整備が要であると認める。

手受拂簿、乗車券受拂簿、消耗品受拂簿、受付簿等は、何れも規定の様式でないから正規の簿冊に改められたい。尙郵便切手受拂數量が明確を欠き消耗品についても必要量以上を一括交付しているがこれ等は適正なる取扱をすると共に收受文書を完全にし且つ決裁印の書類が多数あるからこれ等も執務上注意せられたい。  
2、市内出張手当受給者に對し電車乗車券を重複交付したものが不當であるから規則を厳守せられたい。  
3、出張命令を受けた者が用務を終えて歸郷したときは職員服務規則第十一條により用務の概要を書面によつて報告すべきであるがこれを履行していない。特に資金前派を受けて出張した者は歸郷後十日以内に精算報告をなす規程であるが期日を經過して資金の精算のみ報告している。これも出張先に於ける處理の概要を書面にて復命すべきであると認める。  
4、課長更迭の場合は事務引繼書を作成して引繼をなすべきであるがこれを履行していない。  
5、各種團體の事業に對して奨励助成等金を交付しているが、これが交付條件に各種補助金奨励金等交付に關

1、市長において決意又は閣議したる重要書類を難件として処理したもの或は検査に市長公印を押捺したものであるが書類の編纂に當つては内容の軽重をよく鑑分し且つ公印の取扱については特に慎重を期する要がある。

2、市内出張手當と乗車券を重複支給したと認められるものがあり又乗車券を一人に對し一括交付したものが多々あるがこれらには必要の都度交付すべきである。尙昨年五月と八月の二回に亘り自轉車一臺が盗難に罹つてゐるが將來これが管理を厳重にすると共に備品保管簿の整理が不充分であるから明確にするべきである。

3、昭和二十三年四月三日三菱造船所その他の工場を賠償撤去指定工場中より除外する陳情運動のため前渡資金一萬圓を受け上京し関係方面と懇談會を開催したる處これを経費六萬八千九百九十九圓を要したるにより本市と三菱造船所に於て該経費を折半負擔することとし當時既に三菱造船所において全額立替拂をし、其後これが分擔金の支拂請求書を受領しながら現在まで未處理のまま放任してゐるのみならず前記の前渡資金一萬圓は規定に従ひ直ちに戻入すべきであるにも拘らず本年四月六日勸業銀行支店（親光市連絡協議會預金通帳）預入したまま保管し現在に及んでゐる。更に昨年五月前渡資金一萬圓を受けて松江市へ旅行してゐるが十一月を經過したる今日未だ精算をしてゐない等當事務の事務處理が甚しく怠慢である。又前渡資金の範圍を超過して消費し精算追加としてこれが不足額を歸還後受領して貰ふものがあるが、これは前渡費員として之の權限を超えた行爲であるから認められるから出張先には於ける立替拂として整理すべきである。本件については規程の不備の點もあるから改善を要すると共に前渡資金制度の徹用は嚴重取締を要するものと認める。

4、諸證明手数料は昭和二十三年度當初より一件に付三圓を十圓に改正されているにも拘らず全部三圓徴収しているが責任者は常に條例規則の改廢等に留意し本市の増收を計るべきは勿論全職員に條例規則の周知徹底又は取扱に注意を注ぎこれが遺漏なきを期すべきである。宇品港海施設の野蠻場に對する昭和二十三年度中の使用料測定額は五十二萬五千餘圓となつており、その内使用料納入済額は僅かに八萬千餘圓で未納額が四十四萬三千餘圓となつてゐる。野蠻場の使用料は許可證發行の日から半月単位で前納することに規定されてゐるのであるからこれが徴收については速かに対策を講ずる必要がある。尙使用料條例施行細則によると荷主と荷役業者が選擇して出願することになつており従つて使用許可も兩者にすることになり、使用料の徴收及び督促等も亦兩者にしている實狀であるから、使用責任者の所在を明確にして滞纳を防止すると共に使用料の増徴に萬全を期すべきである。

食糧課監査の結果

1、事務の處理狀況は概ね良好と認めらるるが左記の事項につき留意せられたい。

2、書類の編纂の年度區分が不完全であるから、明確に區分すると共に簿籍の課名、年度の無記入のもの又、書類中に上司の決裁印及び年度區分受印等の洩れたものが多々あるから正確に整理せられたい。

3、給與及び諸手当に對し領收印が洩れ又は署名が同一印鑑で受領したものが多々あるが各自の印鑑を使用する等正確なる處理が必要である。

4、市内出張命令簿、乗車券受領簿及び消費品受領簿の記載格式が規定の様式と相違するから改めると共に消費品の受領數量に違算のものが多く備品受領の整理も不充分であるから正確に整理すべきである。

5、薬品及び醫製品の配給申請書は需用者より本市經由の上縣知事宛提出し市長は申請内容につき認許することとなつてゐるが取扱者は該申請書に證明印を押捺してゐる。本件は速かにこれを改めると共に對外關係書類の取扱については特に遺漏なきを期すべきである。

6、各種關係團體の事業に對して獎勵金及び助成金を交付してゐるが交付條件に事業終了後二ヶ月以内に決算報告並びに事業報告書提出するよう指令してゐるがこれを履行せず、更に本年度も獎勵金又は助成金等を交付してゐる實狀であるから指導監督上指令の各條項を厳守し充分内容を検討する要があるものと認める。（本件は商工課關係も共通事項である。）

保健課監査の結果

1、事務の處理狀況は概ね良好と認めらるるが特に改善又は留意すべき點につき左に列記する。

目下二人の夫で實施してゐるが清掃の徹底しない實狀であるから適當な人員を配置して清掃の完遂を期せられたい。

9、船入院院は終戦後應急の臨時的建物であつて規模及び設備が極めて不満足なものであるから可及的速に擴充する事が緊要である。本件については特に進駐軍より要望もあるからその實現に努力する必要がある。

10、保健所を擴充整備してその機能を充分發揮させる事が緊要であるから工事の早期完了に努力せられたい。

11、昭和二十三年に於ける失業應急事業中堆積糞汚物清掃實施面積三萬九千三百三十五平米にして支拂金額は二百六十九萬九千七百五十圓で使用人員延一萬六千五百九十六人となつてゐるがこれが使用人員中六十%九千九百九十六人が市内居住者で残り四十%は市外居住者である。事業の本旨より市外居住者の就労については將來考慮を要するものと認める。

四萬三千餘圓となつてゐる。野蠻場の使用料は許可證發行の日から半月単位で前納することに規定されてゐるのであるからこれが徴收については速かに対策を講ずる必要がある。尙使用料條例施行細則によると荷主と荷役業者が選擇して出願することになつており従つて使用許可も兩者にすることになり、使用料の徴收及び督促等も亦兩者にしている實狀であるから、使用責任者の所在を明確にして滞纳を防止すると共に使用料の増徴に萬全を期すべきである。

食糧課監査の結果

1、事務の處理狀況は概ね良好と認めらるるが左記の事項につき留意せられたい。

2、書類の編纂の年度區分が不完全であるから、明確に區分すると共に簿籍の課名、年度の無記入のもの又、書類中に上司の決裁印及び年度區分受印等の洩れたものが多々あるから正確に整理せられたい。

3、給與及び諸手当に對し領收印が洩れ又は署名が同一印鑑で受領したものが多々あるが各自の印鑑を使用する等正確なる處理が必要である。

4、市内出張命令簿、乗車券受領簿及び消費品受領簿の記載格式が規定の様式と相違するから改めると共に消費品の受領數量に違算のものが多く備品受領の整理も不充分であるから正確に整理すべきである。

5、薬品及び醫製品の配給申請書は需用者より本市經由の上縣知事宛提出し市長は申請内容につき認許することとなつてゐるが取扱者は該申請書に證明印を押捺してゐる。本件は速かにこれを改めると共に對外關係書類の取扱については特に遺漏なきを期すべきである。

6、各種關係團體の事業に對して獎勵金及び助成金を交付してゐるが交付條件に事業終了後二ヶ月以内に決算報告並びに事業報告書提出するよう指令してゐるがこれを履行せず、更に本年度も獎勵金又は助成金等を交付してゐる實狀であるから指導監督上指令の各條項を厳守し充分内容を検討する要があるものと認める。（本件は商工課關係も共通事項である。）

保健課監査の結果

1、事務の處理狀況は概ね良好と認めらるるが特に改善又は留意すべき點につき左に列記する。

1、市長名を以てする發送文書の公文番號は甲第何號とすべきであるがこれを丙第何號として取扱いたるものが二十六件ある。又簿籍に年度區分及び課名が記入してゐないもの或は諸給與の受領印洩れ等多数あり、書類の編纂等良好と言へないからこれ等の取扱については總べて本市規程に基き整理すべきである。

2、許可休暇は一年を通じて二十日以内とされてゐるが二十日以上のものを休暇として取扱つたものが十件ある。又受休者の捺印洩れや代印で處理したものが多数あるが許可休暇と缺勤は明確に區分して處理すると共にその他の勤務關係の簿籍中においても受命者の捺印洩れ等が相當あるから取扱に充分注意すべきである。

3、消費品及び船舶用油類受領簿の記入數量に違算が多々交付後致の記入がないものがある。又金券配布簿によつて乗車券の受領をしてゐるが規程の簿籍を整備すると共に物品の受領に二層正確を期する要がある。

4、塵芥尿尿及び厨芥の卸却契約書又は委任状その他収入印紙の貼付を要する書類に収入印紙を貼付してゐないものが相當あるが總べて印紙税法に基き違法なきよう處理すべきである。

5、失業應急事業關係で火災出役簿の備付がなく又工事竣功の精算報告書を全く提出してゐないが本市土木工事直轄規程に従ひ整理すべきである。

6、尙資金の受領に同姓なるを以て常に同一印鑑を使用しているものがあるがこれ等は共に不當であるから貸金の支拂に當つては特に厳正を期すべきである。

7、勞務用荷物受取の割當通牒と配給明細簿と一致しないものがあり又一人が代表で一括受領したものがあつて總べて物資は直接個人に配給すると共に割當通牒と配給明細簿が合致するように明確なる取扱を要する要がある。

8、昭和二十三年度中實施したる腸チフス、バラチフスの豫防接種は發行人員二十一萬二千人に對し完了者は十七萬千餘人で八十一%の完了であり又發疹チフスの臨時豫防接種は發行人員千二百人に對し七百二十人の完了で六十%となつて何れも成績良好とは云へない。豫防接種の普及と防疫思想の宣傳啓蒙は本市衛生上緊要である。

願により本職を免する  
事務吏員 福岡 素一  
同 北岡 虎之輔  
技術吏員 二村 四郎  
同 昭和二十四年五月三十一日(各通)  
技術吏員 梶本 義衛  
願により本職を免する  
昭和二十四年六月三日  
事務吏員 竹内 多一  
同 事務局長を命ずる  
同 田窪 眞吾  
同 野田 從  
同 大崎 正幸  
同 江口 松芳  
同 民生局保健課長を命ずる

願により本職を免する  
事務吏員 秋田 勘三郎  
同 伴 谷 勇  
同 山 本 清  
同 名 柄 正之  
同 民生局社會教育課勤務を命ずる  
同 沖 村 勝  
同 民生局食糧課長を命ずる  
同 吹 憲 道  
同 東京出張所長を命ずる  
同 山 根 力 男  
同 民生局育成課體育係長を命ずる  
同 村 田 互  
同 同 景 山 良 三  
同 同 川 本 定 夫  
同 同 油 川 徹  
同 民生局育成課勤務を命ずる  
同 事務吏員 伊 藤 豊  
同 昭和二十四年六月七日(各通)  
同 公安委員 伊 藤 豊  
願により廣島市公安委員を免する  
昭和二十四年六月九日  
事務吏員 森 壽 治  
同 事務局長を命ずる  
同 波 多 野 要 蔵  
同 廣島市收入役に選任する  
同 波 多 野 要 蔵  
同 廣島市公安委員に任命する  
昭和二十四年六月十日(各通)

願により本職を免する  
事務吏員 西平 笑子  
同 昭和二十四年六月十四日  
技術吏員 織田 公明  
同 市長室勤務を命ずる  
同 高 潮 孝一  
同 廣島市技術吏員に任命する、技手に補する  
同 昭和二十四年六月二十日  
事務吏員 新出 政雄  
同 総務局渉外課渉外係長を命ずる  
同 土 佐 岡 武一  
同 民生局育成課青少年係長を命ずる  
同 山 田 利 之  
同 廣島市勸業事務を囑託する  
同 昭和二十四年六月二十二日  
事務吏員 山 本 清  
願により本職を免する  
事務吏員 新出 政雄  
同 昭和二十四年六月二十七日  
事務局長を命ずる

六月十日、十六日及び二十日の定例市議會において左記の通り議決された。

六月十日議決  
一、第七十八號議案 收入役選任の同意について  
同 同意に決定  
一、第七十九號 公安委員任命の同意について  
同 同意に決定  
一、第七十二號 昭和二十四年度廣島市出入出賃算進加  
同 昭和二十四年度廣島市出入出賃算進加  
同 昭和二十四年度廣島市消防施設費  
同 昭和二十四年度廣島市消防施設費  
同 昭和二十四年度廣島市消防施設費  
同 昭和二十四年度廣島市消防施設費



一、第七十六號 廣島市立廣島兒童圖書館條例施行規則  
 一、請願(廣島市中廣町及び上天満町地区區畫整理施行延期並びに天満川及び福島川堤防築造強化の件) 委員會附託  
 一、請願(不通院金堂修理の件) 連合委員會附託  
 一、第七十七號議案 廣島市消防吏員定数條例の一部を改正する條例制定について 原案可決

六月十六日議決  
 一、發議(縣知事並びに市長に對し舊軍用地整理に關する決議文提出の件) 決  
 六月二十日議決  
 一、第八十號議案 保育所の設置について 原案可決  
 一、請願(三種出張所擴充に關する件) 採  
 一、發議(宇品地區に市立保育所託兒所を至急開設せらるるよう要請する) 決  
 一、發議(日本製鋼所製鐵所の争議の調停なる解決についで) 採  
 一、第八十一號議案 工事請負契約の同意について 同  
 一、第七十五號議案 工事請負契約承認について 同

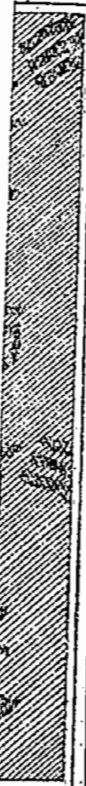
出張所管區域人口及世帯狀況表

出張所別	人口	前月分と比較	出張所別	世帯数	前月分と比較
出張所別	人口	前月分と比較	出張所別	世帯数	前月分と比較
牛田	八,七〇〇	△三三	牛田	二,三二〇	△三三
尾長	九,三三三	△三三	尾長	二,九七三	△三三
青島	九,三三三	△三三	青島	三,〇〇〇	△三三
荒神	八,三三三	△三三	荒神	四,八三三	△三三
比治山	一,三三三	△三三	比治山	三,八三三	△三三
仁保	一,三三三	△三三	仁保	一,三三三	△三三
大河	一,三三三	△三三	大河	二,三三三	△三三
大寶	一,三三三	△三三	大寶	三,三三三	△三三
宇品	二,三三三	△三三	宇品	六,三三三	△三三

戸籍上の市勢のり

種別	件数	同上 一日分			前年同月	増減
		最大	最小	平均		
結婚	二六五	二四	二六	五八・七五	△六〇	
離婚	一六	一	一	二六	三	
出生	一三〇	一〇	一五	三〇・四八	七六	
死亡	一〇	一	一	三・八	四五	
入寄留	七四	四	一四	二九・八	二四	
出寄留	六四	九	一	二六・九	△三	
抄本請求	四、二九七	二九	一一	一七九・〇		
印鑑届	九三一	五九	二二	三三・八		
印鑑照査	二、八二一	二七一	七八	一一七・五		
身分證明	二三五	三二	五	九・八		
戸籍閲覧	二七三	二五	五	一一・四		

一、市内において発生した出生から死亡を減じた増減数  
 男、二一六人 女、二二八人  
 計四四四人 一日平均一四・三  
 一、前年同上  
 男、一三七人 女、一八三人  
 計三二〇人 一日平均一〇・三



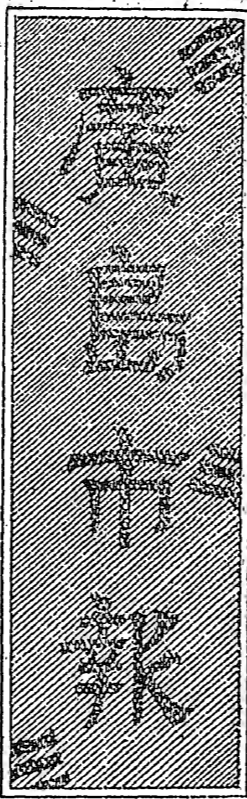
昭和二十四年

廣島市役所

廣島市國藥寺町三九

仁保	五、四六四	四一
大河	一〇、六四八	一六六
大實	一三、六八八	二〇二
三、五六三	二九八	四二
仁保	一、三三八	一六
大河	二、五三四	三五
大實	三、九〇七	五九
五、六六六	八二	六

註一、左側数字は本市以外の地域で発生した事項を本籍地である本市へ届出たものを示す。  
 二、婚姻、離婚、出生、死亡は三十一日分、その他は二十四日分の計算である。



No. 40

昭和二十四年  
七月三十日 発行  
(土曜日)

發行人 廣島市役所  
 電話 廣島市國樂寺町三九  
 中中中中中中  
 一三三二二  
 六六六七〇六三  
 五五九〇六一  
 五五九四六一  
 五五六一四六  
 五八七六六番番番番番番  
 (市會) 中中中  
 計書事務課  
 (課局)

【目次】

規則	頁
廣島市市有財産取得管理處分條例施行細則制定	一
廣島市用品調達特別會計規則制定	二
廣島市印刷刷物取扱規則制定	三
臨時市議會招集について	四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	二九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	三九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	四九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	五九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	六九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	七九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	八九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九〇
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九一
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九二
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九三
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九四
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九五
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九六
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九七
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九八
昭和三十四年度歳入出豫算追加	九九
昭和三十四年度歳入出豫算追加	一〇〇

廣島市市有財産取得管理處分條例施行細則を次のように制定する。  
 昭和二十四年七月七日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十一號

廣島市市有財産取得管理處分條例施行細則

第一章 總則  
 第二章 入札規定  
 第三章 契約の締結履行  
 第四章 取  
 第五章 物件及び勞力供給  
 第六章 寄附受領  
 第七章 處分  
 第八章 入札規定  
 第九章 入札規定  
 第十章 入札規定  
 第十一章 入札規定  
 第十二章 入札規定  
 第十三章 入札規定  
 第十四章 入札規定  
 第十五章 入札規定  
 第十六章 入札規定  
 第十七章 入札規定  
 第十八章 入札規定  
 第十九章 入札規定  
 第二十章 入札規定  
 第二十一章 入札規定  
 第二十二章 入札規定  
 第二十三章 入札規定  
 第二十四章 入札規定  
 第二十五章 入札規定  
 第二十六章 入札規定  
 第二十七章 入札規定  
 第二十八章 入札規定  
 第二十九章 入札規定  
 第三十章 入札規定  
 第三十一章 入札規定  
 第三十二章 入札規定  
 第三十三章 入札規定  
 第三十四章 入札規定  
 第三十五章 入札規定  
 第三十六章 入札規定  
 第三十七章 入札規定  
 第三十八章 入札規定  
 第三十九章 入札規定  
 第四十章 入札規定  
 第四十一章 入札規定  
 第四十二章 入札規定  
 第四十三章 入札規定  
 第四十四章 入札規定  
 第四十五章 入札規定  
 第四十六章 入札規定  
 第四十七章 入札規定  
 第四十八章 入札規定  
 第四十九章 入札規定  
 第五十章 入札規定  
 第五十一章 入札規定  
 第五十二章 入札規定  
 第五十三章 入札規定  
 第五十四章 入札規定  
 第五十五章 入札規定  
 第五十六章 入札規定  
 第五十七章 入札規定  
 第五十八章 入札規定  
 第五十九章 入札規定  
 第六十章 入札規定  
 第六十一章 入札規定  
 第六十二章 入札規定  
 第六十三章 入札規定  
 第六十四章 入札規定  
 第六十五章 入札規定  
 第六十六章 入札規定  
 第六十七章 入札規定  
 第六十八章 入札規定  
 第六十九章 入札規定  
 第七十章 入札規定  
 第七十一章 入札規定  
 第七十二章 入札規定  
 第七十三章 入札規定  
 第七十四章 入札規定  
 第七十五章 入札規定  
 第七十六章 入札規定  
 第七十七章 入札規定  
 第七十八章 入札規定  
 第七十九章 入札規定  
 第八十章 入札規定  
 第八十一章 入札規定  
 第八十二章 入札規定  
 第八十三章 入札規定  
 第八十四章 入札規定  
 第八十五章 入札規定  
 第八十六章 入札規定  
 第八十七章 入札規定  
 第八十八章 入札規定  
 第八十九章 入札規定  
 第九十章 入札規定  
 第九十一章 入札規定  
 第九十二章 入札規定  
 第九十三章 入札規定  
 第九十四章 入札規定  
 第九十五章 入札規定  
 第九十六章 入札規定  
 第九十七章 入札規定  
 第九十八章 入札規定  
 第九十九章 入札規定  
 第一百章 入札規定

續き二年以上當該營業に従事しているものであることを必要とする。但し、賣却、貸付の場合はこの限りでない。

營業を承継した場合においては、前營業者の當該營業に従事した期間は、承継人の従事する期間にこれを通算する。

第八條 左に掲げる者は、入札人、契約人又はその代理人となることができない。

一 無能力者（當該營業を許可された未成年者を除く）

二 破産者で復権していない者

第九條 次の各號の一に該當すると認められた者は、爾後二年間、入札人、契約人、又はその代理人となることができない。

一 契約を履行するにあたり、不正の行為があつた者

二 入札に際し、他人と談合し、本市の不利を圖り又は圖ろうとした者

三 入札の加入又は落札入の契約の締結若しくは履行を妨害した者

四 正當の理由なく當該職員の指揮に従わぬ者又はその職務の執行を妨げた者

五 落札人であつて正當の理由なく契約を結ばぬ者、又は契約を履行しなかつた者

六 自己の責に歸すべき事由により契約を解除された者

七 前各號に定めるものの外、入札又は契約の締結に際し不正の行為があつた者

第十條 保證金は、左の制限によりこれを定める。但し指名競争入札又は隨意契約による場合若しくは市長において特別の事由があると認めるときはこれを減免することができる。

一 入札保證金 入札金額の百分の五以上

二 契約保證金 契約金額の百分の十以上

第十一條 保證金は、無記名の國債證券、地方債証券、勸業債券、貯蓄債券、復興債券、農工債券、拓植債券、興業債券その他市長において適當と認

めた有價證券をもつて代用することができる。

前項の換算價格は、本市債券は、額面金額とし、その他は、前月市場價格の十分の八を以てこれを換算する。

第十二條 入札書は、入札物の種類毎に金額及び住所氏名を記載し、押印封緘の上提出しなければならない。

市長が必要があると認めるときは、郵便によつて入札させることができる。

前項の場合においては、封筒の見え易い箇所に「何々に關する入札書」である旨を明記し、書留郵便で市長宛に親展書として開札時限迄に送付しなければならない。

第十三條 入札人の行為が、不穩當と認めるときは入札を中止し又は取り消すことができる。この場合においては更に入札に付するものとする。

第十四條 提出した入札書は、取消、引換又は金額數量の變更をすることができない。

第十五條 次の各號の一に該當する入札は、これを無効とする。

一 資格證明書を提出しないで入札したもの

二 所定の日時までに所定の入札保證金を納付しないもの

三 入札事項又は金額を表示しないもの、若しくは不明のもの

四 押印しないで入札したもの

五 全一事項に對し全一人の名において二通以上の入札をしたもの

六 委任状を提出しない代理人が入札したもの

七 入札に關し、不正な行為があつたもの

八 入札書郵送の場合は開札時限迄に到達しないもの

九 前各號に定めるものの外、市長において特に指定した事項に違反したもの

第十六條 入札を行うに際し、必要があると認めるときは、落札豫定價格の外、あらかじめ最低價格を定めることができる。

第十七條 入札の豫定價格又は最低價格は、封書にしこれを入札及び開札場所に置かなければならない。

第十八條 購入その他の供給契約の場合にあつては豫定價格以内（あらかじめ最低價格を定めた場合はその價格以上豫定價格以内）の最低價格の入札をなした者を落札人とする。

第十九條 落札人となるべき全價の入札人が二人以上あるときは、直ちにくじで落札人を決定する。前項のくじは、當該(5)札人にこれをさせる。當該入札人中出席しない者又はくじを行わない者があるときは、入札に關係のない市職員をしてくじを行わせる。

第二十條 入札の金額が豫定價格に達しないときは直ちに再度の入札をさせることができる。この場合、第三條の手續は、これを省略することができる。

第二十一條 開札は入札人の面前でこれを行う。この場合入札人が出席しないときは、市長において二名以上の市職員をして立ち會わせる。

第二十二條 落札人が決定したときは、書面又は口頭でその旨を落札人に通告する。

落札人が前項の通告を受けたときは、五日以内に契約保證金を納付し契約を締結するものとする。落札人が前項の期間内に契約を締結しないときは落札はその效力を失う。

第二十三條 落札人は、本市の承諾なくして、その權利を讓渡し、又はその義務を移轉することができない。

第二十四條 本市の都合により、落札又は契約の後その全部若しくは部を變更中止し、且つ契約の解

除をなすことがあつても、落札人は、これに對し異議の申立又は損害の賠償を請求することができない。

第二十五條 次の各號の一に該當する場合は、落札を取り消すことができる。

一 落札人が指定の期限内に契約を締結しないとき

二 入札に際し不正の入札をなし又は、なしたと認められるとき

三 入札資格に欠陥を生じ又は、欠陥があつたことを發見したとき

四 落札決定後契約締結の必要がなくなつたとき

第二十六條 落札人が前條第一號乃至第四號に該當し、落札を取り消されたときは、その入札保證金は、市に歸屬するものとする。

第二十七條 入札保證金は、入札終了後又は入札の中止若しくは取消の場合に、これを還付する。但し、落札人に對しては契約保證金納付の際これを還付する。

落札人の入札保證金は、契約保證金に轉用することができる。

第二十八條 契約を締結した後、その一部を履行したときは、その資格に欠けることがあつても、市長が契約を解除しない限り當該契約は有効とする。

第三章 契約の締結履行

第二十九條 契約をしようとするときは、契約の目的、履行期限、保證金額、契約違反の場合における保證金の處分、危険の負担、賠償金その他必要な事項を詳記した契約書を作成しなければならぬ。前項の契約書は、同文のもの二通を作成し、市長落札人双方が署名押印の上各一通所持するものとする。

契約書の様式その他必要な事項については、別にこれを定める。

第三十條 次の各號の一に該當するときは前條第一項の規定にかかわらず承諾書をもつて契約書に代

めたと認めるときは、貸付契約の場合はこの限りでない。

一 隨意契約をなすとき、但し、貸付契約の場合はこの限りでない

二 一廉十萬圓を超えない物件を購入するとき

三 物件購入の場合において、即時その物品を完納し、代金を支拂うとき

四 物品賣却の場合において、即時代金を完納しその物品を引き渡すとき

五 その他契約書を作成する必要がないと認めるとき

第三十一條 契約をなすべき者又は契約をなした者が死亡したときは、遺族又は利害關係人より死亡後七日以内にその旨を届け出なければならぬ。前項の期間は、正當の事由があると認めるときは特に延長することができる。

第三十二條 契約人が次の各號の一に該當するときは、契約を解除することができる。

一 契約期限内に契約を履行せず又は履行の見込がないと認めるとき

二 契約の締結又は履行につき不正の行為があつたとき

三 契約解除の申出があつたとき

四 第九條各號の規定に該當するに至つたとき

五 契約の履行に當り、担当係員の指揮監督に従わず又はその職務を妨害したとき

六 前各號の外、條例規則又は契約事項に違反したとき

七 本市の都合により必要があると認めるとき

第三十三條 契約人が前條第一號乃至第六號に該當し、契約を解除せられたときは、その契約保證金は市に歸屬するものとする。

契約人の貨に歸すべき事由により、契約無効又は履行不能となつた場合もまた同様とする。

第三十四條 前條の規定により契約保證金を取得するも契約解除により、本市に與えた損害を補填することができないときは、その不足額に相當する金額を契約人から徴収する。

第三十五條 第三十二條の規定により購入契約を解

除したときは、市長の選擇に従い、契約人の費用をもつて、既納物件の引取をなさしめ、又は市長において相當と認める金額を交付して、これを本市の所得となすことができる。

前項の規定は、契約無効又は履行不能となつた場合、その履行部分につきこれを準用する。

第三十六條 本市の都合により、契約を解除した場合において、契約人の受けた損害があるときは、その損害の全部又は一部を賠償することができる。

第三十七條 契約人が正當の事由なくして、契約の履行を遅延したときは、その翌日より起算し、延滞日數一日ごとに債務金額の百分の一に相當する金額を過怠金として支拂代金の中から減殺し又はその金額を徴収することができる。

第三十八條 契約人は、天災地變その他相當な事由により、契約期限内に契約を履行することができないときは、その事由を詳記し、延期請求をすることができぬ。

前項の請求があつたときは、市長はその事實を審査しこれを承認することができる。

第三十九條 購入又は作業請負等の契約代金は物件の完納若しくは作業完了後、その請求によつてこれを支拂う。但し、市長が必要と認めるときは、その請求により購入は既納品の代金、作業は出金高の八割以内の内拂をなすことができる。

第四章 取 得

第一節 物件及び勞力供給

第四十條 豫定數量をもつて、物件及び勞力供給契約をした場合、本市の都合により、數量に増減を生ずることがあつても、供給人は異議の申立又は損害賠償の請求をすることができない。

第四十一條 物件を納入したときは、本市職員の検査を受けなければならない。但し、契約により特に定められたものは、納入前に本市職員の検査を受けなければならない。

前項の検査の結果不合格物件があるときは、納入を拒絶して補正を命じ又は相當減價の上納入せし

めることがある。

第四十二條 物件を一旦納入したときは、止むを得ない事由がある場合でも、市長の承認を得なければ、供給人はこれを引き取ることができない。

第四十三條 物件の所有権は、完納を終えたとき移轉するものとする。

所有権移轉前に生じた一切の損害は、供給人の負擔とする。

第二節 寄附受領

第四十四條 財産の寄附は、市長においてその可否を決定する。但し、負担附寄附を受ける場合には市議会の議決を要する。

第四十五條 財産の寄附を受けたときは、その使用方法の指定がある場合は、その事業又は使途に充用し、指定がない場合は、市長の指示するところによる。

第四十六條 寄附を受けた財産で、寄附者指定の事業又は使途を廢した場合には、使用前であれば寄附者に還付し、使用後であれば寄附者指定の事業又は使途に最も類似する事業又は使途に轉用する。

第四十七條 元金、元物を委託又は据え置き、その収益使用の方法をもつて寄附を受けた場合、寄附者指定の事業又は使途を廢したときは、左の各號によりこれを處分する。

一 元金、元物及び現存の収益は、寄附者に還付する。

二 収益使用により既に支辨したものは、寄附者指定の事業又は使途に最も類似する事業又は使途に轉用する。

第四十八條 寄附を受けた財産に關し、特約があるときは、各々その特約に従う。

第五章 管理

第四十九條 市有財産の貸付契約は、第三章に規定するものの外、本章の定めるところによる。

第五十條 隨意契約による市有財産の貸付料は、契約締結の都度市長がこれを定める。

第五十一條 前條の貸付料は左の區分による。

一 地代、家賃にあつては、法令の定むるところにより、行政廳の認可を受けた金額以内においてこれを定める。

二 前號に該當しないものにあつては、その品位利用價值、これに類似せるものの貸賃價格の等級及び貸賃料等を斟酌してこれを定める。

第五十二條 市有財産の貸付料の計算は、次の方法による。

一 年をもつて定められたものは、四月から翌年三月までを一期分とし、他は月割とする。

二 月をもつて定められたものは、初月終月を問はず暦月とする。

三 日をもつて定められたものは、暦日とする。

第五十三條 貸付料は、左の時期において、これを徴収する。

一 年をもつて定められたものは、二期に分ち第一期分を四月中に、第二期分を十月中に徴収する。

二 月をもつて定められたものは、當月分をその月の十日までに徴収する。

三 日をもつて定められたものは、契約と全時に徴収する。

第五十四條 貸付財産の性質その他特別の事情により、前二條の規定により難いときは、市長の承認を得て、貸付料の計算方法及び徴收時期を変更することができる。

第五十五條 貸付料は、物價の變動その他の事由により契約期間中においても、これを増減することができる。

第五十六條 第三十七條に規定する過怠金は、第五十三條及び第五十四條所定の納付期日の翌日からこれを納付した日までの日數により計算する。

第五十七條 既納の貸付料は、これを還付しない。但し、市の都合により又は不可抗力による貸借財産の毀損滅失により、契約の変更又は解除をなした場合は、その過納分を還付することができる。

第五十八條 借受人は、連帯保証人を立てなければ

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

この規則施行の際、従前の規定に基いてなした契約その他の手續は、この規則に基いてなしたものとみなす。

明治四十一年三月規則參甲第九號廣島市物品購入費却規則は、これを廢止する。

廣島市用品調達特別會計規則を次のように制定する。

昭和二十四年七月八日

廣島市長 濱井 信 三

廣島市規則第二十二號

廣島市用品調達特別會計規則

第一條 特別會計用品調達費を以て調達する用品（以下用品という）の取扱は、別に定めがあるもの

り貸借期間内に契約の変更又は解除を申し出たときは、市長は正常と認めるもの限り、これを許諾する。

第六十六條 契約の変更又は解除の結果、借受人において損害を受けることがあつても、本市はこれが賠償の責に任じない。但し、第三十六條の場合はこの限りでない。

第六十七條 借受人が故意怠慢により借受財産を荒廢に陥せしめ、若しくは毀損滅失したときは、又は第六十二條の規定に違反したときは、これがため本市が受けた損害を賠償せしめる。

第六十八條 貸借契約をしない、市有財産を使用した者に對しては、相當金額を賠償せしめ、且つその使用を禁止する。

第六十九條 借受人が當該財産に關して必要費又は有益費を支出することがあつても、本市はこれを補償しない。

第七十條 貸付財産を返還するに際して、市長が必要と認める場合を除く外、指定期間内に貸付時の原形に復さなければならぬ。

前項の場合において、借受人が、その義務を履行しないときは、市長がこれを履行し、その費用を辨償させる。

前項の場合においても、本市が受けた損害を賠償せしめることがある。

第七十一條 貸付期間の終了又は貸付契約の解除に當り、市において時價を提供し、その財産の上に存する建物その他の物件を買い取るべき旨を通知したときは、借受人は正當の理由なくして、これを拒むことができない。

第七十二條 隨意契約により市有財産を借り受け又は繼續して借り受けようとする者は、願書に使用方法書、圖面その他必要な事項を記載した書類を添付し、これを市長に提出して承認を受けなければならぬ。賃借権を譲り受け、又は使用目的を變更しようとする者もまた全同様である。

第七十三條 貸借契約期間の満了又は解約により、

借受財産を返還する場合には、借受人は、七日前までにその旨市長に届け出て検査を受けなければならぬ。

第七十四條 願書及び契約書は、市長の指定する期間内にこれを提出しなければならぬ。

願書書の様式その他必要な事項については、別にこれを定める。

第七十五條 財産齟齬その他これに伴う事務の處理に關しては別にこれを定める。

第六節 分

第七十六條 條例第二十一條による財産の移轉登記に要する費用は、その買受人の負担とする。但し、契約で特に定められた場合はこの限りでない。

第七十七條 賣渡財産の引取に要する一切の費用は、その買受人の負担とする。但し、契約で特に定められた場合はこの限りでない。

第七十八條 市有財産の取得、貸付、交換及び賣却の場合における價格並びに賃賃料は、廣島市有財産評價委員會（以下委員會という）の議を経て、市長がこれを定める。但し、輕易なもの又は特別なものについては、委員會の議を経るを要しない。委員會の組織その他必要な事項については、別にこれを定める。

を除外、この規則による。

第二條 用品の運用は、會計課長が一括購入するを利益と認める物品につき、これを行う。

第三條 會計課長において用品を交付するときは、物品請求及び受領證により交付しなければならぬ。

第四條 會計課長は用品購入原價に運搬費その他の費用及び損傷減耗等を考慮し、適宜拂出價格を修正することができる。

第五條 會計課長は用品の運用について必要があると認めるときは、各局課長から一定期間内における用品の概算所要量の報告を求めることが出来る。

第六條 會計課長は用品原簿別記第二號様式を備け、用品の受拂保管を明確にするともに、用品の拂出についてはこれが代價の振替手續を確實に行わなければならない。

第七條 用品調達の運用によつて生ずる利益は、特別會計用品調達費の収益とする。

第八條 會計課長は毎年度取扱つた用品の受拂及び保管數量等につき用品受拂及び欄卸表（別記第二號様式）を作成し、翌年度五月末日までに市長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日からこれを施行する。

用品調達特別會計取扱規則（昭和十八年十二月達甲第二十八號）はこれを廢止する。

別 記

廣島市用品調達特別會計規則様式

第一號様式 用品原簿

第二號様式 用品受拂及び欄卸表



ある旨連絡届出があつたので直ちに廣島市西警察署巡查部長中村正南外四名の巡查及び草津南町佐藤健美醫師を現場に急行死体検案を行つた所左記の如く判明した尙附近の家出人宅に連絡を取り或は捜査をなしたるも身許不明なので行旅死亡人として同日比治山病院に仮埋葬をした

廣島市告示甲第四十五號

昭和二十四年七月二十日  
廣島市長 濱 井 信 三  
左記の通り臨時廣島市議會を招集する。

一 招集日時 昭和二十四年七月二十七日午後一時  
一 招集場所 廣島市役所

廣島市告示甲第四十六號

廣島市役所の執務時間、廣島市役所執務時間並に休日規程にかかわらず、昭和二十四年七月二十日から同年十月一日までの間、毎週土曜日を午前八時三十分から、正午十二時までとする。

昭和二十四年七月二十二日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第四十七號

昭和二十四年七月二十三日  
廣島市長 濱 井 信 三  
臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り。

- 一 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正
- 一 昭和二十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正
- 一 收入役代理者を定めることの同意について
- 一 廣島市旅費條例の一部を改正する條例制定について
- 一 廣島市内出張手當支給條例の一部を改正する條例制定について

廣島市超過勤務手當支給條例の一部を改正する條例制定について  
廣島市公安委員會の行方許可等手数料徴收條例制定について  
廣島市立市民病院條例の一部を改正する條例制定について  
廣島市保育所條例の一部を改正する條例制定について  
一 工事請負契約締結の承認について  
一 契約締結同意について

廣島市告示甲第四十八號

昭和二十四年七月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
本市白島北町元工兵隊裏太田川水中にて溺死体を発見したので行旅死亡人として左記の通り取扱つたから心當りの向は社會課迄出頭されたい。

- 一 本籍地及び住所 不詳
- 二 氏名及び職業 不詳
- 三 扶養義務者 不詳
- 四 旅行經歷 不詳
- 五 人相 身長五尺二寸位、顔色普通、髪は少なく二寸位に延び、てひる頬、骨高し
- 六 着衣 白半ズボン、半袖白シャツ、黒毛糸腹巻、黒金紗帶、元海軍々需部スタンプ入禰腕時計九型(皮黒バンド)ライターマツチ
- 七 所持品 昭和二十四年七月二十五日午前十時頃(推定)
- 八 死亡年月日 昭和二十四年七月二十五日午前十一時三十分白島北町元工兵隊裏太田川水中にて水遊びをして居た子供が溺死体を発見白島北町中林敏
- 九 遺言 なし
- 十 取扱ひの顛末 昭和二十四年七月二十五日午前十一時三十分白島北町元工兵隊裏太田川水中にて水遊びをして居た子供が溺死体を発見白島北町中林敏

夫氏に連絡したので同氏は直ちに廣島市東警察署白島派出所に届出をなした。直ちに巡查部長山城治外二名の巡查及び白島中町永山研吉郎醫師が現場に急行死体を引揚檢視した處右記の通り判明したので各方面に連絡を取り身元調査をなしたが不明なので同日行旅死亡人として一應比治山病院に仮埋葬をした

選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第一七號  
廣島市選舉管理委員會を左記に依り開催する。  
昭和二十四年六月二十九日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

一 日 時 昭和二十四年七月一日午後一時  
一 場 所 廣島市役所  
一 議 題 一、補充選舉人名簿修正申立決定について  
一、その他 以上

廣選管告示甲第一八號

七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定賛否投票における本川投票區投票管理代理者の選任を左記の通り変更する。  
昭和二十四年六月三十日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

本川投票區投票管理代理者  
廣島市基町 廣島市書記 小林 整  
右の者を免じ左の者を選任する  
本川投票區投票管理代理者  
廣島市古田町 廣島市選舉管理委員會主事 部 谷 又 藏

廣選管告示第一九號

一條第三項の規定による賛否投票の結果は左記の通りにして廣島平和記念都市建設法は公布さるべきものと選舉會に於て決定した。  
昭和二十四年七月八日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

昭和二十四年六月十七日現在により調製したる本市補充選舉名簿に關する修正申立に對し七月一日なしたる決定に基き地方自治法第二十七條第二項の規定に依り選舉人名簿を修正したり。  
昭和二十四年七月一日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

廣選管告示甲第二〇號

補充選舉人名簿に關する瀬端孝外四百四十六名の修正申立に對し左記の通り決定したり。  
昭和二十四年七月一日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

右修正申立の要旨は本年六月十七日現在調製したる廣島市補充選舉人名簿に登錄申請せるも該名簿に登錄なし而て六月十七日現在本市に居住し且つ七月七日迄に引續き六ヶ月以上本市に居住を有す尙他に何等選舉權に關する缺格事項なしと謂に依り地方自治法第二十七條第二項の規定に依り之を受理し審査するに申立人の申立は正當にして他に選舉資格要件に缺くる所なきを以て申立人瀬端孝外四百四十六名は選舉權を有するものとす  
右の理由に依り決定すること左の如し  
修正申立人は昭和二十四年六月十七日現在により調製したる本市補充選舉人名簿に登錄せらるべきものとす

廣選管告示甲第二一號

七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定賛否投票に於ける投票管理代理者の選任を左記の通り變更する。  
昭和二十四年七月二日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

段原第二投票區投票管理代理者  
廣島市段原山崎町 廣島市主事 宮 本 基  
大河投票區投票管理代理者  
廣島市仁保町 廣島市主事 大 崎 正 幸  
右の者を免じ左の者を選任する。  
段原第二投票區投票管理代理者  
廣島市牛田町 廣島市技師 野 村 秀 夫  
大河投票區投票管理代理者  
廣島市仁保町 廣島市視察 盛 岡 幹 造  
廣島市仁保町 廣島市視察 盛 岡 幹 造

廣選管告示甲第二二號

七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定賛否投票に於ける選舉長選任を左記の通り變更する。  
昭和二十四年七月四日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

段原第二投票區投票管理代理者  
廣島市段原新町 廣島市主事 相 良 心 宗  
右の者を免じ左の者を選任する。  
段原第二投票區投票管理代理者  
廣島市段原日出町 廣島市書記 内 藤 修

廣選管告示甲第二三號

七月七日執行の廣島平和記念都市建設法制定賛否投票に於ける選舉長選任を左記の通り變更する。  
昭和二十四年七月五日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

廣選管告示甲第二四號

昭和二十四年七月七日執行の地方自治法第二百六十

廣選管告示甲第二五號  
廣島市選舉管理委員會を左記に依り開催する。  
昭和二十四年七月二十六日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平 井 憲 太郎

廣選管告示甲第二六號

廣島市農地委員會委員の選舉期日及び選出すべき委員の数は左の通りである。  
昭和二十四年七月二十九日  
廣島市選舉管理委員會

一 日 時 昭和二十四年七月二十八日午前九時  
一 場 所 廣島市役所  
一 議 題 一、廣島市農地委員會の委員選舉投票並びに開票區の設置について  
二、同選舉長及び投票管理代理者の選任について  
三、同投票用紙及び投票用封筒等の様式決定について  
四、その他 以上

廣選管告示甲第二七號

投票總數 七八、九六二票  
賛成投票 七一、八五二票  
反對投票 六、三四〇票  
無効投票 七七〇票  
有効投票總數七八、一九二票にしてこの二分の一の數は三九、〇九六票である。  
質成の投票總數はこの數を超過すること三二、七五六票である。

廣島市報 復活第四十號

選舉期日 昭和二十四年八月十八日
選出すべき委員の數 農地調整法第十五條の二三
項第一號の區分に屬する者 三名
農地調整法第十五條の二三
項第二號の區分に屬する者 三名
農地調整法第十五條の二三
項第三號の區分に屬する者 九名
以上

廣島市選管管理委員會
委員長 平井 井 憲 太郎

廣島市農地委員會委員選舉に於ける投票區域及び
開票區域は農地調整法第十五條の七及び第十五條の八の
規定により次の選舉より別紙の通りこれを設ける。
昭和二十四年七月二十九日

Table with columns for voting areas (投票所) and districts (區). Includes locations like 尾長, 青崎, 仁保, etc.

Table with columns for districts (區) and names of candidates or locations. Includes names like 仁保, 牛田, 舟入, etc.

Table with columns for districts (區) and names of candidates or locations. Includes names like 三川, 研屋, 平田, etc.

已斐己斐小學校 已斐町 福島町 南三篠町

Table with columns for candidates (候補者の氏名) and their respective districts (區).

廣島市農地委員會委員選舉の投票用紙、特別投票
封筒、特別投票者證明書封筒及び投票用封筒の様
式を次の選舉より別紙の通り定めぬ。
昭和二十四年七月二十九日
廣島市選管管理委員會
委員長 平井 井 憲 太郎

投票用紙
注意
候補者の氏名は欄内に一人書くこと
候補者でない者の氏名は書かないこと

Diagram showing the layout of envelopes for special voting (特別投票用封筒) and general voting (投票用紙). Includes labels for '特別投票' and '投票用紙'.

廣島市農地委員會委員選舉に於ける投票區域、開票區域、
同代理者及び選舉長、
同代理者共に欠けたるときその職務を掌掌すべき者
並びに投票管理者を農地調整法第十五條の八並びに
同法施行令第二十八の規定により別紙のやうに選任
する。
昭和二十四年七月二十九日
廣島市選管管理委員會
委員長 平井 井 憲 太郎

Table listing candidates (候補者) and their respective districts (區). Includes names like 尾長, 仁保, 牛田, etc.

Table listing candidates (候補者) and their respective districts (區). Includes names like 尾長, 仁保, 牛田, etc.

廣選管告示甲第三〇號

六月二十日現在に於て調整する廣島市農地委員會委員選舉人名簿を左記により關係者の鑑覽に供す。

昭和三十四年七月二十九日 廣島選舉管理委員會 委員長 平井 憲太郎

一 縦覧期間 八月一日より八月五日 五日間

二 縦覧時間 毎午前八時三十分より午後五時まで

三 縦覧場所 廣島市役所

廣選管告示甲第三二號

昭和三十四年八月十八日執行の廣島農地委員會委員選舉に於ける開票事務は農地調整法第十五條の八の規定により選會の事務に合せてこれを行ふ。

昭和三十四年七月二十九日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第三三號

昭和三十四年八月十八日執行される廣島市農地委員會委員の選舉において農地調整法施行令第二十八條の規定により使用する地方自治法施行令第三十六條並びに第四十條の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求及び投票は七月二十九日より毎日午前九時より午後五時まで廣島市選舉管理委員會に於てこれを取扱ふ。

昭和三十四年七月二十九日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井 憲太郎

廣選管告示甲第三三號

昭和三十四年八月十八日執行される廣島市農地委員會委員の選舉において農地調整法施行令第二十八條の規定により使用する地方自治法施行令第三十七條の規定による場合の證明書の交付は七月二十九日より毎日午前九時より午後五時までこれを取扱ふ。

昭和三十四年七月二十九日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井 憲太郎

監 査 公 表

委員長 平井 憲太郎

監査報告第一〇號

地方自治法第九十九條による監査の結果報告書地方自治法第九十九條四項の規定による消防署監査の結果を別紙の通り報告する。

昭和三十四年七月五日 廣島市監査委員 鈴木 元 貢

一 監査の種類 臨時監査

二 監査の時期 自昭和三十四年六月二十七日

三 監査の動機 臨時監査の必要を認め事務處理状況を調査し

四 監査の結果を左に列記する

一、職員及び定員並びに配置の結果

本市消防吏員の定員は、二百四十名であつて現在

員二百二十三名で十七名が缺員となつてゐる。その配置状況は左表の通りである。常備消防力の基準は國家消防廳より明示せられてゐるが、本市の如き防火設備の不充分に於ては、消防力の充實は極めて緊要であるから財政と睨み合せ特別の努力を拂わなければならぬものと認める。

消防吏員定員及び配置状況

Table with columns: 職名, 定員, 實員, 局, 仁納, 波, 津, 生, 出, 張, 所, 消防

消防隊の性能現況は左表の通りである。

Table with columns: 車種, 番號, 車名, 年式馬力, 規格, 現況

三 消火栓の現況は左表の通りである

Table with columns: 管區別, 消水栓貯水槽, 河川, 井戸, プール, 海水, 計, 摘要

市内各地域の水圧状況を視るに上水道の水圧低下し、且つ各河川の干潮時における防火用水缺乏の實状であるから、速かにこれが施設に萬全を期する必要がある。四 條例に基く危険物對象及び建築同意状況は左の通りである。

一 金十萬圓 三、四月分のガソリンその他油類代金として高田郡吉田町宮吉宛一に前金として支拂(三月二十七日支拂)



二、金、五、五、十、圓、四月十八日防火訓練中紙...

七、乘用車購入及び油脂類の出納状況...

尚該自動車購入の直後三月十九日波田幸次郎より...

つて居りガソリンの如きは割當数より百八十五...

Table with columns: 品名, 数量, 金額, 氏名. Includes items like 古鉄板, 古ホース, 古ガソリンポンプ, etc.

九、昭和三十二年五月より同年九月に至る間に...

収入の部金拾八萬七千四百三拾一円六拾錢

Table with columns: 年月日, 金額, 別, 摘要. Lists various income items like 支拂金額, 支拂先, etc.

支出の部金拾八萬一千九拾五圓四拾八錢

支拂金額 支拂先 摘要... 支拂金額 支拂先 摘要...

Table with columns: 年度別一區, 分, 坪數, 建設費, 市補助, 竣工期日, 備考. Lists construction projects and their details.

7. 消防団員の被服貸與についてその出納が明確でない。貸與簿を整備すべきである。...



Table showing financial data: 支出合計 (4,515,316), 収入合計 (4,100,000), 差額 (415,316).

昭和二十三年年度豫備費補充額調
豫備費は天災地變等の不時の緊急支出又は物價騰貴等避くべからざるに充當すべきものであり、その流用は本来厳格、慎重になされなければならない。

渉外課

1. 事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好であるが、所管簿書の編纂整理等については更に一段の工夫をなし改善せられたい。

年日品名数量

Table with 4 columns: 年日品名, 数量, 単位, 場所. Lists items like 三セキ, ホッチキス, etc.

調査

市長室監査の結果
本年二月機構改革として設置せられ職員十名で専ら廣島平和記念都市建設法に關する事務に没頭して未だ一般的事務を處理して居らず必要簿書等も一切整備されてない。

事務

1. 事務の処理状況
事務の処理状況は概ね良好である。
2. 會計經理は適正に處理されている。
3. 物品の出納は適正に處理され保管物品の整理は良好である。

六 一般會計豫算における豫備費の經理支出状況は左表の通りである

Table showing budget details: 現計豫算額, 補充金額, 現計豫算に對する割合.

調査

1. 事務の處理狀況
書類の整理は頗る良好であるが、左記事項は注意又は改善を要するものである。

1. 臨時事務員の出勤簿に母印を押捺し或は出の字の記入に止めているものがある。臨時事務員の出勤簿は給料支拂の基準となるものであるから、必らず本人の印鑑を押捺せしむべきである。

調査

1. 市外出張命令簿、時間外勤務命令簿、夜勤廢休命令簿に勤務時間の記入洩れ及び受命者の捺印洩れ等が多数ある。又市内出張命令簿の行先欄區別には條例別表中の該當金額を記入すべきであるが、これが全く記入されていない。

調査

1. 市外出張命令簿、時間外勤務命令簿、夜勤廢休命令簿に勤務時間の記入洩れ及び受命者の捺印洩れ等が多数ある。又市内出張命令簿の行先欄區別には條例別表中の該當金額を記入すべきであるが、これが全く記入されていない。

調査

1. 市外出張命令簿、時間外勤務命令簿、夜勤廢休命令簿に勤務時間の記入洩れ及び受命者の捺印洩れ等が多数ある。又市内出張命令簿の行先欄區別には條例別表中の該當金額を記入すべきであるが、これが全く記入されていない。

Table showing financial data: 支出合計 (4,515,316), 収入合計 (4,100,000), 差額 (415,316).

昭和二十三年年度各種統計調査事務調
區分調査件名: 區分一調査件名, 區分二調査件名, 區分三調査件名, etc.

調査

1. 事務の處理狀況
書類の整理は頗る良好であるが、左記事項は注意又は改善を要するものである。
2. 臨時事務員の出勤簿に母印を押捺し或は出の字の記入に止めているものがある。

調査

1. 市外出張命令簿、時間外勤務命令簿、夜勤廢休命令簿に勤務時間の記入洩れ及び受命者の捺印洩れ等が多数ある。又市内出張命令簿の行先欄區別には條例別表中の該當金額を記入すべきであるが、これが全く記入されていない。

調査

1. 市外出張命令簿、時間外勤務命令簿、夜勤廢休命令簿に勤務時間の記入洩れ及び受命者の捺印洩れ等が多数ある。又市内出張命令簿の行先欄區別には條例別表中の該當金額を記入すべきであるが、これが全く記入されていない。

調査

1. 市外出張命令簿、時間外勤務命令簿、夜勤廢休命令簿に勤務時間の記入洩れ及び受命者の捺印洩れ等が多数ある。又市内出張命令簿の行先欄區別には條例別表中の該當金額を記入すべきであるが、これが全く記入されていない。

Table of municipal tax revenue status for Hiroshima City, 23rd year. Columns include tax type (e.g., land tax, license tax), budgeted amount, actual revenue, and percentage of budget achieved. Includes a summary table at the bottom right.

昭和二十三年度市税納入状況調

昭和二十四年五月底現在

Table of municipal tax revenue status for Hiroshima City, 24th year (as of May 31). Columns include tax type, personnel, and revenue. Includes a detailed text explanation of the revenue situation and a '辞令' (order) section at the bottom.

市税の調定は各係が所管税目について執行して... 昭和三十二年五月底現在

昭和三十二年五月底現在... 昭和三十四年五月底現在

市税納入については、市税完納運動の一環として課員全員が... 昭和三十四年五月底現在

租税滞納は年々累加して目下四千二百五十余萬圓で都市計画的な... 辞令

種別	件数	最上	最下	小	平均	前年同期	差	引	摘要
種別	件数	最上	最下	小	平均	前年同期	差	引	摘要
種別	件数	最上	最下	小	平均	前年同期	差	引	摘要

七月九日開會した臨時廣島市議會の議決事件は左の通りである。

一、第八十二號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加原案可決

一、廣島平和記念都市建設法に對する住民投票終了にあたり關係方面に對する感謝決議の件

一、請願(廣島市中廣町及び上天満町地區々調整施行延期並びに天満川及び福島川堤防築造強化の件) 委員會付託

一、請願(不動院金堂修理の件)

復興局東部復興事務所庶務課長を命ずる

技術吏員 與井忠太郎

復興局住宅課長を命ずる

住 吉 勇 三

中央卸賣市場管理課長を命ずる

事務吏員 田村定雄

中央卸賣市場業務課長を命ずる

事務吏員 宮下武夫

中央卸賣市場管理課庶務係長を命ずる

事務吏員 宮下武夫

中央卸賣市場管理課經理係長を命ずる

淺川 稔

民生局商工課課長を命ずる

事務吏員 內田達雄

保健所總務課課長を命ずる

井本重典

民生局學務課庶務係長を命ずる

吉田達雄

民生局庶務課庶務係長を命ずる

築部健三

復興局庶務課課長を命ずる

南部行雄

民生局商工課課長を命ずる

池上幸彦

秘書課課長を命ずる

池田幸將

昭和二十四年七月二日(各道)

事務吏員 菅尾直登

復興局庶務課長を命ずる

豐岡勳三

會計課課長を命ずる

小林 肇

總務局財務課課長を命ずる

昭和二十四年七月十一日(各道)

事務吏員 安本正雄

舟入出張所事務主任を命ずる

事務吏員 加島忠雄

觀音出張所事務主任を命ずる

事務吏員 吉益 周

草津出張所事務主任を命ずる

昭和二十四年七月十九日(各道)

事務吏員 岡田 繁

復興局住宅課課長を命ずる

川村正男

民生局戶籍課課長を命ずる

事務吏員 吉村重治

昭和二十四年七月二十日(各道)

戸籍上の市勢について(昭和二十四年六月分)

種別	件数	出生		死亡		婚姻		離婚		前年同期	差	引	摘要
		男	女	男	女	男	女	男	女				
種別	件数	男	女	男	女	男	女	男	女	前年同期	差	引	摘要

出張所所管區域別人口及び世帯状況表(昭和二十四年七月一日現在)

出張所名	人口	前月分と比	世帯数	前月分と比
長崎	二九、九三六	△	一、三三三	△
神崎	一八、九三七	△	一、三三三	△
山崎	一六、八三七	△	一、三三三	△
保山	一五、八三七	△	一、三三三	△
河原	一四、八三七	△	一、三三三	△
品川	一三、八三七	△	一、三三三	△
高島	一二、八三七	△	一、三三三	△
阿賀	一一、八三七	△	一、三三三	△
小磯	一〇、八三七	△	一、三三三	△
似島	九、八三七	△	一、三三三	△
基川	八、八三七	△	一、三三三	△
小磯	七、八三七	△	一、三三三	△
網走	六、八三七	△	一、三三三	△
三浦	五、八三七	△	一、三三三	△
中央	四、八三七	△	一、三三三	△
計	一、〇〇〇、〇〇〇	△	一、〇〇〇、〇〇〇	△

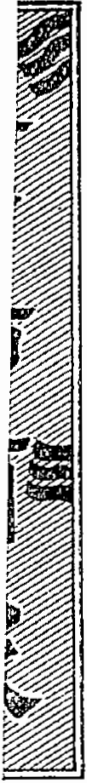
注 左側数字は本市以外の地域で發生した事項を本籍地の本市へ届出たもの。

婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分を其他は二十六日分の計算である。

廣島市在籍者年令別集計表

(昭和24年6月30日現在)

年令別	廣島市在籍者年令別集計表		計	年令別	昭和二十四年		計	年令別	昭和二十四年		計
	男	女			男	女			男	女	
1	2,159	2,053	4,212	38	2,012	1,885	3,897	75	180	834	514
2	4,042	3,858	7,900	39	1,903	1,843	3,746	76	155	247	402
3	4,342	3,986	8,328	40	1,788	1,728	3,496	77	150	233	383
4	2,750	2,617	5,367	41	1,694	1,666	3,360	78	101	223	324
5	2,655	2,530	5,185	42	1,759	1,618	3,377	79	93	193	286
6	2,892	2,834	5,726	43	1,638	1,551	3,189	80	68	140	208
7	3,034	3,041	6,105	44	1,631	1,309	2,940	81	59	156	215
8	2,977	2,953	5,930	45	1,392	1,351	2,743	82	57	146	203
9	2,923	2,841	5,764	46	1,393	1,284	2,677	83	47	81	128
10	2,547	2,492	5,039	47	1,488	1,299	2,787	84	25	15	97
11	2,024	2,092	4,116	48	1,434	1,372	2,806	85	36	8	128
12	1,956	1,957	3,913	49	1,290	1,210	2,500	86	36	3	64
13	2,813	2,260	4,673	50	1,212	1,060	2,320	87	17	3	50
14	2,316	2,329	4,645	51	1,184	1,025	2,237	88	16	4	27
15	2,525	2,450	4,975	52	1,102	1,111	2,295	89	7	2	22
16	2,473	2,928	4,701	53	1,003	1,058	2,160	90	7	2	18
17	2,783	2,351	5,134	54	890	932	1,935	91	3	2	17
18	2,672	2,220	4,892	55	817	838	1,728	92	2	2	17
19	2,943	2,273	5,216	56	776	797	1,644	93	2	2	17
20	3,033	2,640	5,673	57	852	756	1,608	94	2	2	17
21	3,152	2,760	5,912	58	776	827	1,603	95	1	2	17
22	3,023	2,794	5,817	59	662	636	1,298	96	1	2	17
23	2,838	2,755	5,593	60	677	734	1,411	97	1	2	17
24	2,930	2,871	5,801	61	702	717	1,419	98	1	2	17
25	2,894	2,793	5,617	62	654	668	1,322	99	1	2	17
26	2,537	2,701	5,238	63	482	548	1,030	100	1	2	17
27	2,358	2,746	5,104	64	483	591	1,074	101	1	2	17
28	2,278	2,649	4,927	65	471	532	1,003	102	1	2	17
29	2,220	2,538	4,758	66	446	566	1,012	103	1	2	17
30	2,212	2,570	4,782	67	407	519	926				
31	2,024	2,200	4,224	68	416	510	926				
32	1,953	2,089	4,042	69	379	492	871				
33	1,957	2,016	3,973	70	325	492	817				
34	1,990	1,971	3,961	71	280	431	711				
35	1,931	1,853	3,784	72	279	476	755				
36	2,142	2,076	4,218	73	226	360	586				
37	1,974	1,878	3,852	74	217	365	582				
合計											
合計											



# 廣 島 市 報

No. 41

昭和二十四年  
八月二十二日 發行  
(月曜日)

發行人 廣島市役所

電話  
中中中  
一三三二  
六六六〇  
五五五九  
八七七六  
番番番番  
廣島市國泰寺町三九  
一三三二  
一三三二  
一三三二  
番番番番  
(市會事務局)  
(社務課)

87 1.974 1.878 3.852 74 217 365 582 130.917 202.832

### 【目次】

廣島市公安委員會の行方許可等手数料徴收條例	一頁
廣島市旅費條例一部改正	二頁
廣島市市内出張手当支給條例一部改正	三頁
廣島市超過勤務手当支給條例一部改正	四頁
廣島市立市民病院條例一部改正	五頁
廣島市保育所條例一部改正	六頁
廣島市更員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例施行細則制定	七頁
廣島市警察設置條例第十一條による派出所駐在所の位置名稱及び管轄區域を改正する規則	八頁
廣島市警察費請求書審査委員會規程制定	九頁
廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則制定	一〇頁
廣島市保育所業務條例施行細則制定	一一頁
廣島市市営住宅入居者審査會議規則制定	一二頁
昭和三十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正	一三頁
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	二九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	三九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	四九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	五九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	六九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	七九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	八九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九〇頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九一頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九二頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九三頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九四頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九五頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九六頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九七頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九八頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	九九頁
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正	一〇〇頁

### 廣島市選舉管理委員會告示

出張所管轄地域人口及び世帯状況表  
戸籍上の市勢について

### 廣島市選舉管理委員會告示

廣島市議會の議決を経て、廣島市公安委員會の行方許可等手数料徴收條例を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第三十五號  
廣島市公安委員會の行方許可等手数料徴收條例

第一條 廣島市公安委員會の行方許可、認可、免許等(許可という)に關する手数料の徴收については、この條例の定めるところによる。

第二條 この條例によつて手数料を徴收する許可の種類及び徴收額は左の通りとする。

一、鉄砲等所持禁止令第一條の鉄砲等の所持許可手数料  
五〇〇圓

二、質屋取締法第一條の營業免許手数料  
一、〇〇〇圓

三、風俗營業取締法第一條第一號の營業免許手数料  
一、〇〇〇圓

廣島市條例第三十六號  
廣島市旅費條例の一部を改正する條例

廣島市議會の議決を経て、廣島市旅費條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

この條例は、公布の日からこれを施行する。

四、風俗營業取締法第一條第二號の營業免許手数料	一、〇〇〇圓
五、風俗營業取締法第一條第三號の營業免許手数料	五〇〇圓
六、古物營業法第二條の古物商許可手数料	一、〇〇〇圓
七、古物營業法第三條市場主許可手数料	一、〇〇〇圓
八、古物營業法第八條の行商及び露店許可手数料	一、〇〇〇圓
九、古物營業法第九條のせり賣許可手数料	一、〇〇〇圓
十、古物營業法第十條の更新許可手数料	一、〇〇〇圓
1、古物商	五〇〇圓
2、市場主	五〇〇圓
3、行商	一五〇圓
4、露店	一五〇圓
十一、前各號の許可證再交付手数料	一五〇圓
第三條 手数料は、許可證の交付、更新又は再交付を受けるときに徴收する。	
第四條 既に納めた手数料は、いかなる理由があつてもこれを還付しない。	
第五條 この條例施行に關し必要な事項は規則でこれを定める。	
附則	
この條例は、公布の日からこれを施行する。	
廣島市議會の議決を経て、廣島市旅費條例の一部を改正する條例を次のように制定する。	
昭和二十四年八月一日	
廣島市長 濱井信三	

第三十八號)の一部を次のように改める。  
別表を左の通り改める。

区分	賃道船賃	車馬賃	宿泊料	一日に
市長、助役、二等	八〇〇	八〇〇	三〇〇	三〇〇
収入役、委員	六〇〇	七〇〇	二〇〇	二〇〇
一般吏員	六〇〇	六〇〇	二〇〇	二〇〇
雇員	六〇〇	六〇〇	二〇〇	二〇〇

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

廣島市議会の議決を経て、廣島市市内出張手当支給條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市市内出張手当支給條例の一部を改正する條例

廣島市市内出張手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十五號)の一部を次のように改める。  
第四條中「四百圓」を「五百圓」に改める。  
別表を左の通り改める。

出張地	金額
仁保町の内、金輪島、カクマ島、姥島	五十圓
似島町	五十圓
牛田町並びに仁保町の内向洋、船越	五十圓
草津町	三十圓
その他	三十圓

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

四年七月一日から適用する。

廣島市議会の議決を経て、廣島市超過勤務手当支給條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市超過勤務手当支給條例の一部を改正する條例

廣島市超過勤務手当支給條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十四號)の一部を次のように改める。  
別表を左の通り改める。

区分	単價	支給額
時間外勤務手当	一時間	百分の百二十五
休日勤務手当	一時間	百分の百二十五
夜勤手当	一時間	百分の百二十五
宿直手当	一夜	二百圓
日直手当	一日	二百五十圓

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

廣島市議会の議決を経て、廣島市立市民病院條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市立市民病院條例の一部を改正する條例

廣島市立市民病院條例(昭和二十三年十一月二十六日廣島市條例第五十五號)の一部を次のように改める。  
題名を「廣島市立中央診療所條例」に改める。

條目中「病院」を「診療所」に、「本院」を「本院診療所」に、「院長」を「所長」に、「部長」を「院長」に改める。

第四條中「部長若干人」を「院長」に改める。  
第五條中「院務」を「所務」に改める。  
第九條中「入院」を「入所」に改める。

この條例は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年四月二十六日から適用する。  
廣島市立市民病院使用料及び手数料條例(昭和二十二年四月三十日廣島市條例第四號)中題名を「廣島市立中央診療所使用料及び手数料條例」に改め、第一條中「本院」を「本院診療所」に改める。

廣島市議会の議決を経て、廣島市保育所條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市保育所條例の一部を改正する條例

廣島市保育所條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第四十四號)の一部を次のように改める。  
題名「廣島市保育所條例」を「廣島市保育園條例」に改め、各條中「保育所」を「保育園」に改める。  
別表中「海上」を「元宇品」に、「白島」を「基町」に、「廣島市白島町白島小學校内」を「廣島市基町」に改め、末尾に左の通り加える。  
廣島市神崎保育園 廣島市舟入木町

この條例は、公布の日からこれを施行する。  
廣島市保育料徴收條例(昭和二十三年八月一日廣島市條例第十六號)第一條中「保育所」を「保育園」に改める。

廣島市隣保館條例(昭和二十三年十一月二十六日廣島市條例第五十四號)中「保育所」を「保育園」に改める。

規則

廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例施行細則を次のように制定する。  
昭和二十四年八月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十四號

廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例施行細則

第一條 廣島市吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例(以下條例という)の規定により支給する退職料、退職給與金、遺族扶助料又は死亡給與金の給與については市長がこれを裁定する。

第二條 公務に起因する傷病及び不具廢疾の程度並びにこれに對する退職料年額の加算率を次の通り定める。  
特別項症 十分の七  
一、常に就床を要し且つ複雑な介護を要するもの  
二、重大な精神障害のため常に監視又は複雑な介護を要するもの  
三、兩眼の視力が明暗を辨別し得ないもの  
四、身體諸部の障害を綜合してその程度第一項症に第二項症乃至第六項症を加えたもの

第一項症 十分の六  
一、複雑な介護を要しないが常に就床を要するもの  
二、精神的又は身體的作業能力を失ひ僅に自用を辨じ得るに過ぎないもの  
三、そしやく及び言語の機能を併せ衰したるもの  
四、兩眼の視力が視標〇・一を〇・五メートル以上では辨別し得ないもの  
五、肘關節以上で兩上肢を失つたもの  
六、膝關節以上で兩下肢を失つたもの

第二項症 十分の五・五  
一、精神的又は身體的作業能力の大部を失つたもの  
二、そしやく又は言語の機能を失つたもの  
三、兩眼の視力が視標〇・一を二メートル以上では辨別し得ないもの

第三項症 十分の五  
一、肘關節以上で一上肢を失つたもの  
二、膝關節以上で一下肢を失つたもの  
三、一側總指を全く失つたもの  
四、兩耳の聴力が〇・〇五メートル以上では大聲を解し得ないもの  
五、泌尿器の機能を著しく妨げるもの  
六、兩こう丸を全く失つたもので脱落状態が著しくないもの  
七、腕關節以上で一上肢を失つたもの  
八、足關節以上で一下肢を失つたもの

第四項症 十分の四・五  
一、精神的又は身體的作業能力を著しく妨げるもの  
二、そしやく又は言語の機能を著しく妨げるもの  
三、兩眼の視力が視標〇・一を二メートル以上では辨別し得ないもの  
四、兩耳の聴力が〇・〇五メートル以上では大聲を解し得ないもの  
五、泌尿器の機能を著しく妨げるもの  
六、兩こう丸を全く失つたもので脱落状態が著しくないもの  
七、腕關節以上で一上肢を失つたもの  
八、足關節以上で一下肢を失つたもの

第五項症 十分の四  
一、頭部顔面等に大きな畸形を残したるもの  
二、一服の視力が視標〇・一を〇・五メートル以上では辨別し得ないもの  
三、一側總指を全く失つたもの

第六項症 十分の三・五  
一、精神的又は身體的作業能力を高度に妨げるもの  
二、頭部又は頸部の運動に著しく妨げられるもの  
三、一服の視力が視標〇・一を二メートル以上では辨別し得ないもの  
四、脾臓を失つたもの  
五、一側中指及び小指を全く失つたもの  
六、一側總指の機能を失つたもの

第七項症 十分の三  
一、一服の視力が視標〇・一を二メートル以上では辨別し得ないもの  
二、一耳を失つたもの  
三、一側中指及び小指を全く失つたもの  
四、一側總指の機能を失つたもの  
五、泌尿器の機能を著しく妨げるもの  
六、兩こう丸を全く失つたもので脱落状態が著しくないもの  
七、腕關節以上で一上肢を失つたもの  
八、足關節以上で一下肢を失つたもの

第八項症 十分の二・五  
一、一服の視力が視標〇・一を二・五メートル以上では辨別し得ないもの  
二、一耳の聴力が〇・〇五メートル以上では大聲を解し得ないもの  
三、泌尿器の機能を著しく妨げるもの  
四、一側こう丸を全く失つたもの  
五、一側示指を全く失つたもの  
六、一側足關節が直角位で強剛したもの  
七、一側總指を全く失つたもの

第九項症 十分の一・五  
一、一服の視力が〇・〇五メートル以上では大聲を解し得ないもの  
二、一耳の聴力が〇・〇五メートル以上では大聲を解し得ないもの  
三、泌尿器の機能を著しく妨げるもの  
四、一側こう丸を全く失つたもの  
五、一側示指を全く失つたもの  
六、一側第一足指を全く失つたもの  
七、一側第二足指を全く失つたもの  
八、一側第三足指乃至第五足指の中二足指を全く失つたもの

第十項症 十分の一  
一、一側示指の機能を失つたもの  
二、一側中指を全く失つたもの  
三、一側第一足指の機能を失つたもの  
四、一側第二足指を全く失つたもの  
五、一側第三足指乃至第五足指の中二足指を全く失つたもの

前項の各症に該當しない傷疾疾病の症項は、前項の規定に準じてこれを査定する。  
視力を測定する場合において、屈折異常のものについては矯正視力により、視標については萬國共



通視力標による。

第三條 條例第十三條の規定により條例に定める給與を受ける者は、自己の名を以て死亡者の受ける給與を請求することができる。

第四條 條例第十九條又は第二十六條の規定により退隠料又は遺族扶助料を受けることができなくなつた場合には、本人、遺族又は縁故者より速にその旨を市長に届出なければならぬ。

第五條 條例第十九條の給料月額とは、その月に受ける給料賃収額をいう。但し、休職等により給料を減額された場合においてはその支給額による。

第六條 條例第十九條の納付額に四十九歳以下の端数を生じたときは、これを切捨て、五十歳以上一圓未満の端数を生じたときは、これを一圓に切上げらる。

第七條 條例に掲げる退職當時の給料年額とは、退職の際受ける月額の十二倍に相當する額とする。

第八條 廣島市吏員給料條例第七條及び第九條により給料の減額支給を受ける者の給料年額は、その減額せられない給料額を基準としてこれを計算する。

第九條 退隠料請求書又は遺族扶助料請求書を亡失し又は毀損したときは、その事由を具し證據書類を添えて市長にその再交付を申請することができる。

第十條 退隠料請求書又は遺族扶助料請求書の再交付があつたときは、従前の退隠料請求書又は遺族扶助料請求書はその効力を失う。

第十一條 亡失した退隠料請求書又は遺族扶助料請求書を發見したときは、直ちに市長にこれを返還しなければならぬ。

第十二條 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有するものがその氏名を變更したときは、退隠料請求書又は遺族扶助料及び戸籍謄本を添えてその旨を市長に届出なければならぬ。

第十三條 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を有する者がその現住所を變更したときは、直ちにその旨を市長に届出なければならぬ。

第十一條 この細則の定める所により提出する戸籍謄本又は戸籍抄本若しくは證明書は、これを提出する月又はその前月において権利者の身分關係を明瞭にするものでなければならぬ。

第十二條 退隠料又は遺族扶助料を受ける権利を失つたときは、その證明書を有する者は直ちに市長にこれを返還しなければならぬ。

第十三條 前項の場合において亡失その他の事由により退隠料請求書又は遺族扶助料を返還できないときは、直ちにその旨を市長に届出なければならぬ。

第十四條 條例第十四條の規定により退隠料を受けようとする者は左の書類を添付して別紙様式(第一號)に準じて退隠料請求書を作成して提出しなければならぬ。

一、在職中の履歴書

二、戸籍謄本(退職後請求迄の間において作成せられたもの)

三、印章届書

第十五條 條例第十五條の規定により増加退隠料を受けようとする場合においては、前條に掲げる書類の外左の書類を添付しなければならぬ。

一、傷疾疾病が公務に起因したことを認めるに足る書類(例えば現職者の現職證明書その他)

二、症状の經過を記載した書類

三、請求當時における診断書

第十六條 條例第十七條第一項第六號に掲げる障害補償又はこれに相當する給付を受けた者は、前條に掲げる書類の外その金額及びこれを受ける事由の生じた年月日を記載した明細書(別紙様式第一號の二)を添付して提出しなければならぬ。

第十七條 條例第十六條の規定により退隠料を受けようとする者は前二條に掲げる書類の外左の書類を添付しなければならぬ。

一、加給の原因となる者の戸籍謄本(吏員退職の時以後の加給の原因となる者の身分關係を明瞭にし得るもの)

二、加給の理由となる者の身分關係を明瞭にし得るもの

第十八條 條例第十八條の規定により退隠料を受けようとする者は、前項各號に掲げる書類の外退隠料請求書を添付しなければならぬ。

第十九條 條例第二十三條第二號の規定により遺族扶助料を受ける者が條例第二十四條に規定する加給を受けようとする者は、前條に掲げる書類の外左の書類を添付しなければならぬ。

一、加給の原因となる遺族の戸籍謄本(前條の戸籍謄本と重複する場合を除く)

二、遺族扶助料を受けようとする者により生計を維持し又はこれと生計を共にすることを明瞭にし得る申立書(別紙様式第三號の二)

第二十條 前項において條例第二十五條第二號に掲げる遺族扶助料を受ける者が條例第二十四條に規定する加給を受けようとする者は、前條に掲げる書類の外左の書類を添付しなければならぬ。

一、加給の原因となる遺族の戸籍謄本(前條の戸籍謄本と重複する場合を除く)

二、遺族扶助料を受けようとする者により生計を維持し又はこれと生計を共にすることを明瞭にし得る申立書(別紙様式第三號の二)

第二十一條 遺族扶助料を受ける権利を有する者が條例第二十六條の規定によりその権利を喪失した場合においては、次順位者が遺族扶助料を受けようとするときは、左の書類を添付して別紙様式(第四號)に準じて遺族扶助料請求書を作成して市長に提出しなければならぬ。

一、請求者の戸籍謄本(前遺族扶助料権利者欠債當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

二、前遺族扶助料権利者の遺族扶助料請求書

三、前遺族扶助料権利者が遺族扶助料を受ける権利を失つたことを證する書類

第二十二條 前項において條例第二十四條に規定する加給を受けようとする者は、前條に準じて書類を添付しなければならぬ。

第二十三條 條例第二十七條の規定により死亡給與金を受ける権利を有する者が死亡給與金を受けようとする場合においては、左の書類を添付して別紙様式(第五號)に準じて死亡給與金請求書を作成して市長に提出しなければならぬ。

一、吏員在職中の履歴書

二、請求者の戸籍謄本(吏員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

第二十四條 條例第十三條の規定により遺族が條例に定める給與を受けようとする場合においては、その事由を記載した請求書に請求者の戸籍謄本(吏員死亡以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

した明細書(別紙様式第一號の二)を添付しなければならぬ。

第二十一條 遺族扶助料を受ける権利を有する者が條例第二十六條の規定によりその権利を喪失した場合においては、次順位者が遺族扶助料を受けようとするときは、左の書類を添付して別紙様式(第四號)に準じて遺族扶助料請求書を作成して市長に提出しなければならぬ。

一、請求者の戸籍謄本(前遺族扶助料権利者欠債當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

二、前遺族扶助料権利者の遺族扶助料請求書

三、前遺族扶助料権利者が遺族扶助料を受ける権利を失つたことを證する書類

第二十二條 前項において條例第二十四條に規定する加給を受けようとする者は、前條に準じて書類を添付しなければならぬ。

第二十三條 條例第二十七條の規定により死亡給與金を受ける権利を有する者が死亡給與金を受けようとする場合においては、左の書類を添付して別紙様式(第五號)に準じて死亡給與金請求書を作成して市長に提出しなければならぬ。

一、吏員在職中の履歴書

二、請求者の戸籍謄本(吏員死亡當時の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

第二十四條 條例第十三條の規定により遺族が條例に定める給與を受けようとする場合においては、その事由を記載した請求書に請求者の戸籍謄本(吏員死亡以後の請求者の身分關係を明瞭にし得るもの)

附 則

第二十五條 この細則は、條例施行の日からこれを適用する。但し、第五條第二項については昭和二十四年八月一日からこれを適用する。

第二十六條 昭和十六年六月一日達甲第十一號廣島市有給吏員退職料、退職給與金遺族扶助料及び死亡給與金條例施行細則はこれを廢止する。

別記(様式第一號)

退隠料請求書

年月日(職名)を退職致しましたから退隠料を給與されますよう證據書類を添えて請求します

退隠料請求者 氏名 年 月 日 氏名

現住所 年 月 日 氏名

廣島市長 殿 氏名

業務災害補償に関する明細書

補償を受ける者氏名

一、補償の種類

二、障害補償の障害の程度

三、補償の金額

一、補償を受ける事由發生年月日

右相違ありません

年 月 日 氏名

廣島市長 殿 氏名

様式第一號の二

遺族扶助料請求書

遺族扶助料を受ける者の生計關係申立書

加給の原因となる遺族の戸籍謄本

加給の原因と遺族の氏名

請求者の氏名

年 月 日 氏名

遺族扶助料請求者 氏名

右相違ないことを申し立てます

別記(様式第一號の四)

遺族扶助料請求書

遺族扶助料を受ける者の生計關係申立書

加給の原因となる遺族の戸籍謄本

加給の原因と遺族の氏名

請求者の氏名

年 月 日 氏名

遺族扶助料請求者 氏名

右相違ないことを申し立てます

別記(様式第二號)

遺族扶助料請求書

遺族扶助料を受ける者の生計關係申立書

加給の原因となる遺族の戸籍謄本

加給の原因と遺族の氏名

請求者の氏名

年 月 日 氏名

遺族扶助料請求者 氏名

右相違ないことを申し立てます

別記(様式第三號)

遺族扶助料請求書

遺族扶助料を受ける者の生計關係申立書

加給の原因となる遺族の戸籍謄本

加給の原因と遺族の氏名

請求者の氏名

年 月 日 氏名

遺族扶助料請求者 氏名

右相違ないことを申し立てます

(様式第三號之三)

遺族扶助料の加給の原因となる遺族の員数減少申立書
遺族扶助料の加給の原因となる遺族の員数減少申立書
氏名
右の者 年月 日死亡(若しくは成年到達又は遺族扶助料を受ける者との生計を異にしたこと)により加給の原因となる遺族の減少したことを申立致します
遺族扶助料受給者 氏名

(様式第四號)

遺族扶助料請求書
遺族扶助料請求書
氏名
前遺族扶助料権利者 氏名
右の者 年月 日失権(死亡)しましたから遺族扶助料を給與されまますよう證據書類を添えて請求致します
年 月 日
氏名

(様式第五號)

死亡給與金請求書
死亡給與金請求書
氏名
吏員死亡當時の職名 氏名
右の者 年月 日死亡致しましたから死亡給與金を給與されまますよう證據書類を添えて請求致します
年 月 日
氏名

廣島市長

廣島市長 濱井信三

廣島市警察設置條例第十一條による派出所、駐在所の位置、名稱及び管轄區域を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十四年八月八日
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第二十五號
廣島市警察設置條例第十一條による派出所、駐在所の位置、名稱及び管轄區域を改正する規則
廣島市警察設置條例第十一條による派出所、駐在所の位置、名稱及び管轄區域(昭和二十三年三月五日廣島市規則第三十七號)を次のように改める。

Table with columns for派出所/駐在所名, 位置, 管轄區域. Lists various police stations and their jurisdictions across different districts.

Table with columns for 署, 支署, 支署長, 支署長補佐, 支署長補佐補. Lists various police divisions and their leaders.

廣島市規則第二十六號
廣島市警察設置條例第十一條による派出所、駐在所の位置、名稱及び管轄區域を改正する規則
廣島市警察設置條例第十一條による派出所、駐在所の位置、名稱及び管轄區域(昭和二十三年三月五日廣島市規則第三十七號)を次のように改める。

第七條 委員の任期は二年とする。
委員に缺員を生じた場合における補缺委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
委員は再任することができる。
第八條 委員に委員の五選による委員長、副委員長、委員各一名及び常任委員若干人を置く。
第九條 委員長は、會務を總理し、委員會を代表する。
副委員長は、委員長を輔佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。
第十條 委員は、委員會より委託された職務を行う。
第十一條 委員會は、毎月一回を委員長がこれを召集する。

第四條中「第一號様式」及び「第二號様式」を別表の通り改める。  
附則  
この細則は、公布の日からこれを施行する。  
別表 第一號様式

野積場使用申請書

貨物の種類、数量	仕向地
使用区域	第 號地
使用期間	搬入決定 昭和 年 月 日 搬出決定 昭和 年 月 日
申込者名 住所氏名	荷主、荷扱者の別
申込日 昭和 年 月 日	
備考 (1)本欄には申込者欄が荷扱者の場合を荷扱者を は荷主を、荷主の場合を荷扱者を 記載し該當字句を○で囲むこと	
荷主又は 荷扱者の住所氏名	

野積場使用許可證

許可年月日	昭和 年 月 日	番 號	第 號
使用区域	第 號地	等級坪數	甲地 坪 乙地 坪
使用期間	自昭和 年 月 日 至昭和 年 月 日	使用料金	四
住所氏名	上記の使用を許可する 廣島市港灣事務所		
備考 (1)本欄には使用者が荷扱者の場合は荷主を、 荷主の場合は荷扱者を記載し該當字句を○ で囲むこと			
荷主又は 荷扱者住所氏名			

廣島市中央卸賣市場業務條例施行細則を次のように制定する。  
昭和二十四年八月十一日 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規程第二十八號  
第一章 休 業  
第一條 廣島市中央卸賣市場業務條例(以下業務條例という)第四條の規定による定期休業日は左の通りとする。  
一月一日から一月三日まで  
毎月第一、第三日曜日

第二條 卸賣人、仲買人、買出人又は附屬營業人が臨時に休業し、又は休業日に臨時に營業しようとするときは、廣島市中央卸賣市場長(以下市場長という)の承認を受けなければならない。  
第二章 賣買取引  
第三條 賣買取引は現品、見本又は、銘柄によつてこれを行わなければならない。

第四條 業務條例第五條但し書の規定により、卸賣人がせり賣以外の方法で販賣しようとするときは、その事由、品種、産地、出荷者、荷印、等級、数量及び販賣方法を具して市場長の承認を受けなければならない。  
第五條 せり賣又は入札賣の場合には、その開始前に賣買参加者に、その物品の下見をさせなければならない。

第六條 見本又は銘柄による賣買の場合には、賣買取引開始前に、その物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級及び数量、その他必要な事項を賣場に揭示しなければならない。  
第六條 賣買取引において慣習があるときは、業務條例第六條に定めるものの外、個數、束數又は容器をもつてその單位とすることができる。  
第七條 取引慣習上金額で呼値を呼稱することが困難な場合には、符號を用いることができる。

第九條 入札賣は、その販賣物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級及び數量その他必要な事項を揭示し又は呼び上げた後、入札人に對し一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。  
開札は、入札終了後直ちにこれを行い、最高價格の入札人を落札人とする。  
前條第三項、第四項の規定は入札賣につきこれを準用する。

第十條 左の各號の一に該當する入札はこれを無効とする。  
一、入札が誰人であるか確認し難いもの  
二、入札金額その他指定記載事項が不明のもの  
三、二通以上の入札管を提出した場合においてその後發のもの、又はその前後不明のもの  
四、入札に際し不當又は不正な行為があつたもの  
五、業務條例若しくはこの細則又はこれにもとづいてなした指示に違反したもの

前項の場合には卸賣人は開札の際その事由を明示し、入札の無効な旨を告知しなければならない。  
第十一條 せり賣又は入札賣に参加した者がそのせり落しは、せり人が最高申込價格を三回呼び上げたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。但し、呼び上げ回数適當にこれを減ずることができない。  
最高價格の申込者二人以上あるときは、抽せんその他適當な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。  
せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにその價格及び氏名又は商號を呼び上げなければならない。

前項の符號を用いるときは、豫めその符號について、市場長の承認を受けなければならない。  
第八條、せり賣はその販賣物品について、品種、産地、出荷者、荷印、等級及び數量、その他必要な事項を呼び上げた後にこれを開始しなければならない。  
せり落しは、せり人が最高申込價格を三回呼び上げたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。但し、呼び上げ回数は適當にこれを減ずることができない。  
最高價格の申込者二人以上あるときは、抽せんその他適當な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。  
せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにその價格及び氏名又は商號を呼び上げなければならない。

第九條 入札賣は、その販賣物品の品種、産地、出荷者、荷印、等級及び數量その他必要な事項を揭示し又は呼び上げた後、入札人に對し一定の入札用紙に氏名、入札金額その他指定事項を記載させてこれを行わなければならない。  
開札は、入札終了後直ちにこれを行い、最高價格の入札人を落札人とする。  
前條第三項、第四項の規定は入札賣につきこれを準用する。

第十條 左の各號の一に該當する入札はこれを無効とする。  
一、入札が誰人であるか確認し難いもの  
二、入札金額その他指定記載事項が不明のもの  
三、二通以上の入札管を提出した場合においてその後發のもの、又はその前後不明のもの  
四、入札に際し不當又は不正な行為があつたもの  
五、業務條例若しくはこの細則又はこれにもとづいてなした指示に違反したもの

前項の場合には卸賣人は開札の際その事由を明示し、入札の無効な旨を告知しなければならない。  
第十一條 せり賣又は入札賣に参加した者がそのせり落しは、せり人が最高申込價格を三回呼び上げたときこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。但し、呼び上げ回数適當にこれを減ずることができない。  
最高價格の申込者二人以上あるときは、抽せんその他適當な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。  
せり落し人が決定したときは、せり人は直ちにその價格及び氏名又は商號を呼び上げなければならない。

り落し又は落札の決定について異議があつたときは、直ちに本市係員にその旨を申立てることができ。  
本市係員は、前項の申立について正當の事由があることを認めるときは、せり直し又は再入札を命ずることがある。  
第十二條 業務條例第八條第二項の規定による保管の費用は、その物品を引取つたときにおいて、同條第三項の規定による差損金は、賣渡人がその再販賣をした當日においてこれを支拂わなければならない。  
第三章 卸 賣 人

第十三條 業務條例第十八條の規定により卸賣人の提出すべき誓約書は第一號様式による。  
第十四條 業務條例第十九條第一項の規定により卸賣人の納付すべき保證金は左の通りとする。  
生鮮水産物部 鹹水魚 二十萬圓  
淡水魚 五萬圓  
貝類 五萬圓  
加工水産物部 十五萬圓  
そ 菜 部 十五萬圓  
つけ物部 五萬圓  
果 實 部 五萬圓  
肉 類 部 五萬圓  
鳥 卵 部 五萬圓  
乾 物 部 五萬圓  
塩漬部 五萬圓

第十五條 業務條例第十九條第二項の規定により保證金に代用できる有價證券の種類及び價格は左の通りとする。  
一、日本政府發行公債(但し外國において發行した公債を除く)  
二、勸業債券

前項の有價證券の代用價格は、納付の際における特價の十分の九以内とする。  
第十六條 中央卸賣市場法施行規則第二十五條の規定による受託契約に關する準則には、左の事項を規定しなければならない。

規定しなければならない。  
一、委託物品の引渡しに關する事項  
二、委託物品の保管に關する事項  
三、委託物品の納入、加工等に關する事項  
四、受領場所に關する事項  
五、送取又は發送案内に關する事項  
六、委託物品上場に關する事項  
七、販賣條件の設定、變更及びその取扱方法に關する事項  
八、委託の解除、委託替及び再委託に關する事項  
九、委託者の負擔すべき費用に關する事項  
十、賣買仕切金及び仕切書に關する事項  
十一、業務條例第八條第十二條及び第二十八條の場合に關する事項  
十二、前各號の外重要な事項

第十七條 業務條例第二十三條の報告は、第二號様式によつてこれをしなければならない。  
第十八條 業務條例第二十五條第一項の規定による受領の通知は、第三號様式によつてこれをしなければならない。  
第十九條 業務條例第二十五條第二項の規定による検査は、検査を願ひ出た者が立會の上當該物品の容器の完否、荷造の状態、個數、内容、重量、鮮度、品質等についてこれを行う。  
前項の検査を終了したときは、第四號様式による検査證を交付する。  
第二十條 卸賣人は、上場できるときまでに受領した物品は、特別の事由あるものの外その當日に販賣しなければならない。  
第二十一條 物品の上場は原則として市場到着の順序による。但し、受託契約に關する準則に別段の規定がある場合はこの限りでない。  
同一品目に屬する受託物品と買付物品とが同時に到着した場合には、受託物品を先に上場しなければならない。  
第二十二條 指値その他の条件のある受託物品については、卸賣人はその販賣開始前にその旨を呼び

上げ又は揭示しなければならない。  
前項の呼び上げを行わなかつたときは、卸賣人は指値をもつて買受人に對抗することができない。  
第二十三條 指値とその他の条件のある受託物品で相當期間内にこれを販賣することができないときは、その旨を委託者に通知しその指圖を受けなければならない。但し、これがため委託者に著しい損害を及ぼす虞があると認められたときは、卸賣人は市場長の承認を受けて、その条件がなかつたものとしてこれを販賣することができる。  
前項但し書の規定により販賣をなしたときは、當該卸賣人の請求により市場長は第五號様式による證明書を交付する。  
第二十四條 業務條例第三十四條の規定により卸賣人が買付をしようとするときは、第六號様式により市場長の承認を受けなければならない。  
第二十五條 賣買契約が成立したときは、卸賣人は直ちに第七號様式による賣渡票を作成し、これを買受人に交付するとともにその寫を市場長に提示しなければならない。  
第二十六條 業務條例第二十七條の規定により卸賣人が販賣委託者に對して送付すべき賣買仕切書は第八號様式による。  
卸賣人は賣買仕切書を送付したときは、直ちにその寫一通を市場長に提出しなければならない。  
第二十七條 業務條例第二十八條第一項の規定により卸賣人のなすべき報告は第九號様式による。  
業務條例第二十八條第二項の規定により卸賣人が販賣の指定を受けたときは、第十號様式により直ちにその旨を販賣委託者に通告しなければならない。

第二十八條 卸賣人は、毎開市日午後四時までにその當日販賣した物品についてその販賣値段及び取扱高を第十一號様式により市場長に報告しなければならない。但し、標榜品の販賣値段の報告は、第六十八條に規定する販賣時刻に従いその販賣終了

後直ちに第十二號様式によりこれを行わなければならない。

第二十九條 業務條例第二十九條の規定により卸賣人がせり人の使用について承認を受けようとするときは、その者の履歴書、戸籍謄本及び市町村長の身分證明書を添付して願ひ出なければならぬ。

第三十條 左の各號の一に該当する者はせり人になることはできない。  
一、中央卸賣市場の仲買人又は仲買人である法人（これに準ずる者を含む）の役員並びに社員  
二、その他市長において不適當と認められた者

第三十一條 左の各號の一に該当する場合には、市長はせり人のせり行為を停止し又はその承認を取消することができる。  
一、せり人がせり行為に關して販賣委託者又は買受参加者と氣脈を通じて不當なる處置をなし、又はこれらの者を以て談合その他の不正行為をさせたとき  
二、せり人がその職務に關して販賣委託者又は買受参加者より金品その他の利益を受受し又はこれらの者に對して贈與したとき  
三、せり人が法令若しくは本市の諸規定又はこれにもとづいてなした指示に従わなるとき  
四、その他市長においてせり人としての職務に公正を缺く行為があつたと認められたとき

第三十二條 せり人が傷病その他やむを得ない事由によりその職務を執行することが不能になつたときは、卸賣人は第三十條の各號の一に該当しない者を選び臨時にせり行為をさせることができる。この場合には第二十九條に準じて市長の承認を受けなければならない。  
第三十三條 法人である卸賣人は、毎決算期に左の書類を作成し遅滞なく市長に届け出なければならない。  
一、財産目録  
二、貸借対照表  
三、損益計算書  
四、營業報告書  
五、利益金の處分について決議した事項

第四十六條 業務條例第四十六條第四項の規定による附屬營業人の保證金は左の通りとする。  
銀行 營業 使用料月額額の六倍相當額  
運送營業  
小賣營業  
飲食營業

第四十七條 業務條例第四十七條の規定により市場の建物又は設備の指定を受けようとする者は、第二十號様式により願ひ出でなければならない。  
第四十八條 業務條例第四十三條の規定により使用場所の模様替又は設備の変更をしようとする者は、設計書及び費用見積書を添付して願ひ出でなければならない。  
第四十九條 倉庫及び冷蔵庫庫において取扱う物品は次の通りとする。  
一、市場の取扱物品  
二、市長において適當と認める物品  
第五十條 左の各號の一に該当する物品はこれを入庫してはならない。  
一、腐敗しているもの又はその虞があるもの  
二、荷造又は容器が不完全であるもの  
三、他の在庫品に損害を及ぼす虞があるもの  
四、その他本市係員が不適當と認めたもの

第五十一條 倉庫又は冷蔵庫庫を使用しようとする者は、第二十一號様式により願ひ出なければならぬ。  
前項の使用場所及び面積並びにこれに入庫する物品の種類及び期間は市長がこれを指定する。  
第五十二條 倉庫又は冷蔵庫庫に物品を寄託しようとする者は、第二十二號様式による入庫申請書を提出しなければならない。但し、場長がその必要がないと認めるときはこの限りでない。  
前項の規程により物品を寄託した者には、第二十三號様式による入庫票を交付する。

第六、社員又は株主の期末現在名簿  
前項の財産目録、貸借対照表及び損益計算書は、第十三號乃至第十五號様式によつてこれを作成しなければならない。  
法人でない卸賣人は、少くとも毎年一回の決算をなし前二項の規定に準じて營業報告書及び損益計算書を提出しなければならない。  
第三十四條 法人である卸賣人は、左の各號の一に該当する場合には遅滞なくその旨を場長に届け出なければならない。  
一、定款を変更したとき  
二、無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員（法人に準ずるものにあつてはその代表社員）に変更があつたとき  
三、總會の決議があつたとき  
前項第一號及び第三號の場合においては、その定款及び決議書の寫を、第二號の場合においてはその者の履歴書を添付しなければならない。  
第三十五條 卸賣人がその業務に關して使用するべき帳簿は、第十六號様式によりこれを作成しなければならない。但し、その帳簿が第十六號様式に類似したものであつて場長が特に承認したものはこの限りでない。  
第三十六條 卸賣人は商號又は記號を使用するときは、場長に届け出なければならない。これを變更するときは同様である。  
前項の商號又は記號は、その属する市場における他の卸賣人の使用するものと同一若しくは類似のものであつてはならない。  
第三十七條 卸賣人の使用人がその業務に關して不正の行為をしたときは、場長は何時でも卸賣人に對してその解任を命ずることができる。  
第三十八條 左の各號の一に該当する場合には、卸賣人は直ちにその旨を場長に届け出なければならない。  
一、業務條例第八條第二項の規定により卸賣人がその物品を保管し、又は買受契約を解除したとき

第五十三條 倉庫及び冷蔵庫庫の使用若しくは物品寄託の期間は六月以内とする。但し、特別の事由あるときは期間の更新を承認することができる。  
前項但し書の承認を受けようとする者は、その事由を具して期間満了前に場長に願ひ出でなければならない。  
第五十四條 寄託物品を出庫しようとする者は、入庫票を提出し第二十號様式による出庫票の交付を受けなければならない。寄託者が一部出庫をしようとするときは、入庫票を提示し出庫の品目、數量及び日時その他必要な事項の記入を受けなければならない。  
第五十五條 倉庫又は冷蔵庫庫使用者は、その使用場所に入庫しようとするとき、又は物品の入出庫をしようとするときは、本市係員の承認又は立會を求めなければならない。  
第五十六條 入庫票を亡失又は毀損したときは、直ちにその旨を届け出で再交付を受けなければならない。  
前項の場合における認定その他必要な措置は場長がこれを行う。  
第五十七條 左の各號の一に該当したときは、場長はその在庫品の一部又は全部の出庫を命ずることができる。  
一、第五十條の各號の一に該当したとき  
二、使用者又は寄託者が業務條例又はこの細則若しくはこれにもとづいてなした指示に従わなるとき  
三、施設の故障その他の事由によつて保管が著しく困難となつたとき  
前項の命令を受けた者は、指定期間内にその物品を引取らなければならない。  
第五十八條 左の各號の一に該当したときは、場長は在庫品を適宜処分することができる。  
一、使用者又は寄託者が前條の義務を履行せず又は履行できなかったとき  
二、住所不明等の事由で前條の命令を通告できなかったとき

二、買受人がその買受代金又は業務條例第八條第二項の規定による保管の費用若しくは同條第三項の規定による差損金の支拂を怠つたとき

第三十九條 左の各號の一に該当する場合には、卸賣人又はその相續人若しくは代理人は遅滞なくその旨を場長に届け出なければならない。  
一、卸賣人が死亡、失踪、解散又は廢業したとき  
二、卸賣人がその氏名又は住所を変更したとき  
三、卸賣人（法人又はこれらに準ずるもの場合は主たる役員又は役員を含む）が起訴せられたとき及びその職務若しくは業務に關して訴訟の當事者となつたとき、又はその判決があつたとき若しくは破産の宣告を受けたとき

第四十條 業務條例第三十二條第一項の規定により仲買業務の許可を受けようとする者は、卸賣人に準じて第十七號様式により願ひ出なければならない。  
第四十一條 業務條例第三十八條の規定により仲買人のなすべき報告は第十八號様式による。  
第四十二條 第十三條、第十五條、第三十三條乃至第三十九條の規程は、仲買人及び買出人についてこれを準用する。  
第四十三條 業務條例第三十九條第一項の規程により買出人が買受参加の許可を受けようとするときは、取扱品目の部別に第十九號様式によつて願ひ出なければならない。  
第四十四條 附屬營業人の種類は左の通りとする。  
銀行營業  
運送營業  
小賣營業  
飲食營業

市長は必要があると認めるときは、前項以外の附屬營業人を許可することができる。  
第四十五條 第十三條、第十五條、第三十三條乃至第三十九條の規程は、附屬營業人についてこれを準用する。

三、天災地變その他の事由で施設の處置をなす必要があつたとき  
四、使用又は寄託に關し本市に納付すべき金額の納付を怠つたとき  
前項の場合に、使用料及び處分に要した費用は、處分して得た金額からこれを控除し、なお殘額があつたときは使用者又は寄託者にこれを還付し、不足があつたときはこれを追徴する。  
第五十九條 倉庫又は冷蔵庫庫の使用若しくは寄託者は、自己の責に歸すべき事由又は在庫品の腐敗等により倉庫、冷蔵庫又は他の在庫品に損害を及ぼしたときは、賠償の責に任じなければならない。  
第六十條 倉庫又は冷蔵庫庫の使用につき、又は保管物品につき生じた損害に關しては、本市はその責に任じない。  
第六十一條 醱酵室の使用については、倉庫又は冷蔵庫庫の規程を準用する。  
第六十二條 業務條例第四十六條第一項の規定による使用料は別表（一）による。  
第六十三條 使用料市場の建物又は設備を、月の中途で使用開始したときは日割計算により、その中途で使用を廢止したときは一ヶ月分を納付しなければならない。但し、市長が特別の事由あると認めるときは、その廢止後の料金に限りその全部又は一部を免除することができる。  
第六十四條 月額による使用料は、毎月二十五日を限りその月分を、日額によるときは使用承認の際これを納付しなければならない。  
卸賣人市場使用料は、毎月十日までにその前月分を納付しなければならない。  
第六十五條 使用料の計算は一ヶ月を三十日とし一日未滿は一日とする。  
第六十六條 左の建物又は設備に於ける電燈、電力、水道の使用料は當該使用者の負擔とする。  
卸賣人市場

第六十七條 業務條例第四十六條第一項の規定による使用料は別表（一）による。  
第六十八條 使用料市場の建物又は設備を、月の中途で使用開始したときは日割計算により、その中途で使用を廢止したときは一ヶ月分を納付しなければならない。但し、市長が特別の事由あると認めるときは、その廢止後の料金に限りその全部又は一部を免除することができる。  
第六十九條 月額による使用料は、毎月二十五日を限りその月分を、日額によるときは使用承認の際これを納付しなければならない。  
卸賣人市場使用料は、毎月十日までにその前月分を納付しなければならない。  
第七十條 使用料の計算は一ヶ月を三十日とし一日未滿は一日とする。  
第七十一條 左の建物又は設備に於ける電燈、電力、水道の使用料は當該使用者の負擔とする。  
卸賣人市場

仲買人買場 荷受事務所 附屬營業人營業所 附屬營業所

第六十七條 業務條例第四十八條の規定により卸賣人が公示をなす場合には、毎日その部の開市時刻までに第二十五號様式により自己の賣場においてこれを示さなければならない。

第六十八條 業務條例第四十九條第一項の規定による賣場開設の公示は別表(一)に掲げる標準品目について、毎開市時、最盛時及び閉市時における取引値段により、産地及び等級別に掲示してこれを行

前項の規定は業務條例第四十九條第三項による取引高の公示についてこれを準用する。第六十九條 左に掲げる場合においては、市場内にこれを掲示する。一、業務條例第三條但し書の規定により開市時間を變更したとき

Table with columns: 種別 (Category), 品目 (Item), 単位 (Unit), 金額 (Amount). Lists various items like 生鮮水産物 (Fresh Seafood), 加工水産物 (Processed Seafood), 穀類 (Grains), etc.

廣島市保育所條例施行細則の一部を改正する規程を昭和三十四年八月十一日 廣島市長 濱井信三 廣島市保育所條例施行細則の一部を改正する規程

廣島市市營住宅入居者銓衡審議會規則 廣島市市營住宅入居者銓衡審議會(以下審議會とす)は、市長の諮問に應じ入居に關する重要事項を審議する。

第一條 廣島市市營住宅入居者銓衡審議會(以下審議會とす)は、市長の諮問に應じ入居に關する重要事項を審議する。

第二條 審議會は廣島市役所内に置く。第三條 審議會は、委員長、副委員長各一名及び委員二十名以内を以て組織する。

第四條 審議會の委員は、左に掲げるものの中から市長が委嘱しその任期は一ケ年とする。

一、市議會代表 一、市理事者代表 一、公益代表 一、一般有識者

第五條 委員長は、廣島市第三助役を以てこれに充てる。

第六條 委員長は審議會を統裁する。副委員長は、委員長の補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

第七條 委員は無給とする。第八條 審議會は、市長の要請により委員長がこれを召集する。

第九條 審議會は委員の過半数の出席がなければ會議を開くことができない。第十條 審議會の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第十一條 審議會に幹事及び書記若手名を置く。

幹事及び書記は、市吏員の中から市長が任命する。書記は上司の命を受け職務に従事する。第十二條 幹事は、會議に出席して意見を述べることをできる。

第十三條 この規則に定めるものの外、審議會の運営については委員長がこれを定める。

附則 この規則は、公布の日からこれを施行する。廣島市市營住宅委員會規則(昭和二十三年十一月一日廣島市規則第四十五號)は、これを廢止する。

廣島市告示第四十九號 七月二十九日市議會の議決を経た昭和三十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正の要領は左の通り。

但しこの豫算は即日これを施行する。昭和二十四年八月二日 廣島市長 濱井信三

昭和三十四年度廣島市特別會計都市計畫事業費歳入出豫算追加更正

一、土木費 八千九百七拾參萬六千參百五圓

二、保健費 八千九百九拾九萬九千九百五圓

三、社會教育費 九千參拾六萬九千八百六拾參圓

廣島市告示第五十號 七月三十日市議會の議決を経た昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は左の通り。

昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正

一、國庫補助金 金壹億九千九百九拾九萬九千九百七拾參圓

二、補助金 金四億八千八百五拾九萬九千九百七拾參圓

三、社會教育費 金四億七千九百九拾九萬九千九百七拾參圓

四、土木費 金五億九千九百九拾九萬九千九百七拾參圓

五、保健費 金八千九百九拾九萬九千九百七拾參圓

六、社會教育費 金九千參拾六萬九千八百六拾參圓

七、保健費 金八千九百九拾九萬九千九百七拾參圓

八、社會教育費 金九千參拾六萬九千八百六拾參圓

九、社會教育費 金九千參拾六萬九千八百六拾參圓

一、保健所費 金千五百拾四萬六千七百七拾五圓  
 二、傳染病預防費 金五百四拾五萬九千九百零圓  
 三、鼠疫昆虫除害費 金七百五拾七萬五千八百八拾零圓  
 八、船入病院費 金七拾六萬六拾圓  
 十七、火葬場費 金七拾六萬六拾圓  
 八、産業經濟費 金七拾六萬六拾圓  
 三、農工諸費 金六百六拾六萬五千五百六拾六圓  
 二、農水諸費 金九拾九萬八千八百七拾貳圓  
 十一、選舉費 金九拾九萬八千八百七拾貳圓  
 一、選擧費 金六百六拾六萬五千五百六拾六圓  
 三、農地委員選舉執行費 金六百六拾六萬五千五百六拾六圓  
 十三、輸送費 金六百六拾六萬五千五百六拾六圓  
 十六、諸支出金 金四百七拾四萬八千八百八拾零圓

八、雜支 出 金五百五拾萬圓  
 九、災害救助費 金五拾四萬參千貳百參拾五圓  
 十三、平和記念公園費 金五百五拾萬圓  
 十六、分擔金 金五百五拾萬圓  
 廣島市告示第五十一號  
 昭和二十四年八月四日  
 廣島市長 濱井信三

廣島市告示第五十二號  
 昭和二十四年八月九日  
 廣島市長 濱井信三  
 昭和三十四年七月十六日市内猿橋橋町に腦溢血で倒れて居た左記行旅病人を同日比治山病院に收容したが、十九日死亡したから心當りの向は社會課迄出頭された。

従前の土地	換地	土地所有名義人
町名 地番 坪数	町名 地番 坪数	
鐵砲屋町 一六 六二・二三 鐵砲屋町 一九四 一四二・二二 石井敦男		
小計 一七〇一 二六・五四 鐵砲屋町 一九四 二四 四八・九二 渡邊靜夫		
鐵砲屋町 一七〇二 二二・四五 鐵砲屋町 一九四 二五 二五・三八 渡邊ハル		
新川場町 一〇一 六・〇〇		
平塚町 三五ノ九 二〇・五六 平塚町 二六三 一〇 二九・四〇 山田平藏		
小計 一〇五 九二・六四 平塚町 二六三 一三 六五・五一 煙上政司		
平塚町 一〇五 七〇・〇〇		
松川町 二四 三三・四四		
小計 二四 三三・四四 平塚町 二六三 六 四三・七二 神川浩		
宇田定次郎		

廣島市告示第五十三號  
 昭和二十三年法律第八十八號豫防接種法に基き定期チフス、パラチフスの豫防接種を左の通り施行する。  
 昭和二十四年八月十一日  
 廣島市長 濱井信三

一、實地區域及び實施場所は別紙日割表の通り。  
 二、接種該當者  
 満三歳より満六十歳迄の者  
 (但し現在チフス又はパラチフスに罹つて居る者又は罹つた事のある者は保健所長の證明書によつてこれを免除する)  
 前年度所定量の豫防接種を三回完了したものは一回の皮

下注射を行う(但し完了證明書のこと)  
 前年度所定の三回法を一回或は二回で中止した者及び全く受けなかつた者は本年度は三回注射を行う  
 三、經費  
 實費として一回に付十圓當日持参して下さい  
 四、時間  
 午後三時より午後七時迄(但し似鳥のみ午後一時より午後四時迄)

五、接種後の注意  
 豫防接種を受けた者は當日及び翌日はなるべく安静を計り、激動、入浴、飲酒等を控えること  
 六、豫防接種の副反應  
 局所反應としては接種後局所の發赤、しゆ張、疼痛等を認めることがある  
 全身反應としては悪寒、發熱、頭痛、全身倦怠又は時にはめまい、嘔吐、下痢、腹痛、腰痛、關節痛、發疹等を認めることがあるが何れも二三日中に消退する

七、禁忌  
 右熱者、妊娠婦(四ヶ月乃至六ヶ月の妊娠を除く)、心臓、腎臓その他重要内臓に異常ある者、糖尿病、脚氣、病後衰弱者、胸腺リンパ體質の者は接種を行わないので醫師の證明書を持参の上必ず係員に提示して下さい(その折保健所長の稱豫證を交付す)  
 八、罰則  
 この豫防接種を理由なくして受けない者は三千圓以下の罰金に處する

腸チフ、パラチフス豫防接種日割表 (昭三四・七・二一)

第一回 接種日	第二回 接種日	第三回 接種日	時間	場所	區域	該當人員
八月(木)	八月(土)	八月(火)	自午後三時 至午後七時	大河小学校	通學關係各町	七、八九〇
八月(金)	八月(水)	八月(水)	自午後三時 至午後七時	比治山小学校	"	一、五〇〇
八月(土)	八月(火)	八月(火)	"	楠那小学校	"	二、一〇一
八月(月)	八月(水)	八月(水)	"	千田小学校	"	一、九八七
八月(火)	八月(木)	八月(木)	"	中島小学校	"	五、九九〇
八月(水)	八月(金)	八月(金)	"	安樂寺	牛田學區	九、〇〇〇
八月(木)	八月(土)	八月(土)	"	天満小学校	通學關係各町	五、四六八
八月(金)	八月(水)	八月(水)	"	草津小学校	"	一、〇〇〇

第一回 接種日	第二回 接種日	第三回 接種日	時間	場所	區域	該當人員
八月(木)	八月(土)	八月(火)	自午後三時 至午後七時	青崎小学校	"	七、八六一
八月(金)	八月(水)	八月(水)	"	尾長小学校	"	一、三三六
八月(土)	八月(火)	八月(火)	"	宇品警察署	宇品四丁目以南 及向宇品一帯	七、八八五
八月(月)	八月(水)	八月(水)	"	特實小学校	通學關係各町	一、五三二
八月(火)	八月(木)	八月(木)	"	本川小学校	"	八、六三三
八月(水)	八月(金)	八月(金)	"	江波小学校	"	五、三三〇
八月(木)	八月(土)	八月(土)	"	觀音小学校	"	三、一五一

廣島市告示甲第五十四號

昭和二十四年八月十日 廣島市長 濱井信三

終戦後外地に渡航した日本人家族の呼戻しについて

終戦後婚姻等の理由で南部朝鮮、琉球諸島へ渡航しその後離婚或は生活困窮等の事情から再び日本へ歸國を希望する際は、日本の家族より呼戻申請を引揚...

歸國の申請は現地外地の本人より直接現地外地關係當局(琉球の場合は米民事務部)へ提出する。

廣島市告示甲第五十六號

昭和二十四年八月十八日 廣島市長 濱井信三

廣島驛西方第一踏切五十米西方の地點で搬死體を發見の旅死として左記の通り取扱つたから、心當りの向は社會課迄出頭されたい。

一記

- 一、本籍住所 不詳
二、氏名年齢性別 氏名不詳推定年齢二十四、五歳の男
三、旅行経歴 不詳
四、人相 身長五尺三寸位平たい顔にして頭髪長く眉濃く色は白く肉付もよい、一見して頑大なる體格
五、着衣及び所持品 1、水色スフ地ズボン 2、半袖白の下着シャツ 3、ベンベル地の薄水色と白の非盤縞カッターシャツ 4、茶白非盤縞ホームズパン鳥打帽 5、舊陸軍將校用軍足 6、赤短靴 7、白パンツ 8、陸軍代用革帶バンド 9、指輪を詰めその指輪に一種角にて松本昇司と刻印あり 10、金屬製ジャックナイフ
六、遺言 なし
七、死亡年月日 昭和二十四年八月二日午後十時(推定)
八、死體發見日時 昭和二十四年八月三日午前三時三十分
九、死亡の場所 廣島驛西方第一踏切五十米西方上り線レール内
十、死亡の原因 撲死
十一、死體の處置 死體は昭和二十四年八月三日市内比治山病院に假埋葬をなした

廣島市選舉管理委員會告示

廣選管告示甲第二十六號 廣島市農地委員會委員の選舉期日及び選出すべき委員の數は左の通りである。 昭和二十四年七月二十九日 廣島市選舉管理委員會

一記

委員長 平井憲太郎
選舉期日 昭和二十四年八月十八日
選出すべき委員の數 農地調整法第十五條ノ二第三項第一號の區分に屬する者 三名
農地調整法第十五條ノ二第三項第二號の區分に屬する者 三名
農地調整法第十五條ノ二第三項第三號の區分に屬する者 九名

廣選管告示甲第二十七號

廣島市農地委員會選舉における投票區域及び開票區域は農地調整法第十五條ノ七及び第十五條ノ八の規定により別紙の通りこれを設ける。 昭和二十四年七月二十九日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井憲太郎

廣島市農地委員會選舉開票區及び其の區域

Table with columns for voting districts (投票區) and their sub-regions (區域). Includes districts like 仁保町, 尾長尾, 青崎, etc.

廣選管告示甲第二十八號

廣島市農地委員會委員選舉の投票用紙、特別投票用紙封筒、特別投票者證明書封筒及び假投票用封筒の様式を次の選舉より別紙の通り定める。 昭和二十四年七月二十九日 廣島市選舉管理委員會 委員長 平井憲太郎

投票用紙 (Ballot paper form) with fields for name (氏名) and address (住所).

備考 第一號の區分に屬するもの 黄色 第二號の區分に屬するもの 桃色 第三號の區分に屬するもの 白色

廣島市報 復活第四十一號

**特別投票用封筒**

投票年月日 昭和 年 月 日

投票記載所 廣島縣 廣島市 投票人 住 所 代理記載人

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所 投票管理事務所

特別投票管理事務所 投票管理委員会委員長

立會人

**表**

廣島縣 廣島市 投票人

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所

特別投票管理事務所

投票管理委員会委員長

**裏**

廣島縣 廣島市 投票人

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所

特別投票管理事務所

投票管理委員会委員長

**裏**

廣島縣 廣島市 投票人

投票年月日 昭和 年 月 日

投票場所

特別投票管理事務所

投票管理委員会委員長

**特別投票管理事務所**

注意 一、この封筒を開かずして提出し、まこれを開かざらないこと。二、投票人はその現在する場所において、投票の記載をしたときはこの封筒を開かずして、そのままこれを投票管理委員会に提出し、その封筒を封つたままに郵便で送付しなければならぬ。

**廣選管告示甲第二十九號**

昭和二十四年八月十八日執行の廣島市農地委員会委員の選挙における選挙長、同代理者及び選挙長、同代理者共に欠けるとその職務を掌掌すべき者並びに投票管理事務所を農地調整法第十五條の八並びに同法施行令第二十八條の規定により別紙のように選任する。

昭大二十四年七月二十九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

投票區名	投票場所	住 所	管 理 者 氏 名
青崎	青崎小学校	廣島市仁保町向洋二、七八二	東 伊智郎
尾長	尾長小学校	矢賀町七五八	樋口 文教
仁保	仁保小学校	仁保町本浦九三〇	津 村 數一
翠町	翠町中学校	翠町一、五七九	今 村 有
牛田	牛田小学校	牛田九〇八	岸 本 嘉一
似鳥	似鳥小学校	似鳥町家下六六五	谷 岡 太吉
舟入	舟入小学校	舟入川口町一、〇〇六の一	大野 龜太郎
觀音	觀音南觀音小学校	觀音町一、一四七	田 中 致太
三篠	三篠廣島市三篠田原所	三篠本町三丁目一、六二九	川 淵 修市
己斐	己斐小学校	己斐町四四三の一	遠 藤 俊三
古田	古田小学校	古田町古江五九一	講 元 英雄
草津	草津津小学校	草津本町七五七の二	吉 田 福一
選 舉 會	廣島市役所		中 村 年 朗
選 舉 長	廣島市南觀音町		遠 藤 俊 三
同 代 理 者	同		湊 政 一
右の者事故ある場合の職務掌掌者	同		己斐町

**廣選管告示甲第三十號**

六月二十日現在において調整する廣島市農地委員会委員選挙人名簿を左記により關係者の縦覧に供する。

昭和二十四年七月二十九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**一、縦覧期間** 八月一日より八月五日 五日間

**二、縦覧時間** 毎日午前八時三十分より午後五時まで

**一、縦覧場所** 廣島市役所

昭和二十四年八月九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣選管告示甲第三十一號**

昭和二十四年八月十八日執行の廣島市農地委員会委員選挙における開票事務は農地調整法第十五條ノ八の規定により選挙の事務に合せてこれを行ふ。

昭和二十四年七月二十九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣選管告示甲第三十二號**

昭和二十四年八月十八日執行される廣島市農地委員会委員の選挙において農地調整法施行令第二十八條の規定により準用する地方自治法施行令第三十六條並びに第四十條の規定による投票用紙及び投票用封筒の交付の請求及び投票は七月二十九日より毎日午前九時より午後五時まで廣島市選挙管理委員会においてこれを取扱ふ。

昭和二十四年七月二十九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣選管告示甲第三十三號**

昭和二十四年八月十八日執行される廣島市農地委員会委員の選挙において農地調整法施行令第二十八條の規定により準用する地方自治法施行令第三十七條の規定による場合の證明書の交付は七月二十九日より

毎日午前九時より午後五時までこれを取扱ふ。

昭和二十四年七月二十九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣選管告示甲第三十四號**

廣島市選挙管理委員会定例会は十一日にこれを變更開催する。

昭和二十四年八月一日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣選管告示甲第三十五號**

廣島市選挙管理委員会定例会を左記により開催する

昭和二十四年八月九日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**一、日時** 昭和二十四年八月十一日午後三時

**二、場所** 廣島市役所

**三、議題** 一、廣島市農地委員会委員選挙人名簿修正申立決定についてその他

昭和二十四年八月十六日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣選管告示甲第三十九號**

農地調整法第十五條ノ十九第六項の規定による二分の一の数は左の通りである。

昭和二十四年八月十六日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**一、二分の一の数**

農地調整法第十五條ノ二第三項第一號 五三八

同 第二號 一四八

同 第三號 二一四一六

同 第四號 二九七

同 第五號 八三三

**廣選管告示第四十號**

昭和二十四年八月十八日執行の廣島市農地委員会委員の選挙において左記の通り常選者が定まつた。

昭和二十四年八月十八日  
廣島市選挙管理委員会  
委員長 平井憲太郎

**廣島市農地委員会常選者氏名表**

一、農地調整法第十五條ノ二第三項第一號に屬する者

廣島市東雲町九〇七番地 天方昇造  
打越町四九〇番地 植木常太郎  
同 庚午町一、三一三番地ノ八 中勝健一

二、農地調整法第十五條ノ二第三項第二號に屬する者

廣島市仁保町本浦八番地 波田千三  
三篠本町四丁目一、七六三番地 小川龜三  
古田町古江四八七番地ノ二 川本長藏  
同 同 同 同 同

三、農地調整法第十五條ノ二第三項第三號に屬する者

廣島市南觀音町二、三三八番地 山本周次郎  
同 己斐町一、九二五番地 山下孫一  
同 己斐町一、四六一番地 小川政一  
同 大洲町五四番地 大洲政一  
同 仁保町字下二〇番地 山本周次郎  
同 似鳥町字家下三五七番地 山本周次郎  
同 南觀音町一、二三三番地 山本周次郎  
同 矢賀町七三二番地 山本周次郎  
同 古田町山田五六番地 山本周次郎

**廣島市事務吏員に任命する**

衛生巡視に補する  
昭和二十四年七月二十八日  
現業員 中松行一

収入役代理を命ずる  
昭和二十四年七月三十日  
事務吏員 豊田勳三

廣島市技術吏員に任命する  
技術員 藤田正明  
助手に補する  
事務員 木本ヒデ子

廣島市事務吏員に任命する  
書記に補する

**辭令**

廣島市事務吏員に任命する  
衛生巡視に補する  
昭和二十四年七月二十八日  
現業員 中松行一

収入役代理を命ずる  
昭和二十四年七月三十日  
事務吏員 豊田勳三

廣島市技術吏員に任命する  
技術員 藤田正明  
助手に補する  
事務員 木本ヒデ子

廣島市事務吏員に任命する  
書記に補する



願により本職を免する  
 昭和二十四年七月三十一日(各通)  
 事務吏員 永田 範 男  
 保健所普及課衛生教育係長を命ずる  
 技術吏員 高橋 直 人  
 保健所普及課衛生統計係長を命ずる  
 事務吏員 沖中 武 司  
 総務局財務課勤務を命ずる  
 事務吏員 灘 友 新  
 大河出張所事務主任を命ずる  
 昭和二十四年八月一日(各通)  
 事務吏員 北條 三千雄  
 総務局職員課勤務を命ずる  
 事務吏員 船倉 康 郎  
 総務局職員課人事係長を免する  
 事務吏員 楠 本 實  
 総務局職員課人事係長を命ずる  
 事務吏員 新出 政 雄  
 主事に補する  
 技術員 西川 ハルコ  
 廣島市技術吏員に任命する  
 技手に補する  
 保養院看護婦長を命ずる  
 昭和二十四年八月三日(各通)  
 森河内 一 長

廣島市技術吏員に任命する  
 技師に補する  
 昭和二十四年八月四日  
 技術吏員 永泉 聞 雄  
 願により本職を免する  
 技術吏員 藤田 正 明  
 保健所豫防課勤務を命ずる  
 昭和二十四年八月十三日(各通)

雑 報

出張所々管区域別人口及び世帯状況表

所 出 名 人 口	前月分と比較	所 出 名 世 帯 数	前月分と比較
牛 川	△印は減	牛 川	△印は減
八、八五	二五	二、三三	△二二

戸籍上の市勢の推移 (昭和二十四年七月分)

尾崎町	二、九七六	△一五
青島町	二、三三三	△一七
荒神町	四、八八七	△一〇
比治山	三、八八五	△一〇
仁保	一、一〇〇	△一〇
大田	二、五〇〇	△一〇
皆賀	三、〇〇〇	△一〇
宇品	五、〇〇〇	△一〇
計	二、三三三	△一〇

種類	件数	同上一日分			前年同月	増△減	摘 要
		最大	最少	平均			
婚姻	二二二	四六	二二	三七二	三〇八△八六		
離婚	一一一	四五	一一	五八〇	三〇△五		
出生	三〇七	二四	一四	二二二	三〇八△八六		
死亡	一七六	二四	一八	二〇九	二九一△四七		
入寄留	四七	二九	九	一七五	一九八△三八		
出寄留	五四二	六四	一	二〇八			
抄本請求	三、八二七	二一七	九四	一四七二			
印鑑照査	二、八五六	一四〇	七六	一〇九八			
身分證明	三七〇	四二	三	一四二			
戸籍閲覧	二、三三三	一九	三	八〇			

註 一、左側の数字は本市以外の地域で発生した事項を本籍地の本市へ届出を示す  
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分其の他は二十五日分計算したもの

一、市内で発生した出生、から死亡を減じた増△減数  
 男 二五四人 女 二六六人  
 計四八〇人 一日平均 一六六人  
 一、前年同上  
 男 二三八人 女 一九六人  
 計四三四人  
 一日平均 一四・五人

牛田 八五五 二五 牛田 三三三、△三

一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分其の他は二十五日で計算したもの

# 廣島市報

No. 42

昭和二十四年 九月二十日 發行  
(火曜日)

發行人所 廣島市役所

電話  
廣島市國泰寺町三九  
中中中中中中  
一三三二二  
六六六七〇六三  
五五五九九〇五  
八七六一四六一  
番番番番番番  
(市會事務局長) 中中中  
(秘書課) 三七七〇五  
(會計課) 六一五五番

### 【目次】

#### ◎條 例

- 一 集團行進及び集團示威運動に関する條例制定……………一
- 廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に関する條例一部改正……………二
- 廣島市中央庭球場條例制定……………二
- 廣島市中央公民館條例制定……………三
- 頼山陽文徳殿使用條例制定……………四
- 議會議決すべき事件に関する條例制定……………四
- 廣島市職員定數條例制定……………五
- 廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手当支給條例制定……………六
- 廣島市吏員席次規則制定……………八
- 廣島市警察職員の宣誓教育訓練禮式及び服制に関する規則一部改正……………八
- 廣島市役所係設置規則一部改正……………八
- 廣島市職員労働組合専従職員たる職員の身分、給與等に関する規則制定……………八
- 廣島市衣料品小賣業者登録諮問委員會規則制定……………九
- 廣島市職員昇給規則一部改正……………九
- 廣島市職員表彰規則一部改正……………九

#### ◎規 則

- 一 廣島市職員分限規則一部改正……………一〇
- 定例市議會召集について……………一〇
- 廣島市中央卸賣市場増設置條例及び同業務條例の施行期日について……………一〇
- 臨時市議會召集について……………一〇
- 全付議事件について……………一〇
- 廣島市西診療所診療開始について……………一〇
- 家屋台帳法第十一條による告示について……………一〇
- 在外公館等借入金整理準備審査會法公布について……………一一
- 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加……………一一
- 第七回換地豫定地指定、未指定地補充換地豫定地指定(第八回)並びに換地豫定地變更(第八回)換地指定の發表について……………一一
- ◎廣島市公安委員會告示……………一一
- 集團行進及び集團示威運動に関する條例施行規則制定……………一一
- ◎辭 令……………一一
- ◎雜 報……………一一
- 九月臨時市議會における議決事件について……………一三
- 出張所所管區域別人口及び世帯状況表……………一三
- 戸籍上の市勢について……………一四

廣島市議會の議決を経て、集團行進及び集團示威運動に関する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年九月七日

### 廣島市條例第四十一號

集團行進及び集團示威運動に関する條例

第一條 道路その公共の場所を使用する公衆の權利を保護するため、これ等の場所で行う集團行進又は集團示威運動は公安委員會の許可を受けなければ行つてはならない。

第二條 前條の許可を受けようとするものは、主催者たる個人又は團體の代表者から、集團行進又は集團示威運動を行う日時(七十二時間前までに、許可願書を開始又は開催地所轄警察署長を経由して公安委員會に提出しなければならぬ)。

第三條 前條の許可願書には次の事項を記載しなければならぬ。

- 一、主催者の住所、氏名、年齢又は、主催團體の團體名及び代表者の住所、氏名、年齢
- 二、集團行進又は集團示威運動の行われる日時
- 三、集團行進の順路又は集團示威運動の場所及びその略圖
- 四、参加各團體の名稱並びに参加団体毎の責任者の

住所氏名、  
五、参加決定人員數（團體参加の場合はその内譯を含む）  
六、集團行進又は集團示威運動の目的、方法及び性質

第四條 公安委員會は集團行進又は集團示威運動が公安に危険を及ぼすことが明かである場合の外はこれを許可しなければならない。  
公安委員會は、集團行進又は集團示威運動を許可しない場合には、詳細な理由を附し速かに市議會に報告しなければならない。

第一項の許可には、集團行進又は集團示威運動の秩序を保持し公衆を保護するため、公安委員會が必要と認める適當な條件を附けることができる。  
公安委員會は、群衆による紛擾又は、暴動に對して公衆を擁護するよう指令することができる。

第五條 第一條の許可を受けないで行われた集團行進、又は、集團示威運動を主催し計畫し、若しくは、これに参畫した者、第三條の許可願書に虚偽の事項を記載して許可を受けたもの、又は前條第三項の規定により公安委員會の附けた條件に従わない者は、これを一年以下の懲役若しくは禁錮又は五萬圓以下の罰金に處する。

第六條 この條例の各規定は、第一條に定められた集團行進又は集團示威運動以外に集會を行う權利を禁止し又は制限し、又は集會、政治運動又はブラカード、出版物その他の文書圖書等を監督又は檢閲する權利を公安委員會、警察吏員、警察職員又はその他の市吏員若しくは職員に與えるものと解釋してはならない。  
第七條 この條例の各規定は公務員の選挙に關する

法律に矛盾し、又は選挙運動中における政治集會若しくは演説の事前届出を必要ならしめるものご解釋してはならない。  
第八條 この條例の施行に關し必要な事項は公安委員會がこれを定める。

附 則  
この條令は公布の日からこれを施行する。  
廣島市議會の議決を経て、廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年九月八日  
廣島市長 濱井信三

廣島縣條例第四十二號  
廣島市消防團の定員、任免、給與、服務、服務に關する條例の一部を改正する條例  
廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例の一部を次のように改める。  
第五條第五項の次に左の二項を加える。  
役員は二年とする。但し、後任者が就任するときは、その職務を行う。  
役員はこれを再任することができる。

附 則  
この條例は、公布の日からこれを施行する。  
現に在任する役員任期については、この條例公布の日からこれを計算する。  
廣島市議會の議決を経て、廣島市中央庭球場條例を次のように制定する。  
昭和二十四年九月八日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十三號  
廣島市中央庭球場條例  
第二條 本館は廣島市基町一番地に置く。  
第三條 本館は社會教育法の主旨に基き左の事業を行う。  
一、定期講座を開設すること  
二、討論會、講習會、講演會、實習會、展示會等を開催すること  
三、圖書、記録、模型、資料等を備え、その利用を圖ること  
四、体育、レクリエーション等に關する集會を開催すること  
五、各種の團體、機關等の連絡を圖ること  
六、その施設を市民の集會、その他の公共的利用に供すること  
第四條 本館に次の職員を置く。  
館長  
職員若干人  
職員若千人  
一、定期講座を開設すること  
二、討論會、講習會、講演會、實習會、展示會等を開催すること  
三、圖書、記録、模型、資料等を備え、その利用を圖ること  
四、体育、レクリエーション等に關する集會を開催すること  
五、各種の團體、機關等の連絡を圖ること  
六、その施設を市民の集會、その他の公共的利用に供すること  
第五條 本館の職員は本館の例による。  
第六條 本館の休館日は次の通りとする。  
一、定期休館日  
毎週月曜日  
國民祝日 自十二月二十九日  
年末年始 翌翌年一月三日

第一條 市民の体位向上を計るため、廣島市中央庭球場（以下庭球場とす）を設置する。  
第二條 庭球場の所在地は、廣島市基町一番地とする。  
第三條 庭球場を使用しようとするものは、豫め市長の許可を受けなければならない。  
第四條 前條の許可を受けようとするものは、左に定める使用料を納入しなければならない。但し、市長が特別の事由があると認めるときは、これを減免することができる。

種類	コート一面につき二時間以内又は二日時間を加算する毎
アンソーカーコート	五〇〇圓
普通コート	四〇〇圓
	八〇圓（學生、生徒）

右に定めるものの外必要と認められた場合、期間を定めて特定のコートを使用せしめることができる。  
第五條 庭球場に特別の施設を設けてこれを使用しようとするもの、又は庭球場において物品を販賣しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。  
前項の場合使用料を徴収することができる。  
第六條 左の各號の一に該當すると認めるときは、使用を許可しないか、又は許可を取消すことかできる。  
一、秩序を亂し公安を害するおそれがあるとき  
二、施設を毀損するおそれがあるとき  
三、その他市長が管理上必要と認めるとき  
第七條 前條の場合において使用者が損害を受けることがあつても本市はその責を負わない。  
第八條 使用者は管理者の注意を守りその使用する

二、臨時休館日  
その都度決定公示する  
第七條 本館に運営審議會を置く。  
一、公民館運営審議會は、館長の諮問に應じ第三條に掲げる事業の企劃實施につき調査審議するものとする。  
第八條 本館を使用しようとするものは、左記事項を具し市長の承認を受けなければならない。その事項を變更しようとするときもまた同じである。  
（使用承認）  
一、使用者の住所氏名  
二、使用の目的  
三、使用の日時  
四、會合者の豫定人員及び會費、入場料その他これに類する金錢徴収の有無  
第九條 市長は管理上必要があると認めるとき、その使用承認につき條件を附することができる。  
一、次の各號の一に該當する場合は使用を承認しない。  
一、公の秩序又は善良の風俗を亂す虞があると認めるとき  
二、社會教育法第二十三條の規定に反すると認めるとき  
三、管理上その他支障があると認めるとき  
第十條 本館の使用料は、承認の際別表の通り徴収する。

施設につき維持の責を負わなければならない。  
第九條 使用期間中施設を毀損したときは、その補修に要する費を納めなければならない。但し、不可抗力による場合はこの限りでない。  
第十條 庭球場を觀覽しようとするものは、庭球場に入場せしめることができる。  
前項において特別な場合入場者より觀覽料を徴収することができる。  
入場者は左に掲げることを遵守しなければならない。  
一、みだりにコートに入らないこと  
二、保安風俗を亂す行為をしないこと  
三、場内の施設を毀損しないこと  
四、係員の指示に遵背しないこと  
第十一條 この條例施行について必要な事項は、市長がこれを定める。

附 則  
この條例は、公布の日からこれを施行する。  
廣島市議會の議決を経て廣島市中央公民館條例を次のように制定する。  
昭和二十四年九月八日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十四號  
廣島市中央公民館條例  
（目的及び設置）  
第一條 社會教育法（昭和二十四年法律第二百七號）第二十條の目的を達するために、廣島市中央公民館を設置する。  
（位置）

第二條 本館は廣島市基町一番地に置く。  
第三條 本館は社會教育法の主旨に基き左の事業を行う。  
一、定期講座を開設すること  
二、討論會、講習會、講演會、實習會、展示會等を開催すること  
三、圖書、記録、模型、資料等を備え、その利用を圖ること  
四、体育、レクリエーション等に關する集會を開催すること  
五、各種の團體、機關等の連絡を圖ること  
六、その施設を市民の集會、その他の公共的利用に供すること  
第四條 本館に次の職員を置く。  
館長  
職員若干人  
職員若千人  
一、定期講座を開設すること  
二、討論會、講習會、講演會、實習會、展示會等を開催すること  
三、圖書、記録、模型、資料等を備え、その利用を圖ること  
四、体育、レクリエーション等に關する集會を開催すること  
五、各種の團體、機關等の連絡を圖ること  
六、その施設を市民の集會、その他の公共的利用に供すること  
第五條 本館の職員は本館の例による。  
第六條 本館の休館日は次の通りとする。  
一、定期休館日  
毎週月曜日  
國民祝日 自十二月二十九日  
年末年始 翌翌年一月三日

二、臨時休館日  
その都度決定公示する  
第七條 本館に運営審議會を置く。  
一、公民館運営審議會は、館長の諮問に應じ第三條に掲げる事業の企劃實施につき調査審議するものとする。  
第八條 本館を使用しようとするものは、左記事項を具し市長の承認を受けなければならない。その事項を變更しようとするときもまた同じである。  
（使用承認）  
一、使用者の住所氏名  
二、使用の目的  
三、使用の日時  
四、會合者の豫定人員及び會費、入場料その他これに類する金錢徴収の有無  
第九條 市長は管理上必要があると認めるとき、その使用承認につき條件を附することができる。  
一、次の各號の一に該當する場合は使用を承認しない。  
一、公の秩序又は善良の風俗を亂す虞があると認めるとき  
二、社會教育法第二十三條の規定に反すると認めるとき  
三、管理上その他支障があると認めるとき  
第十條 本館の使用料は、承認の際別表の通り徴収する。

附 則  
この條例は、公布の日からこれを施行する。  
廣島市議會の議決を経て廣島市中央公民館條例を次のように制定する。  
昭和二十四年九月八日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十四號  
廣島市中央公民館條例  
（目的及び設置）  
第一條 社會教育法（昭和二十四年法律第二百七號）第二十條の目的を達するために、廣島市中央公民館を設置する。  
（位置）

二、臨時休館日  
その都度決定公示する  
第七條 本館に運営審議會を置く。  
一、公民館運営審議會は、館長の諮問に應じ第三條に掲げる事業の企劃實施につき調査審議するものとする。  
第八條 本館を使用しようとするものは、左記事項を具し市長の承認を受けなければならない。その事項を變更しようとするときもまた同じである。  
（使用承認）  
一、使用者の住所氏名  
二、使用の目的  
三、使用の日時  
四、會合者の豫定人員及び會費、入場料その他これに類する金錢徴収の有無  
第九條 市長は管理上必要があると認めるとき、その使用承認につき條件を附することができる。  
一、次の各號の一に該當する場合は使用を承認しない。  
一、公の秩序又は善良の風俗を亂す虞があると認めるとき  
二、社會教育法第二十三條の規定に反すると認めるとき  
三、管理上その他支障があると認めるとき  
第十條 本館の使用料は、承認の際別表の通り徴収する。

2 使用日が日曜日又は國民祝日に當るときは、前項の規定にかかわらず定額の二割を増徴する。

3 本館備付の映寫機等の特殊器具の使用については、市長の定めるところにより別にこれを徴収する。

(使用料の減免) 第十一條 公用又は公益事業のため本館を使用するとき、若しくは市長が相當の事由があるとき認めるときはこれを減免することができる。

(使用料の還付) 第十二條 既納の使用料はこれを還付しない。但し、左の場合はその全部又は一部を返還することがある。

一、使用者の責に歸するこのできない事由により使用することができないとき

二、使用前に使用承認の取消又は變更の申出をなし市長が相當の事由があると認めるとき

三、第十三條第三號により使用を停止し又は使用を取消したとき

第十三條左の各號の一に該當するときは、市長は使用条件を變更し使用を停止し又は使用承認を取消することができる。

一、使用承認の條件に違反したとき

二、この條例その他これに基く規定、命令に違反したとき

三、市長において必要があると認めるとき

(使用後の處置) 第十四條 使用者がその使用を終つたとき、又は使用を停止せられたとき、若しくは使用承認を取消されたときは、直ちにその使用場所を原狀に復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長においてこれを執行しその費用を徴収する。

(三) 選舉管理委員會の事務部局の職員のうち書記を除く他の職員

(四) 監査委員の事務部局の職員のうち書記を除く他の職員

(五) 市立の學校その他の教育機關の事務部局の職員

(六) 警察職員のうち吏員を除く他の職員

(七) 消防職員のうち吏員を除く他の職員

(八) 農地委員會の事務部局の職員

(九) 農業調整委員會の職員

(十) その他法令によりその定数を條例をもつて定めるものとされている職員を除く他のすべての職員

二、職員の退職手當に關すること

附 則 一 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

二 この條例で職員とは、常時勤務する職員(六箇月以内の期間を定めて雇用されるものを除く)をシラ。

廣島市議會の議決を経て、廣島市職員定數條例を次のように制定する。

昭和二十四年九月十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十七號 廣島市職員定數條例

(定 義) 第一條 この條例で「職員」とは、市長、議會、選舉管理委員會、監査委員、公安委員會、市立の學校その他の教育機關、農地委員會及び農業調整委員會の事務部局に勤務する地方公務員(雇員及び嘱

(損害の賠償) 第十五條 使用者が建物又は付屬物若しくは備付物品を毀損滅失したときは、市長の定めるところによりその損害を賠償しなければならない。

(市長への委任) 第十六條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則 この條例は、公布の日からこれを施行する。

別 表 使用料 金額

一、各超過時間一時間毎にその使用料額の二割を増徴する。但し超過時間の計算は三十分未満はこれを切捨て、三十分以上のときは一時間として取扱う。

二、夜間は午前八時半より午後五時迄とし、それ以後は夜間とする。

廣島市議會の議決を経て、頼山陽文德殿使用條例を次のように制定する。

昭和二十四年九月八日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十五號 頼山陽文德殿使用條例

第一條 頼山陽文德殿(以下文德殿という)は、その設立の趣旨に反しない程度において、これを市民の利用に供することができる。

託を含み、助役、收入役及び六箇月以内の期間を定めて雇用される者を除く。)をシラ。

(職員定數) 第二條 職員の定數は、左に掲げるとおりとする。

一、市長の事務部局の職員 吏員 計 四八九人

一、 書記長 一人

二、 書記 九人

三、 書記 三九人

四、 書記 三九人

五、 警察の事務部局の職員 警察吏員 計 五七八人

六、 消防の事務部局の職員 消防吏員 計 二五一人

七、 消防員 計 二五〇人

八、 農地委員會の事務部局の職員 計 七〇七人

九、 農地調整委員會の事務部局の職員 計 二〇二人

十、 市立の學校その他の教育機関の職員 計 二〇九人

計 三七五五人

第二條 文德殿の使用については、廣島市中央公民館條例第八條から第十五條までの規定を準用する。但し文德殿の使用料は別表の通り徴収する。

第三條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附 則 この條例は、公布の日からこれを施行する。

別 表 使用料 金額

一、各超過時間一時間毎にその使用料額の二割を増徴する。但し超過時間の計算は三十分未満はこれを切捨て、三十分以上のときは一時間として取扱う。

二、夜間は午前八時半より午後五時迄とし、それ以後は夜間とする。

廣島市議會の議決を経て、議會の議決すべき事件に關する條例を次のように制定する。

昭和二十四年九月十二日 廣島市長 濱井信三

廣島市條例第四十六號 議會の議決すべき事件に關する條例

地方自治法第九十六條第二項の規定による議會の議決すべき事件を次のとおり定める。

一、左に掲げる職員の定數を定めること

(一) 市長の事務部局の職員のうち吏員を除く他の職員

(二) 議會の事務部局の職員

(職員定數の配分) 第三條 前條に掲げる職員の定數の當該事務部局内の配分は、それぞれ市長、議長、選舉管理委員會、監査委員、公安委員會、農地委員會、農業調整委員會がこれを定める。

附 則 一 この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。

二 職員は、その數が昭和二十五年一月一日において第二條各號に掲げる定數をこえないように、同年十二月三十一日までの間に逐次整理されるものとし、それまでの間は、その定數をこえる員數の職員は定數外とする。

3 前項の規定による整理を實施する場合においては、任命権者は過員となつた職員を免職することができるものとする。

4 第二項の規定による整理により退職する職員に對して支給する退職手當については、政府職員の退職手當の例に準じて別に條例で定める。

5 左に掲げる條例は、これを廢止する。

一、廣島市有給吏員定數條例(昭和二十二年七月十五日廣島市條例第七號)

二、廣島市議會事務部局職員定數條例(昭和二十四年四月一日廣島市條例第二十五號)

三、廣島市選舉管理委員會の書記並びに監査委員の事務を補助する書記の定數條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第九號)

四、廣島市消防吏員定數條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第二十五號)

五、廣島市警察設置條例(昭和二十三年三月三日廣島市條例第三十八號)の一部を次のように改める。

五

第三條後段及び別表第一を削る。  
 第八條中「別表第二」を「別表」に改める。  
 廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例（昭和二十三年十二月二十五日廣島市條例第六十五號）の一部を次のように改める。  
 標題「廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例」を「廣島市消防團の任免、給與、服務に關する條例」に改める。  
 第一條中「定員」を削る。  
 第三章削除  
 第二條及び第三條削除  
 廣島市議會の議決を経て、廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手當支給條例を次のように制定する。  
 昭和二十四年九月十二日  
 廣島市長 濱井 信三

廣島市條例第四十八號

廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手當支給條例  
 （適用範圍）  
 第一條 廣島市職員定數條例附則第三項の規定による整理により退職する職員に支給される退職手當については、この條例の定めるところによる。  
 （退職手當の額）  
 第二條 退職手當の額は、退職當時における給料月額額の十分の一に相當する額（一錢に満たない端數を生じたときは、その端數を切り上げる。以下「給料月額」という。）に左の各號の定めるところによつて計算した日數を乗じて得た額とする。  
 一、第二號第三號の規定に該當しない者にあつては

その勤続期間に對應する別表甲欄の日數を乗じて得た額とする。  
 二、恩給法の規定（教育委員會法附則第八十四條及び教育公務員特例法附則第三十二條において準用する場合）による恩給（公務のための傷い疾病による恩給及びこれと併給される恩給を除く）及び廣島市吏員退職料、退職給與、遺族扶助料及び死亡給與金條例の規定による退職料（公務のための傷い疾病による退職料を除く）又は退職給與金の支給を現に受くべき者にあつては、その支給の基礎となる職員としての實勤務時間に對應する別表乙欄の日數を別表甲欄の日數から控除する。  
 三、廣島市共済組合條例の規定による養老年金、既退一時金の支給を現に受くべき者にあつては、その支給の基礎となる職員としての實勤務期間に對應する別表丙欄の日數を別表甲欄の日數から控除する。  
 （退職手當の最低保障額）  
 第三條 左の各號に掲げる者に對する前條の規定による退職手當の額がその者の退職當時における俸給、扶養手當及び勤務地手當の月額合計額にそれぞれ當該各號に掲げる月數を乗じて得た額に満たないときは、その額をもつてそれぞれその者の退職手當の額とする。  
 一、勤続期間一年未満の者 一・五月  
 二、勤続期間一年以上二年未満の者 二・五月  
 三、勤続期間二年以上三年未満の者 三・五月  
 四、勤続期間三年以上の者 三・五月  
 （豫告を受けない退職者の退職手當）  
 第四條 職員が労働基準法第二十條及び第二

十一條の規定に該當する場合におけるこれらの規定による給與は、第二條、第三條に規定する一般の退職手當に含まれるものとする。但し、一般の退職手當の額がこれらの規定による給與の額に満たないときは、一般の退職手當の外、その差額に相當する金額を退職手當として支給する。  
 （失業者の退職手當）  
 第五條 勤続期間六月以上で退職した者が退職の日翌日から起算して一年以内に失業している場合において、その者が退職に際し支給を受けた退職手當の額がその者につき失業保險法の規定によつて計算した失業保險金の日額の百八十分分が満たないときは、當該退職手當の外その差額に相當する金額を同法の規定による失業保險金の支給條件に従い退職手當として支給する。  
 2 前項の規定による退職手當は、その者がすでに支給を受けた退職手當の額を失業保險金の日額で除して得た數（一年未満の端數を生じたときは、その端數を切り捨てる。）に等しい日數をこえて失業している場合に限りそのこえる部分の失業の日數に應じて支給する。  
 （勤続期間の計算）  
 第六條 勤続期間の計算は職員となつた日の屬する月から退職した日の屬する月までの引續いた在職期間による。  
 2 勤続期間のうち退職手當の支給を受けた者にあつては、その退職手當の計算の基礎となつた在職期間を除算する。

3 前項の規定により勤続期間を計算する場合において、勤続期間を計算する場合には、勤続期間一年をこえる者については、一年未満の端數は切り捨てる。  
 （歸郷旅費）  
 第七條 退職した者が退職の日翌日から起算して三月以内に居住地を出發して歸郷地（退職後の生活の根據地となる地をいう以下同じ）へ旅行する場合において、居住地から歸郷地に至る前職當の鐵道賃、船賃、及び車馬賃（以下「歸郷旅費」という）を支給することができる。  
 2 前項の場合において家族を随伴するとき若しくは家族を歸郷地に呼び寄せるため退職の日翌日から起算して三月以内に居住地を出發して旅行させるときは、居住地から歸郷地に至る歸郷旅費を支給することができる。  
 3 退職した者が退職の日翌日から起算して三月以内に死亡した場合においてその者の遺族がその者の死亡の日から起算して一月以内に居住地を出發して歸郷地へ旅行するときは、居住地から歸郷地に至る歸郷旅費を支給することができる。

職員で定數條例第三項の規定による整理により退職する者に限つて適用されるものであつて、刑罰の宣告又は懲戒處分として退職させられた者については、この條例は、昭和二十四年十二月三十一日限り力を失う。  
 （別表）

期間	甲			乙			丙		
	一年未満	一年	二年	一年未満	一年	二年	一年未満	一年	二年
一年未満	三〇	三〇	三〇	一五	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一年	六〇	六〇	六〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	二〇
二年	九〇	九〇	九〇	三五	二五	二五	二五	二五	二五
三年	一二〇	一二〇	一二〇	四五	三五	三五	三五	三五	三五
四年	一五〇	一五〇	一五〇	五五	四五	四五	四五	四五	四五
五年	一八〇	一八〇	一八〇	六五	五五	五五	五五	五五	五五
六年	二一〇	二一〇	二一〇	七五	六五	六五	六五	六五	六五
七年	二四〇	二四〇	二四〇	八五	七五	七五	七五	七五	七五
八年	二七〇	二七〇	二七〇	九五	八五	八五	八五	八五	八五
九年	三〇〇	三〇〇	三〇〇	一〇〇	九五	九五	九五	九五	九五
十年	三三〇	三三〇	三三〇	一〇五	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
十一年	三六〇	三六〇	三六〇	一一〇	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五	一〇五
十二年	三九〇	三九〇	三九〇	一一五	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇
十三年	四二〇	四二〇	四二〇	一二〇	一一五	一一五	一一五	一一五	一一五
十四年	四五〇	四五〇	四五〇	一二五	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
十五年	四八〇	四八〇	四八〇	一三〇	一二五	一二五	一二五	一二五	一二五
十六年	五一〇	五一〇	五一〇	一三五	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇	一三〇
十七年	五四〇	五四〇	五四〇	一四〇	一三五	一三五	一三五	一三五	一三五
十八年	五七〇	五七〇	五七〇	一四五	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇	一四〇
十九年	六〇〇	六〇〇	六〇〇	一五〇	一四五	一四五	一四五	一四五	一四五
二十年	六三〇	六三〇	六三〇	一五五	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇
二十一年	六六〇	六六〇	六六〇	一六〇	一五五	一五五	一五五	一五五	一五五
二十二年	六九〇	六九〇	六九〇	一六五	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇
二十三年	七二〇	七二〇	七二〇	一七〇	一六五	一六五	一六五	一六五	一六五
二十四年	七五〇	七五〇	七五〇	一七五	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇	一七〇
二十五年	七八〇	七八〇	七八〇	一八〇	一七五	一七五	一七五	一七五	一七五
二十六年	八一〇	八一〇	八一〇	一八五	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
二十七年	八四〇	八四〇	八四〇	一九〇	一八五	一八五	一八五	一八五	一八五
二十八年	八七〇	八七〇	八七〇	一九五	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇	一九〇
二十九年	九〇〇	九〇〇	九〇〇	二〇〇	一九五	一九五	一九五	一九五	一九五
三十年	九三〇	九三〇	九三〇	二〇五	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇

（備考）期間欄は

イ、甲欄の適用については「勤続期間」とし、乙欄の適用については、限額條例上の職員としての實勤務在職年」とし、丙欄適用については、退職給付を受くべき組合員としての實勤務期間とそれぞれ讀み替えて使用するものとする。

1 この條例は公布の日から施行し、昭和二十四年九月一日からこれを適用する。  
 2 この條例は、もつぱら定數條例の適用を受ける

定期昇給は、職員が現に勤続すべき

第二條 中「左のナリ」七

### 規則

廣島市吏員席次規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱 井 信 三

#### 廣島市規則第二十號

##### 廣島市吏員席次規則

第一條 この規則において吏員とは地方自治法第七十二條第一項の吏員をいう。  
第二條 吏員の席次は次の順序による。  
一、職務の級(以下職級とす)の多い者を上席とする。  
三、職級の同じ者については俸給の號俸の多い者を上席とする。  
三、職級も俸給の號俸も共に同じ者については、その職級における在職期間の長い者を上席とし、なお同じときは、吏員としての在職期間の長い者を上席とする。

第三條 地方自治法第二百四十七條第一項の規定により市長の職務を行う吏員は本廳において現に勤務する吏員とし、同法同條第五項の規定により收入役の職務を行う出納員は會計課において現に勤務する出納員とする。  
附 則  
この規則は公布の日からこれを施行する。  
廣島市警察職員の宣誓教育訓練禮式及び服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年八月二十五日  
廣島市長 濱 井 信 三

その勤続期間に對する規則の一部を改正する規則  
廣島市警察職員の宣誓教育訓練禮式及び服制に関する規則(昭和二十三年三月五日廣島市規則第四十一號)の一部を次のように改める。  
第四條 中「上衣左胸(肩)の付根より一寸下の中央」を「上衣左前物入れの上部(中央二種の箇所)及び外套右襟」に改める。  
附 則  
この規則は、昭和二十四年七月二十五日からこれを適用する。  
廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年八月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

#### 廣島市規則第三十二號

##### 廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則

廣島市役所係設置規則(昭和二十二年六月一日規則第七號)の一部を次のように改める。  
第一條 中復興局住宅課の「庶務係」の次に「管理係」を加える。  
第二條 中住宅課の係の分掌事務を次の通り改める。  
住宅課  
庶務係  
一、住宅建設事業の諸手續に關すること  
二、地代家賃統制等に關すること  
三、住宅建設用資材の購入保管及び出納に關すること  
四、公共事業勞務に關すること  
五、課内庶務に關すること

#### 廣島市規則第三十三號

##### 廣島市職員勞働組合専從職員たる職員の身分給與等に關する規則

廣島市職員勞働組合専從職員たる職員の身分給與等に關する規則  
第一條 本市職員で職員勞働組合(以下組合とす)の専從職員として専らその職務に従事する者(以下専從職員とす)の身分給與等の取扱については、この規則による。  
第二條 この規則において職員とは地方自治法第七十二條の吏員及び囑託員、雇員をいう。  
第三條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。  
第四條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。  
第五條 本市職員で職員勞働組合(以下組合とす)の専從職員として専らその職務に従事する者(以下専從職員とす)の身分給與等の取扱については、この規則による。  
第六條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。  
第七條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。  
第八條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。  
第九條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。  
第十條 専從職員は、組合員四百名につき、組合長の申請に基づき市長がこれを決定し、組合員四百名未満の組合があるときは、組合員に對しては、この規則による。

#### 廣島市規則第三十五號

##### 廣島市職員昇給規則の一部を改正する規則

廣島市職員昇給規則(昭和二十三年四月五日規則第六號)の一部を次のように改める。  
第四條 を次のように改める。  
定期昇給は、職員が現に受けている俸給を受けるに至つたときから、左に掲げる期間を満了すべき

#### 廣島市規則第三十六號

##### 廣島市職員表彰規則の一部を改正する規則

廣島市職員表彰規則(昭和二十三年四月五日規則第四號)の一部を次のように改める。  
第一條 第六號中「滿二十年以上」を「滿十年以上」に改める。  
第二條 中「左の方法の一による」を「左の方法の

#### 廣島市規則第三十四號

##### 廣島市衣料品小賣業者登録諮問委員會規則

この規則は、公布の日から施行する。  
廣島市衣料品小賣業者登録諮問委員會規則を次のように制定する。  
昭和二十四年九月十日  
廣島市長 濱 井 信 三

#### 廣島市規則第三十五號

##### 廣島市衣料品小賣業者登録諮問委員會規則

廣島市衣料品小賣業者登録諮問委員會規則(以下「下單に委員會」といふ)は廣島縣衣料品小賣業者登録諮問委員會規則第四條の規定により、審議會長の諮問に應じ廣島市内における衣料品の潤滑な配給を圖るため、小賣業者の登録に關する事項を調査審議する。  
第二條 委員會は廣島市役所内に置く。  
第三條 委員會は委員長一名、委員十九名以内で組織する。

### 規則

廣島市吏員席次規則を次のように制定する。  
昭和二十四年六月十三日  
廣島市長 濱 井 信 三

#### 廣島市規則第二十號

##### 廣島市吏員席次規則

第一條 この規則において吏員とは地方自治法第七十二條第一項の吏員をいう。  
第二條 吏員の席次は次の順序による。  
一、職務の級(以下職級とす)の多い者を上席とする。  
三、職級の同じ者については俸給の號俸の多い者を上席とする。  
三、職級も俸給の號俸も共に同じ者については、その職級における在職期間の長い者を上席とし、なお同じときは、吏員としての在職期間の長い者を上席とする。

第三條 地方自治法第二百四十七條第一項の規定により市長の職務を行う吏員は本廳において現に勤務する吏員とし、同法同條第五項の規定により收入役の職務を行う出納員は會計課において現に勤務する出納員とする。  
附 則  
この規則は公布の日からこれを施行する。  
廣島市警察職員の宣誓教育訓練禮式及び服制に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年八月二十五日  
廣島市長 濱 井 信 三

一に よる こと が て き る に 改 め る 。  
第五條 を 削 る  
第六條 中 「考科表」を「考課表」に改め、第六條を第五條とする。

この規則は、公布の日からこれを施行する。  
廣島市職員分限規則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年九月十三日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市規則第三十七號

廣島市職員分限規則の一部を改正する規則  
廣島市職員分限規則（昭和二十二年十二月十二日規則第二十二號）の一部を次のように改める。  
第二條中 第六號の次に「七、定員の改正により過員を生じたとき」を加える。  
第四條中 第一項第二號の前に「二、前號の傷い疾病のうち結核性疾患のため引き続き一年間執務しないとき」を加え、二號以下の各號を順次繰り下げる。  
第二項を「前項休職期間は第一號、第二號、第三號及び第五號の場合は發令の日から一年間とし第四號の場合は、その事件が裁判所に係属する期間とする。」に改める。  
第七條 の次に左の一條を加える。  
第七條 の二傷い疾病のうち結核性疾患者と認定された職員に對しては、出勤停止を命ずることができらる。

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年九月一日から適用する。  
廣島市長 濱 井 信 三

告 示

廣島市告示甲第三十八號

昭和二十四年八月二十四日  
廣島市長 濱 井 信 三  
左記の通り定例廣島市議會を招集する。  
一、招集日時、昭和二十四年八月三十一日午後一時  
一、招集場所、廣島市役所

廣島市告示甲第五十九號

廣島市中央卸賣市場設置條例（昭和二十四年四月廣島市條例第三十一號）及び廣島市中央卸賣市場業務條例（昭昭二十四年四月廣島市條例第三十二號）は、それぞれ昭和二十四年九月一日からこれを施行する。  
昭和二十四年八月二十七日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第六十號

昭和二十四年八月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三  
左記の通り臨時廣島市議會を招集する。  
一、招集日時、昭和二十四年九月七日午後一時  
一、招集場所、廣島市役所

廣島市告示甲第六十一號

昭和二十四年八月三十一日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市長 濱 井 信 三

臨時廣島市議會に付する事件は左記の通り。  
記

- 一、昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加
- 一、廣島市消防團の定員、任免、給與、服務に關する條例の一部を改正する條例の制定について
- 一、廣島市中央庭球場條例制定について
- 一、廣島市中央公民館條例制定について
- 一、額山陽文徳殿使用條例制定について
- 一、市營住宅建設について
- 一、工事請負契約締結の承認について
- 一、工事請負契約締結の承認について
- 一、工事請負契約締結の承認について

廣島市長 濱 井 信 三

廣島市西診療所診療開始について  
廣島市西診療所（廣島市福島町四〇〇）は、昭和二十四年九月一日より診療を開始する。  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第六十三號

廣島東及び西稅務署より通知あつた若草町鄰點時外四百九拾名の家屋に對する賃貸價格の設定については、家屋賃法第十一條の規定により、自九月九日（九月二十八日）の二十日間關係者の縦覧に供する。  
昭和二十四年九月五日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市告示甲第六十四號

昭和二十四年九月六日  
廣島市長 濱 井 信 三  
在外公館等借入金整理  
準備審査會法公布について

終戦後滿州、朝鮮、中國及び南方地域等において邦人の引揚救済收容等の經費に充てるため、在外公館又は法人自治團體等が一般邦人から借上げた所謂在外公館等借入金は、本年六月一日公布の法律第七十三號「在外公館等借入金整理準備審査會法」により外務大臣から正式に確認を受け得ることとなつたのであるが、右法律の施行期日及び確認請求の手續様式については、明年五月一日までの間に公布せられる政令に詳細規定せられるはずであるから、各該當者は右政令公布の日をまつて同日後九十日以内に同政令の規定に従つて確認の請求をせられるよう御願する。

なお本件借入金整理準備事務を行うため、この度外務省管理局内に在外公館等借入金整理準備審査事務局（東京港都港區（芝居區内）芝田村町一ノ二）を設置されたから、本件に關する照會及び問合せは右事務局あて行われたる。

廣島市告示第六十五號

九月七日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は左の通り。  
但し、この豫算は即日これを施行する。  
昭和二十四年九月七日  
廣島市長 濱 井 信 三  
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

歳 入

- 八、繰越金 貳拾七萬參千四百圓
- 一、前年度繰越金 貳拾七萬參千四百圓
- 歳入合計 貳拾七萬參千四百圓
- 出 貳拾七萬參千四百圓
- 八、産業經濟費 貳拾七萬參千四百圓
- 三、農水産諸費 貳拾七萬參千四百圓
- 歳出合計 貳拾七萬參千四百圓
- 歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第六十六號

昭和二十四年九月九日  
廣島市長 濱 井 信 三

第七回換地豫定地指定、未指定地補充換地豫定地指定（第八回）並びに換地豫定地變更（第八回）換地指定の發表について

一、廣島市特別都市計劃事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の土地は、區劃整理委員會の諮問を経て換地豫定地が決定したから、關係者は東部復興事務所にて詳細承知されたい。  
二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は、土地所有届を提出済の人のみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない人は、至急届出されたい。

三、今回發表地區の土地を賣買又は讓渡するときは、事前に必ず東部事務所へ協議の上取運び願ひたい。  
四、一連絡のない場合は、決定した換地を取消すことに立至ることもあるから是非連絡方實行されたい。

廣島市公安委員會告示

四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利については追つて指定する。  
記  
一、千田町二丁目、千田町三丁目、東白島町、西白島町、白島九軒町、白島東中町の各一部  
二、千田町一丁目鈴木茂外二百四十三件未指定地、補充換地  
三、大手町七丁目廣島市外二百二十一件換地豫定地變更。  
關係圖書縦覧場所  
廣島市基町 廣島市東部復興事務所

廣島市公安委員會告示

廣島市公安委員會告示第八號

昭和二十四年九月七日廣島市條例第四十一號集團行進及び集團示威運動に關する條例第八條に基いて集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則を次のように定める。  
昭和二十四年九月八日  
廣島市公安委員會

集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則

- 第一條 集團行進及び集團示威運動に關する條例（以下條例という）第一條に定める許可を要しないものを次の通りとする。  
一、學校が行つて退足、修學放行  
二、葬儀その他宗教上の儀式
- 第二條 條例第二條の許可願書はすべて二道提出しなればならない。
- 第三條 所轄警察署長前條の許可願書を受理したと

辭令

- 事務吏員 船倉逸郎
- 民生局社會教育課文化係長を命ずる
- 事務吏員 渡部敦雄
- 皆賀出張所事務主任を命ずる
- 事務吏員 澤田鎮雄
- 復興局住宅課庶務係長を命ずる
- 技術吏員 藤永修
- 復興局東部復興事務所庶務課庶務係長を命ずる
- 事務吏員 兒玉増信
- 復興局住宅課管理係長を命ずる
- 事務吏員 堀井稻雄
- 技術吏員 佐々木暢之
- 市長室勤務を命ずる
- 事務吏員 加藤勝登
- 事務局長事務課勤務を命ずる
- 事務吏員 八木澄子
- 事務局長調査課勤務を命ずる
- 事務吏員 池田甫
- 民生局社會教育課勤務を命ずる
- 事務吏員 大津賀弘一
- 事務局長事務課勤務を命ずる
- 事務吏員 下市光登
- 事務局長事務課勤務を命ずる
- 事務吏員 増田岩夫
- 民生局商工課勤務を命ずる
- 技術吏員 高瀬孝一
- 事務局長事務課勤務を命ずる
- 事務吏員 沖田正三
- 事務局長事務課勤務を命ずる
- 事務吏員 齊木幸雄

- 中央卸賣市場業務課勤務を命ずる
- 技術吏員 竹腰猛
- 復興局東部復興事務所工務課勤務を命ずる
- 事務吏員 武田隆資
- 民生局戸籍課勤務を命ずる
- 正月定夫
- 廣島市事務吏員に任命する
- 主事に補する十一級六號俸を給する
- 民生局學務課長を命ずる
- 助 役 森澤雄三
- 民生局學務課長事務取扱を免する
- 事務吏員 綿井忠男
- 願により本職を命ずる
- 昭和二十四年八月三十一日 (各通)
- 事務吏員 石橋精進
- 小綱町出張所長を命ずる
- 事務吏員 中島春
- 宇品出張所長を命ずる
- 事務吏員 水津美津雄
- 似島出張所長を命ずる
- 事務吏員 大島淺人
- 保健所豫防課豫防係長を命ずる
- 事務吏員 國安榮
- 保健課健康指導係長を命ずる
- 事務吏員 吉本貞夫
- 第一民生委員事務所長を命ずる
- 昭和二十四年九月三日 (各通)

雜報

九月臨時市議會において左記の通り議決された。

きは、直ちに警察局長を経て公安委員會に送付しなければならぬ。

第四條 公安委員會第一條の許可願書を受理したときは、直ちに許可、不許可を決定し、願書の一通にその旨、條付を附したときはその條件を記入し、警察局長及び所轄警察署長を経て遅くとも行進又は集團示威運動の開始時刻より二十四時間前までに願出者に交付するものとする。

第五條 條例第四條第三項の規定による條件は、公安保持上特に必要のある場合を除き次の基準による。

- 一、進駐軍事務に支障を及ぼさないこと
- 二、廣島市所在官公衙の出入口附近において行進を開始、又は終了し、或は集團示威運動が行はれることにより國の事務又は公共事務が妨害せられないこと
- 三、兇器、武器を携帯し又は泥酔したものを参加せしめないこと

第六條 公安委員會は、行進又は示威運動を許可するに當り次のような遵守事項を附することができる。

- 一、適當数の自治的整理員を付けること
- 二、行進は一列隊以下とし一隊の人員は百人を限度とし各隊の間隔は十メートル以上を保つこと
- 三、各隊には標識を附けた適當数の指揮者を置くこと

附則  
この規則は公布の日からこれを施行する。

九月七日議決

- 一、第九十四號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出予算追加 原案可決
- 一、第九十五號議案 廣島市消防團の定員、任免、給與服務に關する條例の一部を改正する條例制定について
- 一、第九十六號議案 廣島市中央庭球場條例制定について
- 一、第九十七號議案 廣島市中央公民館條例制定について
- 一、第九十八號議案 頼山陽文徳殿使用條例制定について
- 一、第九十九號議案 市營住宅建設について
- 一、第一百號議案 工事請負契約締結の承認について
- 一、第一百一號議案 工事請負契約締結の承認について
- 一、第一百二號議案 工事請負契約締結の承認について
- 一、第一百三號議案 工事請負契約の同意について
- 一、請願 (太田川基町護岸強化既設大貯水槽の復活排水溝整備並びにソギ井屋根を瓦葺に改装促進の件) 委員會附託
- 一、請願 (市内道路補修方要望の件)
- 一、請願 (庚午町市營住宅に對し暴風雨の被害防止對策要望の件)
- 一、請願 (宇品山開墾地取上に對し適當なる保障

要望の件

- 一、發議 (廣島驛前罹災復興建設に關する件)
- 一、請願 (不動院金堂修理の件)
- 一、請願 (現江波小學校校舍を新校地に早急に移轉方要望の件)
- 一、請願 (私學補助交付金要望の件)
- 一、請願 (中小企業機帆船事業の危機に對する援助方要望の件) 委員會附託
- 一、請願 (本川小學校に模範校舍建設を要望の件)
- 一、請願 (大正橋の架橋修復方要望の件)
- 一、第一百七號議案 集團行進及び集團示威運動に關する條例制定について 原案可決
- 九月九日議決
- 一、政府並びに國會に對し平和都市建設事業の促進と完成の財源に見返資金充當に關する決議文提出の件 決定
- 九月十二日議決
- 一、第一百四號議案 議會の議決に付すべき事件に關する條例制定について 原案可決
- 一、第一百五號議案 廣島市職員定數條例制定について
- 一、第一百六號議案 廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手当支給條例制定について
- 一、發議 (橋の橋より旭橋に通ずる路線を國道に變更されたい事を關係當局へ請願方

要望の件

- 一、請願 (基町高等學校校舍増築方要望の件) 委員會附託
- 一、請願 (白島小學校の校舍増築方の要望の件)



出張所所管區域別人口及び世帯状況表

(昭和二十四年九月一日現在)

出張所別	人口	前月比比較 △印は減	世帯數	前月分比較 △印は減
牛田	八、二一五	△七三六	二、一〇七	△二〇二
尾長	一三、〇〇八	△二二九	二、九八五	六
管崎	九、六〇九	△五六	二、二二七	一五
荒神	一八、八五四	△一七	四、九三二	四三
比治山	一五、九四〇	△四五	三、八七八	△一七
仁保	五、四五八	△五	一、三三一	△一〇
大河	一〇、四四三	△一五三	二、五一	一
皆賀	一三、八六三	一九六	三、四四一	四〇
字品	二、五四七	八九	五、六一	二三
似島	二、二九四	△一二	五〇七	四
基町	二、八七九	二四九	五、七〇三	五三
小網町	一七、九一九	一四六	四、六六三	八二
舟入	一〇、八六八	三一	二、七七八	八
觀音	一七、三二二	一一〇	四、一七六	一一
已斐	一七、六七〇	二一	四、四八一	一一
三篠	一五、九七九	五二	三、九六〇	一四
草津	一二、九三九	一一二	三、二二〇	一九
中央	三〇、二二八	三〇六	七、八九一	五七
計	二六四、〇三五	二九三六六	七、三九二	一四八

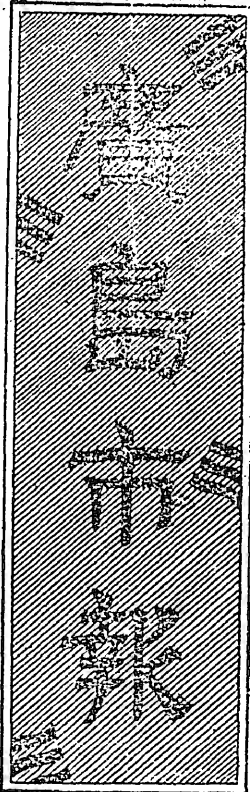
戸籍上の市勢について

(昭和二十四年八月分)

種類	件數		最上		小日平均		前年同		増減引	摘要
	件	數	最上	小日平均	前年同	増減引				
婚姻	一一九	四七五	一一五	一三	四六三	二六九	△七四			
離婚	一一〇	三五	三五	一	七六	二二	△三			
出生	計	二七〇〇	二五〇〇	一三三	二四一八	三〇八	六三			
男	一三〇〇	一四〇〇	一二〇〇	一四	一三三二	一〇〇	三〇			
女	一四〇〇	一三〇〇	一三〇〇	一	一〇八六	九五	一三			
死亡	計	二三八	一八八	一三	二七七	一九五	四三			
男	一四〇	一四〇	一四〇	一	一三五	九五	一三			
女	一八八	一四〇	一四〇	一	一四二	九五	一三			
入寄留	四九六	四七	四七	一	一九一	一九五	四三			
出寄留	四九六	四七	四七	一	一九一	一九五	四三			
本請求	四三五	一	一	一	一七七	一九五	四三			
抄本請求	四三五	一	一	一	一七七	一九五	四三			
印鑑届	八九〇	二四八	二四八	一	一七〇	一九五	四三			
印鑑照査	三、〇二七	一七八	一七八	一	一六四	一九五	四三			
身分證明	二四六	二六	二六	一	一九五	一九五	四三			
戸籍照査	二七二	二六	二六	一	一九五	一九五	四三			

註一、左側の數字は本市以外の地域で發生した事項を本籍地の本市へ届出を示す  
 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分其他は二十五日分計算したものである  
 一、市内で發生した出血から死亡を減じた増減數  
 男二六九人 女二六三人  
 計五三二人 一日平均一七、一人

一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分其他は二十五日で計算したもの



No. 43  
昭和二十四年 十月二十日 発行  
(木曜日)

発行所 廣島市役所  
廣島市國泰寺町三九

電話  
中二三、三五二番  
中一三三、六〇六番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番  
中一一三、七九四番

【目次】

廣島市旅客輕車輻檢査等に關する手数料規則制定	一
廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員の手當支給條例施行細則制定	一
廣島市民生委員事務所設置規程の一部改正	三
廣島市市勢調査區設置規則制定	三
廣島市職員衛生委員會規則制定	三
廣島市危險物取締條例施行細則一部改正	三
廣島市有財產事務取扱規則制定	三
廣島市役所執務時間並びに休日規程改正	四
廣島市中央卸賣市場業務條例第三十一條第三十五條の規定に基き告示について	四
廣島市中央卸賣市場業務開始について	四
土地立入について	四
行旅死亡人について	四
修正宅地賃借價格續覽について	四
行旅死亡人について	四
十月定例市議會招集について	五
廣島市公安委員會告示	五
集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則一部改正	五
辭令	五
◎雜報	五
戸籍上の市勢について	五

規則

廣島市旅客輕車輻檢査等に關する手数料規則を次のように制定する。

昭和二十四年九月二十四日 廣島市長 濱井信三

**廣島市規則第三十八號**

廣島市旅客輕車輻檢査等に關する手数料規則

第一條 地方公共團體手数料令(昭和二十二年政令第三百二十七號)第一條の規定により事業用旅客輕車輻(以下旅客輕車輻という)の檢査等に關する手数料は一件につき、左の各號に掲げる額を徴収する。

一、檢査手数料 百圓

二、檢査證再交付手数料 五十圓

三、檢査證書換手数料 三十圓

四、旅客輕車輻檢査使用に對する檢査證再交付手数料 五十圓

第二條 この規則に定める手数料の納入に關しては廣島市收入證紙規則の定めるところによる。

第三條 既納の手数料は申請又は届出事項の変更若しくは取消の場合においてもこれを還付しない。

附則

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年七月一日から適用する。

廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手當支給條例施行細則を次のように制定する

昭和二十四年九月二十九日 廣島市長 濱井信三

**廣島市規則第三十九號**

廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手當支給條例施行細則

(目的)

第一條 この規則は廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手當支給條例(以下條例という)の施行に關し必要な事項を定める。(給料月額)

第二條 條例第二條の給料月額とは左に掲げるものをいう。

一、廣島市職員給料條例の適用を受ける者にあつては同條例別表の給料月額

二、その他の者にあつては勤勞の對價として毎月定期的に支給される給與であつて前號の給料月額と同様のもの

三、職員が退職當時左の各號の一に該當するような場合であつても前項の給料月額はその者の本來受くべき給料月額によるものとする。

一、廣島市職員分限規則第四條の規定により廣島市職員給料條例第九條の給料の減額を受けている場合

三、廣島市職員勞働組合専従職員たる職員の身分給與等に關する規則第六條により給料の支拂を受けていない場合

(勤続期間)

第三條 條例第六條の在職期間とは引き続きいて職員としての身分を保有している期間をいう。従つて左の各款の一に該当する場合の期間は引き續いた在職期間となるものとする。

一、職員としての身分を保有したまま徴集又は召集により陸海軍の軍人となつていた期間  
二、休職その他職員としての身分を保有したまま、現職に職務を執るを要しない期間  
2、兵役に服するため退職した者が除隊の日（今次戦争において外地で除隊した後抑留等になつていた者が内地に歸還した場合にあつては内地に上陸の日）から九十日以内に再び職員となつたときその前後の在職期間は引き続きいた在職期間とみなす。

（失業者の退職手当の日額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

（失業者の退職手当の支給期日）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

（失業者の退職手当の支給額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

（失業者の退職手当の支給額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

2、前項の待期日数の期間内に職業に就き、失業保険法又はこの規則に定める受給資格者とならないうちに再び失職した場合においては、その再び失職した日から起算して待期日数の残日数を経過した後における失業の日数に應じて失業者の退職手当を支給する。

（失業者の退職手当の給付日数）  
第七條 失業者の退職手当は百八十日から前期日数を控除した日数（以下「給付日数」という）に對して支給する。

（失業者の退職手当の日額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

（失業者の退職手当の支給額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

（失業者の退職手当の支給額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

（失業者の退職手当の支給額）  
第九條 失業者の退職手当は毎月一日及び十六日にその前日までの分を支給する。但し最終の分については支給期日にかゝらず支給することができぬ。

所又は居所を管轄する公共職業安定所（以下「管轄公共職業安定所」という）に出頭し、受給資格証を提示して求職の申込をしなければならぬ。

4、受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするときは第六條の規定による待期日数の経過した日以後において前條の支給期日毎に本市に出頭し別表に定める失業者の退職手当支給額（以下「支給額」という）を提出しなければならぬ。但しその者が住所又は居所の変更その他やむを得ない事由によつて出頭できないときは、その理由を具し支給額を逡達することができぬ。

5、前項の支給額には管轄公共職業安定所による失業の証明を受けなければならない。

6、管轄公共職業安定所長が受給資格者の申出によつて必要があると認めると他の公共職業安定所長に失業の証明を依頼したときは、その公共職業安定所長に証明をもつて前項の証明に代えることができる。

7、市長並びに任免権者は支給額を受理した場合においては臺帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認めるときは直ちにその成拂を行わなければならない。

（家族の旅費）  
第十一條 條例第七條の家族の歸郷旅費は左の各款の計算による。

（退職手当の相續）  
第十二條 退職手当の支給を受くべき者が死亡した場合における退職手当は民法の規定により相續されるものとする。

この規則は公布の日からこれを施行し昭和二十四年九月一日から適用する。

Table with columns: 等級, 給與日額, 保險金日額, 等級, 給與日額, 保險金日額. It contains numerical data for various categories and includes sub-sections for '別表' and '附則'.

（別表） 失業保險金額表  
（附則） 此の規則は公布の日からこれを施行し昭和二十四年九月一日から適用する。

第一條 本市の人口、産業、經濟、復興、その他市勢の全般的な調査を施行するため市勢調査區（以下単に調査區とす）を設ける。  
第二條 調査區の番號調査區域は別表の通りとする。  
第三條 調査事務を行うため指導員及び調査員を置く。  
第四條 指導員は市出張所長を以てこれに充てる。指導員は出張所管轄區域内の調査員を指導監督する。

**第五條** 調査員は調査区域内に居住する者の中から出張所長の推薦により市長がこれを囑託する。

**第六條** 調査員は調査区域内の調査事務を担当する。第六條 調査員には豫算の範囲内において手當金を支給する。

**第七條** 調査員は調査事務を調査課とする。

**第八條** この規則施行上必要な事項は調査課長の定めるところによる。

附則  
この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市職員衛生委員規則を次のように制定する。  
昭和二十四年十月十日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十一號

**廣島市職員衛生委員會規則**

**第一條** 労働基準法及び労働安全衛生規則に基いて廣島市職員の衛生管理に關する事項を調査、審議するために廣島市衛生委員(以下委員)を置く。

**第二條** 委員は前條の目的を達成するために次の事項を掌る。

一、労働環境衛生に關する調査、研究並びに改善に關すること。

二、労働衛生に關する知識の普及に關すること。

三、その他本會の目的達成に必要なこと。

**第三條** 委員會は委員長一名、副委員長一名委員十二名を以て組織する。

**第四條** 委員長は總務局長を以てこれに充て、副委員長は委員の中から委員長が命ずる。

**第五條** 委員は指名委員専任委員及び選出委員として左に掲げる者について市長がこれを命じ又は委嘱する。

一、指名委員は課長、厚生係長中 三名  
二、専任委員は安全管理者、衛生管理者中 六名  
三、選出委員は職員労働組合より推薦された職員 三名

**第六條** 委員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。

**第七條** 委員會には必要に應じ書記を置くことができる。

**第八條** 委員長は會務を統理し會議の議長となる。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

**第九條** 定例委員會は年二回とし、委員長が招集する。委員長は臨時緊急の必要がある場合は臨時に會議を招集することができる。

**第十條** 委員長は他の委員の二分の一以上の請求があつたときは、臨時に委員會を招集しなければならぬ。

**第十一條** 委員會は委員の要求により委員以外の者を臨時に會議に出席させてその意見を聞くことができる。

**第十二條** 委員長は委員會の議事の粗度遅滞なくその會議において調査審議した事項について議事録を作成しこれを保存するとともに、その寫に意見を具して市長に報告しなければならない。

**第十三條** 委員、書記又はこれらの職にあつた者はその職務上知り得た秘密を洩してはならない。

**第十四條** この規則に定めるものの外、委員會について必要な事項は委員長がこれを定める。

附則  
この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市危険物取締條例施行細則の一部を改正する。  
昭和二十四年十月十日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十二號

**廣島市危険物取締條例施行細則の一部を改正**

この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市危険物取締條例施行細則の一部を改正する。  
昭和二十四年十月十日  
廣島市長 濱井信三

する規則  
廣島市危険物取締條例施行細則(昭和二十三年十二月二十三日廣島市規則第六十二號)の一部を次のように改める。

**第二十五條** この規則に規定する許可、認可及び受理の證明は別記第十三號様式のひな型を用い、許可を取消し又は改修、補修その他必要な措置を命ずる場合は第十四號様式のひな型を用いるものとする。

附則  
この規則は、公布の日から、これを施行する。

第十四號様式

廣島市指令消第 號	廣島市指令消第 號
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
住所 氏名	住所 氏名
許可を取消す	認可を取消す
廣島市長	廣島市消防局長

廣島市規則第四十三號

**廣島市指令消第 號**

昭和 年 月 日

住所 氏名

許可を取消す

廣島市長

**廣島市指令消第 號**

昭和 年 月 日

住所 氏名

認可を取消す

廣島市消防局長

廣島市有財産事務取扱規則を次のように制定する。  
昭和二十四年十月十日  
市長 名

廣島市規則第四十四號

**第一章 總則**

**第一條** この規則は、廣島市有財産取得管理處分條(以下條例)と(第二十三條)に基き、市有財産の取扱に關する必要な事項を定めるものとする。

**第二條** 市有財産の取得管理及び處分は、その適正を期するため總務局財務課(以下財務課)においてこれを統轄する。但し、廣島市物品會計取扱規則その他別に定があるものについてはこの限りでない。

**第三條** (各課所室を含む。以下同じ)所屬の市有財産に關する事務は、當該課長がこれを分掌し、他課の主管理に屬しない市有財産に關する事務は、復興局庶務課長(以下庶務課長)と(以下これを分掌する)。

**第四條** 財務課長は、必要があると認めるときは、主務課長に對してその管理に關する市有財産に關し、狀況報告を求め、又は所屬職員を派遣して實地を調査させることができる。

**第五條** 各課所室の建物、公舎を除く外、これに對し又はその他の者を居付させてならない。但し市有財産の管理又は取上特に關する人を置く必要のある場合はこの限りでない。

**第六條** 行財政の用途を變更しようとするとき、市有財産を管理しなくなるときは、主務課長は速かに庶務課長にその形を通知し、これを通知しなければならぬ。

**第七條** 主務課長は左に掲げる場合においては、財務課長に通知し、又は處分しようとするとき、市有財産の用途を變更しようとするとき、市有財産の使用又は収益をさせようとするとき、行財政の用途を變更又は終止しようとするとき。

**第六條** 委員の任期は二年とする。但し重任を妨げない。

**第七條** 委員會には必要に應じ書記を置くことができる。

**第八條** 委員長は會務を統理し會議の議長となる。副委員長は委員長を補佐し委員長に事故があるときはその職務を代理する。

**第九條** 定例委員會は年二回とし、委員長が招集する。委員長は臨時緊急の必要がある場合は臨時に會議を招集することができる。

**第十條** 委員長は他の委員の二分の一以上の請求があつたときは、臨時に委員會を招集しなければならぬ。

**第十一條** 委員會は委員の要求により委員以外の者を臨時に會議に出席させてその意見を聞くことができる。

**第十二條** 委員長は委員會の議事の粗度遅滞なくその會議において調査審議した事項について議事録を作成しこれを保存するとともに、その寫に意見を具して市長に報告しなければならない。

**第十三條** 委員、書記又はこれらの職にあつた者はその職務上知り得た秘密を洩してはならない。

**第十四條** この規則に定めるものの外、委員會について必要な事項は委員長がこれを定める。

附則  
この規則は、公布の日から、これを施行する。

廣島市危険物取締條例施行細則の一部を改正する。  
昭和二十四年十月十日  
廣島市長 濱井信三

これに基いて別記第二號様式の市有財産總合評價報告書を調製し、翌年一月末日までに財務課長に提出しなければならない。

財務課長は、前項の市有財産總合評價報告書に基き、別記第三號様式の市有財産總合評價計算書を調製しなければならない。

**第十二條** 主務課長は、毎年十二月末日現在により別記第四號様式の市有財産調書を作成し、翌年一月十五日までに財務課長に提出しなければならない。

前項の市有財産調書を提出するときは、別記第五號様式の市有財産増減説明書を添付しなければならない。

**第十三條** 財務課長は、前條の市有財産調書を審査して、別記第六號様式の市有財産表を調製しなければならない。

**第十四條** 市議會事務局、選挙管理委員會、監査委員室、警察局及び消防局に所屬する市有財産の事務取扱に關してはこの規則を適用する。

附則  
この規則は、公布の日から、これを施行する。但し従前の様式は當分の間これを使用することができる。

**第十一條** の規定による市有財産の最初の總合評價は、昭和二十五年十二月末日の現況により、これを實施するものとする。

廣島市財産表並びに同財産表調製取扱規程は、これを制定する。

(三) 工作物

名 稱	(何々)	所在地	(何町何丁目何番地)						
			増		減		現 在		摘 要
			数量	金額	数量	金額	数量	金額	
年月日	標 造 單位								

- 備考
1. 工作物とは、下記設備及びこれに類する不動産の定着物を用いる。  
電灯設備、暖冷房設備、衛生浄化設備、換気設備、機関及び附属設備、電話及び附属設備、ポンプ装置、炒却爐、火葬爐、起重機、非戸、物干場、鋳石像、かきね、橋柱、指示場、池、水飲場、手洗場、児童遊園設備、公園設備、警報器、土庫、置場、橋、船舶修水場、けい船泊標、棧橋、街灯、上下貯水池並びに附属物、濾過池、水源集水井、集水池、配水池、配水管及び附属具、配水塔、取水塔、沈でん池、送水覆がいきよ、送水鉄管、暗きよ、水道鉄管、堤防、下水管及び附属設備、排水設備、砂溜池、汚でい貯溜そう、その他上下水設備、軌道、電柱、架空電線等。
  2. 建物に附属せる工作物は、建物附属工作物として建物の部に編集する。
  3. 名称ごとに別紙とする。
  4. 単位欄は、メートル式、基、個、箇所等をもつて表示する。
  5. 摘要欄には、得喪變更その他登録事由を記入する。
  6. 主な工作物は附属する工作物並びに植物を、それぞれ別紙とする。但し併記することは差支えない。
  7. 附属植物については、立木、株物、芝生その他に大別して別紙とする。

(四) 船 舶

種別	(何々船)	名稱	(何々丸)	構造	尺その		總噸數	所在地
					度他	幅深		
年月日	摘 要	増		減		現 在		備 考
		数量	金額	数量	金額	数量	金額	

- 備考
1. 種別及び所在地ごとに別紙とする。但し、雑舟は併記することを妨げない。
  2. 摘要欄には得喪變更その他登録事由を記入する。
  3. 種別欄には、機帆船、汽船等に大別する。

(五) 車 輛

種別	(乗用、車)	名稱	(何々)	(何町何丁目何番地)					
				増		減		現 在	
年月日	ト ン 數	数量	金額	数量	金額	数量	金額		

- 備考
1. 種別及び所在地ごとに別紙とする。
  2. 摘要欄には、得喪變更その他登録事由を記入する。
  3. 種別欄には、乗用車、貨物自動車等に大別する。

用 途	(何々)	名稱	(何々敷地)	増		減		現 在		備 考
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	
年月日	丁目又は字	地番	地目							

- 備考
1. 用途ごとに別紙とする。
  2. 摘要欄には、得喪變更その他登録事由を記入する。
  3. 土地に付屬して取得した植物は、土地に包含する。但し、獨立して評價するものはこの限りでない。
  4. 土地の買入れによる数量の増減を算入に記入する場合は、この増減の数量に對する價格を記入する。
  5. 耕地又は土地區劃整理によつて生ずる増減は、換地告示の日より整理する。但し、整理地區に編入された地積の全部を増とする。
  6. 土地は、各筆ごとに整理し、その形状は隣接地とともに圖示する。

(二) 建 物

用 途	(何々)	名稱	(何々)	増		減		現 在		摘 要
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	
年月日	標 造									

- 備考
1. 用途ごとに別紙とする。
  2. 構造欄には、木造、鉄造、土藏造、煉瓦造、石造、人造、コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄筋煉瓦造、平家、二階建の別等及び地下室又は屋階のあるものはその旨を記入する。
  3. 摘要欄には、得喪變更その他登録事由を記入する。
  4. 数量欄には、地下室屋階をその他を含む各階ごとに記入し總延面積を( )を附して記入する。
  5. 建物に付屬する工作物は、それぞれ別紙とする。
  6. 建物は、一棟内別に整理し、圖面を附する。

第二號様式

市有財産総合評價報告書 (昭和 年 月 日現在)

局 課 名

(一) 基本財産特別基本財産及び積立金 總覽

種 別	數 量	價 額
土地		
建物		
立木竹		
有價証券		
預金		
運用金		
何々		
計		

(一) 土地

種 別	名 稱	所 在 地	數 量	價 額
(基本財産)	(何々建物敷地)	(何町何丁目何番地)		

(二) 建物

種 別	名 稱	所 在 地	摘 要	數 量	價 額
(基本財産)	(何々建物)	(何町何丁目何々地)	木造二階建等		

三立木竹 (様式は普通財産の立木竹による)

(四) 有價証券その他

種 別	有 價 証 券	預 金	運 用 金	計
基本財産				
特別基本財産	(何々資金)			
	(何々資金)			
積立金	(何々積立金)			
小計				
合計				

(六) 立木竹

年 月 日	科 別 (何科)	名 稱 (何々)	所 在 地 (何町何丁目何番地)	増			減			現 在			備 考
				數量	單 價	金 額	數量	單 價	金 額	數量	單 價	金 額	

備 考

1. 科別及び所在地ごとに別紙とする。
2. 摘要欄には、得喪變更その登録事由を記入する。
3. 科別關上に、針葉科、落葉科等に大別する。

(七) 有價証券

種 別 (何々財産)	(何々積立金)	種 目	何 々
名 稱	記 號	番 號	額 面
			利 率
			利 拂 期
			償 還 期
			取 得 年 月 日
			取 得 價 額
			備 考

備 考

1. 財産及び種目ごとに別紙とする。
2. 種目欄には、國債、地方債、社債等に大別する。
3. 摘要欄には、臺帳登録に至るまでの沿革及び得喪變更その他登録事由を記入する。

(八) 預金 (現金)

種 別 (何々財産)	(何々積立金)	預 先 (何々銀行)	預 入 方 法 (定期)
年 月 日	増	減	差 現 在
			引 高 摘 要

備 考

1. 會計又は財産及び預先、預入方法、口座ごとに別紙とする。
2. 摘要欄には、得喪變更その他登録事由及び預金の期間、利率を記入する。

(九) 運用金

種 別 (何々財産)	(何々積立金)	運 用 先	(何々會計)
年 月 日	運 用 額	償 還 額	運 用 残 額
			償 還 方 法
			運 用 期 間
			備 考

備 考

1. 運用基金、運用先及び口座ごとに別紙とする。
2. 摘要欄には、得喪變更その他登録事由及び運用の目的等を記入する。

備 考

1. 備品、消耗品は物品會計取扱規則の備品臺帳、圖書原簿、消耗品受拂簿による。

備考  
1. 工作物は、種類を大別して記入する。

四 船舶 何局何課所屬

種別	数量	價額
(何々)		
合計		

五 車輛 何局何課所屬

種別	数量	價額
(乗用車)		
(何々)		
合計		

六 機械器具 何局何課所屬

所在地	摘要	價額
(何町何々病院)	(レントゲン發生装置外何種何点)	
(何々)		
合計		
何局合計		

七 立木竹

所在地	種目	数量	價額
(何々公園)	(何々科)		
	(何々科)		
	小計		
(何々公園)	(何々科)		
	小計		
合計			
何局合計			

(二) 普通財産 總覽 (基本財産の例にならう)

一 土地 何局何課所屬

種別	名稱	所在地	数量	價額	摘要
(何々敷地)	(何々)	(何町何丁目何番地)			
	小計				
(何々敷地)	何號				
	小計				
合計					

何局合計

--	--	--	--	--	--

二 建物 何局何課所屬

種別	名稱	所在地	数量	價額	摘要
何	(何々)	(何町何丁目何番地)			(鉄筋コンクリート三階建)
々	同	同			(木造二階建)
	小計				
建	(何々)	(何町何丁目何番地)			(木造二階建)
物	同	同			(附屬設備何々外何種額)
	小計				
合計					

備考  
1. 建物は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、煉瓦又は石造、木造等に分類する。  
2. 附屬設備とは、財産表帳の附屬工作物をいう。

何局合計

--	--	--	--	--	--

三 工作物 何局何課

名稱	所在地	数量	價額	摘要
(噴水塔)	(何町何々公園)			
(何々)	同			
小計				
(何々)	(何町何丁目何番地)			
小計				
合計				

廣島市報 復活第四十三號

廣島市報 復活第四十三號

十一

第四號様式 市有財産調書 (昭和 年 月 日現在) 局 課 名

一、様式は第二號様式による。  
二、價額は、廣島市有財産事務取扱規則第十一條による。

第五號様式 市有財産増減説明書 (昭和 年 月 日現在) 何局何課所屬

Table with columns for '種別', '本年度', '前年度', '増減', and '増減理由'. It includes sub-headers for '数量' and '價額'.

第六號様式

廣島市有財産表 (昭和 年 月 日現在)

地方自治法第二百三十四條第三項により本市有財産表 (昭和 年 月 日現在)を提出する。

昭和 年 月 日 廣島市長 名

廣島市有財産表 目次

市有財産總括表

(一) 基本財産特別基本財産及び積立金

- 1. 土地
2. 建物
3. 立木竹
4. 有價証券その他

(二) 普通財産

- 1. 土地建物
2. 建物
3. 工物
4. 船舶
5. 車輜具
6. 機械器具
7. 立木竹
8. 有價証券
9. 預金
10. 運用金

備考 市有財産總括表は第三號様式、基本財産、特別基本財産及び積立金、普通財産の内訳は第二號様式による。

第三號様式 市有財産總括表 (昭和 年 月 日現在)

Table with columns for '種別', '數量', and '價額'. It lists categories like '土地建物', '船舶', '機械器具', '立木竹', '有價証券', and '預現金'.

基本財産特別基本財産及び積立金

總括

Table with columns for '種別', '數量', and '價額'. It lists categories like '土地建物', '立木竹', '有價証券', and '預現金'.

普通財産

Table with columns for '種別', '數量', and '價額'. It lists categories like '土地建物', '工物', '船舶', '立木竹', '有價証券', and '預現金'.



告示

廣島市告示甲第六十七號

昭和二十四年九月二十八日 廣島市長 濱井信三
廣島市役所執務時間並びに休日規程(明治二十九年十一月告示參甲第五十一號)の一部を次のように改める。

この規程は、昭和二十四年十月二日からこれを施行する。
附則
一、廣島市中央卸賣市場業務條例第三十一條の規定により仲買人を置く部及び員數を次の通り定める

廣島市告示甲第六十八號

廣島市中央卸賣市場業務條例第三十五條の規定により仲買人の納付すべき保証金の額は一人につき貳萬圓とする。
昭和二十四年九月三十日 廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第六十九號

廣島市中央卸賣市場は昭和二十四年十月十日から業務を開始する。
昭和二十四年十月三日 廣島市長 濱井信三
廣島市告示甲第七十號
昭和二十四年十月七日 廣島市東部土地區劃整理地區 整理施行者廣島市長 濱井信三
土地立入りについて
震災復興土地區劃整理事業施行上左記により土地立

入りをする。
右都市計画法第十二條及び耕地整理法第七條により告示する。

一、目的 土地測量のため
一、場所 廣島市東部土地區劃整理地區及びその周邊土地一圓
一、期日 自昭和二十四年十月三十一日 日出より日没まで
測量従事者は身分証明書を携帯する。
(廣島復興都市計畫部公園配置課略す)
廣島市告示甲第七十一號
昭和二十四年十月十七日 廣島市長 濱井信三

昭和二十四年九月二十六日山陽線五日市已斐驛間上り線軌道に於て骸死体を發見、行旅死亡人として左記の通り取扱つたから心當りの向は社會課迄出頭されたい。
一、本籍、住所、氏名
二、年令及び性別
三、扶養義務者
四、旅行経歴
五、人相
六、着衣
七、遺言
八、死亡年月日
九、死体發見日時
十、死亡の場所

廣島市告示甲第七十四號
昭和二十四年十月二十日 廣島市長 濱井信三
左記の通り定例廣島市警備を招集する。
一、招集日時 昭和二十四年十月二十七日午後一時
招集場所 廣島市役所
廣島市公安委員會告示
集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十四年十月十一日 廣島市公安委員會

十一、死亡の原因 驟死
十二、死体の處置 死体は昭和二十四年九月二十七日日市内比治山病院に假埋葬した
(その二)
昭和二十四年九月二十八日廣島市白島東中町山陽線軌道に於て骸死体を發見、行旅死亡人として左記の通り取扱つたから心當りの向は社會課迄出頭されたい。
一、本籍、住所、氏名
二、年令及び性別
三、扶養義務者
四、旅行経歴
五、人相
六、着衣
七、遺言
八、死亡年月日
九、死体發見日時
十、死亡の場所
十一、死亡の原因
十二、死体の處置

廣島市告示甲第六十九號の二
昭和二十四年九月十五日臨時宅地賃賃價格修正法第七條第二項による宅地賃賃價格調査會の諮問を経て決定した當市管内の修正宅地賃賃價格を同法第九條第三項の規定により自十月二十日(二十日)間當市稅務課に於て一般關係者の縦覧に供する。
昭和二十四年十月五日 廣島市長 濱井信三
廣島市告示甲第七十二號

昭和二十四年十月十九日 廣島市長 濱井信三
昭和二十四年十月八日廣島市段原日出町猿橋附近に於て骸死体となつて發見されたから行旅死亡人として左記の通り取り扱つたので心當りの向は社會課迄出頭されたい。
(1)本籍地、住所、氏名
(2)年令及び性別
(3)扶養義務者
(4)旅行経歴
(5)人相
(6)着衣
(7)死体發見日時
(8)死亡年月日
(9)死亡の原因
(10)死体の處置
廣島市告示甲第七十三號
昭和二十四年十月十九日 廣島市長 濱井信三
昭和二十四年十月八日廣島市吉島本町南大橋附近に於て死体となりて發見されたから行旅死亡人として左記の通り取り扱つたので心當りの向は社會課迄出頭されたい。

廣島市公安委員會告示第一二二號
集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十四年十月十一日 廣島市公安委員會

民生局戶籍課勤務を命ずる 濱尾洋三
總務局職員課勤務を命ずる 手島悟
總務局職員課勤務を命ずる 志賀山進
總務局職員課勤務を命ずる 藤田松雄
民生局戶籍課勤務を命ずる 波田武
中央卸賣市場管理課勤務を命ずる
昭和二十四年九月二十四日各通

昭和二十四年十月十九日 廣島市長 濱井信三
昭和二十四年十月八日廣島市吉島本町南大橋附近に於て死体となりて發見されたから行旅死亡人として左記の通り取り扱つたので心當りの向は社會課迄出頭されたい。
(1)本籍地、住所、氏名
(2)年令及び性別
(3)扶養義務者
(4)旅行経歴
(5)人相
(6)着衣
(7)死体發見日時
(8)死亡年月日
(9)死亡の原因
(10)死体の處置
廣島市告示甲第七十三號
昭和二十四年十月十九日 廣島市長 濱井信三
昭和二十四年十月八日廣島市吉島本町南大橋附近に於て死体となりて發見されたから行旅死亡人として左記の通り取り扱つたので心當りの向は社會課迄出頭されたい。

廣島市告示甲第七十四號
昭和二十四年十月二十日 廣島市長 濱井信三
左記の通り定例廣島市警備を招集する。
一、招集日時 昭和二十四年十月二十七日午後一時
招集場所 廣島市役所
廣島市公安委員會告示
集團行進及び集團示威運動に關する條例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定する。
昭和二十四年十月十一日 廣島市公安委員會

Table with columns for birth, death, marriage, divorce, and other statistics. Includes a section for '九月分戸籍上の市勢について' (City trends for September based on household registration).

従つて九月末迄における収入の状況は、豫算總額に對し既に二%に過ぎず、補助金交付の遅延と、市債未決定に伴う事業資金の未借入れのために、事業費支出は非常な困難に達し、一時借入金等によりようやく、事業の施行に支障なきを期しつつある現況である。

(一) 公營事業について  
水道事業費は豫算總額一億四千八百九十二萬千餘円であつて、これが豫算の状況は歳入において使用料手数料が四二%、市債三七%、補助金一七%となつてゐる。而して収入実績は、使用料手数料四七%、補助金一%であつて、市債は認定未決定により借入が遅延してゐるため未収入となつてゐる。

次に歳出については、戦時中補修、並びに復舊不十分のため水源における取水施設及び浄水場諸施設の完備復舊を圖る改良事業費三九%、上水經常費二三%、給水經常費一八%、その他本市復興區調整事業の施行に伴い、既設上水管の設を行う水道事業費と戦災により損傷を蒙つた市内配給水諸施設の復舊を圖るため、二十一年度より、繼續事業を實施してゐる水道復舊事業等である。

本市の上水道施設は戦災により相當の被害を受けたが終戦後資材勞力の不足を克服し、現在では漸次戦前の給水量に近づきつつある現況であり、使用料徴收についても集金制の復活以來、頗るその實績を向上し、公營企業体としての面目を一新しつゝあることは、將來における平和都市廣島建設に大なる役割を果すものであり、今後においても市民各位の一層の御協力により早急に衛生施設の完備した上水道の復舊を企圖してゐる次第である。

(二) 市有財産  
三、財産公債及び一時借入金金の現在高  
土地 三十六萬五千六百四十坪二合  
建物 七萬四千三百八十五坪七合七勺  
基金資金の現在高 百六十七萬九千七百九十七円二十四錢

市債の總額は二億八千九百三十三萬八千餘円であつて、これを用途別についてみれば、一般會計においては、社會事業費が五千九百四十四萬五千餘円で二一%、教育費四千八百三十二萬七千餘円で一七%、産業費四千八百三十二萬七千餘円で一四%、衛生費三千二百九十八萬九千餘円で一二%、災害を含めた土木關係千八百三十五萬餘円で七%、又特別會計においては、戦災復興費五千九百五十萬九千餘円で三%、都市計畫事業費三百七十五萬二千餘円で一%、その他千八百七十六萬七千餘円で七%となつてゐる。又これを借入先別にみれば、大藏省預金大部分を占めて、二億二千九百九十七萬七千餘円、郵政省資金八百九十九萬八千餘円、廣島縣より千三百六十八千餘円、その他が銀行その他の一般金融機關よりの借入となつてゐる。

(三) 一時借入金  
年度間本市資金面の操作をなすため、その年度内に償還しなければならぬ。一時借入金金の九月一日迄における借入總額は四千萬圓で、これが借入先並びに用途別は左表の通りである。

借入先	金額	借入年月日	摘要
大藏省豫算部	一五,000,000	昭和二十四年八月二十日	配付税見返り資金
"	一五,000,000	九月五日	歳計現金不足補填
"	一〇,000,000	九月十四日	補助金つなぎ資金
計	四〇,000,000		

(四) その他財政に關する事項  
去る七月七日の住民投票により本市が熱願する平和都市建設法が公布せられまことに同慶の至りであるが、今後に残された本市の使命は平和都市としての早急な復活と世界平和への實現である。

このため本市は戦災後における各般の復舊に懸命の努力を拂ひ國に對する豫算獲得の運動は勿論のこと財政貧困の現状に苦慮しつゝも専心各種の復興事業に全力を傾注してゐるのであつて、政府は勿論廣く世界に呼びかけ一日も早く平和都市を建設するよう努力してゐるのである。

幸にして先般のシャープ勸告案により來年度から地方自治財政の確立を第一主眼とする現行税制の全面的改正が實施せられることとなり、なお又、平和都市建設については復興事業に對する國の補助金並びに見返資金の融資等政府の財政的援助も期待できるので、市民各位におかれても何かと負担の多い現況下、何卒平和都市建設と世界平和確立のため今後を一層の御協力をお願いする次第である。



廣島市議會の議決を経て廣島市職員退職手当支給條例を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十號

廣島市職員退職手当支給條例

第一章 總 則

第一條 この條例による退職手当は、廣島市歳出豫算によつて給料（これに相當する給與を含む以下同じ）が支給される職員（以下「職員」という）退職した場合にその者、死亡した場合にその遺族に支給する。  
第二章 一般の退職手当

(普通退職の場合)

第二條 第三條に掲げる事由以外の事由により退職した者に對する退職手当の額は、その者の給料日額に左の各號の定めるところによつて計算した日數を乗じて得た額とする。  
一、第二號又は第三號の規定に該當しない者にあつては、その勤続期間に應じ左の區分によつて計算した日數  
イ、勤続期間十年以下の部分については、一年につき十六日  
ロ、勤続期間十年をこえる部分については、一年につき二十日

二、廣島市有給吏員退職料、退職給與金、遺族扶助料及び死亡給與金條例（昭和二十四年四月二十八日條例第二十七號）の規定による退職料（公務のため傷の疾病による退職料を除く）退職給與金、遺族扶助料（公務のためによる遺族扶助料を除く）又は死亡給與金及び恩給法（大正十二年法律第四十八號）の規定（教育委員會法（昭和二十三年法律第七十號）附則第八十四條及び教育公務員特例法（昭和二十四年法律

第一號）附則第三十二條、消防組組法（昭和二十二年法律第二二十六號）附則第三十一條、警察法（昭和二十二年法律第九十六號）附則第七條）による恩給（公務のため傷の疾病による恩給及びこれを併給される恩給を除く）の支給を現に受くべき者にあつては、その支給の基礎となる職員としての官勤続在職年一年につき十日の割合で計算した日數を前號の規定による日數から控除した日數

三、廣島市共済組合條例（昭和十六年四月十一日條例第一號）の規定による養老年金、脱退一時金（以下「退職給付」という）の支給を現に受くべき者にあつては、第一號の規定による日數から退職給付を受くべき組合員としての官勤続在職年一年につき七日（實勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日）の割合で計算した日數を控除した日數  
(定員の改廢による退職等の場合)

第三條 左に掲げる事由により退職した者に對する退職手当の額は、その者の給料日額に前條の規定により計算した日數に勤続期間一年につき九日（勤続期間十年をこえる者にあつては、その十年をこえる部分一年につき十日）の割合で計算した日數を加えた日數を乗じて得た額とする。  
一、定員若しくは組織の改廢又は豫算の減少により廢職又は過員を生じたため退職した場合  
二、停年制による停年に達したため、又は滿六十歳をこえて退職した場合  
三、傷の疾病によりその職に堪えず退職した場合  
四、前各號に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職させられた場合  
五、在職中に死亡した場合

2 職員の退職が前項第一號に掲げる事由に該當するかどうかは、その都府市長が（又は職員の内任免権者が市長に協議の上）定める。  
第四條 前條に掲げる事由により退職した者の退職手当の額が、その者の退職又は死亡當時における給料、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に満たないときは、その月額の合計額をもつて退職手当の額とする。  
(給料日額)  
第五條 第二條及び第三條の給料日額は、職員が退職又は死亡當時における給料月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の二十五日分に相當する額）の十分の一に相當する額とする。但し、その額に賃位未滿の端數を生じたときは、賃位に切上げる。  
(勤続期間の計算)  
第六條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き續いた在職期間による。  
2 日給を受ける職員が一月のうちで二十二日以上使用された場合においては、前項の規定の適用については、引き續いて在職したものとみなす。  
3 勤続期間のうち退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間は除算する。  
4 前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、一年未滿の端數は切捨てる。但しその勤続期間六月以上一年未滿の者については一年とする。  
(退職手当の支給制限)  
第七條 第二條から第四條までの規定による退職手当は左の各號の一に該當する者には支給しない。  
一、懲戒免職の處分を受けた者  
二、昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令（昭和二十三年政令第二百一號）第二條の規定により退職させられた者  
三、禁錮以上の刑に處せられた者  
四、常勤を要しない者  
2 第三條及び第四條の規定による退職手当は、

第四條 前條に掲げる事由により退職した者の退職手当の額が、その者の退職又は死亡當時における給料、扶養手当及び勤務地手当の月額合計額に満たないときは、その月額の合計額をもつて退職手当の額とする。

第五條 第二條及び第三條の給料日額は、職員が退職又は死亡當時における給料月額（給料が日額で定められている者については、給料の日額の二十五日分に相當する額）の十分の一に相當する額とする。但し、その額に賃位未滿の端數を生じたときは、賃位に切上げる。

第六條 勤続期間の計算は、職員となつた日の属する月から退職又は死亡した日の属する月までの引き續いた在職期間による。  
2 日給を受ける職員が一月のうちで二十二日以上使用された場合においては、前項の規定の適用については、引き續いて在職したものとみなす。  
3 勤続期間のうち退職手当の支給を受けた者にあつては、その退職手当の計算の基礎となつた在職期間は除算する。  
4 前三項の規定により勤続期間を計算する場合においては、一年未滿の端數は切捨てる。但しその勤続期間六月以上一年未滿の者については一年とする。

第七條 第二條から第四條までの規定による退職手当は左の各號の一に該當する者には支給しない。  
一、懲戒免職の處分を受けた者  
二、昭和二十三年七月二十二日附内閣總理大臣宛連合國最高司令官書簡に基く臨時措置に關する政令（昭和二十三年政令第二百一號）第二條の規定により退職させられた者  
三、禁錮以上の刑に處せられた者  
四、常勤を要しない者  
2 第三條及び第四條の規定による退職手当は、

左の各號の一に該當する者には支給しない。  
一、日々雇入れられる職員（前條第二項の規定により一月以上引き續いて在職したものとみなされる者を除く）  
二、二月以内の期間を定めて職員となつた者（所定の期間を超えて引續き在職するに至つた者を除く）  
三、季節的業務に従事するため四月以内の期間を定めて職員となつた者（所定の期間をこえて引續き在職するに至つた者を除く）  
四、試みの使月期間中の職員（十四日をこえて引續き在職するに至つた者を除く）  
第三章 特別の退職手当

第八條 職員の退職が遺族法（昭和二十二年法律第四十九號）第二十一條及び第二十二條の規定に該當する場合における給與は第二章の規定する一給の退職手当に含まれるものとする。但し一般の退職手当の額が給與の額に満たないときは、一般の退職手当の額、その差額に相當する金額を退職手当として支給する。  
(失業の退職手当)  
第九條 前項期間六月以上で退職した者が退職の日

の翌日から起算して一年内に失業している場合には、その者がその日に失業を受けた退職手当の額がその日に失業した失業保険（昭和二十三年法律第四十九號）の規定により計算した失業保険金の日額（以下「失業保険金の日額」という）の百分八十分分を超過する金額に満たないときは、當該退職手当の外、その差額に相當する金額を同法の規定による失業保険金の支給の條件に依り退職手当として支給する。  
2 前項の規定による退職手当は、その者がすでに支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で附して得た額（一米滿の端數を生じたときは、その端數を切り捨てる）に等しい日數をこえて失業している場合に限りそのこえる部分の

失業の日數に應じ支給する。  
3 第一項の規定に該當する場合において退職した者が退職手当の支給を受けないときは、失業保険金の日額の百分八十分分に相當する金額を退職手当として失業保険法の規定による失業保険金の支給の條件に依り支給する。  
4 この條の規定による退職手当は失業保険法又は船員身元法の規定によりこれに相當する給付の支給を受ける者に對して支給してはならぬ。

第四章 雜 則  
第十條 第一條に規定する遺族は左の各號に掲げる者とする。  
一、配偶者（届出をしないが職員の死亡當時事實上婚嫁關係と同様の事情にあつた者を含む）  
二、子父母孫祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していた者  
三、前號に掲げる者の外職員の死亡當時主としてその収入によつて生計を維持していた親族  
四、子父母孫祖父母及び兄弟姉妹で第二號に該當しない者  
2 前項に掲げる者の退職手当を受ける順位は同項各號の順位により第二號及び第四號に掲げる者のうちにあつては同順位に掲げる順位による。  
3 退職手当の支給を受けるべき同順位者が二人以上ある場合にはその人数によつて等分して支給する。  
(端數計算)  
第十一條 退職手当の額に四位未滿の端數を生じたときは四位に切上げる。  
(市長への委任)  
第十二條 この條例施行について必要な事項は市長がこれを定める。

1. この條例は公布の日からこれを施行し昭和二十

四年九月一日から適用する。  
2 廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對して支給される退職手当に關する條例（昭和二十四年廣島市條例第四十八號）の適用を受ける者についてはこの條例の規定にかゝらず同條例の規定するところによる。  
3 警察職員及び消防職員の在職期間はこの條例にかゝらず昭和二十三年三月六日以前の勤務を含まないものとする。  
4 廣島市職員退職手当支給規則（昭和二十二年十一月一日規則第十九號）は昭和二十四年八月三十一日限りこれを廢止する。

廣島市議會の議決を経て廣島市超過勤務手当支給條例の一部を改正する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第五十一號  
廣島市超過勤務手当支給條例の一部を改正する條例

廣島市超過勤務手当支給條例（昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十四號）の一部を次のように改める。  
別表中時間外勤務手当の支給率を左の通り改める。  
一、勤務時間をこえ賃働一日八時間になるまでの部分 百分の百  
二、賃働一日八時間をこえる部分百分の百二十五  
但し、その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合には百分の百五十  
この條例は、公布の日から施行し、昭和二十四年十一月一日から適用する。  
附 則  
廣島市議會の議決を経て廣島市旅費條例の一部を改

正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市旅費條例第五十二號

廣島市旅費條例の一部を改正する條例

職別	表	
	員	賃
市長、助役、収入役	一等	一等
委員、理事、市議會議事局長、選挙管理委員長、事務局長、監査委員、室事務長	二等	一等
その他の吏員	二等	二等
雇員	二等	二等

この條例は公布の日から、これを施行し、昭和二十四年九月十五日からこれを適用する。

附則  
廣島市議會の議決を経て廣島市報酬並びに費用辦償條例の一部を改正する條例を次のように定める。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第五十三號

廣島市報酬並びに費用辦償條例の一部を改正する條例

廣島市報酬並びに費用辦償條例(昭和二十二年七月二十八日條例第十號)の一部を次のように改め

廣島市旅費條例(昭和二十三年十月四日廣島市條例第三十八號)の一部を次のように改める。  
別表を左の通り改める。

車馬賃(一軒に付)	宿泊料(一日に付)	
	甲地	乙地
八圓	八〇〇圓	八〇〇圓
八	一、〇〇〇	八〇〇
六	九〇〇	七〇〇
六	八〇〇	六〇〇
		二〇〇

第五條 第二項中「委員相當額」を「市長相當額」に改める。

附則  
この條例は公布の日から、これを施行し、昭和二十四年九月十五日からこれを適用する。  
×××  
廣島市議會の議決を経て、廣島市母子寮條例を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第五十四號

廣島市母子寮條例

廣島市母子寮使用料徴收條例

(目的並びに設置)  
第一條 廣島市母子寮(以下本寮という)は市内の居住者で兒童福祉法により保護を要するものを入所させてその保護者及び兒童の福祉を計るために設置する。

(位置及び名稱)  
第二條 本寮の位置及び名稱は別表の通りとする。

(職員)  
第三條 本寮に次の職員を置く  
寮長 一名  
職員 若干名  
寮母 若干名

第四條 寮長は上司の命を受け寮務を掌理し所屬員を指揮監督する。

寮長に事故があるときは上席の職員がその職務を代理する。

(職員勤務時間並びに休日)  
第五條 職員勤務時間並びに休日は本廳の例による。

(入寮手續)  
第六條 本寮に入所しようとするときはその旨市長に申請し許可を受けなければならない。

(收容定員)  
第七條 本寮の收容数は別に市長がこれを定める。

(退寮手續)  
第八條 本寮を退寮しようとするときはその旨市長に届け出なければならない。

(使用料)  
第九條 使用料は別にこれを定める。

(市長への委任)  
第十條 この條例施行に關し必要な事項は市長がこれを定める。

附則  
この條例は公布の日からこれを施行する。  
別表  
廣島市母子寮 廣島市基町

廣島市母子寮使用料徴收條例

廣島市條例第五十五號

廣島市母子寮使用料徴收條例

第一條 本市母子寮に入寮する者はこの條例により使用料を徴収する。

第二條 本寮の使用料は兒童福祉施設最低基準により認められた費用の限度により徴収する。但し市長が必要と認めるときはこれを減免することができる。

第三條 使用料は市長の指定する期日までに納付しなければならない。

第四條 既納の使用料はこれを還付しない。

第五條 この條例又は市長の指示命令に違反したときは入寮を停止し又は退寮させることができる。

附則  
この條例は公布の日からこれを施行する。  
×××  
廣島市議會の議決を経て、廣島市々營住宅使用條例を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第五十六號

廣島市々營住宅使用條例

第一條 本市々營住宅(以下單に市營住宅という)を使用しようとする者はこの條例の定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

第二條 市營住宅の使用は一定の職業並びに収入を有し獨立の生計を営むものうち市長の適當と

認めたものにこれを許可する。但し市長が特に要があると認められた者はこの限りでない。

第三條 市營住宅使用の許可を受けようとするものは使用申込書を提出しなければならない。

第四條 市營住宅の使用許可を受けたものは五日以内に左に定める手續をしなければならない。  
一、保證人二名連署の請書を提出すること  
二、保證金として市營住宅使用料二ヶ月分に相當する金額を納付すること 但し保證金には利子を附さない

第五條 前條の保證人は市内に居住し一定の職業を有し獨立の生計を営むもので市長が適當と認められる者でなければならない。

第六條 保證人は使用者と連帯してこの條例に定める責任を負うものとする。

第七條 市營住宅の使用料は一月につき月額貳千圓以内において市長がこれを定める。但し已むを得ない事情により使用料を納入することが出来なるときは三ヶ月を限つて期日の延期又は使用料を減免することができる。

第八條 使用料は使用が十五日に満たないときは半ヶ月分を、十五日を超える場合は一ヶ月分を毎月末日までに徴集する。

第九條 市長は市營住宅について左に掲げる工事に要する費用を負担し其の他は一切使用者の負擔とする。  
一、屋根及び外壁の修繕  
二、鋼筋コンクリート造住宅の揚水ポンプ及びモーターについて使用者の責によらない故障及び修繕  
三、天災地變其の他の災害により市長の認めた修繕

第十條 使用者は左に掲げる行為をしてはならない。但し市長の許可を受けたときはこの限りではない。  
一、住宅及び附屬物並びに敷地の全部又は一部を他人に貸與し又はその使用権を譲渡すること  
二、新たに同居者を置くこと

第十一條 使用者は同居者の住宅及び附屬物並びに敷地の使用についてもすべてその責任を負はなければならない。

第十二條 使用者が住宅を返還しようとするときは其の日の五日前までに市長に届け出て市長の検査を受けなければならない。

第十三條 保證金は住宅返還の際これを還付する。但し未納の使用料又は賠償金があるときはこれを控除する。

第十四條 使用料又は賠償金が保證金の額を超えるときは使用者はその不足額を直ちに納入しなければならない。

第十五條 使用料が左の(一)號乃至(七)號の各號の一に該當するときは市長は市營住宅使用の許可を取り消し、八號に該當するときは作業の中止又は原形に復帰を命ずることが出来る。但しこのため使用者において損害を蒙ることがあつても市長はその責をおかない。

第十六條 條例第四條の期間内に手續をしないとき  
一、理由なく十五日以上市營住宅を使用しないとき  
二、故意に使用料を二ヶ月以上滞納したとき  
三、第六條但し書の支拂延期期間のきれたとき  
四、第九條第一號及び第二號の一に該當する行為をなしたとき  
五、この條例及び市長の指示命令に従はなるとき  
六、其の他市長が管理上必要があると認めるとき

第十七條 廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

廣島市長 濱井信三

但しこの場合市長は三ヶ月前にこれを使用者に豫告する
八、第九條第三號及び第四號の各號に該當するときは前項各號により取消し又は中止若しくは原形の復歸を命ぜられたものは市長の定めた期限内に市營住宅を明渡し又は行爲を停止し若しくは原形に復歸しなければならぬ。

廣島市議会の議決を経て、廣島市監査委員條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭和二十四年十一月九日
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第五十七號
廣島市監査委員條例の一部を改正する條例
廣島市監査委員條例(昭和二十二年七月二十八日廣島市條例第八號)の一部を、次のように改める。

第二條中第六號の次に「七、地方自治法第二百四十三條の二の規定による監査の請求があつた場合において、その請求に係る事項を監査すること」を加ふる。
附則
この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市議会の議決を経て、廣島市監査委員條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭和二十四年十一月九日
廣島市長 濱井信三

廣島市條例第五十八號
廣島市監査委員條例の一部を改正する條例
廣島市監査委員條例(昭和二十二年七月廿八日條例第八號)の一部を次のように改める。
第一條中「二名を「四名」に改める。
附則
この條例は、公布の日から、これを施行する。

廣島市議会の議決を経て、廣島市稅條例の一部を改正する條例を次のように制定する。
昭和二十四年十一月九日
廣島市長 濱井信三

Table with columns for '所得金額' (Income Amount) and '課税額' (Tax Amount). Rows show income brackets from 100,000 to 10,000,000 and corresponding tax amounts.

1. 土地の賃貸價格を標準とするもの
土地の賃貸價格
課税額

2. 家屋の賃貸價格を標準とするもの
家屋の賃貸價格
課税額

Table for '家屋の賃貸價格' (House Rental Rates) with columns for '課税額' (Tax Amount) and '課税標準' (Tax Standard). Rows show rental brackets from 100,000 to 10,000,000.

Table for '土地の賃貸價格' (Land Rental Rates) with columns for '課税額' (Tax Amount) and '課税標準' (Tax Standard). Rows show rental brackets from 100,000 to 10,000,000.

第十五條中「二十圓」とあるを「三十圓」とし、第十九條中「課税額」を「課税標準」と改める。
第四節 附則
第五十七條の二 地方稅法第二百五條の規定により納稅義務者が、申告又は報告すべき事項について、正當な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し三萬圓以下の過料を課する。

廣島市議会の議決を経て、廣島市縣民稅條例の一部を改正する條例を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島條例第六十號

廣島市縣民稅條例の一部を改正する條例  
廣島市縣民稅條例(昭和二十一年十二月廣島市條例第十三號)の一部を次のように改める。  
第三條を削除する。  
第四條中「第十四條」とあるを「第十三條」に  
第五條中「第十三條」とあるを「第十二條」に「十月三十一日」とあるを「半額十二月三十一日」に各改める。  
半額 二月二十八日」に各改める。

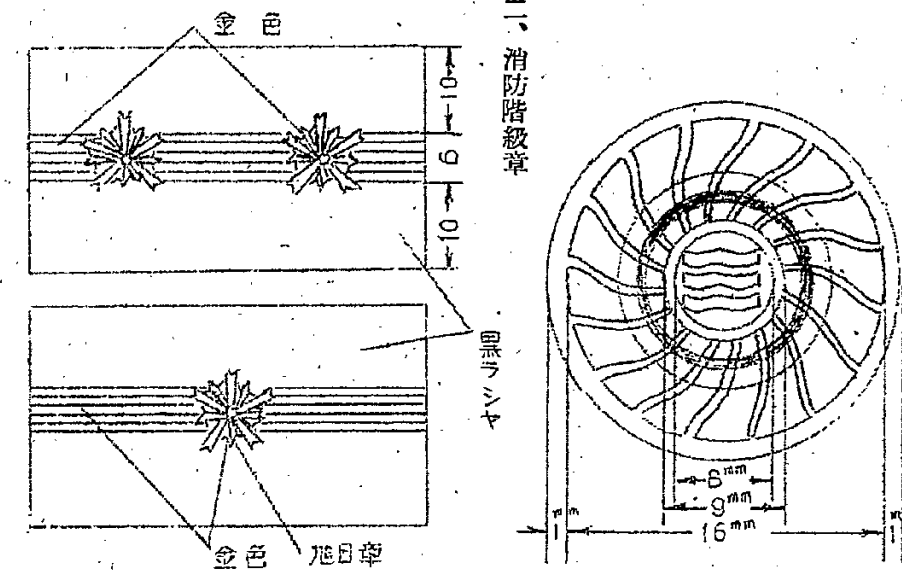
この條例は昭和二十四年度分からこれを適用する。  
附 則  
昭和二十四年十一月一日  
廣島市長 濱井信三

規 則

廣島市消防職員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する規則の一部を改正する規則を次のやうに制定する。  
昭和二十四年十一月一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十五號

廣島市消防職員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する規則の一部を改正する規則  
廣島市消防職員の宣誓、訓練、禮式及び服制に關する規則



この設則は公布の日からこれを適用する。  
一、消防階級章  
附 則  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市商工相談所規則を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月十日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十六號

廣島市商工相談所規則

第一條 本市中小商工業者の經營並びに技術の改善向上に關する諸問題の相談に應じその健全なる育成發展を助長するため廣島市商工相談所(以下相談所という)を民生局商工課内に置く。  
第二條 相談所は次の業務を行う。  
一、中小商工業者のため法律、經濟、經營、技術、經理、金融、稅務等に關する相談に應ずること  
二、圖書資料等を整備し相談者の閱覽に供すること  
三、相談は相談所における面接を主とするも必要に應じ文書による相談、巡迴相談、實地指導を行うこと  
四、相談所利用者を中心として工場經營研究會商店經營研究會、技術研究會等を設置し相互啓發に資すること  
第三條 相談所に次の職員を置く。  
所 長 若干名  
第四條 所長は商工課長の命を受け相談所を代表し所務を總理し所屬員を指揮監督する。  
第五條 相談所における各種專門部門の相談事項を担当するため概ね左の關係者中から專門委員を委嘱する。  
一、金融機關關係者  
二、學界業界における學識經驗者  
三、商工業、稅務、勞働等の關係官公衙產業關係の試驗研究機關關係者  
第六條 所長及び所員は市長がこれを任命し專門委員は市長がこれを委嘱する。  
第七條 其の他必要なる事項は所長がこれを定める

この規則は公布の日からこれを施行する。  
×××  
廣島市特殊有技者支給規則を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月八日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十七號

廣島市特殊有技者手当支給規則  
第一條 本市職員で、もつばら左の業務に従事するものは、この規則により、特殊有技者手当(以下單に手当という。)を支給する。  
一、通 譯  
第二條 この規則において、職員とは、左に掲げる者をいう。  
一、地方自治法第二百四條に規定する職員  
二、雇 員  
第三條 手当は、左の區分により、これを支給する。  
甲 月 額 本俸の二分の一額  
乙 月 額 本俸の四分の一額  
第四條 前條の區分は、その技能の程度、範圍等を考慮して、市長が、これを定める。  
第五條 手当の支給方法は、次の通りとする。  
一、その月の十五日以前における新任者並びに十六日以後における退職者、死亡者には、全月分を支給する。  
二、その月の十五日以前における新任者、死亡者並びに十六日以後における新任者には支給しない。  
三、病氣又は私事のためその月の全日數を缺勤した者には支給しない。  
四、廣島市職員給料條例の定めるところにより、給料の減額若しくは停止をうけるに至つたときは、手當はそれそれ減額若しくは停止する。  
五、休職者には、これを支給しない。

第六條 手当は毎月給料支給日に支給する。但し、轉職免職又は死亡したときは、この限りでない。  
第七條 第三條の支給額に圓未満の端數を生じたときは、これを圓位に切上げる。  
附 則  
この規則は公布の日から、これを施行し、昭和二十四年十月一日から、適用する。  
×××  
廣島市々營住宅使用條例施行細則を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月九日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十七號の二

廣島市々營住宅使用條例施行細則

第一條 市營住宅の使用許可を受けようとするものは市長がその都度定める使用申込書を提出しなければならぬ。  
第二條 市長は市營住宅使用の許可を與えたときは廣島市々營住宅使用許可証(様式第一號)を交付する。  
第三條 條例第四條第一項に規定する請書は様式第二號による。  
第四條 條例第六條の使用料は別表の通りとする。  
第五條 條例第六條但し書により使用料の期日の延期又は使用料の減免を受けようとするときは、其の都度市長の定める願書を提出し許可を受けなければならぬ。  
第六條 第九條但し書による許可は左の各號に該當する場合に限りこれを與えることができる前條の許可を受けようとするものは許可申請書(様式第三號及び第四號)を提出しなければならぬ。  
一、親子、夫婦、兄弟を入居させるとき  
二、己むを得ない特別の事由により前號以外の者を入居させるとき  
三、物置、風呂場等市長が己むを得ないと認められた

誤備をするとき、但し増築の場合は二坪を超へることが出来ない。  
第七條 使用者が市營住宅を返還しようとするときは返還届(様式第五號)を市長に提出し承認を受けなければならぬ。  
第八條 條例第十五條により検査するときは身分証(様式第六號)を提示しその立會を得て行わなければならない。  
第九條 店舗住宅の使用許可を受けるものはこの規則の外に別に定める指示事項に従わなければならない。  
附 則  
この規則は廣島市々營住宅使用條例公布の日から施行する。  
昭和二十四年九月告示第百二十四號廣島市公營住宅使用條例施行細則及び昭和二十一年六月一日告示第六一號廣島市假設住宅使用條例施行細則はこれを廢止する。  
×××  
廣島市超過勤務手当支給條例施行細則の一部を改正する規則を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月十日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第四十八號

廣島市超過勤務手当支給條例施行細則の一部を改正する規則

廣島市超過勤務手当支給條例施行細則(昭和二十三年十二月十三日廣島市規則第六十號)の一部を次のやうに改める。  
第四條中「二百八時間」を「百九十時間」に改める。  
附 則  
この規則は公布の日からこれを施行し昭和二十四年十月一日から適用する。  
×××  
廣島市職員退職手当支給條例施行細則を次のやうに制定する。

廣島市規則第四十九號

廣島市職員退職手当支給條例施行細則

(目的)

第一條 この細則は廣島市職員退職手当支給條例(以下條例という)の施行に關し必要な事項を定める。

第二條 條例第二條の「支給を現に受くべき者」とは退職により、現実に退職料、恩給、養老年金の支給を受け得る者をいう。従つて退職當時年令満四十歳以下であるため前記金額の支給を受け得ない者は該當しない。

第三條 條例第三條の「傷い疾病」とは公務による傷い疾病及び公務に従らない傷い疾病の兩者を含む。

第四條 條例第五條の「給料月額」とは左に掲ぐるものをいう。

- 一、廣島市職員給料條例の適用を受ける者にあつては、同條例別表の給料月額
二、その他の者にあつては、勤務の對價として毎月定期的に支給される給與であつて前號の給料月額と同様のもの。
三、廣島市職員給料條例第七條の給料の減額を受けている場合。
四、廣島市職員労働組合専従職員的身分給與等に

關する規則第六條によりの給料の支拂を受けていない場合。

(勤続期間)

第五條 條例第六條の「引き続き在職期間」とは、引續いて職員としての身分を保有している期間をいう。従つて左の各號の一に該當する期間は引續いた在職期間となるものとする。
一、職員として身分を保有したまゝ、徴集又は召集により、もとの陸海軍の軍人となつていた期間。
二、休職その他職員としての身分を保有したまゝ、現実に職務を執るを必要しない期間。
三、兵役に服するため退職した者が除隊の日(今次戦争において外地で除隊した後抑留等になつていた者が内地に歸還した場合にあつては内地陸上陸の日)から九十日以内に再び職員となつたときは、その前後の在職期間は引き続き在職期間とみなす。

(失業保険金の日額)

第六條 條例第九條の「失業保険金の日額」は別表の失業保険金額表において退職者の給與日額の屬する等級に應じて定められている保険金日額とする。

第七條 失業者の退職手当は、退職の日から起算してその者が退職に際し支給を受けた退職手当の額を失業保険金の日額で除して得た數(一に満たない端數を生じたときはその端數は切り捨てる)に等しい失業の日數(以下「待期日數」といふ)を経過した後に於ける失業の日數に應じて支給する。

第八條 失業者の退職手当は百八十日から前條の待期日數を控除した日數(以下「給付日數」といふ)に對して支給する。

第九條 失業者の退職手当の日額は失業の日數一日につき失業保険金の日額に相當する金額とする。

第十條 失業者の退職手当は、毎月一日及び十六日にそれぞれの前日までの分を支給する。但し、最終の分については支給期日にかゝらず支給することができる。

特別の事情により、前項の支給期日に支給を受けることができなかつた場合においては、支給期日を繰り延べて支給することができる。

(失業者の退職手当の支給手続)

第十一條 失業者の退職手当の支給資格者(以下「受給資格者」といふ)は、退職の際市長並びに任免權者から別紙失業者の退職手当の受給資格証(以下「受給資格証」といふ)の交付を受けなければならぬ。

らなす。

2. 前項の規定により受給資格証を交付したときは、失業者の退職手当の計算の根據、支出既済濟等の事項を明らかにする稟帳を作成し、これを保管しなければならない。

3. 受給資格者は退職ののち、すみやかに、その住所又は居所を管轄する公共職業安定所(以下「管轄公共職業安定所」といふ)に出頭し、受給資格証を提示して、求職の申込をしなければならない。

4. 受給資格者が失業者の退職手当の支給を受けようとするときは、第七條の規定による待期日數の経過した日以後において前條の支給期日毎に本市に出頭し別表に定める失業者の退職手当支給願(以下「支給願」といふ)を提出しなければならない。但しその者が住所又は居所の変更その他やむを得ない事由によつて出頭できないときは、その理由を具し支給願を送達することができる。

5. 前項の支給願には管轄公共職業安定所による失業の証明を受けなければならない。

6. 管轄公共職業安定所長が受給資格者の申出によつて必要があると認めて他の公共職業安定所長に失業の証明を依頼したときは、その公共職業安定所長の証明をもつて前項の証明に代えることができる。

7. 市長並びに任免權者は、支給願を受理した場合においては、稟帳と照合の上その記載事項等に誤りがないと認めるときは、直ちにその支拂を行わなければならない。

この規則は、公布の日からこれを施行し、昭和二十四年九月一日より適用する。

失業 保險 金額 表

Table with columns: 等級 (Grade), 給與日額 (Benefit Amount), 保險金日額 (Insurance Amount), 等級 (Grade), 給與日額 (Benefit Amount), 保險金日額 (Insurance Amount). Rows 1-27.



別表第三(様式その二)

失業者の退職手当支給台帳

(表)

受給資格者	氏名	勤務場所	局	課	係	台帳番號		
	現住所	性別						
	本籍地	年令	満才	月				
受給資格証	交付年月日	昭和	年	月	日	交付責任者		
退職	年	月	日	昭和	年	月	日	
退職時支給した退職手当の金額	1. 退職手当 2. 退職給與金 3. 共済組合脱退一時金 合 計					圓	(A)	
失業者の退職手当の金額	最後の六月に支給した給與金額					圓	銭	
同上金額	(もの金額) 圓					圓	銭	
待期日数	$\frac{A}{D}$ 但し一未済の端数は切捨る					圓	銭(B)	
給付日数	日					圓	銭(C)	
失業者の退職手当の支給ができる日	昭和 年 月 日					圓	銭(D)	
同上の支給ができなくなる年月日	昭和 年 月 日					圓	銭(E)	
支給経過	第一回	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	間	日分	圓		
	第二回	同上様式					圓	
	第三回	同上様式					圓	
	第四回	同上様式					圓	
	第五回	同上様式					圓	

失業者の手支給票

(裏面)

支給経過	第一回	自昭和 年 月 日	至昭和 年 月 日	間	日分	圓		
	第二回	同上様式					圓	
	第三回	同上様式					圓	
	第四回	同上様式					圓	
	第五回	同上様式					圓	
待期日数の期間内に打ち切りとなった場合	打ち切りとなった 年 月 日					昭和	年 月 日	
給付残日数があるうちに打ち切りとなった場合	その理由					昭和	年 月 日	
備考	1.	失業の証明を行う公共職業安定所 所在地					名	稱
	2.							
	3.							
	4.							
作成者	氏名					部	局   総務局職員課給與係	

失業者の退職手当受給資格者証

台帳番號

昭和 年 月 日交付

受給資格者	氏名	性別	年齢				
	現住所						
	本籍地						
退職	年	月	日	昭和	年	月	日
退職時支給された退職手当 (A)	1. 退職手常		圓	最後の6月に支拂つた給與総額			
	2. 退職給與金		圓	1. 給 科			
	3. 共済組合脱退一時金		圓	2. 扶 養 手 當			
合 計			圓	3. 勤 務 地 手 當			
			圓	4. 特 殊 勤 務 手 當			
			圓	5. 超 過 勤 務 手 當			
失業者の退職手当の額 (E)			圓	合 計			
			圓	圓 銭 (B)			
			圓	圓 銭 (C)			
			圓	圓 (D)			
			圓	圓 (E)			
待期日数	日			(計算の根據) $\frac{A}{D}$ 日 (F)			
				(一未済の端数は切捨てる)			
給付日数	日			(計算の根據) 180日 - F日			
失業者の退職手当日額				圓 (D)			

昭和 年 月 日

廣島市長

印

失業者の退職手当支給額

一、現住所	二、退職した日	三、待期日数	四、給付日数	五、前回までの受給日数	計
昭和三十四年 月 日	昭和三十四年 月 日				(第一回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第二回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第三回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第四回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第五回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第六回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第七回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第八回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第九回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十一回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十二回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十三回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十四回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十五回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十六回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十七回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十八回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第十九回) 至 昭和三十四年 月 日
					(第二十回) 至 昭和三十四年 月 日

右の通り失業退職手当の支給を請求します

現住所 氏名

公共事業安定所長 印

昭和三十四年 月 日 記 日 (待期日数) 昭和三十四年 月 日 日 (請求日数)

昭和三十四年 月 日 記 日 (待期日数) 昭和三十四年 月 日 日 (請求日数)

廣島市長 濱井信三

廣島市職員就業規則

第一條 廣島市における豫防接種は豫防接種法(以下単に法という)によるものと外この規則の定めるところによる。

第二條 豫防接種は學校醫又は労働基準法第五十三條の規定による醫師である衛生管理者を有する施設に對してその醫師に委託して行わせることができる。

第三條 前條の規定により委託を受けようとする者は市長が指定した豫防接種の期日から一週間以前に實施豫定人員及びその前年における當該豫防接種の記録を添え委託の申請をしなければならぬ。

第四條 前條の規定により委託を受けた者はその實施方法について保健所長の指示を受けなければならない。

第五條 市内居住者で市長の指定した豫防接種施行場所以外の場所で豫防接種を受けた者又はその深

護者は完了後十日以内にその証明書を保健所長に提出しなければならない。

第六條 法第十六條の規定により交付した豫防接種済証を失つた者又はその保護者は事故發生後三十日以内にその事由を添え再交付願を保健所長に提出しなければならない。

第七條 法第二十三條の規定による實費はその都度これを定め廣島市収入証紙規則により納入する。

第八條 法第二十三條但し書の規定による實費の免除を受けようとする者又はその保護者は民生委員の証明書を添え豫防接種施行當日までに市長の許可を受けなければならない。

附則

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市豫防接種手数料規則(昭和二十三年十月四日規則第四十二號)はこれを廢止する。

廣島市職員就業規則を次のように制定する。

昭和二十四年十一月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十一號

第一章 總則

第一條 この規則は職員の就業上の諸條件及び規律を定めるものである。

第二條 この規則で職員とは地方自治法第七十二條に規定する吏員、雇員、嘱託、臨時職員(日々雇入れられる勞務者を除く)及び消防職員をいう。

第二章 職務

第一節 通則

(服務の根本基準)

第三條 すべて職員は、市民全体の奉仕者として公

廣島市規則第五〇號

廣島市豫防接種施行規則

共の利益のために勤務し、且つ職務の遂行に當つては全力を擧げてこれに専念しなければならない。

(法令及び上司の命令に従ふ義務)

第四條 職員はその職務を遂行するについて、法令に從ひ且つ上司の職務上の命令に忠實に従ふなければならない。

(秘密を守る義務)

第五條 職員は職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

その職を退いた後といえども同様とする。

(他の事業又は事務の關與制限)

第六條 職員は市長の許可を受けなければ營業をなし、又は給料若しくは報酬を受ける他の事務を行うことはできない。

第七條 職員は別に定めるものを除きその勤務時間中に職員の團體の事務を行い又は活動をしてはならない。但し、都合により勤務時間に直る場合は豫めその團體の長より市長に届け出てその許可を受けなければならない。

(職員徽章の着用)

第八條 職員は廣島市職員記章着用規程の定めるところにより常に市職員徽章を着用しなければならない。

第二節 勤務時間及び休日

(勤務時間)

第九條 勤務時間は、午前八時三十分から午後五時十五分までとする。但し土曜日(休日を除く)は午後零時までとする。

10. 前項の勤務時間中午後五時十五分から午後一時までを休憩時間とし、午前午後の二回それぞれ十五分の休憩時間を置く。但し、休憩時間といえども公務の都合により勤務に服することがある。

11. 監視又は斷續的な業務に従事する職員の勤務時間は、労働基準監督署長の承認を経た時間とする。

12. 前項以外の職員で業務の都合により第一項に

規定する勤務時間により難い職員の勤務時間は別にこれを定める。

(休日)

第十條 休日は、日曜日、國民祝日、一月二日、三日、八月六日及び十二月二九日から三十一日までとする。

11. 業務の都合により、右により難いものについては別にこれを定める。

(時間外、休日勤務)

第十一條 事務が繁劇又は緊急の場合は、勤務時間外又は休日においても服務させることができる。但し満十八歳未満の年少者に對しては時間外勤務及び休日勤務を、女子に對しては休日勤務を命ずることはできない。

12. 前項の女子職員の時間外勤務は一日二時間、一週六時間、一年百五十時間を超えることとはできない。

(事務の補佐)

第十二條 事務が多忙であつて同じ課員だけで處理できないときは、他の課員をして補佐させることができる。

(育児時間)

第十三條 生後滿一年に達しない生児を育てる女子職員は豫め申出で第八條に規定する休憩時間の外勤務時間中一日について二回、一回について三十分の育児時間をとることができる。

(本務以外の勤務)

第十四條 職員その本務以外に水災その他の災害に際し又は市長において必要と認めるときはその業務に従事する場合がある。

15. 職員はその本務以外に廣島市常勤員服務規則の定めるところにより日直及び宿直勤務に服務しなければならない。

第三節 登退勤、休暇及び缺勤、退勤早退、出張

(出勤簿の押印)

第十五條 職員は定刻までに出勤し、自ら出勤簿に押印しなければならない。

16. 用務の都合により出勤簿に押印することができないときは、所屬課長の承認を得てその旨を職員課長に届出でなければならぬ。

17. 出勤簿に押印がなくてその事由が明かでないものは、これを無届缺勤とみなす。

18. 職員課長は、出勤簿を檢閲し、左の區分により整理しなければならない。

(朱印)市外、市内、許休、生休、早退、産休、忌引

(黒印)事故缺、病缺、無届、遲參

(退職時の心得)

第十六條 退職の際は、取扱中の文書簿冊を整理收受し、重要なものは非常持出の準備をして置くとともに特に火氣に注意しなければならない。

(休 暇)

第十七條 職員は、一年を通じ八割以上出勤した場合に、繼續し又は分割して二十日以内の休暇を受けることができる。但し、年の中途において就職した者については、在職一月につき一日とする。

18. 前項の休暇を受けようとするときは、豫め休暇簿に記入して所屬長の承認を受けなければならない。但し業務に支障があると認めるときは、これを變更することができる。

(生理休暇)

第十八條 生理に有害な職務に従事する女子職員及び生理日において勤務することが著しく困難である女子職員が休暇を求めた場合には一月に二日以内の生理休暇を與えなければならない。

(産前産後の休暇)

第十九條 六週間以内に出産する豫定の女子職員が休暇を求めた場合及び産後六週間は産休を與えなければならない。

20. 前項に規定する生理休暇及び前項の産休を受けようとする者は第十七條第二項に規定する手續をとらなければならない。但し、第七條第二

項但書の規定はこれを適用しない。

(意 引) 第二十條 喪が生じたときは、死亡者の氏名、その続柄並びに死亡年月日を記載して忌引届をしなければならぬ。

前項の忌引日数は別表の通りとする。

(事故缺勤) 第二十一條 傷い疾病、その他の事故のため出勤できないときは、出勤時刻までに理由を附して届出なければならぬ。

第二十二條 傷い疾病のため出勤が七日以上にわたるときは、醫師の診断書を添付して届出でなければならぬ。爾後十五日を超え毎に出勤届を提出するものとする。但し、診断書に十五日以上の期間の定めがあるものはこの限りでない。

(遅参早退) 第二十三條 用務の都合又は事故(選挙権その他公民としての権利の行使を除く)により定刻に出勤することができないとき、又は早退しようとするときは、遅参早退簿に記入して所屬長の承認を受け職員課長に届出でなければならぬ。

(出張) 第二十四條 用務のため出張しようとするときは、出張命令簿に記入して命令を受けなければならぬ。

2. 出張を命ぜられ歸郷したときは、上司に随行したときを除き、三日以内に復命書を提出しなければならぬ。但し簡易な事件はその要領を口頭で復命することができぬ。

(缺勤等の場合の事務処理) 第二十五條 職員は缺勤、早退又は出張の場合において、處理未済の担当事務があるときは、必要な事項を上司に申告し、事務が滞滞しないようになければならぬ。

(轉退職の場合の事務処理) 第二十六條 職員が退職又は勤務替を命ぜられたときは、三日以内に後任者又は上司の指命する職員

に事務を引継がなければならぬ。但し三名以上が同じ事務に従事し、その一名が在職している場合はこの限りでない。

第三章 給 與

(給與の根本基準) 第二十七條 職員の給料は、その職務の複雑困難及び責任の度に基き、且つ勤務の強度、その他の勤務条件を考慮して支給される。

2. 前項の給料の支給期日、方法等は廣島市職員給料條例、廣島市臨時家族手当支給條例、廣島市特別手当支給條例及び廣島市職員昇給規則の定めるところによる。

(超過勤務手当、日直宿直手当) 第二十八條 職員が第七一條及び第十四條第二項の規定により勤務したときは、廣島市超過勤務手当支給條例の定めるところにより超過勤務手当、日直手当及び宿直手当の支給を受ける。

(旅 費) 第二十九條 職員が出張を命ぜられたときは、廣島市旅費條例及び廣島市市内出張手当支給條例の定めるところにより旅費の支給を受ける。

(特殊勤務手当) 第三十條 職員が特殊の勤務に服する場合は、廣島市職員危険手当支給條例、廣島市職員兼務手当支給條例、廣島市納税補助手当支給規則、廣島市水道集金奨励手当支給規則、廣島市立小學校及び中學校學校給食炊事婦手当支給規則、廣島市火葬場向西館職員特別手当支給規則及び廣島市復興局職員現場勤務手当支給規則の定めるところにより特殊勤務手当の支給を受ける。

第四章 任 免

(任免の根本基準) 第三十一條 職員の採用は、その者の受験成績、又はその他の能力の實証に基いてこれを行い、第三十五條の規定によらなければその意に反して降任又は免職されない。

2. 前項の採用に關する規定は廣島市職員採用規則

格規則及び廣島市職員考査規程の定めるところによる。

(採用されようとする者の提出書類) 第三十二條 新に採用されようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

一、履歴書

二、健康證明書

三、卒業成績證明書、免許證その他必要があることを認められる書類

(新任者の提出書類) 第三十三條 新に採用されたものは、就職後三日以内に住所届を提出しなければならない。爾後住所及び履歴事項に異動を生じたときも同様とする。

(職員名簿) 第三十四條 職員課長は職員名簿を調製し、職員の名、生年月日履歴その他必要な事項を明らかにして置かなければならぬ。

第五章 分 限

(忌及及び降任) 第三十五條 職員が左の各號の一に該當するときは降任又は免職することができぬ。

一、免 職

1. 身体若しくは精神の故障により勤務に堪えないとき又はそれにより若しくは自己の都合により退職を願ひ出たとき

2. 傷い疾病を除き私事のため一ヶ月以上引續き勤務しないとき

3. 考課表その他の勤務成績を考慮し勤務能率が著しく不良で改善の見込がないと認められるとき

4. 職員として体面を汚し又は信用を失う行為があつたとき若しくは職務に背し又は不都合な行為があつたとき

5. 臨時勤務の者で用済となつたとき

6. 定員の改正又は豫算の減少により過員となつたとき

(二) 降 任

(勤務時間外の非常災害) 第四十六條 勤務時間外(日曜及び休日を含む)時刻において廳舎及びその附近に火災その他非常災害が発生したときは、當直員は別に定めるところにより、その他の職員は直ちに登壇して所屬長の指揮を受け迅速に行動しなければならない。

(災害救助隊招集) 第四十七條 職員は前二條に定める外、廣島市災害救助隊規則第十二條に規定する招集のあつた場合及び同規則第十三條に規定する場合には、直ちに所定の場所に参集し上司の指揮を受け迅速に行動しなければならない。

(廳舎の清掃美化) 第四十八條 職員は常に執務の部屋その他廳舎の清掃美化に協力しなければならない。

(盗難防止) 第四十九條 各所屬長は書類その他諸物品の保管に必要な措置を講じ、紛失盗難の防止に努めなければならない。

(衛生管理者) 第五十條 職員の健康管理しその健康の保持増進を圖り疾病を豫防するため別に定めるところにより衛生管理者をおく。

(健康診断) 第五十一條 職員は毎年少くとも一回以上健康診断を受けるものとする。

2. 新に採用する職員については、その際健康診断を行う。

(健康要保護者) 第五十二條 左の各號の一に該當する職員は健康要保護者として、就業制限その他衛生上必要な措置を講ずるものとする。

一、ツベルクリン反陽性轉化後一年以内の者

二、病氣にかかり又は身体が弱く一定の保護を必要とする者

三、妊産婦

四、その他市長において必要と認めるもの

1. 考課表その他の勤務成績を考慮し勤務能率が著しく不良であると認められるとき  
2. 定員の改正又は豫算の減少により過員となつたとき  
〔當然失職〕  
第三十六條 職員が左の各號の一に該當するときは當然失職する。  
一、休職を命ぜられ満期となつたとき、又は他から給料若しくは報酬を受けるに至つたとき  
二、禁錮以上の刑に處せられたとき  
三、禁治産者、準禁治産者の宣告を受けたとき  
四、吏員が満五十五才、職員が満六十才になつたとき。但し、昭和二十二年十二月十二日において市の吏員であつた者は満五十八才になつたとき  
2. 前項第四號に規定する場合に、餘人を以て代え難い特殊技術又は業務に従事し、市長において必要と認められた者はそれぞれ五年まで延期することがある。  
3. 第一項第四號の規定は嘱託及び臨時職員にはこれを適用しない。  
〔休 職〕  
第三十七條 職員が左の各號の一に該當するときは休職を命ずることができる。  
一、廣島市職員懲戒審査委員会の審査に附されたとき  
二、刑事事件に關し起訴されたとき  
三、公務によらない傷い疾病のため引續き三ヶ月以上勤務しないとき  
四、前號の傷い疾病のうち結核性疾患のため引續き一年間勤務しないとき  
2. 前項の休職期間は、第一號及び第二號の場合においてはその委員命又は裁判所に係属中としその他の場合には發令の日から一年間とする。  
〔休職者の身分〕  
第三十八條 休職中の職員は職務に従事しない外、現職者と異なることはない。  
〔休職者の給與〕

第三十九條 休職者及び退職者の給與に關しては、廣島市職員給料條例、廣島市職員定數條例施行に伴い退職する職員に對する退職手当支給條例及び廣島市吏員退職料、退職給與金遺族扶助料及び死亡給與金條例の定めるところによる。  
〔復 職〕  
第四十條 休暇中の職員に對しては、その事故が消滅したとき又は事務の都合により復職を命ずることができぬ。  
第六節 研 修  
第四十一條 職員はその勤務能率を發揮し、又は増進するため必要な研修を受けることがある。  
2. 前項の研修期間は勤務とみなす。  
第七章 廳中取締及び衛生  
〔安全管理者〕  
第四十二條 職員の危害防止、消防避難の訓練にあたるため安全管理者をおく。  
〔火氣取締責任者〕  
第四十三條 各所屬長は所屬の各部屋ごとに火氣取締責任者を定め火災防止のために必要な措置をとらなければならない。  
2. 各部屋には火氣取締責任者の職氏名を明示しなければならない。  
〔火氣取締責任者〕  
第四十四條 火氣取締責任者は部屋内の使用火器の名稱及びその數、設置箇所、使用時間その他使用上の注意事項を部屋に掲示し、職員に對しその取扱に關する注意を喚起するとともに、常に使用火器の破損修理に必要な措置を講じ火災發生防止に努めなければならない。  
〔非常災害發生時の處置〕  
第四十五條 職員は勤務時間中廳舎又はその附近に火災その他非常災害が発生した場合は所屬長の指揮を受け迅速に行動しなければならない。  
2. 各所屬長は火災その他非常災害發生の場合に必要な措置について豫め定めておかなければならぬ。

〔勤務時間外の非常災害〕  
第四十六條 勤務時間外(日曜及び休日を含む)時刻において廳舎及びその附近に火災その他非常災害が発生したときは、當直員は別に定めるところにより、その他の職員は直ちに登壇して所屬長の指揮を受け迅速に行動しなければならない。  
〔災害救助隊招集〕  
第四十七條 職員は前二條に定める外、廣島市災害救助隊規則第十二條に規定する招集のあつた場合及び同規則第十三條に規定する場合には、直ちに所定の場所に参集し上司の指揮を受け迅速に行動しなければならない。  
〔廳舎の清掃美化〕  
第四十八條 職員は常に執務の部屋その他廳舎の清掃美化に協力しなければならない。  
〔盗難防止〕  
第四十九條 各所屬長は書類その他諸物品の保管に必要な措置を講じ、紛失盗難の防止に努めなければならない。  
〔衛生管理者〕  
第五十條 職員の健康管理しその健康の保持増進を圖り疾病を豫防するため別に定めるところにより衛生管理者をおく。  
〔健康診断〕  
第五十一條 職員は毎年少くとも一回以上健康診断を受けるものとする。  
2. 新に採用する職員については、その際健康診断を行う。  
〔健康要保護者〕  
第五十二條 左の各號の一に該當する職員は健康要保護者として、就業制限その他衛生上必要な措置を講ずるものとする。  
一、ツベルクリン反陽性轉化後一年以内の者  
二、病氣にかかり又は身体が弱く一定の保護を必要とする者  
三、妊産婦  
四、その他市長において必要と認めるもの

【衛生委員會】  
第五十三條 職員の健康管理、保健増進及び疾病豫防その他衛生に關する適切妥當な處置と、その向上を圖るため別に定めるところにより廣島市職員衛生委員會をおく。

【保健衛生体位向上に資する行事の協力、勵行】  
第五十四條 職員は保健衛生又は体位向上を圖るために實施する行事には積極的に協力し又は勵行しなければならぬ。

【災害補助】  
第五十五條 職員が公務のため負傷し又は疾病にかかり若しくはこれに起因した場合には廣島市災害補償條例の定めるところによりこれを補償する。

【健康保險法の適用】  
第五十六條 職員又はその家族の傷病、疾病、出産死亡等の場合には、健康保險法の定めるところによりこれを補償する。

【表彰の事由】  
第五十七條 職員が左の各號の一に該當し、他の職員の模範とするに足ると認められるときは、これを表彰する。

- 一、市政に關して功勞特に顯著の者
- 二、市の事務又は事業に關して有効な發明考案をなし、又はその方法の改善、能率の増進、成績の向上等に功績のあつた者
- 三、重大な事故の發生を未然に防止した者
- 四、非常災害等に當り有効適切な措置をとつた者
- 五、特に有害若しくは危険な職務又は特に辛勞の多い職務に従事し多年精勵した者
- 六、滿十年以上勤続し成績優良な者及び二年間無欠勤の者
- 七、市及び市職員の名譽を擧揚し、信用を増す行為をなした者
- 八、前各號の外特に職員の模範となる行為をなした者

【表彰の方法】  
第五十八條 表彰は表彰状を授與する外左の方法の一によることができる。但し、二以上の方法を併せ行うことを妨げない。

- 一、表彰金品の授與
- 二、昇格
- 三、昇給
- 四、特別休暇の附與

【表彰の種類】  
第五十九條 表彰を分けて個人表彰及び団体表彰の二種とする。但し団体表彰は、同一事由に基く所属員の個人表彰を妨げない。

【表彰の取消】  
第六十條 表彰を受けた者が、左の各號の一に該當するときは表彰を取消することができる。

- 一、表彰に關して虚偽その他不正の所爲を發見したとき
- 二、懲戒處分を受けたとき

第六十一條 表彰及び表彰の取消はこれを廣島市報に登載し、考課表に記録する。

【懲戒の事由】  
第六十二條 地方自治法施行規程第四十條に基き、別に定めるところにより廣島市職員懲戒審査委員會（以下委員會といふ）をおく。

- 一、懲戒の事由
- 二、職務の内外を問はず、公務上の信用を失うべき行為があつたとき

【懲戒の種類】  
第六十四條 懲戒處分は、免職、五百圓以下の過怠金減給及び譴責とする。

【役所日誌、課日誌】  
第六十五條 市役所に役所日誌、各課、(室、かい)に課日誌を備え、當日の重要事項を記載する。

第六十六條 總務課長は、毎日午前十時、正午、午後三時の三回各課から通達を依頼された事項を「マイク」を通じて傳達するものとする。但し、緊急を要する事項は隨時これを行うことができる。

第六十七條 各課において職員に周知させる事項のある場合には、前條の方法によるの外、揭示又は回覽その他適當な方法によりその趣旨の徹底を圖らなければならない。

【附則】  
この規則は、公布の日からこれを施行する。

1. 昭和三十二年四月一日廣島市告示乙第一號
- 一、廣島市役所執務時間並びに休日規程
- 一、同 分限規則
- 一、同 表彰規則
- 一、同 懲戒規則
- 一、廣島市廳託員雇員懲戒規則

第十九條 別表

死亡した者	忌引日数
配偶者	十日
一親等の直系尊族	(父母) 七日
同 卑族	(子) 五日
二親等の直系尊族	(祖父母) 三日
同 卑族	(孫) 一日
同 傍系者	(兄弟姉妹) 三日
三親等の傍系尊族	(伯叔父母) 一日

備考

- 1、生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。
- 2、いわゆる代親相續の場合の二親等の直系血族(祖父母及び孫)は一親等の直系血族(父母及び子)に準ずる。
- 3、葬祭のため遠隔地に赴く必要がある場合は、實際に要した往復日数を加算する。

職名	職階	職名	職階	職名	職階	職名	職階
局長	課長	主任	係長	主任	係長	主任	係長
局長	課長	主任	係長	主任	係長	主任	係長
局長	課長	主任	係長	主任	係長	主任	係長

廣島市職員懲戒審査委員會規則を次のように制定する。

昭和二十四年十一月十日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十二號

廣島市職員懲戒審査委員會規則

- 【設置】  
第一條 地方自治法施行規程第四十條に基き、廣島市職員懲戒審査委員會（以下委員會といふ）を置く。
- 【組織】  
第二條 委員會は委員五名を以て、これを組織する。

【委員】  
第三條 委員長は委員において互選する。

【任期】  
第四條 委員の任期は二年とする。但し補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

【審査の要求】  
第五條 市長は職員に、廣島市職員就業規則第六十三條に規定する事項に該當する者があると認めるときは、證據書類を添え、書面を以て委員會に審査を要求しなければならない。

【會議】  
第六條 前條の要求があつたときは委員長は會議を召集する。

【議決】  
第七條 委員會の議事は出席委員の過半数でこれを決し可否同数のときは委員長がこれを決する。

【本人の説明】  
第八條 委員會は事件の審議に際し本人の説明を聴かなければならない。

登壇時刻から退壇時刻までとし、宿直は平日と同様とする。

【結果の報告】  
第九條 委員會は議決した審査の結果を、理由を添え、書面を持って市長に報告しなければならない。

【書記】  
第十條 委員長は市吏員の中から市長の同意を得て書記を置くことができる。

【委員長の委任】  
第十一條 この規則に定めるものの外委員會に關し必要な事項は委員長がこれを定める。

【附則】  
この規則は公布の日からこれを施行する。  
2. この規則で職員とは地方自治法第三百四條に規定する職員、職員履歴及び臨時の職員（六月未満の勤務者を除く）をいう。

廣島市當直員服務規則を次のように制定する。  
昭和二十四年十一月十日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市規則第五三號  
廣島市當直員服務規則

【目的】  
第一條 當直員の服務は、別に定めるものを除く外この規則の定めるところによる。

【職員】  
第二條 直員は男子の吏員（係長以上を除く）一名及び職員現業員を除く一名を以て輪番に充てる。但し、課において特に必要と認めるときは、別にこれを置くことができる。

2. 前項但書により課において當直するものは、一般直員の輪番に加えなす。  
（當直時間）  
第三條 當直勤務時間は、退壇時刻から翌日登壇時刻までとする。但し、休日は日直に分け、日直の勤務時間は、廣島市職員就業規則第九條に定める

登壇時刻から退壇時刻までとし、宿直は平日と同様とする。  
（通知）  
第四條 直員の順番は、職員課において豫めこれを定め三日前までに本人に通知して認印を徴し、總務課に回付しなければならない。

（免除）  
第五條 當直當日左の事項に該當する者の勤務は、これを他日に繰下げる。  
一、忌服。  
二、病氣欠勤者（七人以上のもの）

（代直）  
第六條 市外出張者及び當直日前に至り病氣欠勤等のやむを得ない事故により當直できない者を生じたときは、その課長は所屬職員をして代直させなければならない。

（勤務）  
第七條 直員は公務上に關する事件の外廳外に出ることはできない。但しやむを得ず外出しようするときは、上級の直員の許可を受けなければならない。

（廳舎の取締）  
第八條 直員は守衛と協力して廳舎内外の取締りに注意しなければならない。  
2. 直員が前項の取締に際し異状を認めるとき、又は近火その他非常事態が発生したときは、直ちに適宜の處置をなし、その異状又は事態が重大であると認めるときは速かにこれを總務課長に通報しなければならない。

（文書の取扱）  
第九條 到着文書物品は發信者名を日誌に記入し、翌朝總務課に回付し受領印を求めなければならない。但し急を要するものは直ちに受信者に送付しなければならない。

廣島市指定水道工事店規則  
第一條 廣島市水道使用條例施行細則第十五條第一項にいう給水装置をなすことを業とするもの（以下工事店という）はこの規則の定めるところによなければならない。

第二條 工事店は左の各號にあてはまるものの中から市長がこれを指定する。  
一、廣島市内で營業に適する店舗をもち且つ相當の信用のあるもの。  
二、工事担当者として市長の承認する責任技術者を有するもの。

第三條 工事店の指定は毎年四月及び十月これを行ひ指定期間は一ケ年とする。但し繼續指定することができる。

第四條 工事店の指定を受けた者は指定の日から十日以内に保證金一萬圓を納付しなければならない。

第五條 工事店は店舗の見易いところに「廣島市指定水道工事店」の標識板及び工事費の標準價格表を掲げなければならない。

第六條 工事店は店舗の移轉及び所屬責任技術者の異動その他重要な變更についてはその都度速かに市長に届け出でその承認を受けなければならない。

第七條 工事店の施行する給水装置の工事は止水栓より末端とする。但し本市に於いて施行上必要があるものと認められたものについてはこの限りでない。

第八條 工事店は下請人をしてその工事を施行させてはならない。  
第九條 工事店は市長の指示する施工方法に従い誠實に工事を施行しなければならない。  
第十條 工事店の使用する工事材料はすべて市長の検査に合格したものでなければならない。  
第十一條 工事店は工事をする前に市長の承認を受けなければならない。  
第十二條 工事が竣工したときは遅滞なく検査を受けなければならない。  
検査の結果不良と認められた箇所は期間を指定してこ

2. 廣島市文書取扱規程第十九條により發送しなければならぬ文書物品は、その發受信者名を日誌に記入、郵税を要するものは金額等を記入發送の手続をとらなければならない。但しこの場合郵便料は豫め總務課より交付されたものを使用するものとする。

【埋火葬認許證の下付】  
第十條 埋火葬認許證の下付を願ひ出た者があるときはその願書及び添付の診斷書（死産の場合は醫師又は産婆の死産證）若しくは検査書を調査の上認許證を調製交付しなければならない。

【傳染病患者等の處理】  
第十一條 傳染病患者の發生、行旅病人及び行旅死亡人等の發見の通知若しくは精神病者の引渡を受けたときは、主務課長に即報しなければならない。

【特配切符の下付】  
第十二條 冠婚葬祭の特配物資配給切符の下付を願ひ出た者があるときは、その願書及び添付書類を調査の上、切符を調製交付しなければならない。

第十三條 直員は左の書類物品を保管し、事務處理に供しなければならない。  
一、當直日誌  
二、職員住所録  
三、市例掛類集  
四、死亡届及び認許證關係用紙  
五、特配物資配給切符  
六、郵便切手  
七、ろうそく  
八、自轉車  
九、その他引換物件

【當直日誌の様式及び記載事項】  
第十四條 當直日誌に記載すべき事項は概ね次の通りとする。  
一、當直月日、曜日、天候  
二、直員の氏名及び守衛氏名  
三、廳舎内外巡視の時刻及び狀況並びに異状を認め

れを改修させることができる。  
前項の期日内に改修をしないときは工事店の費用で本市がこれを行うことがある。

第十三條 検査に合格した工事であつても六ヶ月以内に破損したときは工事店は無償で修繕をしなければならない。但し天災地變又は使用の故意若しくは過失に基因するものと認められる場合はこの限りでない。

第十四條 工事店が前項の修繕をしないときは工事店の費用で本市がこれを行うことがある。

第十五條 工事店が第十二條第二項及び第十三條第二項の規定による費用を納入しないときは第十四條の保證金からこれを控除しなほ不足があるときはこれを追徴する。

第十六條 市長は必要があるときは工事店につき工事を施行又は關係帳簿材料等の監査をすることがある。

第十七條 工事費が左の各號の一にあてはまる場合は六ヶ月以内その業務を停止し又はその指定を取り消し若しくは條例の定めるところによる罰則を適用することができる。  
一、この規則に違反する行為があつたとき  
二、第二條で定めた條件を缺いたとき  
三、暴利をむさぼつたとき  
四、不都合の行為があつたとき  
五、その他すべて法令の定める條件を具備しなかつた場合

第十八條 この規則の施行上必要な事項については別にこれを定める。

廣島市長 濱井 信 三

廣島市規則第五十四號  
廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

廣島市水道集金獎勵手當支給規則の一部を改正する  
昭和二十四年十一月十四日  
廣島市長 濱井 信 三

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

廣島市指定水道工事店規則施行細則を次のように制定する。

昭和二十四年九月一日 廣島市長 濱井信三

廣島市規則第三十三號之三

廣島市指定水道工事店規則施行細則

第一條 この細則において規則とは廣島市指定水道工事店規則をいう。

第二條 工事店が新規指定を受けるために左の書類を提出しなければならない。

一、指定水道工事店申請書

一、事業経歴書

一、前年度納税証明書

一、身分証明書

一、所有機材調書

一、技術者及び従業員名簿（配管工二名以上雇用すること）

一、責任技術者承認願

一、印鑑証明書

一、営業証明書

（本市に於て二ヶ年以上の営業証明をいう）

一、支店又は出張所については本社よりの委任状

第三條 規則第二條の責任技術者は本市の給水装置技術者名簿に登録された者のうち市長において適任者と認められた者でなければならない。

第四條 給水装置技術者の登録は左の各號の一に於てはまるものであつて本市の施行する試験に合格した者につき行ふ。但し本市の職員として水道給水工事に引續き五年以上の経験ある者についてはこの限りでない。

一、土木に關する實業學校又はこれと同等以上の學校を修了し且つ二年以上、水道工事に従事していた者

二、水道を經營する公共團體において引續き五年以上給水装置工事に従事していた者

三、引續き十年以上給水装置工事に従事していた者

四、その他特に相當の資格があると認められた者

第五條 指定工事店の認可及び責任技術者の資格試験はそれぞれ毎年四月及び十月にこれを行う。

第六條 責任技術者は他の工事店の責任技術者を兼ねることができない。

第七條 責任技術者の承認期間は所屬工事店の指定期間に從う。

第八條 責任技術者には承認の都度責任技術者証を交付する。

責任技術者は常に右証票を携帯していなければならない。

責任技術者が無所屬となり又は資格の効力を停止され若しくは承認を取り消されたときはその証票を速かに本市に返納しなければならない。

所屬の變更の場合は届け出て所屬名稱を訂正しな（第一號様式）

廣島市指定水道工事店（繼續）認可申請書

廣島市指定水道工事店の（繼續）認可願いたく必要書類を添えて申請致します。

廣島市長 昭和 年 月 日

住 所

營業店名及び印

代表者氏名及び印

電話番號

廣島市長 昭和 年 月 日

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

第九條 責任技術者がこの細則に違反したとき又は指定水道工事店が規則第十六條に基き業務の停止又は取り消し處分を受けたときはその責任技術者資格の効力を停止し又はその承認を取り消し若しくは給水装置技術者名簿より削除する。

第十條 指定水道工事店自ら廢業するとき又は規則第十六條により指定を取り消されたときは規則第五條の標示板は本市においてその板面の文字を抹消し使用を禁止する。

第十一條 指定水道工事店名簿及び給水装置技術者名簿を給水課に備付け必要な事項を登録記載する。

第十二條 この細則の施行に關し必要な様式は別表の通りとする。

附 則

この規則は公布の日からこれを施行する。

第一號様式 責任技術者資格承認申請書

第三號様式 廣島市指定水道工事店認可証

第四號様式 廣島市指定水道工事店

第五號様式 責任技術者証

第六號様式 注意事項

廣島市規則第三十三號之三 廣島市指定水道工事店規則施行細則

廣島市指定水道工事店（繼續）認可申請書

第九條 責任技術者がこの細則に違反したとき又は指定水道工事店が規則第十六條に基き業務の停止又は取り消し處分を受けたときはその責任技術者資格の効力を停止し又はその承認を取り消し若しくは給水装置技術者名簿より削除する。

(第五號様式)

(第六號様式)

0.6cm

紙張

技術員證

廣島市役所

注意事項

1. 技術員は特許の證書を携帯しこれを他人に貸與してはならない

2. 技術員は本市職員の要求があるときはこれに従ふべき義務を負ふべきである

3. この證書を失くしたときは速かに本市に届け出てなければならぬ

四頁・五頁

年月日	所屬工事名	摘要
昭和 年 月 日	第 号	
昭和 年 月 日	第 号	
昭和 年 月 日	第 号	
昭和 年 月 日	第 号	

責任技術者證

廣島市役所

第一頁

第 号

昭和 年 月 日交付

氏名

氏名

昭和 年 月 日

四頁・三頁

承認期間	承認年月日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日

大頁・七頁・八頁及様紙の四頁

備考	備考

廣島市吏員採用昇格規則等の一部を改正する規則を次のように規定する。

昭和二十四年十一月二十一日

廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十五號

廣島市吏員採用昇格規則等の一部を改正する規則

第一條 廣島市吏員採用昇格規則(昭和二十三年十一月十二日廣島市規則第五十號)の一部を次のように改正する。

題名及び第一條中「吏員」を「職員」に改める。

第五條の次に左の一條を加える。

第五條の二 職員(臨時の職員を除く)を分けて事務員、技術員及び現業員とし、左の資格の一を有する者の中からこれを採用する。但し現業員はこの限りでない。

一、本市の職員採用試験に合格した者

二、特殊の技術を有し、その免許證又は合格證を有する者

三、舊高等學校令、舊専門学校令による高等學校、専門学校又はこれと同等以上の學校を卒業した者

四、官廳又は地方公共團體で三年以上勤務の經驗を有する者

第二條 廣島市吏員考査規程(昭和二十二年十一月一日告示乙第二十九號)の一部を次のように改正する。

題名及び第一條第二條中「吏員」を「職員」に改める。

第三條中「及び第五條」を「第五條及び第五條の二」に改める。

第三條の次の一條を加える。

第三條の二 前條の試験は、市長が必要と認めるときこれを進行し、但し規則第五條の二の試験は、その都度これを行うことができる。

附則

この規則は、昭和二十四年十一月十日からこれを適用する。

昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正

廣島市告示甲第七十五號

十一月九日市議会の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。

昭和二十四年十一月九日

廣島市長 濱井信三

告示

歳入	歳出
一、市税	一、議會費
一、附加税金	二、市議會費
二、獨立税	三、役所費
三、公企業及財産收入	四、諸費
五、財産賣拂代金	
三、使用料及手数料	
一、使用料	
二、手数料	
四、國庫補助金	
一、國庫補助金	
五、縣支出金	
一、交付金	
二、補助金	
六、寄附金	
一、寄附金	
九、雜收入	
二、辨償金及報償金	
五、市税延滞金	
十、市債	
一、市債	
一、議會費	金千四百四拾參萬八千九百四拾四圓
二、市議會費	金千四百四拾參萬八千九百四拾四圓
三、役所費	金壹億四千八百拾壹萬五千八百圓
四、諸費	金壹億參千參百拾萬參千七百七拾八圓
	金千五百拾壹萬貳千貳拾貳圓
	金千四百四拾參萬八千九百四拾四圓
	金千四百四拾參萬八千九百四拾四圓
	金壹億四千八百拾壹萬五千八百圓
	金壹億參千參百拾萬參千七百七拾八圓
	金千五百拾壹萬貳千貳拾貳圓

廣島市報 復活第四十四號

三五

廣島市報 復活第四十四號

三、警察警防費 金壹億參千八百參拾九萬貳百六拾貳圓  
 一、警 費 金九千五百六拾萬四千九百五拾九圓  
 二、消防費 金參千九百八拾八萬七千八百六拾壹圓  
 三、消防團費 金貳百八拾八萬七千四百四拾貳圓  
 四、土木費 金壹千四百九拾五萬貳千七百五拾六圓  
 一、道路橋梁費 金八百參拾貳萬五千九拾圓  
 二、河川費 金拾五萬圓  
 三、港灣費 金七拾壹萬八千五百圓  
 四、諸費 金五百七拾五萬九千六百六拾六圓  
 五、教育費 金六千六百八拾七萬參百七拾七圓  
 一、小學校費 金貳千四百貳拾七萬五千五百五拾七圓  
 二、中學校費 金千貳百五拾四萬八千七百七拾四圓  
 三、高等學校費 金千六百六萬九千九百八拾貳圓  
 四、工業專門學校費 金六百拾貳萬千參百七拾壹圓  
 五、圖書館費 金百五拾五萬貳千參百六拾貳圓  
 六、社會教育費 金百五萬五千六百圓  
 七、公民館費 金拾五萬五千五百圓  
 八、社會勞働施設費 金壹億七千四百七拾四萬貳千百參拾參圓  
 九、民生委員費 金百四拾貳萬九千九圓  
 一、隣保館費 金百四拾七萬九千九百貳拾貳圓  
 二、保 育費 金貳百八拾參萬九千九百九拾圓  
 三、厚生諸費 金九拾貳萬參千九百九拾八圓  
 四、運動場整理費 金四百拾九萬貳千九百九拾壹圓  
 五、社會勞働施設整備費 金千貳百四拾四萬圓  
 六、保健衛生費 金參千拾萬六千六百圓  
 七、保健所費 金千五百五拾四萬九千九百七拾五圓  
 八、傳染病豫防費 金四百九拾九萬參千貳百壹圓  
 九、船入病院費 金百四萬五千四百四拾四圓  
 一〇、衛生試驗所費 金貳拾萬六千八百貳拾圓  
 一一、診療所費 金百萬七千五百四拾貳圓  
 一二、下水道費 金四百貳萬參千九百五圓  
 一三、下水道調査費 金八拾萬貳百圓  
 一四、墾芥蒐集費 金六萬五千參百七拾九圓  
 一五、屠場費 金拾九萬四千九百八圓  
 一六、火葬物費 金八拾貳萬九千九百八圓  
 一七、育 成費 金百八拾五萬九千八百拾參圓  
 一八、健康指道諸費 金八萬五千參百貳拾五圓

廣島市告示甲第七十六號

十一月九日市議會の議決を經た昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正  
 入出豫算追加更正の要領は次の通りである。  
 但しこの豫算は即日これを施行する。

二十、性病診療所費 金貳拾萬七千五百六拾圓  
 二十一、國民健康保險諸費 金五萬八千圓  
 二十二、配給諸費 金四千參百參拾四萬八拾壹圓  
 一、配給諸費 金貳拾萬四千八百九圓  
 二、商工諸費 金貳百四拾貳萬貳拾壹圓  
 三、農水產諸費 金百六拾萬四千貳百七拾貳圓  
 四、度量衡諸費 金五萬參千四百貳拾五圓  
 五、農地委員會費 金九拾四萬四千八百四圓  
 六、農業調整委員會費 金六拾壹萬四千九百四拾八圓  
 七、農地災害復舊費 金壹千六拾壹萬七千五百拾壹圓  
 八、港灣諸費 金貳千貳百五拾七萬七千四百貳拾圓  
 九、中央卸賣市場費 費金壹百萬圓  
 十、農業水利負擔金 金貳百萬圓  
 十一、財產管理費 金貳百九拾五萬貳千五百參拾九圓  
 十二、選 舉費 金貳百七拾七萬六千參百六拾四圓  
 十三、選 舉費 金九百四拾四萬五千四百四拾八圓  
 十四、選 舉費 金六百四拾貳萬四千五百五圓  
 十五、輸 送費 金參百九拾貳萬九千九百四拾參圓  
 十六、輸 送費 金參百九拾貳萬九千九百四拾參圓  
 十七、監 査委員費 金百壹萬百參拾七圓  
 十八、監 査委員費 金百壹萬百參拾七圓  
 十九、監 査委員費 金參百八拾九萬六千九百五圓  
 二十、監 査委員費 金參百八拾九萬六千九百五圓  
 二十一、監 査委員費 金七千九百五拾參萬七千四百六拾九圓  
 二十二、監 査委員費 金五千五百六拾參萬參拾五圓  
 二十三、監 査委員費 金貳百參萬七千五百八拾八圓  
 二十四、監 査委員費 金參百九拾五萬圓  
 二十五、監 査委員費 金壹百參拾四萬七千八百圓  
 二十六、臨時宅地賃價格修正諸費 金四拾參萬圓  
 二十七、臨時宅地賃價格修正諸費 金七億五千八百五拾八萬八千六百拾壹圓

昭和二十四年十一月十日 廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十四年度廣島市特別會計水道事業費歳入出追加更正

歳入

一、使用料及手数料 金七千參百拾七萬壹千四百貳拾貳圓  
 二、使 用 料 金七千貳百六拾八萬四千貳百八拾貳圓  
 三、雜 收 金五百七拾貳萬六千四百貳拾四圓  
 一、雜 收 金參百五拾五萬參千五百拾圓  
 二、國庫支出金 金七百七拾參萬壹圓  
 三、補 助 金 金七千七百四拾萬圓  
 四、市 債 金壹千七百四拾萬圓  
 五、市 債 金壹千七百四拾萬圓  
 六、繰 越 金 金五百拾六萬六千參百七拾壹圓  
 七、前年度繰越金 金壹億壹千貳百拾七萬五千六百七拾四圓

歳出

一、水道費 金壹億九百五拾萬四千七百參拾壹圓  
 二、上水經常費 金參千六百四拾八萬八千參百四拾八圓  
 三、配水管増設費 金六百參拾七萬八千四百四拾貳圓  
 四、水道事業費 金參百貳拾壹萬圓  
 五、水道復舊費 金壹千萬圓  
 六、水道改良事業費 金八百萬圓  
 七、水道應急改良事業費 金壹百九拾四萬參拾九圓  
 八、比治山揚水所復舊費 金七百萬圓  
 九、給水經常費 金參千四百貳拾七萬六千壹百貳拾九圓  
 一〇、水栓調査費 金八拾壹萬壹千壹百七拾參圓  
 一一、水栓調査費 金貳百六拾萬九千四百拾壹圓  
 一二、公 債 費 金四拾六萬貳千七百七拾圓  
 一三、元金償還金 金貳百拾參萬八千七百七拾壹圓  
 一四、利 子 金壹億壹千貳百拾七萬五千六百七拾四圓  
 一五、歳入出差引殘金なし

廣島市告示甲第七十八號

十一月九日市議會の議決を經た昭和二十四年度特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正  
 入出豫算追加更正の要領は次の通りである。  
 但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和二十四年十一月十日 廣島市長 濱 井 信 三

昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加更正

歳入

一、目的稅 金參千壹百貳拾六萬參千參百五圓  
 二、都市計畫稅 金參千四拾壹萬四千六百八拾圓  
 三、縣 支 出 金壹百五萬五千圓  
 四、市 債 金壹百萬五千圓  
 五、市 債 金四百萬圓  
 六、繰 越 金 金貳拾六萬八千壹百六拾貳圓  
 七、前年度繰越金 金貳拾六萬八千壹百六拾貳圓  
 八、前年度繰越金 金四千九百參拾七萬八千六百六拾九圓

歳出

一、土木費 金四千八百萬八千六百六圓  
 二、都市計畫事業費 金四千七百參拾六萬八千六百六圓  
 三、諸支出金 金六拾四萬圓  
 四、公 債 費 金百參拾壹萬貳千七百五拾參圓  
 五、元金償還金 金百拾六萬七千五百拾五圓  
 六、利 子 金四十九百參拾七萬八千六百六拾九圓  
 七、歳入出差引殘金なし



廣島市報 復活第四十四號

昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十四年十一月十日

廣島市長 濱井信三

一、雜收	金貳百七拾萬圓
二、市債	金五千七百八拾萬圓
三、繰越金	金七百拾萬圓
四、前年度繰越金	金七百拾萬圓
五、換地清算徵收金	金壹千貳百拾萬圓
六、換地清算徵收金	金七百壹萬四千七百五拾圓
七、公企業及財産收入	金七百壹萬四千七百五拾圓
八、財産賣拂代金	金貳億壹千參百七拾四萬八千壹百五拾壹圓
九、歳入合計	金壹億九千六百九拾壹萬六千參百五拾圓
一〇、區劃整理費	金參千七百九拾九萬四千圓
一一、街路費	金五百貳拾萬五千圓
一二、下水費	金壹千七百參拾貳萬圓
一三、公共空地整備費	金壹千八百拾四萬四千圓
一四、住宅建設費	金六千參百六拾參萬圓
一五、學校營繕費	金五千參百八拾四萬貳千七百五拾圓
一六、建築費	金壹千貳百八拾參萬四千圓
一七、死体改葬費	金壹百貳拾八萬六千壹百圓
一八、路面復舊費	金壹百七拾八萬六千五百圓
一九、生産都市再建整備費	金壹百拾七萬參千圓
二〇、歳入出計	金貳億壹千參百七拾四萬八千壹百五拾壹圓
二一、歳入出計	金貳億壹千參百七拾四萬八千壹百五拾壹圓

廣島市告示甲第七十九號

本月九日市議會の議決を経た昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十四年十一月十日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第八一號

昭和二十四年十一月十二日

廣島市長 濱井信三

昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十四年十一月十日

廣島市長 濱井信三

一、公企業及財産收入	金千五百萬圓
二、公企業收入	金千五百萬圓
三、歳入合計	金千五百萬圓
四、歳入合計	金千五百萬圓
五、歳入合計	金千五百萬圓
六、歳入合計	金千五百萬圓
七、歳入合計	金千五百萬圓
八、歳入合計	金千五百萬圓
九、歳入合計	金千五百萬圓
一〇、歳入合計	金千五百萬圓
一一、歳入合計	金千五百萬圓
一二、歳入合計	金千五百萬圓
一三、歳入合計	金千五百萬圓
一四、歳入合計	金千五百萬圓
一五、歳入合計	金千五百萬圓
一六、歳入合計	金千五百萬圓
一七、歳入合計	金千五百萬圓
一八、歳入合計	金千五百萬圓
一九、歳入合計	金千五百萬圓
二〇、歳入合計	金千五百萬圓
二一、歳入合計	金千五百萬圓
二二、歳入合計	金千五百萬圓
二三、歳入合計	金千五百萬圓
二四、歳入合計	金千五百萬圓
二五、歳入合計	金千五百萬圓
二六、歳入合計	金千五百萬圓
二七、歳入合計	金千五百萬圓
二八、歳入合計	金千五百萬圓
二九、歳入合計	金千五百萬圓
三〇、歳入合計	金千五百萬圓

廣島市告示甲第八十號

本月九日市議會の議決を経た昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十四年十一月十日

廣島市長 濱井信三

廣島市告示甲第八十二號

昭和二十四年十一月十四日

廣島市長 濱井信三

廣島市報 復活第四十四號

昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

但しこの豫算は即日これを施行する。

昭和三十四年十一月十日

廣島市長 濱井信三

一、雜收	金貳百七拾萬圓
二、市債	金五千七百八拾萬圓
三、繰越金	金七百拾萬圓
四、前年度繰越金	金七百拾萬圓
五、換地清算徵收金	金壹千貳百拾萬圓
六、換地清算徵收金	金七百壹萬四千七百五拾圓
七、公企業及財産收入	金七百壹萬四千七百五拾圓
八、財産賣拂代金	金貳億壹千參百七拾四萬八千壹百五拾壹圓
九、歳入合計	金壹億九千六百九拾壹萬六千參百五拾圓
一〇、區劃整理費	金參千七百九拾九萬四千圓
一一、街路費	金五百貳拾萬五千圓
一二、下水費	金壹千七百參拾貳萬圓
一三、公共空地整備費	金壹千八百拾四萬四千圓
一四、住宅建設費	金六千參百六拾參萬圓
一五、學校營繕費	金五千參百八拾四萬貳千七百五拾圓
一六、建築費	金壹千貳百八拾參萬四千圓
一七、死体改葬費	金壹百貳拾八萬六千壹百圓
一八、路面復舊費	金壹百七拾八萬六千五百圓
一九、生産都市再建整備費	金壹百拾七萬參千圓
二〇、歳入出計	金貳億壹千參百七拾四萬八千壹百五拾壹圓
二一、歳入出計	金貳億壹千參百七拾四萬八千壹百五拾壹圓

昭和二十四年十月九日午後一時五〇分頃廣島市京橋川下流平和橋附近に於て漂流しある溺死体を發見視の結果一應行旅死亡人として左記の通り取扱つたので心當りの向は社會課迄出頭されたい。

一、本籍地、住所、氏名 不詳

二、年令及び性別(推定) 三十三歳位の女

三、扶養義務者 不詳

四、旅行經歷 不詳

五、人相 不詳

六、着衣 文、要米にして肥えた方で顔色黒鼻低口大唇厚く頬骨高くまゆ濃額廣く体格良好にして一見朝鮮人風なり

七、遺言 白木綿半袖開襟シャツ黄地赤の水玉模様開襟シャツ濃鼠色縦縞スカート黒木綿パンツ赤線入り鎖式バンド遺言なし

八、死体發見日時 昭和二十四年午後一時五十分頃推定

廣島市告示甲第八十二號

昭和二十四年十一月十四日

廣島市長 濱井信三

連合軍最高司令部より歸還を許可せられた朝鮮人の持歸荷物輸送取扱について

右について、今般左記の通り決定實施されることになつたから該當者各位におかれは充分御承知おき願ひたい。

記

一、持歸荷物の種類及び數量

歸還朝鮮人が携行し得る財産は左の如く規定されている。

イ、身廻品、家財道具は無制限であること(但し指令により特に禁止されたものを除く)

ロ、職業用具は四、〇〇〇封度まで、但し四、〇〇〇封度を超過するものについては總司令部經濟科學局長(E.S.S.)の許可を必要とすること。

二、輸送方法

右財産の輸送は次の方法により實施する。

1. 本人が携行して佐世保保護局經由引揚船内に持込むことが出来るもの。

佐世保引揚保護局附近は地理的に不便のため本人と共に同局を經由して引揚船内に積込める荷物は次の通り制限せられる。

イ、本人が手廻品として車内に持込むもの(二十五疋まで、〇、〇三六立方米)の外、身廻品貴重品或は局滞在中及び船中等旅行に必要と認められるもののみを内容とする荷物(二個三〇疋までのもの)二個に限り客車扱(手荷物扱又は小荷物扱)として發送し得ること。

ロ、右の手荷物及び小荷物は、南風崎驛着として發送し本人が佐世保引揚保護局に到着後本人において引取り税關検査を受けた後乗船の際本人の責任において引揚船に積込むこと。従つて從來同時輸送を行つていた自轉車、マシン類等は右に含まれないこととなるから(2)の方法により別送しなければならぬこと。

ハ、イ及びロの荷物に對しては南風崎驛着付朝鮮の歸郷先及び氏名を明記しておくこと。

ニ、佐世保引揚保護局を經由しないで別送するもの。(1)に記したもの以外の身廻品家財道具、職業用具は次の方法により輸送される。

イ、發驛において本人が日本通運株式會社(現住所最寄りの支店又は營業所で取扱う)と釜山までの運送契約をなし日本通運株式會社は釜山において朝鮮運送會社より荷物の取渡を受けるものであること。

ロ、右の荷物は佐世保驛を經由して佐世保港(佐世保引揚保護局所在地とは別である)より本人の乗船する引揚船に積込れること。

ハ、右荷物の税關検査は本人が佐世保引揚保護局在留中に佐世保港(佐世保市岩壁にある倉庫)で行うが佐世保の日本通運支店及び税關當局より佐世保引揚保護局を通じての連絡により本人立命の上で行うものであること。但し、具体的な取決めはその都度現地において決定されること。

三、右荷物の輸送に當る引揚船は新興丸(貨客船總延二、五七七七噸)が特別に配船されることとなつてゐること。

ホ、右荷物の、東京より佐世保港船積み終了までの一屯當り輸送費用は荷物の種類により多少の相違はあるが概ね五、〇〇〇圓位、船賃は一屯當りに付き、身廻品、家財道具等は二、〇六八圓輕機械類四四四四一圓であること。

三、右の方法による荷物の輸送取扱は第五十三回分  
歸還朝鮮人(本年五月三十日許可)以降のものより  
實施すること。

廣島市告示甲第八十二

昭和二十四年十一月九日

廣島市長 濱井信三  
左記の者昭和二十四年十一月九日廣島市監査委員に  
就任した。

記

監査委員 廣島市議會議員

鈴木 貢  
前 理 一

廣島市西観音町三丁目三七番地の四  
中邑 元  
廣島市上流川町四三番地の四  
鈴木惣三郎

廣島市告示甲第八十三號

選舉管理委員及同補充員當選について  
廣島市選舉管理委員及同補充員として左の者が當選  
した。

昭和二十四年十一月九日

廣島市長 濱井信三

記

選舉管理委員

平井憲太郎  
今西貞  
遠藤俊  
服部宣  
佐藤木  
飯島乙  
篠崎四  
小原米  
第四位

廣島市告示甲第八十四號

昭和二十四年十一月十一日

廣島市長 濱井信三  
左記の者昭和二十四年十一月十一日廣島市選舉管理  
委員を退任した。

記

選舉管理委員

平井憲太郎  
佐々木 強  
服部 平  
平田 松五郎

廣島市告示甲第八十三號

昭和二十四年十一月二十一日

廣島市長 濱井信三  
第七回換地豫定地指定未發表、第八回換地豫  
定地九回未指定地補充換地豫定地指定並びに  
第九回換地豫定地變更換地指定の發表につ  
いて

- 一、廣島市特別都市計劃事業復興東部土地區劃整理  
施行に伴う左記町名の土地は區劃整理委員會の諮  
問を経て換地豫定地が決定したから關係者は東部  
復興事務所にて詳細承知されたい。
- 二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は土  
地所有届を提出済みのみ送達する。なお土地所  
有届を未だ提出していない人は至急届出された  
り。
- 三、今回發表地區の土地を賣買又は讓渡するときは  
事前に必ず東部復興事務所へ協議の上取運び願  
いたし。
- 四、前一換地豫定地の使用開始の時期及び借地權そ  
の他の權利については追て指定する。

白島東中町、白島西中町、白島中町、白島北町、東

白島町、白島九軒町、東千田町千田町二丁目の各一  
部

二、荒神町宮本八郎外百三十四件未指定地補充換  
地

三、平塚町川合耕作外百五十九件換地豫定地變更  
關係圖書縦覽場所 廣島市基町  
廣島市東部復興事務所

臨時痘瘡豫防接種日割表		接種日		接種時間		接種場所		接種種別	
14731210	9 8 7 6 5 3 2 1 3029	28	日	5	時	尾長小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
14132110	9 8 7 6 5 3 2 1 3029	28	日	5	時	青崎小學校	大橋以南	痘瘡	種別
14131210	9 8 7 6 5 3 2 1 3029	28	日	5	時	仁小學校	大橋以南	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	古南舟入小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	安田小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	實字品小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	山崎小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	千田小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	大橋小學校	本通りより以北	痘瘡	種別
21201917	161514131210	9 8 7 6	日	5	時	仁小學校	本通りより以北	痘瘡	種別

廣島市告示甲第八十四號  
昭和二十三年法律第六十八號豫防接種法第六條に基づき全市民並びに法の適用を受ける外國人居留民(但し本年に於て實施した者を除く)に對して臨時痘瘡之豫防接種を左の通り施行する。  
昭和二十四年十一月二十一日  
廣島市長 濱井信三

### 選舉管理委員會告示

#### 廣選管告示甲第四六號

廣島市選舉管理委員會を左記に依り開催する。  
昭和二十四年十一月十二日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 愷 太郎

- 一、日 時 昭和二十四年十一月十六日  
午後十二時三十分
- 一、場 所 廣島市役所
- 一、議 題
1. 委員長選挙の件
  2. 投票區増設の件
- 以上

#### 廣選管告示甲第四七號

十一月十六日廣島市選舉管理委員會に於て左記委員が委員長に當選した。  
昭和二十四年十一月十六日  
廣島市選舉管理委員會  
委員長 平井 愷 太郎

廣島市古田町古江四三九番地の四 平井愷太郎

### 辭 令

- 技術吏員 住吉 勇三  
技術吏員 山内 智徳  
技術吏員 北谷 松夫  
技術吏員 田中 利三
- 中央市場業務課長を命ずる。  
中央卸賣市場管理課長を命ずる。  
民生局食糧課水産係長を命ずる。  
尾長出張所事務主任を命ずる。  
昭和二十四年十月二十二日(各通)

廣島市議會議員 鈴木 木一  
廣島市議會議員 前 理 元  
廣島市事務吏員 鈴木 惣三郎  
廣島市事務吏員 乘松 さかえ

### 雜 報

十月定期市議會において、左記の通り議決された。

- 十一月九日議決
- 一、第九八號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正 修正可決
  - 一、第九九號議案 廣島市税條例改正
  - 一、第一百號議案 廣島市縣民稅條例改正についで
  - 一、第一百十一號議案 廣島市職員給料條例の一部を改正する條例制定についで
  - 一、第一百十二號議案 廣島市職員退職手当支給條例の一部を改正する條例制定についで
  - 一、第一百十三號議案 廣島市超過勤務手当支給條例の一部を改正する條例制定についで
  - 一、第一百十四號議案 廣島市旗費條例の一部を改正する條例制定についで
  - 一、第一百十五號議案 廣島市母子寮條例制定についで
  - 一、第一百十六號議案 廣島市母子寮使用料徴收條例制定
  - 一、第一百十七號議案 廣島市管住宅使用條例制定

- 一、第一百十八號議案 財産の取得についで 修正可決
- 一、第一百十九號議案 不動産賣却についで 原案可決
- 一、第一百二十號議案 小學校の設置並びに同分校廢止についで 原案可決
- 一、第一百二十一號議案 中學校の設置並びに廢止についで
- 一、第一百二十二號議案 廣島市監査委員條例の一部を改正する條例制定についで
- 一、第一百二十三號議案 昭和二十四年度廣島市河川改修負担金公債方法についで 修正可決
- 一、第一百二十四號議案 昭和二十四年度廣島市中央卸賣市場建設費公債方法中變更についで 修正可決
- 一、第一百二十五號議案 昭和二十四年度廣島市港灣修築負担金公債方法中變更についで 修正可決
- 一、第一百二十六號議案 昭和二十四年度廣島市農業水利負担金公債方法についで
- 一、第一百二十七號議案 昭和二十四年度廣島市社會労働施設費公債方法中變更についで
- 一、第一百二十八號議案 昭和二十四年度廣島市水害復舊費公債方法中變更についで
- 一、第一百二十九號議案 昭和二十四年度特別會計水道事業費歳入出豫算追加更正についで
- 一、第一百三十號議案 昭和二十四年度特別會計比治山揚水所復舊費公債方法についで
- 一、第一百三十一號議案 昭和二十四年度特別會計比

- 一、第三百三十二號議案 治山揚水所復舊費公債方法中變更についで 原案可決
- 一、第三百三十三號議案 昭和二十四年度廣島市都市計畫事業歳入出豫算追加についで
- 一、第三百三十四號議案 昭和二十四年度廣島市戦災復興費歳入出豫算追加更正 原案可決
- 一、第三百三十五號議案 昭和二十四年度廣島市戦災復興費公債方法中變更についで 修正可決
- 一、第三百三十六號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加についで 原案可決
- 一、第三百三十七號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加についで
- 一、第三百三十八號議案 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加についで 修正可決
- 一、第三百三十九號議案 廣島市報稱並びに費用辦償條例の一部を改正する條例制定についで 原案可決
- 一、第四百號議案 廣島市監査委員條例の一部を改正する條例制定についで
- 一、第四百十一號議案 監査委員選任の同意についで
- 一、第四百十二號議案 選舉管理委員の選舉についで 當選決定

### 傳染病患者發生(死亡)寬表

區 分	病 名	昭和二十四年	前年	同 期
赤松	赤痢	12	12	12
	傷寒	1	1	1
山内	傷寒	1	1	1
	赤痢	1	1	1
北谷	傷寒	1	1	1
	赤痢	1	1	1
田中	傷寒	1	1	1
	赤痢	1	1	1
計	傷寒	5	5	5
	赤痢	7	7	7
計	傷寒	25	27	25
	赤痢	19	22	19
計	傷寒	25	27	25
	赤痢	19	22	19

( )内の數字は死亡數を示す

出張所所管區域別人口及び世帯状況表について 昭和二十四年十一月一日現在

出張所	人口	世帯
牛尾長田	1,376	290
青島	1,107	240
荒山	1,186	250
比治山	1,186	250
大仁	1,186	250
皆賀	1,186	250
字品	1,186	250
似品	1,186	250
小島	1,186	250
船町	1,186	250
八幡	1,186	250
三津	1,186	250
中津	1,186	250
計	13,000	2,800

昭和二十四年十一月一日現在

戸籍上の市勢について (昭和二十四年十月分)

種別	件数		平均	前年同期	引差増減
	大	小			
婚姻	1,119	1,119	11.19	1,119	△15
離婚	259	259	2.59	259	△15
出生	1,147	1,147	11.47	1,147	△15
死亡	1,147	1,147	11.47	1,147	△15
寄留	1,147	1,147	11.47	1,147	△15
本籍	1,147	1,147	11.47	1,147	△15
籍分	1,147	1,147	11.47	1,147	△15

一、市内に於けるに依る増減數 男三人 女三人 計二人 一日平均 二人  
 一、前年同 上 男五人 女五人 計十人 一日平均 二人

註 一、左側の數字は本市以外の地域で發生した事項を本籍地の本市へ届出を示す  
 一、婚姻、離婚出生、死亡は三十一日分其他は二十六日分で計算したもの

様式第一号

廣島市々管住宅使用許可證

廣島縣 市 町 村 番地 方

氏名

廣島市 昭利 年 月 日

廣島市復興局住宅課長

備考  
 一、この許可月日より一週間以内に入居して下さい。若し入居しないときは無効とします。  
 二、やむを得ざる理由により一週間以内に入居出来ないときは、市住宅課にお届け下さい。  
 三、其の不正な行為と認められる行為があつたときは、この許可證は取消しされます。

様式第二号  
 廣島市々管住宅使用許可證

廣島市 昭利 年 月 日

右市管住宅(一般住宅、店舖住宅)の使用を許可され、且、その製造一式に付、但し、其の製造一式に付、使用料一ヶ月金 圓也

昭和 年 月 日

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

昭和 年 月 日

様式第三号

市管住宅同居許可申請書

廣島市長 股

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

同居希望者氏名 年令 使用者と 同籍希望

廣島市長 股

廣島市々管住宅使用條例施行細則の條項を必ず遵守し、且、市管住宅(一般住宅、店舖住宅)第 号 方(現在 名)に同居許可せられるよう申請いたします。

昭和 年 月 日

廣島市長 股

廣島市々管住宅使用條例施行細則第六條により同居を許可する

昭和 年 月 日

廣島市長 股

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

昭和 年 月 日

様式第四号

住宅増築現形變更許可申請書

廣島市長 股

建設物の種別 (大きさ)

現形變更の理由

廣島市長 股

右の事項について左記圖面の通り増築したいから許可せられるやう申請いたします。

昭和 年 月 日

廣島市長 股

廣島市々管住宅使用條例施行細則第六條により圖面の範圍内に於いて許可する

昭和 年 月 日

廣島市長 股

廣島市長 股

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

本籍縣 市 町 村 番地

現住所縣 市 町 村 番地

昭和 年 月 日



# 廣 島 市 報

號

昭和二十四年  
十一月三十日 發行  
(水曜日)

發行所 廣 島 市 役 所

電話  
中一 六五八番  
中二 六五七番  
中三 六五九番  
中四 六五八番  
中五 六五九番  
中六 六五八番  
中七 六五九番  
中八 六五八番  
中九 六五九番  
中十 六五八番  
廣島市國藥寺町三九  
(市會事務局)  
(秘書課)  
(會計課)

## 廣島市告示第八十五號

地方自治法第二百四十四條の規定により市の「財政事情を次のように公表する。  
昭和二十四年十一月三十日  
廣島市長 瀧井信三

### 廣島市の「財政事情」

地方自治法第二百四十四條の規定によつて毎年五月と十一月に市の財政状況を公表することになつてゐるが、今回は本年四月より同年九月までと、昨年度の決算見込の状況を併せて、昭和二十三年年度歳入出状況調査

#### 一般會計 歳入

四、國庫支出金	四、三三、三四	三、五〇、四六	一三、五七、八七	八、九三、六九
五、縣支出金	六、六三、七五	三、九七、〇三	七、三〇、八四	二、八九、五三
六、寄附金	一	一	一	一
七、繰入金	一三、六六	一三、六六	一三、五七	〇
八、繰越金	七、七三	一八、四〇、七九	一三、五七	〇
九、雑収入	七、三三、〇三	八、九二、一四	一、八七、三〇	一〇、〇九
十、市債	一九、〇〇、〇〇	六、七五、〇〇	一四、六七、〇〇	四、〇〇
歳入合計	六、三六、〇八	四、八五、七五	一〇、四七、八六	三、九三、六九

#### 一般會計 歳出

一、市	七、七三、七五	八、八三、五〇	三、八三、二五	六、三六、〇八
縣稅附加稅	三、三六、二五	三、三六、二五	三、三六、二五	三、三六、二五
獨立稅	三、三六、二五	三、三六、二五	三、三六、二五	三、三六、二五
配附稅	三、三六、二五	三、三六、二五	三、三六、二五	三、三六、二五
舊法による稅收入	一、八七、六二	一、八七、六二	一、八七、六二	一、八七、六二
二、公企業及財産收入	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三
三、使用料及手数料	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三
歳入合計	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三	一、三三、三三

#### 科 目

當初豫算額	最終豫算額	収入額	増	減
七、七三、七五	八、八三、五〇	一〇、四七、八六	二、七四、一〇	一、三三、三三

#### 科 目

當初豫算額	最終豫算額	支出額	額
三、三六、二五	三、三六、二五	六、三六、〇八	三、〇〇

廣島市報外

科 目	當 初 預 算 額	最 終 預 算 額	支 出 額	差 引	比 率
一、水道	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	—	100
二、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
三、水道	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	—	100
四、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
五、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
六、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
七、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
八、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
九、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
十、水道	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
歲出入合計	六、一七〇、〇〇〇	六、一七〇、〇〇〇	六、一七〇、〇〇〇	—	100

歲出入差引残金 二〇、二七〇、八二九

歳入出差引残金 一〇、二七〇、八二九

科 目	當 初 預 算 額	最 終 預 算 額	支 出 額	差 引	比 率
一、國庫支出金	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	—	100
二、雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
三、雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
四、市 債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
五、換地清算	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
六、繰 越 金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
歳入合計	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	—	100

科 目	當 初 預 算 額	最 終 預 算 額	支 出 額	差 引	比 率
一、國庫支出金	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	—	100
二、雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
三、雑収入	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
四、市 債	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
五、換地清算	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
六、繰 越 金	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
歳入合計	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	三、五七〇、〇〇〇	—	100

歳出入差引残金 七、一〇一、〇七七

歳入出差引残金 七、一〇一、〇七七

科 目	當 初 預 算 額	最 終 預 算 額	支 出 額	差 引	比 率
一、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
二、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
三、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
四、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
五、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
六、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
七、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
八、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
九、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
十、公益質屋費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	—	100
歳入合計	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	100

歳入出差引残金 一五、八四八、二九一

(一) 昭和二十三年度

一般會計歳入出状況について

當初豫算の編成に當つては、政府の財政緊縮の方針に則り極力一般經常經費等の削減を勵行し、骨格豫算編成に努めたことは、既往五月の「財政事情」で公表した通りであるが、今般これが決算見込みを検討するに、年度間における職員給与とベークス並びに物價の改訂等、經濟狀勢の激變に伴い豫算額は急激に膨張を來した結果、最終豫算においては、當初一億六千六百五十萬餘円であつたものが四億八千五百七十五萬餘円となつた。

次に産業經濟費においては、本市中央卸賣市場の新設等、産業發展と市民生活の安定確保を圖る等の經費四千六百三萬円の増額となつてゐる外、各費目に亘つて、給與の引上げ、物價改訂等により、それら相當額の増加を來してゐる。次に歳入においては、戰災に伴う獨自財源の喪失は、本市財政面において、重大な騰跌を來し、當初豫算においても歳入中その五〇%近い國庫依存を示してゐたが、税制改正に伴う國稅の移譲により稅收豫算において一億三千五百五十萬餘円の増額となつた。

然しながら、なお歳入總額の二七%近くは國庫に依存する狀況であり、二十三年度における財政自立は到底望むべくもないのである。而して決算における二百八十四萬六千餘円で豫算に比し、七百九十萬餘円の減収となつてゐる。これが主なもの、生活保護者に對する補助金の減額である。次に歳出においては、決算額は四億二千二百十三萬餘円であり、豫算總額と比較すれば六千三百六十一萬餘円の歳出節減となつており、歳入差引殘金は、五千五百七十萬七千餘円となつてゐる。

この殘額は二十三年度未了事業費二千五百五十六萬餘円を包含してゐるのであつて、二十四年度に繰越し事業施行に充當すべきものである。

(二) 特別會計戰災復興費歳入出状況について  
本市戰災復興事業は、當初二億七千五百九十萬餘円の豫算を計上し、區別整理事業、各學校復舊事業、庶民住宅建設事業等、各般の本市復舊事業を計畫計上したが、本省査定の結果四千六百四十四萬餘円程度の削減を受けた。而してこれが歳入については、その殆んどを補助並びに起債をもつて充當してゐるのであるが、起債額の膨張は將來における本市の財政計畫に重大なる支障を來す結果を招來するので、平和都市建設については、補助率の引上、見返り

(二) 昭和二十四年度歳入出状況調

資金の充當等の方策に萬全を期し、出來得る限り負担の軽減を圖るべきである

と考へてゐる。

(三) 特別會計水道事業費歳入出状況について  
本市水道事業は特別會計として設定以來、稅意配給水管の移設復舊並びに水源の改良とに努力し給水量も漸次戰災前の状態に復歸しつつあり、歳出について、萬七千餘円の増と給與並びに物價の改訂等に伴い合計千六百七十二萬七千二百餘円の増額となつてゐる。

次に歳入についてみれば、水道使用料の値上げに伴う増収千四百十八萬餘円並びに起債事業の増額による市債の増五百七十七萬餘円を併せ歳出豫算との均衡保持に努めてゐる。なほ、給水量を戰前状態に復舊するためには、水源の改良浄水場施設の復舊市内配給水管の移設並びに補修等將來に残された各種の問題が山積してゐるので本年度より會計經理も企業体として再出發することとなり、決算等についても損益計算書、財産表、貸借對照表を必要とし、水道經理の面に亘つても全面的改革を要請されてゐる状態である。

(四) なお、その他特別會計については、都市計畫事業費において、稅制改正に伴う都市計畫稅の増額により、本市の都市計畫路線各道路橋梁の新設等復興事業の推進と相俟つて相當大幅な工事量が必要とし、これが最終豫算は二千三百八萬餘円であり、決算面についてみれば歳入の増徴と未了工事に伴う豫算殘に

より千四百二十二萬二千餘円の繰越となる。

その他の特別會計各事業については、別表に示す通りである。

一般會計 歳入

Table with columns: 科、目、當初豫算額、追加更正、現在豫算額、自前、至九月、收入額、歳入合計. Rows include 市、縣、獨、地方、地方配付稅.

Table with columns: 番法による、稅收、公企業及財產收入、使用料及手数料、國庫支出金、縣支出金、寄附金、繰入金、繰越金、雜收入、市、市、歳入合計. Rows include 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十.

Table with columns: 九、財產費、十、統計調査費、十一、選舉費、十二、公債費、十三、輸送費、十四、監査委員費、十五、災害土木費、十六、諸支出金、十七、豫備費、歳出合計. Rows include 九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七.

Table with columns: 科、目、當初豫算額、追加更正、現在豫算額、自前、至九月、收入額. Rows include 一、議會費、二、役所費、三、警察警防費、四、土木費、五、教育費、六、社會勞働施設費、七、保健衛生費、八、産業經濟費.

Table with columns: 科、目、當初豫算額、追加更正、現在豫算額、自前、至九月、收入額. Rows include 一、國庫支出金、二、繰入金、三、雜收入、四、市、債、五、繰越金、六、換地清算徵收金、歳入合計.

特別會計 戰災復興費 歳入



科 目	歳入		歳出	
	當初予算額	追加更正額	現在予算額	自四月支出額
一、戦災復興費	六七八、四〇六、〇〇〇	三、四〇四、一四五	九九三、四七、四二五	九六六、一九八、五六八
二、區劃整理費	八三、一四六、〇〇〇	—	八三、一四六、〇〇〇	八二五、〇五二、四八四
三、道路費	二七、六七五、〇〇〇	—	二七、六七五、〇〇〇	三一、七四九、三四一
四、下水費	五五、四一八、〇〇〇	—	五五、四一八、〇〇〇	五一、一三六、三九二
五、公共空地整備費	二五、九九九、〇〇〇	—	二五、九九九、〇〇〇	八三、三二九
六、住宅建設費	三〇四、三三五、〇〇〇	—	三〇四、三三七、〇〇〇	二〇三、三五六、四七六
七、學校營繕費	三三三、四八九、〇〇〇	—	三三三、四八九、〇〇〇	五四八、三八〇、四九六
八、建築費	四、七五七、〇〇〇	—	四、七五七、〇〇〇	五、六三六、一五〇
九、死体改葬費	二、六七、〇〇〇	—	二、六七、〇〇〇	三、四、一〇〇
十、公債費	一六、八三一、八〇一	—	一六、八三一、八〇一	四、一〇、七二七
歳出合計	六九五、三三七、八〇三	三、四〇四、一四五	七〇〇、〇〇〇	六六六、六六九、二八五
水道事業費	—	—	—	—
科 目	當初予算額	追加更正額	現在予算額	自四月支出額
一、使用料及手数料	六三、三九七、九六	—	六三、三九七、九六	四三、二九、三八四
二、給水工事費	二、七六一、四五五	—	二、七六一、四五五	三、一、六四五、九三七
三、雑収入	二、六九三、三八	—	二、六九三、三八	三、三、六六六、四九一
四、公企業及財産収入	—	—	—	—
五、繰入金	—	—	—	—
歳入合計	—	—	—	—

科 目	歳入		歳出	
	當初予算額	追加更正額	現在予算額	自四月支出額
一、水道費	一、四四〇、〇〇〇	—	一、四四〇、〇〇〇	一、〇一〇、二七
二、水道事業費	三、〇〇〇、〇〇〇	—	三、〇〇〇、〇〇〇	二、〇四三、八一九
三、水道事業費	一九、三〇〇、〇〇〇	—	一九、三〇〇、〇〇〇	一三、二、七八七、六三〇
四、水道事業費	五八、六五〇、〇〇〇	—	五八、六五〇、〇〇〇	一、一四、六三四
五、水道事業費	二六、三三九、四三二	—	二六、三三九、四三二	一八、二、九三〇、七五三
六、水道事業費	二、〇三二、四七七	—	二、〇三二、四七七	三、八、五七一
七、水道事業費	四、四九〇、〇三三	—	四、四九〇、〇三三	五、八、三五〇
八、水道事業費	七〇、〇〇一	—	七〇、〇〇一	四、四四一
九、水道事業費	—	—	—	—
歳出合計	一、四九三、六三三	—	一、四九三、六三三	一、四九三、六三三

その他特別會計

會計別	當初予算額	追加更正額	現在予算額	自四月収入額
公益質屋費	四、八三八、四〇三	—	四、八三八、四〇三	五、一、二六、七四二
奨學資金	—	—	—	五九〇
天満町外部落有財産	—	—	—	—
用品調達費	五、〇三三、三五五	—	五、〇三三、三五五	五、一、七二、五六四
都市計書事業費	七、七、五三七、四六二	—	七、七、五三七、四六二	九、〇三〇、四九一、六六七
歳入合計	八、八四五、三〇三	—	八、八四五、三〇三	一〇、〇三〇、三三〇、五八三

(一) 昭和二十四年度 一般會計豫算について  
 當初豫算編成に當つては、二十三年度豫算について申述べた如く經濟九原則に基づき、財政緊縮の方針により、政府よりの財源附與の減少を加へて歳出面においては二十三年度に實施せられた新給與ベース警察消防費既定必要経費の年間分を計上しなければならぬ等のため編成に當り種々苦慮し眞にやむを得ざる経費の計上以外、極力抑壓の方針を堅持し、二十三年度豫算同様骨格豫算の編成に終始した。従つて本年度においても年度中途において税制の改正が行われ、豫算の全面的追加更正が必要となり、十月定例市會において追加更正を行つたのである。而して當初豫算額は六億三千四百十八萬餘円であつたが、九月末には七億三千七百二十萬二千餘円となつてゐる。次に本年度歳入豫算について、九月末現在、市税は歳入總額に對し三五%、配付税一三%、使用料手数料六%、調停補助金二三%、市債一四%等であり、國庫依存の面においてはなお相當割合を示し、配付税と合算すれば實に三六%近い率を示してゐるのである。

次に歳出についてみれば、現在の社會情勢を反映して、生活保護費等の増加により、歳出總額に對する社會事業費豫算額は二三%となつており、歳出中の最高率を示してゐる。

次は役所費關係で、給與額の膨脹、物價の高騰により二〇%、警察消防關係において一八%となつてゐる。而してこれら歳入歳出の九月末迄における收支の状況は、歳入中市税を以て一億五千七百二十餘萬千餘円となつてゐるが、この内國庫より交付された配付税五千六百六十六萬千餘円を差引けば、豫算額に對し三%の改修成績となる。而して歳入の収入実績を合計すれば、二億六千七百二十三萬六千餘円となり、豫算額に對し三七%となる。

次に歳出豫算の九月末迄における支出実績は、二億九千五百四十三萬千餘円であつて、豫算總額に對し四二%となり、歳入比率と比較するときは六%の増となる。これは市税の収入歩合の低率、市債の未借入等によるものであるが、この点、特に市民各位の納税に對する一層の御協力を望む次第である。

(二) 特別會計戦災復興費について  
 本年度における本市復興事業は、平和都市建設を目標とし、これが完成を圖るため當初總額において、六億九千九百二十三萬七千餘円を計上し、九月末現在においては實に十億九百二十七萬九千餘円に増加してゐるが、大体において現在の事業認許の見通しは一億四千九百五拾三萬二千餘円で單獨復興事業と、それに前年度事業繰越分とを合算し、約二億程度となる見込みである。而して、その財源は市として、國庫補助金と市債に依つてをり、これが豫算計上の割合は補助金において總額の四六%、市債において五一%となつてゐる。

會計別	歳入		歳出	
	當初予算額	追加更正額	現在予算額	自四月支出額
公益質屋費	四、八三八、四〇三	—	四、八三八、四〇三	五、一、二六、七四二
奨學資金	—	—	—	五九〇
天満町外部落有財産	—	—	—	—
用品調達費	五、〇三三、三五五	—	五、〇三三、三五五	五、一、七二、五六四
都市計書事業費	七、七、五三七、四六二	—	七、七、五三七、四六二	九、〇三〇、四九一、六六七
歳入合計	八、八四五、三〇三	—	八、八四五、三〇三	一〇、〇三〇、三三〇、五八三

# 廣 島 市 報

No. 45

昭和二十四年  
十二月三十一日 發行  
(土曜日)

發行人 廣 島 市 役 所

廣 島 市 國 泰 寺 町 三 九  
電 話  
中 三 〇 六 三 一  
中 三 〇 九 〇 五  
中 三 〇 九 〇 六  
中 三 〇 九 〇 七  
中 三 〇 九 〇 八  
中 三 〇 九 〇 九  
中 三 〇 九 一 〇  
中 三 〇 九 一 一  
中 三 〇 九 一 二  
中 三 〇 九 一 三  
中 三 〇 九 一 四  
中 三 〇 九 一 五  
中 三 〇 九 一 六  
中 三 〇 九 一 七  
中 三 〇 九 一 八  
中 三 〇 九 一 九  
中 三 〇 九 二 〇  
中 三 〇 九 二 一  
中 三 〇 九 二 二  
中 三 〇 九 二 三  
中 三 〇 九 二 四  
中 三 〇 九 二 五  
中 三 〇 九 二 六  
中 三 〇 九 二 七  
中 三 〇 九 二 八  
中 三 〇 九 二 九  
中 三 〇 九 三 〇  
中 三 〇 九 三 一  
中 三 〇 九 三 二  
中 三 〇 九 三 三  
中 三 〇 九 三 四  
中 三 〇 九 三 五  
中 三 〇 九 三 六  
中 三 〇 九 三 七  
中 三 〇 九 三 八  
中 三 〇 九 三 九  
中 三 〇 九 四 〇  
中 三 〇 九 四 一  
中 三 〇 九 四 二  
中 三 〇 九 四 三  
中 三 〇 九 四 四  
中 三 〇 九 四 五  
中 三 〇 九 四 六  
中 三 〇 九 四 七  
中 三 〇 九 四 八  
中 三 〇 九 四 九  
中 三 〇 九 五 〇  
中 三 〇 九 五 一  
中 三 〇 九 五 二  
中 三 〇 九 五 三  
中 三 〇 九 五 四  
中 三 〇 九 五 五  
中 三 〇 九 五 六  
中 三 〇 九 五 七  
中 三 〇 九 五 八  
中 三 〇 九 五 九  
中 三 〇 九 六 〇  
中 三 〇 九 六 一  
中 三 〇 九 六 二  
中 三 〇 九 六 三  
中 三 〇 九 六 四  
中 三 〇 九 六 五  
中 三 〇 九 六 六  
中 三 〇 九 六 七  
中 三 〇 九 六 八  
中 三 〇 九 六 九  
中 三 〇 九 七 〇  
中 三 〇 九 七 一  
中 三 〇 九 七 二  
中 三 〇 九 七 三  
中 三 〇 九 七 四  
中 三 〇 九 七 五  
中 三 〇 九 七 六  
中 三 〇 九 七 七  
中 三 〇 九 七 八  
中 三 〇 九 七 九  
中 三 〇 九 八 〇  
中 三 〇 九 八 一  
中 三 〇 九 八 二  
中 三 〇 九 八 三  
中 三 〇 九 八 四  
中 三 〇 九 八 五  
中 三 〇 九 八 六  
中 三 〇 九 八 七  
中 三 〇 九 八 八  
中 三 〇 九 八 九  
中 三 〇 九 九 〇  
中 三 〇 九 九 一  
中 三 〇 九 九 二  
中 三 〇 九 九 三  
中 三 〇 九 九 四  
中 三 〇 九 九 五  
中 三 〇 九 九 六  
中 三 〇 九 九 七  
中 三 〇 九 九 八  
中 三 〇 九 九 九  
中 三 〇 一 〇 〇

## 目 次

廣島市職員臨時年末手当支給條例制定	一
廣島市警察條例制定	一
廣島市々管住宅使用條例施行細則の一部改正	四
廣島市立小學校及び中學校給食炊事婦手當支給規則の一部改正	四
道路占用規則の一部改正	四
廣島市役所係設置規則の一部改正	五
廣島市警察職員の宣誓、教育訓練、禮式及び服制に關する規則制定	六
廣島市水道工事店指定並びに給水装置技術合格者について	七
十二月定例市議會招集告示	八
警察法第二十五條の規定による吏員の身分を示す證書について	九
第九回換地豫定地指定第十回未指定地補充換地豫定地指定並びに第十回換地豫定地變更換地指定の發表	九
第二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正及び賦課十四年度特別會計戰災復興費歳入追加及び公費	九
法の保障する個人の自由	二〇
廣島市報 復活第四十五號	二〇

換地豫定地取消について……………二二  
 ◎廣島市選舉管理委員告示……………二二  
 ◎監査公表……………二二  
 地方自治法第二百四十條による臨時出納検査の結果報告……………二六  
 ◎辭 令……………二九  
 ◎雜 報……………二九  
 十二月定例市議會における議決事件について……………三〇  
 戸籍上の市勢について……………三〇  
 出張所管區域別人口及び世帯状況表について……………三三  
 ◎正 誤……………三三

廣島市議会の議決を経て廣島市職員臨時年末手当支給條例を次のように制定する。  
 昭和二十四年十二月二十六日  
 廣島市長 濱 井 信 三

廣島市條例第六十一號  
 廣島市職員臨時年末手当支給條例  
 第一條 本市職員にして、この條例施行の際現在に在職する者に對しては、昭和二十四年度に限り臨時年末手当を支給する。  
 第二條 臨時年末手当の額は、給料月額の一ヶ月分以内とする。

廣島市條例第六十二號  
 廣島市警察條例  
 廣島市警察條例  
 (管理の基本)  
 第一條 この條例は、警察法に基き、廣島市警察管理の基本的事項を定めるものとする。  
 (公安委員會)  
 第二條 廣島市公安委員會(以下公安委員會という)は、廣島市警察を管理するものとする。  
 (警察本部)  
 第三條 廣島市の警察本部は、その名稱を廣島市警察本部(以下警察本部という)とす、廣島市國泰寺町三十九番地に置く。  
 第四條 警察本部に本部長を置き、警察長を以てこれに充てる。  
 第五條 警察本部に左の三部を置く。  
 一、警 務 部  
 二、公 安 部

從つて九、警察本部の各部に課を設け、部に部長、課に課長を置き、部長には警視を、課長には警視又は警部若しくは警察主事をもつてこれに充てる。

第七條 廣島市警察の管轄區域内に警察署を置く。警察署の位置、名稱及び管轄區域は、別表の通りとする。

第八條 警察署に署長を置き、警視を以てこれに充てる。警察署長は、上司の指揮監督を受けて、管轄區域内における警察事務を執行し、部下の職員を指揮監督する。

第九條 警察署に派出所及び駐在所を置き、その位置、名稱及び管轄區域は、公安委員會に諮り、別に規則でこれを定める。

第十條 廣島市警察に次の警察職員を置く。(警察職員) 一、警察吏員 五七八人 二、その他の職員 六八八人

第十一條 本部長は、豫算の範圍内において、必要且つ適當な階級に警察吏員を採用し又は昇任する。

第十二條 警察長に任命すべき者は、警察事務に經驗を有し、警察長として事務を處理するに足る學識經驗者であることを要する。

第十三條 警察職員(この場合警察長を除く)の採用及び昇任は、筆記及び口頭による競争試験によるものとする。

第十四條 警察職員は、一階級に一年以上勤務した後でなければ次の階級に昇任することができない。又、同時に二階級以上昇任することができない。

第十五條 左の各號の一に該當する者は、警察職員となる能力を有しない。一、禁治産者及び準禁治産者 二、禁錮以上の刑に處せられ、その執行を終るまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者 三、懲戒免職の處分を受け、當該處分の日から二年を経過しない者 四、日本國憲法施行の日以後において、日本國憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政黨その他の團體を結成し、又はこれに加入した者

第十六條 警察職員は、法律及び條例の定める事由によらなければ、その意に反して降任され、休職

第十七條 警察職員が第十五條第一號第二號及び第四號の規定に該當するに至つたときは、當然その職を失う。

第十八條 警察職員が左の各號の一に該當する場合は、その意に反し、これを降任し又は免職することができる。一、勤務實績がよくない場合 二、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合 三、本人の屬する階級若しくは職務に必要な適格性を缺ぐ場合 四、定員の改正により過員を生じた場合

第十九條 警察職員が左の各號の一に該當する場合は、その意に反してこれを休職することができる。一、心身の故障のため、長期の休養を要する場合 二、刑事事件に關し、起訴された場合 三、休職の期間は、前項第一號の場合是一年とし、第二號の場合は、その事件が裁判所に係属する間とする。但し、休職の事由が消滅したときはこの限りでない。

第二十條 前項但書の場合には、すみやかに復職させなければならぬ。

第二十一條 休職者は、警察職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

第二十二條 前條第一號の休職者が休職期間が満了したとき、又は同條第二號の休職者が有罪の判決が確定したときは、當然退職者とする。

第二十三條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第二十四條 警察職員が左の各號の一に該當する場合は、又は免職されることはない。

第二十五條 警察職員が第十五條第一號第二號及び第四號の規定に該當するに至つたときは、當然その職を失う。

第二十六條 警察職員が左の各號の一に該當する場合は、その意に反し、これを降任し又は免職することができる。一、勤務實績がよくない場合 二、心身の故障のため、職務の遂行に支障があり又はこれに堪えない場合 三、本人の屬する階級若しくは職務に必要な適格性を缺ぐ場合 四、定員の改正により過員を生じた場合

第二十七條 警察職員が左の各號の一に該當する場合は、その意に反してこれを休職することができる。一、心身の故障のため、長期の休養を要する場合 二、刑事事件に關し、起訴された場合 三、休職の期間は、前項第一號の場合是一年とし、第二號の場合は、その事件が裁判所に係属する間とする。但し、休職の事由が消滅したときはこの限りでない。

第二十八條 前項但書の場合には、すみやかに復職させなければならぬ。

第二十九條 休職者は、警察職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

第三十條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十一條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十二條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十三條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十四條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十五條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十六條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十七條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十八條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第三十九條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十一條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十二條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十三條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十四條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十五條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十六條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十七條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十八條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第四十九條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十一條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十二條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十三條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十四條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十五條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十六條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十七條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第五十八條 休職者が休職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

合は、これに對し、懲戒處分として、免職、停職、減給又は戒告の處分をすることが出来る。一、職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合 二、職務の内外を問わず公職上の信用を失はうべき行為があつた場合 三、市民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があつた場合 第二十二條 停職は、一年を越えない範圍内とする。停職者は、警察職員としての身分を保有するが職務に従事しない。

第二十三條 停職の期間中、給與を受けることができない。停職者が停職中、他から給料又は報酬を受けるに至つたときは、當然退職者とする。

第二十四條 減給は、一月以上一年以下の期間内において給料額の三分の一以下を減ずる。戒告は、非違を指摘し、將來を戒慎せしめる。

第二十五條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第二十六條 警察職員は、その職務が國民の生命身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持にあることを自覺し日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる

第二十七條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第二十八條 警察職員は、その職務が國民の生命身体及び財産の保護に任じ、犯罪の捜査、被疑者の逮捕及び公安の維持にあることを自覺し日本國憲法の保障する個人の自由及び権利の干渉にわたる

第二十九條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十一條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十二條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十三條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十四條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十五條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十六條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十七條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十八條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第三十九條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十一條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十二條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十三條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十四條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十五條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十六條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十七條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十八條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第四十九條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十一條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十二條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十三條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十四條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十五條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十六條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十七條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十八條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第五十九條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。

第六十條 警察職員は、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を擧げてこれに専念しなければならぬ。



91	三六七〇〇	94	四三四五〇	97	五三二五〇
92	三八九五〇	95	四五五五〇	98	五六九〇〇
93	四二二〇〇	96	四九四〇〇	99	六〇六〇〇
100	六四三五〇	101	六八三五〇	102	七一八〇〇
103	七五五五〇	104	八三〇五〇	105	九〇五〇〇

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和二十四年十二月十六日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第五十九號

廣島市役所係設置規則の一部を改正する規則

廣島市役所係設置規則（昭和二十三年八月二十日廣島市規則第二十八號）の一部を次のように改正する。

- 第一條の一部を次のように改める。
- 職員課の「厚生係」を削る。
- 稅務課の「第一檢稅係、第二檢稅係」を「檢稅係」に、「徵收係」を「第一徵收係、第二徵收係」に改める。
- 渉外課の「外事係、渉外係」を削る。
- 調査課の「庶務係、調査係」を削る。
- 學務課の「庶務係」を削る。
- 商工課の「商政係、觀光係、港灣係」を削り、「勸業係」の次に「觀光港灣係」を加える。
- 食糧課の「市場係」を削る。
- 保健課の「豫防係」を削る。
- 住宅課の「計畫係」を削る。
- 第二條の一部を次のように改める。
- 職員課の標題「厚生係」及びその分掌事務を削り、「人事係」の分掌事務を左の通り改める。
- 人事係
  - 一、職員の任免及び賞罰に關すること
  - 二、職員の設定に關すること

- 三、職員の出勤並びに出張命令に關すること
- 四、職員の研究並びに能率の増進に關すること
- 五、職員福利厚生並びに保健に關すること
- 六、宿直、日直の割當に關すること
- 七、共済組合及び職員組合に關すること
- 八、課内庶務に關すること
- 稅務課の標題「第一檢稅係、第二檢稅係」を「檢稅係」に改め、その分掌事務は左の通りとする。
- 一、縣市獨立稅、不動産取得稅、建築稅、家屋稅、縣市民稅の課稅資料の調査に關すること。標題「徵收係」を「第一徵收係、第二徵收係」に改め、それぞれの分掌事務はなお従前の通りとする
- 渉外課の標題「外事係、渉外係」を削り、分掌事務を左の通り改める。
- 一、進駐車との交渉連絡に關すること
- 二、翻譯及び通譯に關すること
- 三、外國人登録令に關すること
- 四、第三國人送還事務に關すること
- 五、その他外事に關すること
- 六、課内庶務に關すること
- 調査課の標題「庶務係、調査係」を削り、分掌事務を左の通り改める。
- 一、國勢調査及び人口、住宅統計に關すること
- 二、農林、水産、商工、港灣、勤勞等の統計調査に關すること
- 三、廣島市統計書及び統計表作成に關すること
- 四、廣島市市勢調査區に關すること
- 五、市勢要覽に關すること

- 六、その他の調査に關すること
- 七、課内庶務に關すること
- 學務課の標題「庶務係」を削り、課の分掌事務を左の通り改める。
- 學事係
  - 一、教育關係豫算の編成並びに經理に關すること
  - 二、學校關係諸給與その他所要經費の支拂に關すること
  - 三、授業料、入學料の徵收に關すること
  - 四、學校、幼稚園職員の進退、服務、福利厚生等に關すること
  - 五、學校の設置、廢止及び學區の制定に關すること
  - 六、兒童の就學に關すること
  - 七、教育の研究、輔導、教育團體との連絡その他教學に關すること
  - 八、課内庶務に關すること
- 施設係
  - 一、學校、幼稚園の建築計畫及び營繕に關すること
  - 二、校舍、校地の管理に關すること
  - 三、學校用品調達手續に關すること
  - 四、學校關係指定生産資材申請及び割當に關すること
  - 五、學校給食、學校衛生その他學校施設に關すること
  - 商工課の標題「商政係、觀光係、港灣係」を削り、課の分掌事務を左の通り改める。
  - 勸業係
    - 一、經濟事情の調査及び研究に關すること
    - 二、商工業の振興及び指導並びに商工相談所に關すること
    - 三、商工業の金融に關すること
    - 四、事業内容の證明に關すること

- 五、露店營業の許可及び旅客並びに輕車輛輸送事業に關すること
- 六、度量衡に關すること
- 七、公設市場の運営に關すること
- 八、商工會議所その他商工團體に關すること
- 九、課内庶務に關すること
- 觀光港灣係
  - 一、觀光宣傳及び觀光客の誘致に關すること
  - 二、觀光施設の整備改善に關すること
  - 三、觀光團體に關すること
  - 四、競馬及び自動車競技に關すること
  - 五、貿易産業並びに貿易の調査、指導、獎勵に關すること
  - 六、貿易關係團體に關すること
  - 七、港灣、棧橋の管理運営並びにその利用増進に關すること
  - 八、港灣事務所その他港灣に關すること
- 配給係
  - 一、主食調味品の配給に關すること
  - 二、燃料の配給に關すること
  - 三、せんい製品、日用雜貨品の配給に關すること
  - 四、衣料品小賣業者登録諮問委員會に關すること
  - 五、配給統制機關及び配給統制團體に關すること
  - 食糧課の標題「市場係」を削り、課の分掌事務を左の通り改める。
  - 農産係
    - 一、農業及び畜産業の生産指導に關すること
    - 二、農業經營並びに家庭園藝經營の指導に關すること
    - 三、農産物の生産及び供用に關すること
    - 四、農薬用低價物資に關すること
    - 五、肥料に關すること
    - 六、農産生産資材に關すること

- 七、食糧調整委員會並びに農業生産區に關する事
- 八、家畜市場に關すること
- 水産係
  - 一、水産物の生産並びに加工指導に關すること
  - 二、水産業關係團體の指導に關すること
  - 三、漁船及び漁業權に關すること
  - 四、鮮魚介類及び加工水産物の荷受機關に關すること
  - 五、漁業生産資材並びに報償物資に關すること
  - 六、魚市場に關すること
  - 七、課内庶務に關すること
- 農政係
  - 一、農地調整並びに自作農創設に關すること
  - 二、農地委員會に關すること
  - 三、土地改良に關すること
  - 四、開拓並びに移植に關すること
  - 五、林業に關すること
  - 六、農業關係團體の指導に關すること
  - 保健課の標題「豫防係」及びその分掌事務を削り、「公衆衛生係、健康指導係」の分掌事務を左の通り改める。
  - 公衆衛生係
    - 一、食品衛生及び豫防防疫に關すること
    - 二、菜地火葬場及び埋火葬に關すること
    - 三、保健所、衛生試驗所、船入院院並びに中央診療所に關すること
    - 四、居場内事務に關すること
    - 五、課内庶務に關すること
  - 健康指導係
    - 一、醫療法並びに環境衛生に關すること
    - 二、兒童並びに労働衛生に關すること
    - 三、妊産婦、乳幼児の保健に關すること
    - 四、榮養調査及び改善に關すること

- 五、醫師會その他保健團體に關すること
- 住宅課の標題「計畫係」を削り、「工事係」の分掌事務を左の通り改める。
- 工事係
  - 一、住宅の建築工事施行に關すること
  - 二、住宅敷地の調査測量に關すること
  - 三、住宅建設計畫及び設計に關すること
  - 四、住宅の修繕工事に關すること
- 附則
 

この規則は、公布の日からこれを施行する。

廣島市警察職員、宣誓、教育訓練、禮式及び制服に關する規則を次のように制定する。

昭和二十四年十二月三十一日  
廣島市長 濱井信三

廣島市規則第六十號  
廣島市警察職員の宣誓、教育訓練、禮式及び制服に關する規則

  - 第一條 廣島市警察職員の宣誓、教育訓練、禮式及び制服は、この規則の定めるところによる。
  - 第二條 警察職員は、宣誓、教育訓練、禮式及び制服は、國家公安委員會の定めるところに準じて、これを定めなければならない。
  - 第三條 警察職員は、任命後その任命権者の面前において、廣島市公安委員會（以下公安委員會という）の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。
  - 前項の宣誓は、書面によることを要する。
  - 第四條 警察職員は、前條の宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行うことができない。
  - 第五條 警察職員は、公正且つ、能率的に職務を遂行するため、公安委員會の定めるところにより、學科、術科その他必要な教育訓練をうけなければならない。

第六條 警察職員は、禮節を尊び、紀律を守り、信義を厚くして、親和協同の實をあげるため、公安委員会の定める警察禮式を遵守しなければならない。

第七條 警察吏員の階級を明確にし、嚴肅端正な容装を整え、紀律を維持するため、服制を定めなければならない。

第八條 前條の服制は、豫算の範囲内において、公安委員会が、これを定める。但し、國家地方警察の服制と容易に區別されるものでなければならぬ。

第九條 この規則の施行について、必要な事項は、公安委員会の定めるところによる。

附則  
この規則は、公布の日から、これを施行する。  
昭和二十三年三月五日廣島市規則第四十一號廣島市警察職員の宣誓、教育訓練、禮式及び服制に關する規則は、これを廢止する。

告示

廣島市告示第八十六號  
廣島市水道工事店の指定並びに給水装置技術合格者は左の通りである。  
昭和二十四年十二月十二日  
廣島市長 濱井信三

工事店名	給水装置技術合格者	摘要
大華工業株式会社	久保木 充	
花川清治	伊藤 忠明 松本 義一	
安井工務所	笠井 一臣	

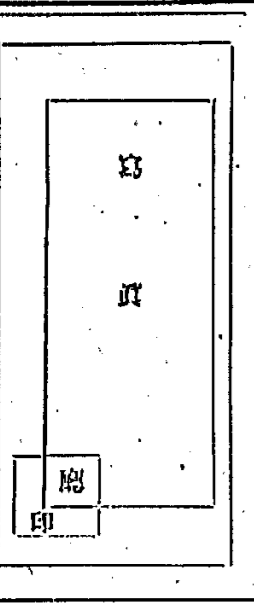
田口建設工業株式会社	廣島出張所	世羅 恒夫	植田 弘剛
泉工業所	泉 秀藏	泉 秀藏	
双葉工業株式会社	行岡 清	行岡 隆重	
須藤工務所	須藤 英男	中本 人司	
岡本工業所	岡本 木代一	今井 齊	
中村水道工業	中村 源次郎	中村 源次郎	
中國水道工業株式会社	前濱 百太郎	前濱 卓彌	
塩田工業所	塩田 勝宏	塩田 繁一	
重田電氣工業有限公司	重田 實	松田 靜馬	
吉川工業株式会社	吉川 實	吉川 實	
中國衛生工業所	近田 成市	秋山 力	

眞光工業所	眞光 重登	篠原 一衛
増利工業所	高橋 源一	増岡 威樹
三機工業株式会社大阪支店廣島出張所	野田 武雄	西川 清吾
大方工業所	大方 三郎	大方 定夫
三木工業株式会社	三木 泰治郎	米田 眞三
廣島出張所	大石 武	原 利雄
堀川工務店	堀川 堅一	堀川 堅一
桐田商會廣島出張所	諸 星 茂	山岡 邦雄
企業組合廣島水道工事	盛谷 正雄	石井 定雄

若山工業株式会社	山下 巖
若山 源六	久保田 信昭
加藤建設工業株式会社	望月 保彦
廣島支店	渡邊 眞也
望月 保彦	
平和建設株式会社	山本 武

廣島市告示第八十七號  
昭和二十四年十二月十三日  
廣島市長 濱井信三  
左記の通り定例廣島市議會を招集する。

一、招集日時 昭和二十四年十二月二十日午後一時  
一、招集場所 廣島市役所  
廣島市告示第八十八號  
昭和二十四年十二月十四日  
廣島市長 濱井信三  
警察法第二十五條の規定による吏員の身分を示す證票について  
警察法第二十五條の規定により立入り検査をする本市吏員の身分を示す證票を左の通り定める。



警察法 抜萃  
第二十五條 厚生大臣又は都道府縣知事は必要があるとき、病院診療所若しくは助産所の開設者に対し必要な報告を命じ、又は當該官吏若しくは吏員に病院診療所若しくは助産所に立ち入り、その清潔保持の状況構造設備若しくは診療録助産録その他の帳簿書類を検査させることができる。  
2.前項の規定によつて立入検査をする當該官吏又は吏員はその身分を示す證票を携帯し、且關係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。  
第四十四條 左の各號の一に該當する者にはこれを五千圓以下の罰金に處する。  
二、第二十五條の規定による報告を怠り若しくは虚偽の報告をし又は當該官吏若しくは吏員の検査を拒み妨げ若しくは忌避した者

廣島市告示第八十九號  
昭和二十四年十二月十九日  
廣島市長 濱井信三  
第九回換地豫定地指定、第十回未指定地補充換地豫定地指定並びに第十回換地豫定地變更換地指定の發表について  
一、廣島市特別都市計畫事業復興東部土地區劃整理施行に伴う左記町名の土地は區劃整理委員會の諮

問を経て換地豫定地が決定したから關係者は東部復興事務所にて承認されたい。  
二、土地所有者に對する換地豫定地指定通知書は土地所有届を提出する人のみ送達する。なお土地所有届を未だ提出していない人は至急届出されたこと。今回復表地區の土地を賣買又は讓渡するときは事前に必ず東部復興事務所へ協議の上取運び願いたい。萬一連絡のない場合は決定した換地を取消すことに立至ることがあるから是非連絡方實行されたい。  
四、前記換地豫定地の使用開始の時期及び借地權その他の權利については追つて指定する。

廣島市告示第九十號  
十二月二十三日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加更正の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。  
昭和二十四年十二月二十三日  
廣島市長 濱井信三  
昭和三十四年度廣島市歳入出豫算追加更正  
歳入  
一、公企業及び財産收入  
金壹千九百六拾壹萬壹千九圓  
二、財産賣拂代金  
金四百四拾五萬四千八拾七圓

一、國庫補助金	金壹億貳千七百七十六萬六千七百七十四圓	二、中學校費	金貳千貳百六拾六萬貳千八百九十四圓	一、統計調査費	金七拾四萬圓
五、縣支出金	金壹億貳千五百九拾四萬九千參拾五圓	三、高等學校費	金壹千六百六拾四萬九千五百參拾參圓	十一、選舉費	金八百九拾貳萬四千六百七拾貳圓
二、補助金	金參千參百四萬八千九百七拾九圓	四、工業專門學校費	金壹千五百六拾壹萬壹千五百六拾四圓	一、選舉費	金五百九拾萬參千參百貳拾九圓
八、繰越金	金五千六百六拾六萬貳千五百參拾四圓	五、圖書館費	金壹百貳拾四萬壹千八百貳拾貳圓	十四、監査委員費	金壹百拾五萬九千七百參拾七圓
一、前年度繰越金	金五千六百六拾六萬貳千五百參拾四圓	六、社會教育費	金壹百參拾六萬參千六百圓	一、監査委員費	金壹百拾五萬九千七百參拾七圓
歳入合計	金七億九千九百七拾七萬參千八百貳拾圓	七、保健衛生費	金參千貳百八拾壹萬九千七百五拾八圓	歳入合計	金七億九千九百七拾七萬參千八百貳拾圓
歳出	金七億九千九百七拾七萬參千八百貳拾圓	一、保健所費	金壹千四百貳拾六萬八千四百拾七圓	歳入出差引殘金なし	
一、議會費	金壹千四百參萬參千九百九拾七圓	八、産業經濟費	金五千八百八拾六萬四千壹圓	廣島市告示第九十一號	
二、役所費	金壹億五千四百四拾四萬九千六百四拾參圓	一、配給諸費	金貳拾貳萬四千八百九圓	十二月二十三日市議會の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。	
三、警察費	金壹億參千九百參拾參萬七千六百貳拾壹圓	二、農水産諸費	金壹百七拾四萬貳千六百五拾七圓	昭和三十四年十一月二十三日	
一、警察費	金壹億參千八百參拾壹萬貳千九百四圓	六、農地委員會費	金九拾五萬六千九圓	廣島市長 濱井信三	
二、消防費	金九千七百參拾五萬九千八百貳拾六圓	七、農業調整委員會費	金六拾六萬四千九百四拾八圓		
三、消防團費	金參千七百貳拾六萬六千四百貳拾九圓	十一、港灣諸費	金壹千九拾壹萬七千五百拾壹圓		
五、教育費	金六千參百參拾九萬壹千貳百五拾六圓	九、財産管理費	金七百六拾九萬九千四百四拾圓		
一、小學校費	金六千參百參拾九萬壹千貳百五拾六圓	二、財産管理費	金七百五拾貳萬參千貳百六拾五圓		
歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓	十、統計調査費	金七拾四萬圓		
歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓	七、保健衛生費	金九萬六千貳百五拾圓		
歳入出差引殘金なし		十八、育成費	金九萬六千貳百五拾圓		
廣島市告示第九十三號		歳入合計	金九萬六千貳百五拾圓		
昭和二十四年十一月二十六日		歳入合計	金九萬六千貳百五拾圓		
廣島市長 濱井信三		歳入合計	金九萬六千貳百五拾圓		
		歳入合計	金九萬六千貳百五拾圓		

選舉管理委員會告示

廣島市告示第九十二號  
 十二月二十四日市議会の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。  
 昭和二十四年十一月二十四日  
 廣島市長 濱井信三  
 昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加

廣島市告示第九十一號  
 十二月二十三日市議会の議決を経た昭和二十四年度廣島市特別會計戰災復興費歳入出豫算追加の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。  
 昭和三十四年十一月二十三日  
 廣島市長 濱井信三

選舉管理委員會告示

廣島市告示第九十九號  
 昭和二十四年九月十五日現在に依り調製したる本市衆議院議員選舉人名簿に關する修正申立に對し十一月二十八日爲したる決定に基き衆議院議員選舉法第十五條の規定により選舉人名簿を修正した。その要領別紙の如し。  
 昭和二十四年十一月二十八日  
 廣島市選舉管理委員會  
 委員長 平井憲太郎

選舉管理委員會告示

廣島市告示第九十三號  
 昭和二十四年十一月二十六日  
 廣島市長 濱井信三  
 日本石炭株式會社所有地の假換地は、昭和二十三年八月五日發表したが、閉鎖機關と指定せられたから一應これを取消す。

選舉管理委員會告示

廣島市告示第九十九號  
 昭和二十四年九月十五日現在に依り調製したる本市衆議院議員選舉人名簿に關する修正申立に對し十一月二十八日爲したる決定に基き衆議院議員選舉法第十五條の規定により選舉人名簿を修正した。その要領別紙の如し。  
 昭和二十四年十一月二十八日  
 廣島市選舉管理委員會  
 委員長 平井憲太郎

三、重要幹線街路整備事業費	金五千五百參拾壹萬五千九百圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
一、復興街路費	金壹千九百九拾四萬九千二百五拾圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
二、水道費	金參百四拾七萬參千七百五拾圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
三、下水道費	金壹千八百參拾壹萬貳千五百五拾圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
四、公園墓苑費	金壹百八拾六萬壹千六百五拾圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
五、幹線道路費	金壹千七百七拾參萬圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
歳入合計	金五千五百參拾壹萬五千九百圓	歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
歳入出差引殘金なし		歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
廣島市告示第九十二號		歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
十二月二十四日市議会の議決を経た昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加の要領は次の通りである。但しこの豫算は即日これを施行する。		歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
昭和二十四年十一月二十四日		歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
廣島市長 濱井信三		歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓
昭和二十四年度廣島市歳入出豫算追加		歳入合計	金九千九百六拾六萬六千六百四拾九圓

名簿番號	住	所	生	年	月	日	氏	名	修正要領
六八〇	矢賀町八三九番地	大久保昇方	昭和四年一月十日	信	岡	雅	人	新ニ登録	修正申立人
三、四八四	尾長町九七七番地		昭和四年四月一日	新	矢	宜	弘	同	同

名簿番號	住	所	生	年	月	日	氏	名	修正要領
六八〇	矢賀町八三九番地	大久保昇方	昭和四年一月十日	信	岡	雅	人	新ニ登録	修正申立人
三、四八四	尾長町九七七番地		昭和四年四月一日	新	矢	宜	弘	同	同

一、五二四	同町一、九四六番地	昭和四年五月二十六日	藤原信	同	同
一、五二三	同町同	昭和四年十月十四日	片岡隆紀	同	同
一、五二二	同町同	昭和三年三月十九日	吉平治男	同	同
一、五二一	同町同	昭和四年十二月七日	深川勇	同	同
一、五二〇	同町同	昭和四年十一月二十五日	森島雅夫	同	同
一、五一九	同町同	昭和四年一月一日	山岡勝	同	同
一、五一八	同町同	昭和四年十二月十九日	内藤祐幸	同	同
一、五一七	同町同	昭和四年三月四日	二子岩好光	同	同
一、五一六	東雲町一、七〇〇番地 師範學校寄宿舎内	昭和四年七月三日	藤田正彦	同	同
一、二二一	同町二〇八番地	大正八年三月二十二日	津田イサ子	同	同
一、二二〇	仁保町青崎九九五番地 玉田芳郎方	明治二十八年五月二十五日	山脇マツノ	同	同
一、二一九	同町九九五番地 玉田芳郎方	大正十年三月十日	山脇重郎	同	同
一、二一八	同町一四二番地ノ二 河村政三方	大正元年九月二日	本田富雄	同	同
一、二一七	仁保町青崎一四二番地ノ二 河村政三方	大正十四年十一月十五日	本田武子	同	同
一、一九一	仁保町向洋本町東洋工場第四門内	大正八年十二月三十日	中藤トヨ子	同	同
一、一七八	南蟹屋町四八八番地	昭和三年一月二十八日	赤松忠司	同	同
三八六	同町三六番地	大正七年二月五日	有田テル子	同	同
三八五	猿橋町三六番地	大正三年三月十一日	有田吉郎	同	同
三、四八六	同町三七九番地 藤野悦治方	大正七年九月二十一日	檜村秀雄	同	同
三、四八五	同町三七九番地 藤野悦治方	大正十二年七月五日	檜村泰江	同	同

金七拾四万圓

歳入

三三三三三三

一、五二五	同町一、九四六番地	昭和四年八月二十七日	岩崎忠弘	同	同
九五九	旭町一、三四四番地	昭和四年十一月九日	伊井英雄	同	同
八九三	出汐町 清和寮内	昭和四年十二月十五日	山田機平	同	同
四、四七七	牛田町一三八番地	明治二十一年七月三日	竹下小四郎	同	三宅慶司
四、四七八	同町一、二〇九番地	昭和二年二月二十日	武藤裕	同	本人
五二七	東白鳥町一五二番地ノ五	昭和四年十二月十八日	眞木仲文	同	同
七七	山口町一六番地	大正五年十二月一日	河村雅数	同	同
七八	同町一六番地	明治四十四年七月三十一日	河村雅数	同	同
一五三	藥研畑町甲ノ六番地	大正十三年七月二十五日	久保田末正	同	同
二五三	三川町五三番地	昭和三年十二月十七日	吉本延子	同	同
一一一	徳見町四八一番地	大正四年五月六日	堀山競	同	三吉信文
六一一	比治山本町一、〇八四番地	昭和二年八月二十六日	吉田英兒	同	下原忠
六二二	同町一、〇八四番地	昭和三年七月十五日	吉田麗子	同	本人
二、〇七〇	皆賀町二丁目四八二番地	明治三十一年一月十九日	藤倉マヌ	同	同
二、四三九	皆賀町三丁目三番地 廣高内	大正十二年六月二日	入江獎	同	同
二、四〇〇	同町三五二ノ一番地 山根清登方	大正十一年五月十一日	大本良雄	同	同
一、七六七	翠町一、七八一ノ一番地	明治四十五年五月六日	桑田勇一	同	下原忠
七八七	元字品町一一一番地	明治四十六年五月十三日	石堂カシノ	同	本人
七八八	同町一一一番地	明治四十四年四月七日	石堂繁	同	同
七八九	同町 水野造船宿舎内	大正十五年二月二十七日	山本義晴	同	同
七九〇	同町一一一番地	明治四十四年一月三日	佐々木松子	同	同



五六四	吉澤羽衣町二〇八番地	大正十一年三月十六日	佐々木シズエ	同	同
五六五	同町二〇八番地	大正元年十二月十五日	佐々木 毅	同	同
六八	塚本町三八番地	大正七年十一月十四日	田 島 秀 夫	同	本人
六九	同町三八番地	大正十二年十月二十九日	田 島 コ ユ ウ	同	田島 秀夫
八三	堺町二丁目二三番地	大正二年七月三十日	高 橋 弘	同	本人
六九	同町三丁目瀧口吉吉方	大正三年一月十四日	村 田 亘	同	同
五八九	河原町市營住宅二十四號	昭和四年八月十一日	炭 本 遼	同	同
三五〇	舟入仲町一八五番地	明治四十三年三月十五日	香 川 小 泰	同	香川 景久
三五二	同町一八五番地	明治三十九年十月六日	香 川 景 久	同	本人
一、三五四	舟入川口町七四五番地ノ三	大正十一年八月五日	香 川 景 久	同	本人
七三九	西観音町二丁目三六四ノ一番地	昭和四年五月十四日	山 村 開	同	本人
五、三八二	南観音町二丁目北六八九番地	明治三十四年五月八日	田 村 藤 七	同	同
五、八三三	同町二丁目八四五番地	昭和四年五月三十一日	栗 原 喜 美 子	同	同
五、八三四	同町三丁目二、三三一番地	明治二十三年一月九日	後 藤 ト ナ	同	同
五、八三五	同町三丁目一、三七二番地	明治三十四年三月十七日	後 藤 良 一	同	同
八〇七	三篠本町二丁目一四七番地	昭和四年八月二十三日	河 村 滿 男	同	同
八九〇	打越町六六三ノ一番地	明治四十年一月五日	立 花 鶴 五 郎	同	河村 貴康
八九一	同町六六三ノ一番地	大正元年十一月三日	立 花 サ サ コ	同	同
五、〇七七	已斐西中町二、三一四番地	昭和二年三月三十一日	八 谷 定 徳	同	八谷イチノ
一、〇四一	庚午町六八五番地	昭和四年十一月七日	岩 崎 康 子	同	本人

七九一	同町一一一番地	明治四十年十月二十六日	佐々木二男	同	同
一〇、四一〇	宇品町二區三二八番地 木村スミ方	大正十五年八月二十九日	神 谷 昌 彦	同	同
一〇、四一一	同町四區三九番地	明治三十七年八月十一日	旭 淳 雄	同	同
一〇、四一二	同町四區埋立中國スレート内	大正六年九月十五日	川 崎 ス エ コ	同	同
一〇、四一三	同町七區二七七ノ一番地 重森數雄方	明治三十七年三月七日	鹿 波 義 清	同	同
一〇、四一四	同町七區二七七番地 渡邊延市方	大正二年十一月十五日	三 田 尾 正 次 郎	同	同
一〇、四一五	宇品町九區二〇四番地ノ六 中澤方	大正五年六月十七日	森 山 忠 雄	同	下原 忠
一〇、四一六	同町八八一番地	大正二年十二月十七日	柴 崎 タ マ コ	同	山本 交平
一〇、四一七	同町一、一三四番地	明治元年十一月二十四日	大 槻 カ タ	同	同
一〇、四一八	同町七五二番地 廣島郵政研修所内	大正八年十月二十九日	本 家 秋 薫	同	本人
四、八六三	基町店舖住宅四號六 津川義正方	昭和二年三月二十二日	河 本 昭	同	同
二〇八	研屋町六番地	大正十一年五月九日	長 野 正 枝	同	下原 忠
二〇九	同町二三〇番地	大正三年十一月二十三日	長 野 安 雄	同	同
五二	袋町六番地 富國ビル三階内	明治三十九年二月十四日	上 村 洋 造	同	本人
五三	同町六番地 富國ビル三階内	明治四十年一月二十三日	上 村 清	同	同
九七	細工町三四番地	大正四年一月二十五日	森 富 愛 子	同	下原 忠
二〇三	新川場町六六番地 藤井方	大正八年二月十日	齊 藤 大 八	同	本人
三二〇	大手町八丁目一五四番地 土谷病院内	大正十五年二月十五日	増 川 美 子	同	下原 忠
六六四	千田町二丁目六三三番地	大正十三年四月一日	字 治 清 子	同	同
一九七	千田町三丁目八二八番地 電鐵寄宿舍内	大正九年三月十五日	兼 森 末 登	同	小西 信子
一九八	同町八二八番地 電鐵寄宿舍内	大正六年三月二十八日	加 藤 幸 一	同	下原 忠





民生局學務課勤務を命ずる 佐々木暢之  
 秘書課勤務を命ずる 矢野年明  
 第三民生委員事務所勤務を命ずる 山本英造  
 民生局社會教育課勤務を命ずる 四國五郎  
 中央出張所勤務を命ずる 片山勉  
 民生局社會課勤務を命ずる 横路勘次郎  
 昭和二十四年十二月十六日 技術吏員  
 願により本職を免する 渡邊重一  
 昭和二十四年十二月十九日 技術吏員  
 事務吏員 佐々木勇  
 昭和二十四年十二月二十八日 事務吏員  
 佐々木勇 原一法  
 小林立 花岡正登  
 伴谷保 井上貞雄  
 兒玉増信 楠木實  
 井本重典 西山寛  
 浅川稔 宮下武夫  
 船倉逸郎 水津美津雄  
 飯干信一

主事に補する(各通) 金川忠夫 景山良三  
 技術吏員 大東武男 丸一輝夫  
 野上章 高橋直人 藤永修  
 北谷松夫 木下一  
 技師に補する(各通) 昭和三十四年十二月三十一日  
 十二月定例市議会において、左記の通り議決され  
 た。  
 十二月二十三日議決  
 一、第四百十二號議案 昭和三十四年度廣島市歳  
 入出豫算追加更正 原案可決  
 一、第四百十三號議案 昭和三十四年度廣島市特  
 別會計歳入復費歳入出豫算追加  
 一、第四百十四號議案 昭和三十四年度廣島市主要  
 幹線街路整備事業費公債方法  
 一、第四百十五號議案 主事請負契約同意につ  
 いて 同意  
 一、第四百十六號議案 工事請負契約締結の承認  
 について 採擇  
 一、監第一三五號 諮問の件 新開貞夫當選  
 假議長選舉の件 否決  
 一、議長不信任の件 否決  
 十二月二十四日議決  
 一、決議 (日米高等學校蹴球試合激勵に關す  
 る件) 決定

一、第四百十七號議案 昭和三十四年度廣島市歳  
 入出豫算追加 原案可決  
 一、第四百十八號 議案廣島市職員臨時年末手当當  
 支給條例の制定について  
 一、第四百十九號議案 廣島市警察條例制定につ  
 いて  
 一、第四百五十號議案 契約締結の承認について 同意  
 一、第四百五十一號議案 契約締結の承認について  
 一、第四百五十二號議案 豫算外義務負擔について 原案可決  
 一、發議 (店舗併用住宅の國庫補助金並びに金  
 融對策要望の件) 決定  
 一、發議 (廣島縣前罹災復興建設に關する  
 件) 委員會附託  
 一、請願 (仁保町宇露復被附近下水の排水方  
 望の件) 〃  
 一、請願 (青年會館建設敷地の選定方要望の件)  
 〃  
 一、請願 (庚午町の消火對策として道路並びに接  
 水地の施設方要望の件) 〃  
 一、請願 (職町小學校舊校舍の貸與方要望の件)  
 〃  
 一、〃 (基町高等學校々舎増築方要望の件) 採擇  
 一、〃 (白鳥小學校の校舍増築方要望の件) 採擇  
 一、〃 皆實町小學校々舎増築及び校庭の整備  
 排水溝の改修要望の件) 委員會附託  
 一、〃 (本川小學校に模範校舍建設を要望の  
 件) 〃  
 一、〃 (國泰寺中學校新築の促進方要望の件)  
 〃

種 類	件 數	同 上		前 年 同 期	増 減	引 伸	備 考
		最 大	最 少				
種 類	件 數	最 大	最 少	前 年 同 期	増 減	引 伸	備 考
婚 姻	一八二	一七	一	一五〇	一〇	一	一、〃 (市内東部に新制中學校設置方要望の件) 〃 一、〃 (尾長小學校々舎増築方要望の件) 〃 一、發議 (廣島、吳間急行バス運行實現に關する件) 採擇 (昭和二十四年十一月分)
出 生	二八五	一三	一	二七二	四	一	一、市内で發生した出生から死亡を減じた増△減數 男一九四、女一八三計三七七一日平均一二、六 一、前年同上 男二一五 女一九五 計四一〇一日平均一三、三
死 亡	一八二	一五	一	一六七	九	一	註 一、左側の數字は本市以外の地域で發生した 事項を本籍地の本市へ届出を示す 一、婚姻、離婚、出生、死亡は三十日分其他 は二十五日で計算したもの
入 籍	五八五	四四	一	四八四	一〇	一	
出 籍	四四三	七九	一	三三〇	一一三	一	
抄本請求	四〇〇	二六五	一	五三	一一四	一	
印鑑届	一一一	七四	一	七七五	三三六	一	
印鑑照査	三、五四九	二二三	一	二、一四三	一、四〇六	一	
身分證明	二〇九	一九	一	二九九	九〇	一	
戸籍開覽	二八四	二〇	一	三〇七	二三	一	

委員會附託  
 一、〃 (本川小學校に模範校舍建設を要望の件) 〃  
 一、〃 (國泰寺中學校新築の促進方要望の件) 〃  
 一、〃 (三篠小學校々舎改築要望の件) 〃  
 一、〃 (天満小學校々舎を本建築校に改築並  
 びに四圍境界煉瓦塀の復舊方要望の件) 〃  
 一、〃 (段原中學校々舎増築方要望の件) 〃  
 一、〃 (大手町小學校々舎建築促進方要望の件) 〃  
 一、〃 (市立字品中學校々舎建築要望の件) 〃

出張所管區域別人口及世帯状況表 (昭二四、一二、一現在)

出張所別	人口		世帯	
	人口	前月との比較△減	世帯	前月との比較△減
牛田	八、三六五	△一一	二、一一七	△三
尾長	一三、一三九	三五	三、〇〇八	九
青崎	九、四五一	五四	二、二三四	△六
荒神	一九、二二〇	九四	四、九九九	一一
比治山	一六、一九六	七八	三、九四一	二八
仁保	五、四九一	八	一、三四五	六
大河	一〇、六六六	△三一	二、五四〇	△一
皆實	一四、五三六	一八九	三、五三七	五二
宇品	二一、七八一	五二	五、七三七	一八
似島	二、二五五	△一八	五〇一	△一
基町	二二、七五八	一九二	五、八三七	三五
小網町	一八、五〇二	二〇四	四、七四一	五二
舟入	一一、三三三	二七九	二、八〇八	四七
観音	一七、二八八	一一二	四、一九二	一五
己斐	一七、九五九	四一	四、五五一	三二
三篠	二六、一一四	五五	三、九九五	一一
草津	一三、一二八	七九	三、二四二	二二
中央	三一、七四〇	三三二	八、〇六八	五一
計	二六九、九〇三	一、七五二	六七、三九三	三七四

正 誤

廣島市報第四十四號(昭和二十四年十一月二十一日付發行)中左記の通り訂正する。

一、廣島市税條例の一部を改正する條例第八條第一項中「一、均等割」を「一、均等割百四十圓」に訂正する。

二、廣島市職員就業規則第二章第二節第九條第一項但書中「午後零時まで」を「午後零時半まで」に、同條第二項中「午後五時十五分から」を「午後零時十五分から」に訂正する。